

業務資料 No. 444

# 経済研究調査

No. 11

サンパウロ州を中心としたブラジル  
漁業の現況

昭和52年10月

国際協力事業団

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. 19	703
	89
登録No. 00941	EPS

703  
4.4  
M3

## ま え が き

昭和51年度における中小企業移住調査は、「サンパウロ州を中心としたブラジル漁業の現況」に調査業種をしぼり、現地調査を行った。

ここに、経済研究調査第11として刊行する。

本資料が企業者移住、漁業移住希望者の移住研究資料として、活用願えれば幸いである。

JICA LIBRARY



1025811[9]

昭和52年10月

移住調整部長

目 次

(頁)

はしがき ..... 1

第一章 ブラジルに於ける漁業の推移

緒 言 ..... 2

ブラジルに於ける漁業部門の発展 ..... 2

ブラジル漁業開発庁 (SUDEPE) の設立ならびに現況 ..... 5

ブラジル漁業開発の為の優先プログラム ..... 6

1) 漁業資源の調査 ..... 7

2) 人的資源の形成と資格者の養成 ..... 8

3) 零細漁業に対する援助 ..... 9

4) 漁業企業の強化 ..... 9

5) 漁業ターミナルの整備 ..... 10

6) 漁業規制 ..... 11

7) 漁業管理の強化 ..... 12

第Ⅰ表 ブラジル漁業開発国家プラン図表 ..... 13

第Ⅱ表 ブラジル漁業開発プラン実施要領 ..... 15

第二章 ブラジル漁業の現状 (サンパウロ州を中心とした) ... 16

① 漁獲について ..... 16

1) ブラジルに於ける漁業生産 ..... 16

第Ⅰ表 ブラジルの漁業生産額 (自1955至1972) の国内  
総生産額と農務省管轄部門の生産額との比較表 ..... 17

第Ⅱ表 ブラジル国内漁業生産量の推移表 (自1939至1976) ... 19

2) サンパウロ州に於ける漁業生産 ..... 20

2.1. 概 論—サンパウロ州の漁獲状況ならびにその伝統 ..... 20

2.2. サンパウロ州の魚類の陸揚げ ..... 21

第1表	サンパウロ州ターミナル別魚類荷揚表(1970~1976)	22
第2表	サンパウロ州ターミナル別荷揚量の比率	22
第3表	サンパウロ州に陸揚げされた主要魚類量の比較表 (1975~1976年)	24
第4表	サンパウロ配給センターへの淡水魚供給地別入荷表 (1975~1976年)	26
第5A表	1974年度サンパウロ州陸揚魚類の港別明細	28
第6A表	1975年度サンパウロ州陸揚魚類の港別明細	30
第7A表	1976年度サンパウロ州陸揚魚類の港別明細	32
第5B表	1974年度サンパウロ州陸揚魚類の月別明細	34
第6B表	1975年度サンパウロ州陸揚魚類の月別明細	36
第7B表	1976年度サンパウロ州陸揚魚類の月別明細	38
2.3.	サンパウロ州に於ける漁撈の技術のレベル	40
第I表	ブラジル東南地域に於ける漁業資源所在表	42
第II表	ブラジル南部地域における漁業資源所在表	44
第III表	ブラジル東北地域における漁業資源所在表	45
第IV表	ブラジル北部地域における漁業資源所在表	46
第V表	漁業総生産量に占める漁民コロニアの参加量表 (1960~1972年)	49
第V-A表	漁業総生産額に占める漁民コロニアの参加額表 (1960~1972年)	50
第VI表	ブラジルにおける登録漁業者数の推移(1960~1972)	51
第VII表	ブラジルの州別、20トン以上の漁船所在表 (1970~1973年)	55
第VIII表	ブラジルの20トン以上の漁船の基地別船種別表 (1972~1973年)	56
2.4.	零細漁業(初歩的漁業)への援助	58
第IX表	ブラジル零細漁業援護プログラムの拡大推移 (1974~1975年)	60

⑩ 鮮魚の加工について .....	61
1) 概    論 .....	61
1. 1. ブラジルにおける鮮魚加工品の生産 .....	61
第8表 鮮魚の国内総生産量(淡水魚を含む)と海産魚 加工品生産量との比較表 .....	62
第9表 ブラジル全体の海産鮮魚加工品の生産量 (1967~1972年) .....	63
第10表 ブラジルにおける魚類缶詰加工の設備能力表 .....	64
第11(A)表 ブラジルの魚缶詰の生産量(1974年分) .....	65
第11(B)表 ブラジルの鯖缶詰の消費量表(1974年分) .....	66
1. 2. サンパウロ州における鮮魚加工品の生産 .....	67
第12表 サンパウロ州の魚類加工場一覧表(1975/76年) .....	69
第13表 サンパウロ州の魚類加工会社明細表 .....	70
2) 鮮魚加工の為の原料について .....	72
第14表 魚類加工量の内訳表(1974年) .....	72
第15表 加工魚類の種別表(1974年) .....	73
第16表 ブラジルの水産加工業における遊休施設の現況(1976年) .....	74
第X表 ブラジルの鯖加工業に対する諸問題の解決方法 .....	76
第17表 サンパウロ州の海産魚の漁獲量 .....	78
第18表 1976年の種類別によるサンパウロ州内の漁獲量 ならびに他州よりの移入量 .....	79
3) 鮮魚加工の内訳 .....	80
3. 1. 冷    却 .....	80
3. 2. 冷    凍 .....	80
第19表 サンパウロ州内の冷凍設備の冷凍能力について .....	81
第20表 サンパウロ州内荷受冷蔵設備の能力表 .....	83
第21表 サンパウロ州内の冷凍倉庫の収容能力 .....	83
第22表 サンパウロ州内の製氷能力一覧表 .....	84
第23表 サンパウロ州内の冷凍魚類生産量(1974年) .....	85

3.3	缶詰	.....	86
第24表	味付別缶詰生産量(1974年)	.....	86
3.4	塩漬	.....	87
第25表	サンパウロ州における魚類塩漬品の生産量(1974年)	.....	88
3.5	特殊品	.....	88
第26表	サンパウロ州の特殊品の製造	.....	89
3.6	魚粉	.....	90
4)	サンパウロ州の鮮魚加工品に対する将来需要	.....	90
第27表	サンパウロ州の1974年の消費量と1977年の 需要予想量	.....	91

附 録 ブラジルで直接間接に漁業とかかわり合ひを持つ機関の組織図

1.	ブラジルの政治体形	.....	92
2.	ブラジルの行政府の組織図	.....	93
3.	ブラジルの農務省	.....	94
4.	ブラジルの大蔵省	.....	95
5.	ブラジルの内務省	.....	96
6.	ブラジルの運輸省	.....	97
7.	ブラジルの外務省	.....	98
8.	ブラジルの保健省	.....	99
9.	ブラジルの労働省	.....	100
10.	ブラジルの海運省	.....	101
11.	サンパウロ州政府	.....	102

第二章 ブラジル漁業の現状（サンパウロ州を中心とした）—続き

④ 魚類の販売について .....	103
1) 下部構造に就ての諸問題 .....	103
2) 価格の形成に伴う諸要素 .....	103
3) 消費 .....	104
第28表 ブラジルにおける魚類推定消費量の推移表 .....	105
第29表 ブラジル人の消費した魚類の内訳表（1970） .....	106
4) 魚類の輸出と輸入 .....	107
第30表 自1967至1976年の輸出額と輸出量表 .....	107
第Ⅹ表 ブラジルの海産物輸出一覧表（1975） .....	108
第Ⅺ表 ブラジルの海産物輸出一覧表（1976） .....	119
第31表 自1967至1976年の輸入額と輸入量表 .....	130
第32表 自1972至1974年の海産品別の輸入額表 .....	130
第Ⅻ表 ブラジルの海産物輸入一覧表（1975） .....	131
第Ⅻ表 ブラジルの海産物輸入一覧表（1976） .....	146
魚類の輸出を増大する可能性について .....	160
第ⅩV表 潜在力と生産能力を基礎とした魚類の輸出予想表 .....	164
5) 魚類の販売径路について .....	165
I) 概要 .....	165
鮮魚（冷却魚） .....	165
冷凍魚 .....	170
缶詰類、塩もの類 .....	170
II) サンパウロ州における魚類の販売機構 .....	171
第33表 サンパウロ市及びABC地区の魚類販売量 .....	174
III) 地域的に見た魚類の販売 .....	175
a) 冷却魚類 .....	175
第34表 CEAGESPの冷却販売比率 .....	175
第35表 CEAGESPの冷却魚類の販売量（76） .....	176
第ⅩV表 CEAGESPの卸市場の魚別最低値月一覧表 （1971/1975） .....	177

b) 冷凍魚類 .....	180
c) 塩ものと燻製品 .....	180
d) 缶詰類 .....	180
第36表 サンパウロ州産缶詰と州別販売量 .....	181
聖週間と魚類の消費 .....	182
IV 魚類の養殖について .....	185
1) 一般的考察 .....	185
第XVI表 電源貯水池利用の魚類養殖試験所一覧表 .....	186
第XVII表 東北干魓対策工事局発表の乾燥期湖水々量表 .....	187
2) 養殖をする目的で調査された魚類 .....	188
a) 概要 .....	188
b) かきの養殖 .....	188
1) カナネア(サンパウロ州)における、かきの養殖 .....	188
2) バイア州トードス、ネスサントス湾における、かきの養殖 .....	192
c) サンパウロ中央電力会社とピラクル及びツクナレの養殖 .....	195
d) ボカイナ山脈における鱒の養殖 .....	197
カンボスト、ジョルドン(サンパウロ州)における鱒の養殖 .....	201
e) マイリンケ(サンパウロ州)における鯉の養殖 .....	205
f) ウバツバ(サンパウロ州)における鰻の養殖 .....	205
3) サンパウロ中央電力会社の養殖魚類の生産予想 .....	206
4) 水力発電貯水池の利用 .....	207
第XIX表 エレトロプラス傘下の46電源貯水池の魚類生産 潜在能力表 .....	211

### 第三章 漁業に関連のある法規に就ての特殊的考察

概要 .....	212
漁業の奨励策と、漁業部門投資基金について .....	212
漁業に対する監督 .....	219

#### 第四章 結語、添附書類

結 語 .....	225
添附書類の目次 .....	226
サンパウロ州河岸地図 .....	227
サンパウロ州海岸地図 .....	228

## は し か き。

ブラジルの漁業についての経済調査を進めるに当って特筆すべきは、漁業そのもの持つ特性に加うるに、調査の基礎となるべき連邦、州、州政府を含むすべての関連機関の統計とデータが、それを作成するに当っての法的規制と、共通の基準がない為、多くの場合、幾多の地域で与えられる統計とデータとが、関連機関のそれぞれによって皆異つて居り、従つてそれぞれの分野で、どのデータが一番正確で信用出来るものなつかをきめてくるのは、さう容易な事ではないと云う事案である。

この報告書は、さういふ困難性の中に於いて、吾々が持つスタッフの力を総動員して蓄集してきたデータを慎重に分析した上で作成したものであり、その中では、「サンパウロ州に於ける漁業全般についての現状」について述べて居る。

本書には更に読者の理解に資する為、ブラジル国内全体の漁業活動の推移、ならびに現状、連邦政府が与へる第三次漁業国家開発プラン(PNDP-PLANO NACIONAL DE DESENVOLVIMENTO DA PESA-1975~1979)の概要、及び漁業に因る主眼を関連法規中の部分的説明等が記されて居る。

尚附録参考資料として連邦政府の漁業関係部内と、漁業行政に關連のある他の政府諸機関の「機構一覽図」が添附されて居る。

# 1 緒言

## ブラジルに於ける漁業部門の発展

ブラジルに於ける漁業部門の発展と、該部門が果たした役割は、大別する為の出来るニツの局面に依つて検討する事ができる。之等局面は、更に業界の構造の根本的の改善によって、明らかになり、区別出来る期間に細分する事が出来るが、この改善は漁業部門に漸進的の発展をもたらす直接的なもので、之によって水産物がブラジルの水産物の形成により大きな比重を占める様になる事が期待されて居る。

漁業が近代化される迄乃至は、零細産業の域を出なかつた (SULDEBE - SUPERINTENDENCIA DO DESENVOLVIMENTO DA PESCA) 漁業開発局の創設された 1962 年迄が、ここで言う第一の局面で、それ迄の推移過程は更に次の異つた三期間に分類する事ができる。

1. 1912 年迄で、この年に初めて、漁業に関連のある合計七つの法律が出来た。
2. 1923 年に至り、漁業者の活動を伴つて、その線下に「漁業と海岸衛生管理業務」(SERVICOS DE PESCA E SANEAMENTO DO LITORAL) が設置された。
3. 次に「漁業部門の技術化」と呼ばれる時期で、漁業に就く諸活動は、特種漁撈監督局 (INSPECTORIA DE CAÇA E PESCA) によつて監督実施される事となり、同局は次に「特種漁撈局 (SERVICO DE CAÇA E PESCA)」へ移管され、更に之は後に新しく創設された農務省の動物生産物管理局 (DEPTO. NACIONAL DA PRODUÇÃO ANIMAL) 所屬の特種漁撈管理部門へ移管されて居る。

1940 年以降の業界に対する政府活動は、業界の積極的な干渉と、助成路線とが実施によつて特性づけられるが、40 年代には次項を含む種々の法令が発令されて居る。

1941 年 - 漁民の保健を目的として、健康診断、外科、歯科及び薬品扶助を施行する漁民総合診療所が創設された。

1942 年 - 漁業部門の民間諸活動を助成する為の立法権を権限を持つ「漁業活動実施委員会 (COMISSÃO EXECUTIVA DA PESCA)」が組織された。

1945 年 - 漁業活動委員会が廃止されて、その業務は、特種漁撈局に移管され、同時に荷売倉庫 (ENTREPÓSITO)、関連学校及び漁民総合診療所がその管轄に移った。

1946 年 - 漁業信用金庫 (CAIXA DE CRÉDITO DE PESCA) が自営された。

1955 年 - 北東部地域の漁民に対する扶助、擁護計画が設定された。尚上記の漁業活動実施委員会が 1942 年に組織されたのは、政府の種々の活動機関が作られ、断片的な法規が

フキつきと作られる事によって当国で漁撈活動の統制を遂行する上は、皇陛下  
諸問題が起るようになってきたので、それらの活動の統制に漁業に  
就いて国策を決定する目的で、一ツの委員会が設立されることになった  
わけである。

近代産業化が促進されたと考へられるチリ国では、一ツの  
漁業審議会と、調査養殖工業、及び監督の諸業務の大部分を実  
施する四ツのセクションと、最後に創設された他のセクションから成る  
狩猟、漁撈局を置いて、漁業部門の近代技術化が計られる事と  
なった。然し乍ら、国家的水準をもつ組織された市場が存在し  
ない事や、業界が卸中工業の急激な発展に歩調を合せる事が不可能  
であった等の要因で、漁業活動は全般的に見て、依然として零細  
産業の域を去らなかつた。

業界に対する政府活動は、1962年10月11日の委任法律第10号  
を以つて、農務省管轄の漁業開発局 (SUDEBE - SUPERINTENDENCIA DO  
DESENVOLVIMENTO DA PESCA) が設立された事によって、その節についてと云う  
事が出来、之によつて、以下述べる漁業部門発展のチリ局面が開拓される  
事となりその第一期と、呼称される時期が出現することになった。

1962/1966 - この5年間は、漁業が農務省の独立部門として  
組織化され今迄分散されて来た漁業関連業務をこの機関  
に統制強化させることによつて、国の漁業部門を強化する  
基礎がブラジルで始めて作られた事と特性づけられる。  
此の間政府は公衆的及び民間の業界に対する政策計画の  
実施を活発化し、従来々漁業に対して積極的後援目的を  
行う外、資本公開漁業関連会社に対しては、新しい奨励  
方法を講じ、以つて業界の生産面、経済面、経営面、大々  
の近代化を図り、遅れて居る業界の発展を図つた事は  
特筆すべきである。

1966年に発布された政令第58.696号は、漁業を以つて国家  
の基本産業の一つととし、他の基本産業と同様に、開発銀行  
からの融資を可能とせしめ、之によつて業界に恩恵を及ぼす  
事を目的としたものであつた。

政令第58.696/66号の発令によつて、漁撈基本法 (漁撈新法)  
を初めとして、1967年2月28日付で発布された大統領令法第221号が  
出現する事、徐々に旧法の改善も合せて行はれる事と到国内に  
於ける漁業の近代化がその節にづく事となった。

SUDEBEの活動が、漁業の経済的発展；漁撈部門技術者の  
養成；漁場調査；漁撈に於けるテクノロジー面への規制；漁業業態  
に就いての法的規制；漁業の監督許可；漁民に対する

技術的、経済的並びに社会的援助の実施；漁業企業に対するそのレベルにわたる補佐業務；等の広範囲に及ぶ標となった1967年以後を二期と称する。

SUDEBEの中央機関及び地域的又は地方的機関に就いての最初の機構は、1962年12月21日付の大統領令第1944号を以て制定された。

1968年5月22日に至り SUDEBE 機構に就いて新しく大統領令第62759号が發布されたが、この法令規制は、その後の実施された新ではなかつた。

その後1971年3月29日付の大統領令法がで、最終的には現在の基本的機構たる1974年2月19日付の大統領令法第7363号が出現して今日に至っている。

此の標を通過し既に SUDEBE は現在次の標と内部組織で構成されて居る。

官房室、総務課、治安情報課、企画予算課、  
管理課、財務課、人事課、調査技術課、  
規制恩恵適用課、漁業奨励監督課

70774補佐又は実施統制課、及び地域別機関。

1975年3月5日に、農務局に依りて認可された SUDEBE の内部規定は、より活発な活動を期して SUDEBE の機構に柔軟性を与えたもので、その第3条と第24条には、地域統制課と業務代理所の機構と、それらの権限が規定されて居る。

統制課には、SUDEBE が実施すべき業務計画を推進する為に必要なプログラムと、諸活動並びにサービスとを行う権限が与えられている。統制と、地域活動の監督を行うグループは、漁業の一般の登録や、特別法規に基づいて漁業活動の監督業務を実施し、地域別実施中心機関によって行はれる業務を統制、監督すると同時に地方的活動を監督することによって居る。

管理業務の実施グループには、資料、財務、人事並びに金融等に就いての諸管理を含む統制課業務の遂行をする為に必要な管理補佐活動が課せられて居る。

業務代理所は、その活動地域内で定められた業務目標を實現する為のプロジェクトの実施を保証し、漁業特別法の規制に基づいて漁業全般的登録と、その監督を実施する為と、その任務として居る。

## SUDEBE の現状

漁業資源の大部分が国内企業によって開発されているが、殆どが資源が、また外国漁船による漁獲の対象となつて居る。世界一の河川流域 - (アマゾン) 流域のみで世界のそれの 19.2% を占める) と、ラテンアメリカ最大の沿岸を持つ。ブラジルは、漁業に関連する経済的諸活動を開発する為に必要な政策的な樹立を、それを実施する必要に迫られて居た。

上述注釈に、1962年10月11日に制定された特別法第10号の規制のもとにおいて、農務省所屬の外部機関として SUDEBE が創設された事によって、政府の具体的な活動が、その種につき、現在の漁業を長期を画する事になった。

この特別法の第二条に規定されて居る通り、SUDEBE は次の権限と任務が課せられて居る。

- I. 漁業の開発に就て 国家プラン (PLANO NACIONAL DO DESENVOLVIMENTO DA PESCA - PND/P) を作成してその実施を促進する。
- II. 漁業について諸企業に対して技術的並びに金融的の援助を行う。
- III. 漁業と、漁業資源の開発の爲に適用される法律の近代化を目指して、適当な施策を提案し、系統的に研究を実施する。
- IV. 漁業又は漁業資源の開発に關係のある諸活動に対してそれらが該当する場合、漁業法或いは關係法規を適用する。
- V. 政府の関連金融機関宛に提出される、漁業開発に就ての融資請願に対して、意見を表明する。
- VI. 国内又は外国の援助プログラムを調整する。
- VII. 漁民の経済並びに社会問題を解決する為の援助を行う。

此の條に於て SUDEBE の活動が実施されてきたのであるが、その活動範囲が、余りに広範となつて、1967年以降、その設立目的の實現する為により適切に施策を重層的に実行に移す事が望まれる事となつた。

又その年1967年には、FAO によって代表される ONUL と農務省とを通じてのブラジル政府との国際協定に由来する、ブラジル漁業調査と開発プログラム (PDP - PROGRAMA DE PESQUISA E DESENVOLVIMENTO PESQUEIRO DO BRASIL) が創設されるに至つた。

続いて、ブラジル政府は、大統領令法第 1098/1970 号を公布する事によって、大佐沿岸及び所屬群島の二百海里以内を以てその領海とする旨を宣言した事は、附録に依る。

此の同政府は、近代的な生産性、経済性及び合理性を有する旧態依然たる 漁業開発政策の改善をはかると共に、資本公開会社に対して、新しい 漁業開発奨励策を実施する事によって、政府及び民間の投資プログラムを遂行を活性化して、漁業開発を強力におこなった。

大統領令法第21/67号は、疑う余地もなく、その目的遂行の為に発令された最も重要な法律であって、それには、漁業部門の発展に資する為の税制特典、投資規制が含まれて居り、此の法律が実施される事によって、国内漁業の真の産業化時代が開幕した。

税制特典、投資の設定に伴って、数々の民間企業がこの特典を活用し、既存の企業を加へた業界は同じ活気づくことになった。税制特典にもとづく 漁業部門への投資額は合計約 85 MILHOES DE R\$ (845百万米ドル)に達し業界の発展の原動力となって居る。

漁業部門に対する税制特典資金の運用は、1972年迄は目標として設定されたものであつたが、大統領令法によって、1977年迄の適用が延期される事となった。大統領はその延期理由書の中で、

大統領令法第1217/1972号で規制されて居る様に「漁業に開発のあるすべての産業部門に対する税制特典資金の適用は、ブラジルの漁業部門を強化し、更に発展を促す為の基本的な前提となる」

とある事を強調して居る。

又上述の特典事項の外に、漁業の発展に寄与する目的をもつ大統領令法第70.885/72号が発令され、之によって、内国漁船及びブラジル漁業会社によって備船された外国の籍漁船が、その漁獲物の全部又は一部を外国市場に向けよう場合、それら漁船の消費した液体又はガス体燃料、並に潤滑油に対する単一税がそれら輸出高に応じて免除されることになった。

SUDEPEの近代化を継続する事は、国家が三次漁業開発計画 (PNDP)の実施を可能とする上、重要な意義をもつてあり、国家の優先的プログラム (PROGRAMAS PRIORITÁRIOS)を通じて決定された漁業政策によって、SUDEPEはブラジルの農林畜産部門の一角を占める部門としてその存在が強く認識される様になった。

### 優先的プログラム

漁業部門の開発には、適当の諸条件を必要とするもので、単にその部門に於てのみ政策に依存するものでなく、国家の全般的な社会、経済の発展過程とその歩みと共に進まなければならないこと、他部門の開発と同様である。

政府の行動は、基本的に目標とするプログラムを遂行を保證する為には、漁業に関連のある他の機関と協調して、その奨励度、順序立てる事、国家、地域及び各部門、各単位で実施すべき政策を決定する事を通じて、その基準とされるべき事となる。

此の行動基準にもとづいて次の諸項から成る優先的プログラム (PROGRAMAS PRIORITARIOS) が出現することになった。

### a) 漁業資源の調査

ブラジルはその漁業資源の大部分が未開発とされておるに拘はらず、その自然生産資源の生産量、生産性及び利用度が低い。資源の調査は、漁業の振興を計る上にも根本的に必要な活動である事、論ずるまでもない。

秩序だった資源調査の必要性は、上記直ぐ調査の爲の組織と管理機構の強化と括弧し且つ技術指導、監督及び販売の諸活動に活発にする事、それによって、新しい技術が生かされ、漁業の振興計画が樹てられ、新目標と政策が樹てられる事になる事である。

ブラジル政府と、国連の「開発の爲のプログラム」(PNUD)との間で結ばれた協定の結果生じた ブラジル漁業開発プログラム (POP) は、

海洋漁撈資源の管理に就ての調査。

資源開発可能調査、及び予備調査。

国内河川、湖、の資源調査。

海域及び湖沼に生息する魚介の養殖に就ての調査。

其の重要を免れざる調査内容を述べたのである。

SUDEPE は現在海域部門で、ニテロイ(リオ州)、フロリアノポリス(サンカタリナ州)及びリオグランデ(リオグランデドスル州)の三ヶ所に調査基地を有し、調査身内船を通じてそれらの地域で漁業資源量の調査や予備調査を実施して居る。

又上述の三基地に止まらず、パラナ、リオグランデドイルテ、セアラ各州と、リオデジネイロ市に海域調査部門を設けて、資源量の調査と研究を始めて居る。

ブラジルでは又数年來、奥地の河川に目が向けられて来て居る。海洋資源の大部分が海域に近い地域に居住する住民に恩恵を及ぼす、その現況やそれらの資源の開発には概して大きな負担が伴う事を含めて考へる時、海洋資源の開発はあつてから制限されることになる。

現在各地の養殖所で養殖されて居る淡水魚の大部分は、外来種であり、養殖の対象となるブラジル生きた魚の種類が鋭意研究されて居る。

ブラジルに生息する淡水魚はその種類が非常に多く、アマゾン川を以て  
引くと、約2000種にも及ぶ魚類がその水域に生息して居り、内500  
種近くの魚類が、養殖の対象として研究されて居る。

肉牛の飼育基準に依ると、年生産は、200/kg/ha となつて居るが  
魚類の養殖では、その種類によつては同条件でその生産が数倍に  
にも達する。

淡水魚の養殖に寄つて居る民間の関心は大きいが、現在では  
それを指導する技術者が少く、又稚魚の供給や、養殖技術に  
就てのインフォメーションに乏しい。之等の要素の何れもが充分な調査  
と経験に依つてのみ得る事が出来るものである。

調査技術課は、国内の漁業調査を実施する事をその任務の  
一つとして居るが、SUDEBEでは、調査の不十分なところを是正すべ  
きと、殆んどすべての州と協定を結んで、科学的な調査を推進する  
為の資金を調達してその成果を得べく努めて居る。

### 6) 人的資源の形成と、資格者の養成

同断なき指導と、準備教育とを通じて、真の技術者を養成する事  
は是非其必要を以て、これは漁業部門の生産を増し生産性を高める為の  
重要な支障コースである。

在次漁業開発プログラムに含まれる人的資源の形成と資格者  
養成プログラムは、漁業部門の開発活動に従事する人材のニツク  
水準から成る人的要素の育成を指すものである。

- 1) 新しく漁業活動に従事する人の形成、
- 2) 既に漁業活動に従事している人の技術研摩。

人材の養成は次の具る専門分野に分類される。

- 調査活動をする科学者。
- 水産加工、漁撈、漁船、其他 漁業企画、漁業経済等  
の諸活動にたづさはる大学卒水準の人材。
- 管理及び企業経営に当る人材
- 漁船の乗組員及び一般漁民。
- 補佐的人員。

漁業部門の活動へ向けられる要員の形成は、之と関連する  
真の機関との了解のもとに、既に行はれて居る方法、及び近い  
将来に実施の運びとなるプロジェクトに基づいて、SUDEBE当局  
によつて行はれることになつて居る。

専門的労働力の形成政策の実施はブラジルの現在の漁業  
部門の開発に大きく寄与するもので、漁業生産に新しい人材を  
導入し、正しい管理活動が行はれる事に依つて、必ずその  
成果があらざる事が期待される。

c) 寒細漁業に対する援助.

寒細漁業生産の大部分は依然として存続して来て居るが漁船と漁具の基礎である漁具に不足し、市場で競争する力もない。漁船に居住する之等の莫大な労働力と補助的設備等によって従事。の経済生産性を高める事は国家にとって非常に重要なる意義を有する。

此の現案に即して、之等漁民に實際的の援助を行ふ目的で 寒細漁業援助プラン (PLANO DE ASSISTENCIA A PESCA ARTESANAL - PESCAART) が創設され、このプランは 殖産土地改革院 (INCRA) と 組合信用銀行 (BANCO NACIONAL DE CREDITO COOPERATIVO - BNCC.) との協力のもとに SUDEBE に依つて実施に移されて居る。

PESCAART プランは漁民とその家族に生活条件の改善を目的とする。その意義のありきで、これを実施する事によって徐々に彼等の生産性を高め、ひいては経済生活の向上をたづねる事を目的としたプランである。

此のプランは上述の如く、寒細漁民の生活基準の改善と目的は漁獲・漁獲物の保存・精製及び販売、組合主義の教育、専門労働者の形成、資格者の養成並びに共同開発等の広範にわたるもので、之等プランの实施によって、彼等の生産性を高め、収入を増し、ひいては地域的経済の発展を促す事が期待されて居る。

SUDEBE では現在 15 州にまたがる 60 の技術指導基地を構つてプランの實現に當つて居る。

d) 漁業企業の強化.

漁業の強化プログラムは、その発展を保證する為、定めたまま居る適当なメカニズムを完全なるものとして、国内漁業企業の競争力を強化する目的を構つて居る。

漁業の現況の適切な判断と、統制機関の適用政策に基づいて実施されるこの強化プログラムは 三次漁業開発プラン (PND) の主要成分として根本的役割を果すものと考へられて居る。

此のプログラムは、管理、法規、並びに技術面等の全般に亘るもので、之を實施する事によって、漁業部門の活動を強化するばかりでなく、それを奨励し、活気を高め、合せて業界に存在する課題を是正する事を可能とするものである。

SUDEBE は漁業の振興の為、統制機関の適用政策を継続して行ふ。それらの秩序立てと、適用の合理化を達成する事は、統制機関適用課を通じて、此の強化プログラムを實施して居る。

漁業の発展を助成する為、ブラジル銀行及び国内開発銀行からの融資が業界に向けられる事となったが、漁業部門投資基金 (FUNDO INVESTIMENTO SETORIAL - FISET - PESCA) と、統制機関を通じて

方法に変更し明確に規定する事が必要となつて来ている。  
 漁業管理に就ての補佐的業務は、中小企業管理補佐業務センター (CENTRO DE ASSISTÊNCIA GERENCIAL À PEQUENA E MÉDIA EMPRESA) との協定のもとで行はれ、漁業部門投資基金 (FISSET-PESCA) の適用は、ブラジル銀行によって代行されて居る。

漁業が経済の発展に有効に寄与する為には、之に就ては、就ての資金面の裏付けが重要な事柄論で、税制恩典に基き投資の適用が既に決定して居る会社、或いは漁業開拓の為に資金を必要として居る其他の会社に対して、それらが財的能力を極限し、夫々に加じて金融的の支持を受ける必要がある。

## 2) 漁業ターミナル

ターミナル乃至漁港は、漁獲と漁獲物の販売との両課程に必要なる下部構造の中で最も重要な役割を担つて、生産者と消費者と結ぶ付ける鎖の役目を果し、それらの設備条件は、莫大に円滑に配給する為の起るべきものである。

漁業の進展に伴つて、漁港又はターミナルが益々必要となつて居り、その整備については、FAO並に先進諸国でも肉心を寄せて居る。

現在と云ふ、ブラジルには少数の荷受倉庫 (ENTREPÓSITO) が主として零細漁業地域に所在するに過ぎず、その設備条件も甚しい。之等荷受倉庫は、製氷所、塩漬設備及び燃料油の配給所から成つて居るが、何れも小規模で技術面も遅れて居る為、その活動には多数の人員を必要とするので、経済的でないと同時に能率も上つて居ない。

以上述べた現況を改善して、積荷、荷揚げ、冷蔵並に保管システム全般に亘り適切な下部構造を設ける目的で、近代的ターミナルの建設が予定されて居り、その為の技術的、経済的及び社会-地域的諸条件が調査検討されその結果、

ターミナル建設の一次的優先地域として

マナウス (アマゾン州)    ベレン (パラ州)

ニテロイ (リオ州)    サントス (サンパウロ州) 並に

イタジアイ (カタンドゥバ州)

二次的の優先地域として、

ビトリア (エスピリトサント州)    カボフリオ (リオ州) 及び

マカパ (アマパ)

がそれぞれ選定された。

漁業ターミナルの建設は、零細漁民を含む一般の漁業収入を増すばかりでなく、保徳衛生条件に適った多量の莫大の安価で消費者に供給し、流通過程から部分的ではあるが

仲介商人を締め出す外、冷凍施設の完備によって、漁獲品の  
損傷を少なくする等の役割を果す。

### 1) 漁業の監督。

8千キロに亘る海岸線と、2百海里の領海、如うに、世界でも  
有数の河川網のある此の広大な地域に亘って、漁業を系統的  
に監督するには、軍隊以上の組織を必要とする。

水産自然資源の採集乃至捕獲は、その所在海域或いは河  
川の生息資源の枯渇を招かない様に、技術的及び科学的  
の基礎に基づいて行はるべきである。

ブラジル漁業は、現段階で、数多くの自然生息資源が乱獲  
によって不均衡になる事を回避する為、採集式の漁法を禁止  
する方法を決定して、既存の法規と共に実施に移す必要に  
迫られて居る。

採集式の漁法によって、特に奥地に生息する或る種の魚類  
は、滅亡に類して居る。

之等の事実から、次の監督プログラムが実施されることになった。

- 1.) 漁業資源を保全する為の規則と水準を履行する為の  
商的、スポーツ的、並に科学的目的で行はれる漁獲活動  
のすべてを、全国地域に亘って監督する。
- 2.) 水域環境に就ての記録の変化に注意し、災害を自  
然に防止し或いは、最少限に止める様に努める。
- 3.) 魚類の繁殖を奨励し、その為の技術的援助を行う。
- 4.) 自然に生息する河川水域資源の保全に努める。

SUDEPE では、現状に即ち、直接に、又は、連邦管轄区を含む  
18州との協定の上にも、広範に亘る監督網を通じて、之等の  
監督業務を導入する。

1975年には業務の強化を旨として18州の農務省と協定  
を結ぶ。前年度のそれを超え、必要資金をそれに当て居る。

去う違なく国内の水産資源特に自然繁殖資源を合理的に  
開発する事は社会福祉をもち、経済的向上に資する事  
であるが、他面掠夺的且つ環境汚染をもちたが弊を治動  
を防止して、自然環境の保全をはかる事は、政府の優先的  
目標の一つとされる。そこで、SUDEPE によって実施されて居る  
国内漁業に対する之等の監督業務は、絶対的に必要  
とされて居る。

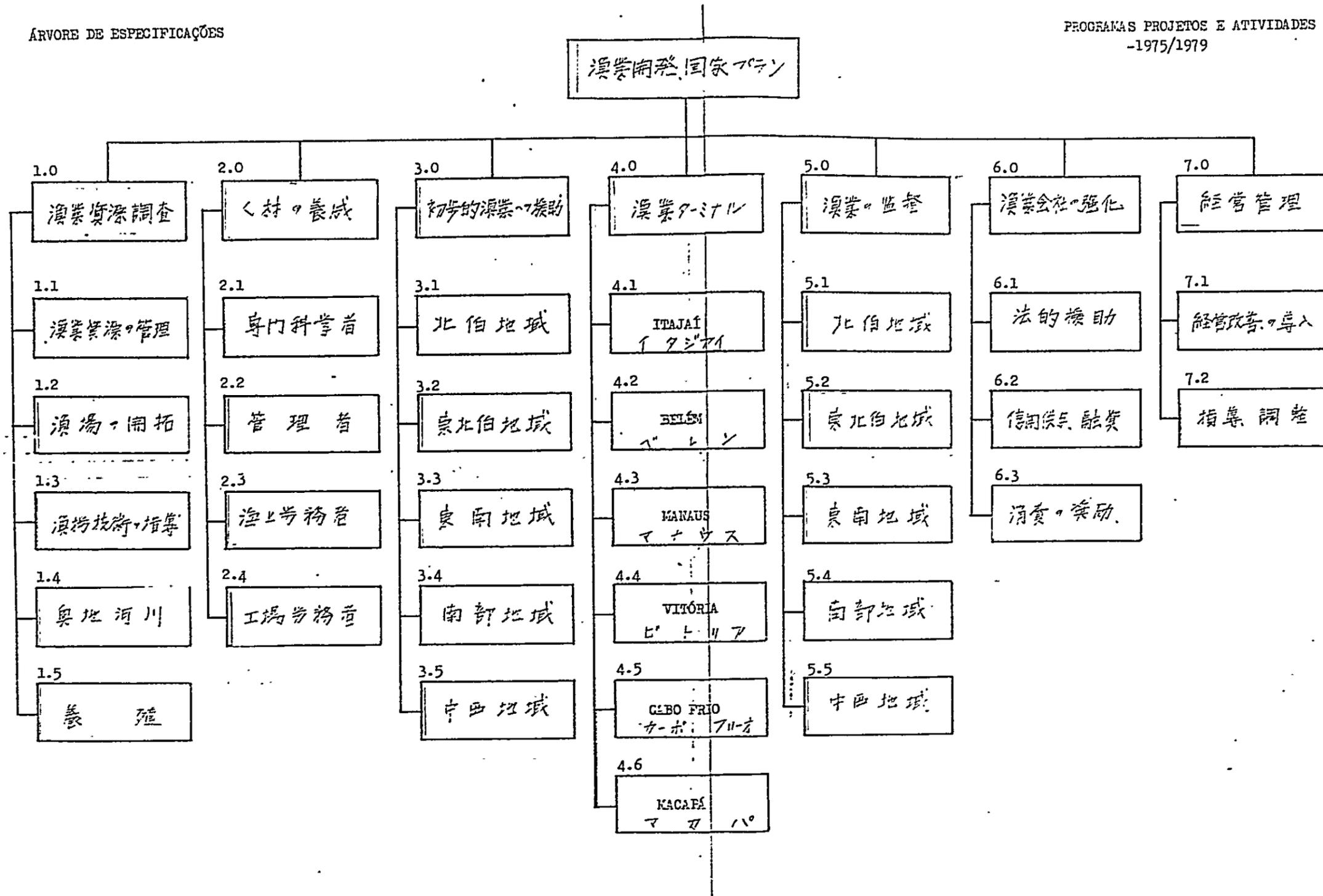
9). 管理行爲,

SUDEBE 機構が時にはその秩序を欠いて急激に生長したが、加つて、その管理陣容が数回移動した事や、結果的に見て適切な政策が確立実施されなかつた事等が原因で、その果す可き機能を弱体化し、引いては、漁業の発展をも阻止しかねない結果を招いたと去はれて居る。

実際の所、SUDEBE は未だに漁業の現状と国策に即した必要機構とそれを運営する要員に欠けて居る事が指摘されてきた。

SUDEBE は此のプログラムで、技術-管理活動の改善を目標として第三次漁業開発プランの實施を強化する為の一連の基本的方策と、活動路線を決定した。

漁業部門を強化し生産性を向上する為には、欠く事の出来ない此の企画を實施に移し、SUDEBE 機構自身の活動能力の合理化をはかる事は、漁業行政の優先目標である。



1. The first part of the document is a list of names and their corresponding dates.

2. The second part of the document is a list of names and their corresponding dates.

3.

4.

5.

6.

7.

8.

9.

10.

11.

12.

13.

14.

15.

16.

17.

18.

19.

20.

21.



## II. 漁業部門の現状

### 1. 経済面

#### 1.1. 漁業生産

魚類は人間の食生活に大きく寄与しており、漁業は伝統的を経済活動の中心である。

政府は、国民により多くの魚類を供給する必要性から、その供給源としての漁業に深い関心を示し、その振興に努めて居る事は衆知の通りである。

ブラジルの漁獲システムは従来行われてきた「初歩的漁法」と漁船による「産業化」した漁獲の二つに大別出来、之等は、夫々が共存して漁業生産に寄与して居る。

ブラジルの近年に於ける魚類の生産量を見ると、1974年の総生産量が約70万トンで、1976年のそれは約85万トンとされ、この間21.43%の増産がもたらされて居る。

SUDEPE によれば、1974年の生産額の内、「初歩的」漁業による生産額がその51%を占め、残りの49%が漁船によるものと推定しているが、税制特典投資を適用して、法人企業を助成し、漁業の発達を促進する政策の実施に伴って、全生産に占めるそれら「初歩的」漁業の生産比率は徐々に低下して居るであろう。

#### 1.1.1. 国内生産

SUDEPE は、発展途上国としてのブラジルの漁業生産に対する総合的な見解として、水産産業の中心としての漁業活動は、農林畜産管轄の他の部門と同様に、十分に開発の成果をあげつつあり、国内漁業生産も漸次増加して居ると述べて居る。

次頁に示す表は国内総生産に占める、漁業生産の地位を数字で表したものである。

- 表 I -

ブラジルの 農業生産額 (自1955至1972) の  
国内総生産額と、農務省管轄部門の生産額との比較表

年次	農業生産	農務関係生産	国内総生産	農業生産の比率	
	(a) (Cr\$ 1.000)	(b) (Cr\$ 1.000)	(c) (Cr\$ 1.000)	a/b (%)	a/c
1955	1.524	202.367	682.194	0,75	0,22
1956	2.158	234.998	856.170	0,92	0,25
1957	2.158	286.412	1.044.047	0,75	0,21
1958	3.178	319.839	1.214.425	0,99	0,26
1959	4.633	450.258	1.634.268	1,03	0,28
1960	8.100	626.166	2.281.939	1,29	0,35
1961	12.031	897.599	3.433.671	1,34	0,35
1962	23.240	1.619.290	5.682.820	1,44	0,41
1963	39.842	2.497.451	10.174.797	1,59	0,39
1964	62.875	5.202.068	19.462.833	1,21	0,32
1965	113.634	8.497.046	30.849.534	1,34	0,37
1966	160.915	10.321.001	43.307.763	1,56	0,37
1967	213.246	14.038.442	58.481.554	1,52	0,36
1968	302.829	17.458.461	78.507.612	1,73	0,39
1969	421.475	22.349.369	103.815.159	1,89	0,40
1970	498.611	24.177.900	165.295.907	2,06	0,30
1971	856.606	34.401.100	221.143.953	2,49	0,38
1972	1.120.931	43.664.300	289.206.906	2,56	0,38

出所: (a) ブラジル地理統計院 (IBGE) の年次統計。

(b) (c) ゼルカバル放 経済研究所発行の「経済の現状」誌。

1951年における国内総生産額は34億クルゼーロスで農業生産はその0,35% (1千2百万クルゼーロス) に当り、1959年の国内総生産は1038億、農業生産は4億2千万クルゼーロスで前者に比する比率も0,40% に上昇して居る。又この国の人口増加率は年の平均が2,9% で 食糧の供給増加比率は6% に達して居る。

又国内の漁業生産量の推移は次表をI表に示す通りであるが、その増産過程は、次に述べられる諸要素や、漁獲技術の進歩、漁民と漁船の増加と改良等によるところが大きい。

ア-1959→1961 (漁業活動が旧行政、漁務局の管轄下にあつた時期) 此の期間の増産率は、統計によると年平均4.7%で、1961年の生産量は33万トンとなつて居る。

イ-1962→1966 (SUDPAの創設から漁業新法令の公布迄) 此の間の漁業生産量は、1964/65年に実施された新政策を反映して、年平均5.5%の増加をみたが、1966年には43万6千トンの生産をあげて居る。

ウ-税制特典投資の適用が実施される前になつた1967年以降の増産比率は年に6.6%に急躍するに至り、それによって、1974年の生産量は70万トンに達して居る。

エ-1976年の生産量は85万トンと経算されて居り、此の増加は年平均8.23%の増産比率となる。

漁業の国内生産量の推移は次の表IIに示されて居る。

- 第 II 表 -

国内漁業生産量の推移表

年次	生産量(t)	比率	年次増減率	価格 CPE 1,000-
1939	103.278	100,0	-	136
1940	110.559	107,1	7,1	149
1941	116.284	112,6	5,1	162
1942	119.844	116,0	3,0	185
1943	123.079	119,2	2,8	195
1944	114.823	111,2	-6,7	233
1945	122.204	118,3	6,3	254
1946	122.410	118,5	0,1	359
1947	139.732	135,3	14,2	421
1948	144.767	140,2	3,6	453
1949	152.606	147,8	5,5	522
1950	153.107	148,3	0,3	571
1951	158.297	153,3	3,4	691
1952	174.630	169,1	10,3	826
1953	160.677	155,6	-8,0	982
1954	172.033	166,6	7,1	1.251
1955	189.292	183,9	10,4	1.524
1956	208.092	201,5	9,6	2.158
1957	216.289	209,4	3,9	2.518
1958	214.899	208,1	-0,6	3.259
1959	253.100	245,1	17,8	4.633
1960	281.512	272,6	11,2	8.100
1961	330.140	319,7	17,7	12.032
1962	413.000	399,9	25,1	23.240
1963	421.000	407,6	1,9	39.552
1964	333.000	322,4	-20,9	59.370
1965	377.000	365,0	13,2	100.985
1966	436.000	422,2	15,6	160.914
1967	429.422	415,8	-1,5	213.246
1968	500.387	484,5	16,5	302.829
1969	501.197	485,3	0,2	421.475
1970	526.292	509,6	5,0	498.611
1971	591.543	572,8	12,4	856.605
1972	604.673	585,5	1,3	1.120.930
1973*	642.025	621,6	6,2	-
1974*	681.683	660,0	6,2	-
1976*	850.000	823,0	-	-

出 所：農務省 - 企画庁直轄 (SUPLEN-SUBSECRETARIA DE PLANEJAMENTO), 尺公" 国省 - SUDENE.

\* 見續商標示す。

## 1.1.2. サンパウロ州の漁業生産.

### a) 全般的考察.

サンパウロ州は、ブラジル全土 8,511,965 km<sup>2</sup> の 2.91% に当り 247,898 km<sup>2</sup> の面積を占めて居る。

1970年に行われた国勢調査によると州の人口は、17,771,948 であるが、州の企画局によると、1975年7州人口は 20,793,200 と推定されて居る。

此の推定数字は、ブラジル地理統計院 (IBGE) の発表による人口増加率年々3% を加算すると、

1976年のブラジル全州の人口が 111,212,881

サンパウロ州の人口が 21,416,996 となり

ブラジル全人口の 19.16% が、国の総面積の 2.91% に相当するサンパウロ州に居住して居ることになり、

サンパウロ州はブラジル全州中第二の人口密度のある州で、之等の数字を基準にすると、km<sup>2</sup> 当りに 86,59 人が居住して居ることになり、

之は州都サンパウロ市を初めとする州内諸市の工業化とその主な原因とするもので、工業の発展に伴って、数多い部門にまたがった大きな労働市場が出現し、それら労働需要を満すべく各州から人口が集中したからに外ならない。

### b) 漁業の概要.

1967年2月28日の大統領令法第221号の発令によって統制恩賞金が漁業振興目的で適用される事になった事や、(SIDEPE の分析引用を借りるならば) 一世の教育の宣明を得た日系二世の労働力が適切に活用された事などによってサンパウロの漁業部門は大きく前進する事になった。

統制恩賞金の適用と労働力の適切な利用とは州の漁業生産の向上に寄与し、生産能力は上り、新しい漁船も増える事になった。SIDEPE の漁業開発プラン (pdp-sidepe) の調査によると、サンパウロ州は現在国内第二の漁船団を擁して居る。

上述の様な助成策の実施にもかかわらず、サンパウロ州の漁業部門の生産は少いとされて居る。即ち州内の水産加工に依る魚類を輸入しての需要の外に、加工面を主とする他州の需要も大きいからである。

此の様な事情から、サンパウロ州は、以下述べる通り、国内の他州から大量の魚類の供給を受けて居る。

c) サンパウロ州の真類の陸揚げ。

サンパウロ州の真類の陸揚げは、サントス、ウバツバ、サンセバスチオン、カタネア、及びイグアッパの漁業用ターミナルで行はれて居る。

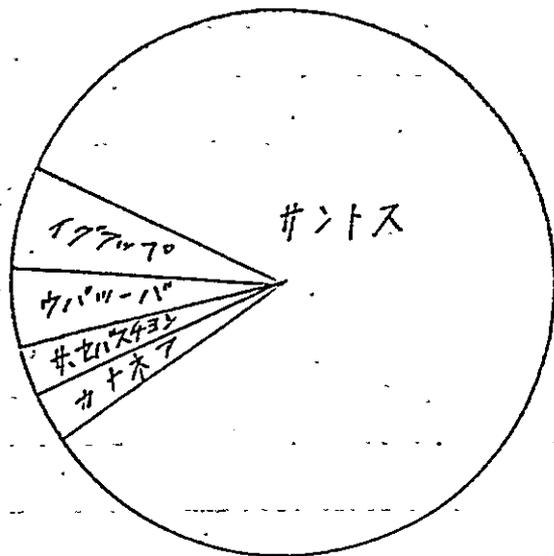
1970年から1976年迄の真類の陸揚量は年々漸減シその率は年平均8.7%にも達して居り、加工業の発展を阻止して居る。

之等の実情から、サンタカタリナ、リオグランデドスル及びバロジヤネーロを主とする他州から大量の真類が、市場に供給されて居る事は前述の通りである。

1976年に州の漁業用ターミナルに陸揚げされた真類量の比率を見ると、

サントス港が全体	82.91%	を占め
以下、	イグアッパ	6.20
	ウバツバ	5.02
	サンセバスチオン	2.96
	カタネア	2.91
		(100.00)

と居って居る。(表を参照)



次頁の表には1970年から1976年迄のサンパウロ州の各ターミナルで陸揚げされた真類の数量が表示されて居る。

- 別 1 表 -  
真 類 の 荷 揚 表  
 (1970 → 1976)

TERMINAL	PESCADO EM TONELADAS (トン)						
	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976
Santos	55.328	48.485	45.797	40.847	34.987	43.454	41.070
Ubatuba	4.164	4.795	5.402	5.253	4.179	4.179	2.486
S. Sebastião	1.552	1.364	1.462	1.332	1.860	2.325	1.468
Cananéia	929	560	811	1.246	1.180	987	1.440
Iguape	481	320	367	705	908	1.722	3.071
T O T A L	62.454	55.524	53.839	49.383	43.114	52.667	49.535

- 別 2 表 -

荷 揚 量 と そ の 比 率

TERMINAL	PESCADO (t)	%
Santos	41.070	82,91
Ubatuba	2.486	5,02
São Sebastião	1.468	2,96
Cananéia	1.440	2,91
Iguape	3.071	6,20
T O T A L	49.535	100,00

1976年に中バウロ州内で産揚げされた真類と種類別に見ると、イワシがその 31.79% を占め之に次いで  
 エビ類が 15.20 %  
 パスターダ類が 10.54 %  
 コルビータが 7.52 % となって居り之等の合計は全体が 65.05 % となって居る。  
 又 1976年には VIERA (帆立貝) の産揚げが前年比 71.96 % も減少したと初めとし

イワシが 13.44 %  
 コルビータが 13.43 %  
 パスターダアケツテが 11.67 % (パスターダ類内最多の真名)

それぞれ減少して居る。

又 エビ類の産揚高も同様に前年比 3.41% 減つて居り 76年の産揚量は前年比 全体量から見て、5.98% の減少を  
 見せて居る。

次頁の表では、75.76 両年の産揚高とそれらの増減率とが表示されて居る。

1976年に中バウロ州に産揚げされた真類の内訳  
 (総量 49,535.T.)

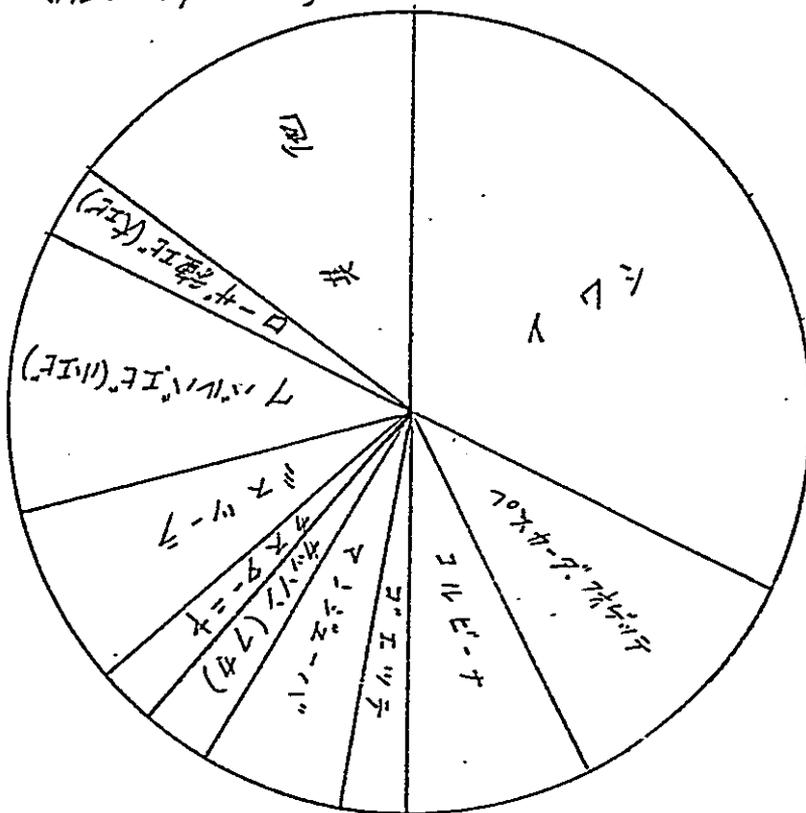


表 3

ポルトガル産魚類の主要魚種別数量比較表  
(1975←1976)

単位: トン

ESPÉCIES 魚種	DESEMBARQUE (t) 産揚量		$\frac{(a - b) \times 100}{a}$
	1975	1976	
	(a)	(b)	
Sardinha	18.307,4	15.846,5	- 13,44
Pescada Foguete	5.911,9	5.221,0	- 11,69
Corvina	4.305,0	3.726,7	- 13,43
Goete	1.443,2	1.368,9	- 5,15
Manjuba	1.341,8	2.946,8	+ 119,61
Caçã	1.488,6	1.334,9	- 10,32
Castanha	1.114,9	1.200,2	+ 7,65
Mistura (1)	3.366,9	3.780,0	+ 12,27
Camarão 7 barbas	4.743,9	5.755,5	+ 21,32
Camarão Rosa	1.547,6	1.494,6	- 3,41
Camarão legítimo	256,3	279,9	+ 9,21
Vieira	3.135,0	878,9	- 71,96
Outras	5.722,7	5.701,6	- 0,37
T O T A I S	52.685,2	49.535,7	- 5,98

(1) コルベナ、ペテラ、ロンカドレ、イルゲニョ、バグレ、  
ゴエテ等の幼魚の総称。(MISTURAは混合種)

次に、サンパウロ州民特に奥地<sup>1</sup>の居住民に伝統的に歓迎されてゐる淡水臭<sup>2</sup>の供給状況に就て述べることとする。

サンパウロ州では奥地<sup>1</sup>の河川でとれる臭類<sup>2</sup>の外に、主としてマントグロソ、リオグランデ・ドスール、パラヰバトミナス諸州から相当量の淡水臭<sup>2</sup>の供給を受けて居る。

1975年にサンパウロ配給センター (CEAGESP) へ入荷した淡水臭<sup>2</sup>は 3,133,4 トンで翌76年には 3,262,9 トンが入荷して居る。

次頁の表は、配給センターへの入荷と、それらの供給地別に示したものである。此の表でわかる通り、1976年に於ける州内自体からの供給量は全入荷量の 41,83% に当り、残りの 58,17% が他州からの入荷となつて居る。

マントグロソ州からの入荷量は、同州の政府が他州への輸出を禁止した事によつて、1976年にはゼロとなつて居る。此の禁止は、他州へ搬出する為により、それら他州のそれら主とする業者によつて臭類<sup>2</sup>が乱獲されてきたので、之を防止する事を主たる目的として行なつた<sup>3</sup>とされてゐるが、SLUDEBE ではアラグアイアを基地として、その事案の有無をも兼ねた調査を実施して居る。

リオグランデ・ドスール州の農務局へ、問い合わせたところによると、同州からの淡水臭<sup>2</sup>の輸送はすべて陸路である為により、近年の運賃の高騰は臭類<sup>2</sup>の供給に致命的な問題をなげかけて居るとの事である。

比較的に安価で然るも容積を必要とする之等臭類<sup>2</sup>の運賃は通機加速路となりにつれて原価を構成する上に大きな比重を占めると、他州類似商売と同様である。

海域でとれる高級臭類<sup>2</sup>に比べて一般的に安価な淡水食用臭<sup>2</sup>の他州への販売は、サンパウロ州の場合、急激に減少して居る。

サンパウロ配給センターの発表する所によると、ホルト、アルグレからの同センターへの入荷量は、

1974年 309,9 トン 75年 80,7 トン  
で、75年には前年比 73,96% もその入荷が減少し、1976年に至つては全然入荷して居ない。

之は、リオデジャネイロ市場は、サンパウロ州それよりも伝統的により多くの冷凍臭<sup>2</sup>を消費するので、76年には、幾分か冷凍臭<sup>2</sup>でリオデジャネイロ市場へ向けられた為かと思はれる。

淡水魚の加工品供給額の推移  
供給地別入荷表(1975-1976)

単位: KG

供給地名	州	1975(a)	%	1976(b)	%	(a)-(b)±100
Itapará	SP	293.199	9,4	270.039	8,3	- 7,90
Paranápanema	SP	226.910	7,2	-	-	-100,00
Baurú	SP	129.243	4,1	262.461	8,0	+103,08
São Paulo	SP	120.973	3,9	120.484	3,7	- 0,40
Araraquara	SP	-	-	55.133	1,7	+100,00
Itaí	SP	107.584	3,4	-	-	-100,00
Sertãozinho	SP	103.557	3,3	116.592	3,6	+ 12,59
Castilho	SP	92.762	3,0	284.236	8,7	+206,41
Campinas	SP	67.560	2,1	40.666	1,3	- 39,81
Obitanga	SP	-	-	7.570	0,2	+100,00
Limeira	SP	-	-	7.930	0,3	+100,00
Fernandópolis	SP	-	-	7.798	0,2	+100,00
Rubinéia	SP	-	-	75.256	2,3	+100,00
Osasco	SP	-	-	70.372	2,2	+100,00
Penápolis	SP	-	-	73.132	2,2	+100,00
Lins	SP	-	-	32.498	1,0	+100,00
S.Lourenço do Sul	RS	676.089	21,6	673.240	20,6	- 0,42
Rio Grande	RS	461.237	14,7	348.150	10,7	- 24,52
Porto Alegre	RS	80.740	2,6	-	-	-100,00
Corumbá	MT	75.040	2,4	-	-	-100,00
Alfenas	MG	-	-	43.610	1,3	+100,00
Alterosa	MG	-	-	10.724	0,3	+100,00
Belém	PA	-	-	15.000	0,5	+100,00
Pará	PA	-	-	17.680	0,5	+100,00
Diversos	-	698.472	22,3	730.317	22,4	+ 4,56
T O T A L : . . . . .		3.133.366	100,0	3.262.888	100,0	+ 4,13

Formato A4 - 210x297 mm

SP = サンパウロ州 RS = リオグランデ・ド・スル州 MT = マトジジス・パウル州  
MG = ミナスジェリス PA = パラ州

表4の補足説明.

河川をその故地とする漁民は彼等の利益を権護する為の代表機関が少ないのも、もつていない特異を存在して、此の種アラスが生産活動をし、生活の向上をするに就いて不統一と、混乱をきたして居る。

この採魚事情から、市場に供給される真鱈のすべてが仲介者の手を通じて行はれる結果、漁民の手取り収入は減少される事となり、この事は、高級淡水真鱈の減少をきたして、ある河川の汚染問題ととまに大衆的見地から解決すべき課題となつて居る。

1976年にサンパウロ配給センター (CEAGESP) に入荷した淡水真鱈の数量は、同センターから得た資料によると下表の通りで、1973年に比して 4.13% 増加した事となつて居る。

州名	1973(kg)	1976(kg)	%増減	両年比%
São Paulo	1.141.788	1.364.907	41,83	+ 19,54
他州	1.293.106	1.167.644	35,79	- 9,70
* 其 他	698.472	730.317	22,38	+ 4,56
TOTAL	3.133.366	3.262.868	100 %	+ 4,13

\* 供給州名不明のもの。

現在のところ淡水真鱈は公的統計の対象となつて居らず、上記の数字は、配給センターに入荷した数量のみを合計して、州全体の生産高を示すものでは無い。

次頁以下に示す表5,6,及びその諸表は、1974,75及び1976年に、サンパウロ州の諸荷受所 (サウス、ウバツバ、ピソセバスチオン、カナネア、イヴァツパ) と、加工場へ入荷した真鱈の数量を真名別とし、月別に示したもので、サンパウロ州農務局の海域漁業院 (INST. DE PESCA DA DIVISÃO DE PESCA MARITIMA) から提供されたデータに依りて居る。

(表A)

サンパウロ州に陸揚げされた興類の明細(1974年)

単位:kg

ESPECIE 種	LOCAL	SANTOS サントス	UBATUBA ウバトゥバ	SÃO SEBASTIÃO サンセバスティão	CANANÉIA カナネア	IGUAPE イグアペ	T O T A L 合計
P E I X E S 魚 類							
01	ABRÓTEA	125.416	-	-	-	-	125.416
02	AGULHÃO NEGRO	11.570	-	-	-	-	11.570
03	AGULHÃO PRATA	30.060	-	-	-	-	30.060
04	AGULHÃO VELA	67.660	-	-	-	-	67.660
05	ALBACORA FRANCA	167.268	-	-	-	-	167.268
06	ALBACORA DA LAGE	188.591	-	-	-	-	188.591
07	ALBACORINHA	1.485	-	-	-	-	1.485
08	ANJO	280.488	36	2.119	20	-	282.663
09	ATUM CACHORRA	151.387	-	-	6	-	151.387
10	BADEJO	270.895	3.084	6.130	23.556	901	304.566
11	BAGRE	-	3.604	-	-	-	3.604
12	BAQUARA	2.150	60	-	-	-	2.210
13	BATATA	166.524	1.470	100	924	23	169.041
14	BETARA	5.202	6.449	-	-	-	11.651
15	BICUDA	24.727	102.671	7.881	280	19	135.578
16	BONITO	1.026.905	279.788	4.585	84.912	15.134	1.411.324
17	CAÇÃO	-	-	-	-	36	36
18	GANGOÁ	1.020	25	-	179	65	1.289
19	CARANHA	189.400	100.763	9.205	-	-	299.368
20	CARAPAU	-	-	-	-	-	786
21	CARAPEVA	-	-	-	-	-	420
22	CARAPICU	420	-	-	-	-	420
23	CASTANHA	1.214.043	-	-	-	-	1.214.043
24	CAVALA	3.414	3.633	130	-	-	7.177
25	JAVALINHA	409.459	77.700	-	-	-	487.159
26	CHERNE	42.130	7.629	1.584	16	-	51.359
27	CHICHARRO	11.820	-	-	-	-	11.820
28	CIOPA	70	-	-	-	-	70
29	CONGO ROSA	1.925	-	-	-	-	1.925
30	CORCOCOCA	5.156	430	-	-	-	5.586
31	CORVINA	3.208.696	5.629	10.110	32.596	1.193	3.258.224
32	DOURADO	16.138	827	-	-	-	16.965
33	ENCHOVA	8.313	5.075	430	2.111	-	15.929
34	ESPADÁ	260.660	80.588	11.926	1.610	15	354.799
35	ESPADARTE	289.568	-	-	-	-	289.568
36	GALO	78.816	16.635	75	929	-	96.455
37	GAROUPA	3.161	4.057	3.212	111	-	10.541
38	GOETE	1.127.133	1.152	720	260	-	1.129.265
39	GORDINHO	4.673	-	-	-	-	4.673
40	GUAIVIRA	15.948	3	-	1.437	133	17.521
41	LINGUADO	201.429	338	209	1.246	-	203.222
42	LUA	3.862	-	-	-	-	3.862
43	MAHUBA	-	160	-	-	667.001	667.161
44	MARIMBÁ	-	201	-	-	-	201
45	MERLUZA	1.228	-	-	-	-	1.228
46	MERO	920	186	-	468	-	1.574
47	MIRAGUALA	4.042	-	-	235	-	4.277
48	MISTURA	3.179.356	29.790	78.200	19.960	8.391	3.315.707
49	MOLE MOLE	76	-	-	-	-	76
50	NAMORADO	4.395	170	-	-	-	4.565
51	OLHETE	6.563	240	-	-	-	6.803
52	OLHO DE BOI	459	101	-	-	-	560
53	OLHO DE CÃO	434	-	-	-	-	434
54	OVEVA	12.071	-	-	16	-	12.087
55	PALOMBETA	6.600	-	-	-	-	6.600
56	PAMPO	282	1.717	-	25	-	2.024
57	PARAMBIJU	173	23	-	767	-	963
58	PARATI	1.630	3.716	250	22.984	71	28.661
59	PARGO	197.270	2.369	-	-	-	199.639
60	PARU	3.024	1.330	-	-	25	5.520
61	PESCADA AMARELA	-	-	-	11.004	4.757	15.761
62	PESCADA BANANA	14.611	-	497	-	-	15.110
63	PESCADA BRANCA	79.617	943	388	2.626	-	83.574
64	PESCADA CAMBUCU	211.561	89	673	234	120	212.677
65	PESCADA FOGUETE	7.371.288	813	13.024	4.138	1.412	7.390.675
66	PESCADA JAGUARÁ	-	-	-	162	-	162
67	PESCADA OLHUDA	364.471	-	-	1.333	-	365.804

63	-	PESCADA BRANCA	79.617	943	388	2.626	-	83.574
64	-	PESCADA CAMBUÇU	211.561	89	673	234	120	212.677
65	-	PESCADA FOGUETE	7.371.288	813	13.024	4.138	1.412	7.390.675
66	-	PESCADA JAGUARÁ	-	-	-	162	-	162
67	-	PESCADA OLHUDA	364.471	-	-	1.333	-	365.804
68	-	PIRAGICA	-	1.464	-	280	-	1.744
69	-	PORCO	28.018	6.674	-	-	84	34.692
70	-	PREBEREBA	147	-	-	5.275	-	5.506
71	-	RAIA	183.313	9.656	6.801	1.787	122	201.679
72	-	ROHALO	690	119	-	7.571	19.350	27.730
73	-	RONCADOR	2.908	40	-	405	19	3.372
74	-	SAGUÁ	-	-	-	44	-	44
75	-	SARDINHA	6.194.252	3.195.970	219.420	75	27.248	9.636.965
76	-	SARGO	40	-	-	11	-	51
77	-	SAVELHA	75.123	71.040	-	-	-	146.163
78	-	SOROROCA	-	6.655	419	11.601	275	18.950
79	-	TAINHA	5.018	4.658	7.262	50.349	1.751	69.038
80	-	TORTINHA	343.590	-	1.263	426	-	345.279
81	-	TRILHA	75.757	22	-	-	-	75.779
82	-	VERMELHO	50	203	-	-	-	253
83	-	VIOLA	237.094	55	4.197	3.277	-	244.623
84	-	XARELENTE	9.634	-	-	60	-	9.694
85	-	XARÉU	9.600	20.531	150	2	-	30.283
TOTAL			28.242.897	4.061.081	390.970	296.737	748.145	33.739.830

(2) CRUSTÁCEOS 甲殻類 (I.E. 代目、F.V.-)

01	-	CAMARÃO DA PEDRA	60	-	-	-	-	60
02	-	CAMARÃO FERRINHO	-	-	-	85	-	85
03	-	CAMARÃO LEGÍTIMO	96.304	4.729	11.665	40.757	4.994	158.449
04	-	CAMARÃO ROSA	1.714.726	2.562	28.690	159	-	1.746.137
05	-	CAMARÃO SANTANA	35.592	-	-	-	-	35.592
06	-	CAMARÃO SETE BARBAS	3.826.267	110.517	562.735	835.001	154.777	5.489.297
07	-	LAGOSTA	70	-	-	180	-	250
08	-	PITU	2.020	-	-	-	-	2.020
09	-	SAPATEIRA	2.419	-	-	-	-	2.419
10	-	SIRI	15.263	-	-	-	-	15.263
11	-	TAMBURUTACA	-	-	110	-	-	110
TOTAL			5.692.721	117.808	603.200	876.182	159.771	7.449.582

(3) MOLUSCOS 軟体類

01	-	BERBIGÃO	-	-	-	6.825	-	6.825
02	-	LULA	135.130	708	671	8	-	136.517
03	-	MEXILHÃO	-	-	-	25	-	25
04	-	POLVO	49.389	70	2.258	-	-	51.717
05	-	VIEIRA	866.667	-	863.172	-	-	1.729.839
TOTAL			1.051.166	778	866.101	6.858	-	1.924.923

TOTAL GERAL			34.986.804	4.179.667	1.860.271	1.179.777	907.916	43.114.435
-------------	--	--	------------	-----------	-----------	-----------	---------	------------

(5) CRUSTÁCEOS EM DÚZIAS 甲殻類(カキ、単位ダズ)

01	-	CARANGUEIJO	-	-	-	3.344	-	3.344
02	-	SIRI	-	-	-	588	6.089	6.577
TOTAL			-	-	-	3.932	6.089	10.021

(6) MOLUSCOS EM DÚZIAS 軟体類(カキ、単位ダズ)

01	-	OSTRA	-	-	-	125.095	-	125.095
----	---	-------	---	---	---	---------	---	---------

TOTAL GERAM EM DÚZIAS			-	-	-	129.027	6.089	135.116
-----------------------	--	--	---	---	---	---------	-------	---------

(丁6表A)

甘んハヤロ州に陸揚げされた果類・明細(1975年)

単位:kg

ESPECIE	陸揚港名 LOCAL	SANTOS サントス	UBATUBA ウバツバ	SÃO SEBASTIÃO サンセバスティオン	CANARÉIA カナレア	IGUAPE イグアペ	T O T A L 合計
P E I X E S 果 類							
01	ABRÓTEA	65.574	-	-	-	-	65.574
02	AGUIHÃO NEGRO	10.540	-	-	-	-	10.540
03	AGUIHÃO PRATA	29.035	-	-	-	-	29.035
04	AGUIHÃO VELA	73.401	-	-	-	-	73.401
05	ALBACORA BRANCA	93.134	-	-	-	-	93.134
06	ALBACORA DA TAGE	426.874	-	-	-	-	426.874
07	ALBACORINHA	6.280	-	-	-	-	6.280
08	ANJO	348.714	97	2.136	89	-	351.036
09	ATUM CACHORRA	113.618	-	-	-	-	113.618
10	BADEJO	-	6	31	-	-	37
11	BAGFE	281.150	5.087	8.750	8.517	746	304.250
12	BATATA	9.700	-	-	-	-	9.700
13	BEJARA	138.891	1.590	30	482	-	140.993
14	BIGUDA	2.525	2.049	-	-	-	4.574
15	BONITO	19.230	51.523	3.397	77	-	74.227
16	ÇAÇÃO	1.144.158	213.782	12.964	108.763	8.976	1.488.643
17	CARANHA	2.650	111	-	86	28	2.875
18	CARAPAU	135.621	81.179	41.253	-	-	258.053
19	CARAPEVA	150	-	-	1.192	-	1.342
20	CASTANHA	1.114.866	-	-	-	-	1.114.866
21	CAVALA	1.600	2.007	100	-	-	3.707
22	CAVALINHA	11.400	10.600	-	-	-	22.000
23	CHERNE	66.936	7.135	-	284	-	74.355
24	CHICHARRO	30.670	-	-	-	-	30.670
25	CONGO ROSA	2.605	-	-	-	-	2.605
26	CORCOROCA	900	12	-	-	-	912
27	CORVINA	4.255.264	11.165	22.874	14.971	769	4.305.043
28	DOURADO	3.812	117	-	-	-	3.929
29	ENCHOVA	94.992	3.387	1.040	1.662	-	101.081
30	ESPADA	273.095	50.056	6.201	1.882	-	331.234
31	ESPADARTE	264.492	-	-	-	-	264.492
32	GALO	88.749	28.883	2.992	407	-	121.031
33	GAROUPA	10.860	2.859	3.675	554	-	17.948
34	GOETE	1.429.649	2.677	10.690	220	-	1.443.236
35	GORDINHO	600	-	-	-	-	600
36	GUAIVIRA	20.080	-	-	2.444	475	22.999
37	LINGUADO	202.338	1.090	251	454	9	204.142
38	LUA	5.445	-	-	-	-	5.445
39	MANJUBA	-	609	-	4.275	1.336.970	1.341.854
40	MARIA LUIZA	7.600	-	-	-	-	7.600
41	MARIA MOLE	333.818	-	-	-	-	333.818
42	MARIMBA	-	19	-	-	-	19
43	MERLUZA	2.959	-	-	10	-	2.969
44	MERO	420	435	248	148	-	1.251
45	MIRAGUAIA	27.390	-	-	155	-	27.545
46	MISTURA	3.220.683	38.753	69.505	34.665	3.288	3.366.894
47	NAMORADO	7.008	705	-	20	-	7.733
48	OLHETE	5.952	617	-	-	-	6.569
49	OLHO DE BOI	2.658	72	-	-	-	2.730
50	OLHO DE CÃO	1.888	-	-	35	-	1.923
51	OVEVA	7.420	-	-	-	-	7.420
52	PALOMBETA	12.000	-	-	-	-	12.000
53	PANFO	37	10	-	331	-	378
54	PARAMBIJU	150	-	-	782	12	944
55	PARATI	20	1.182	-	22.730	293	24.225
56	PARGO	90.898	316	-	-	-	91.214
57	PARU	2.990	246	-	1.574	-	4.810
58	PESCADA AMARELA	400	-	-	8.235	249	8.884
59	PESCADA BANANA	13.595	-	390	141	-	14.126

60	-	PESCADA BRANCA	104.161	4.115	-	519	10	108.805
61	-	PESCADA CAMUCU	272.419	513	1.215	457	26	274.630
62	-	PESCADA FOGUETE	5.888.747	90	20.683	1.732	686	5.911.938
63	-	PESCADA JAGUARA	-	-	-	33	-	33
64	-	PESCADA OLHUDA	300	-	-	1.481	-	1.781
65	-	PIRAGICA	-	2.674	-	551	-	3.225
66	-	FORCO	52.288	-	-	286	-	52.574
67	-	PREJERERA	15	-	-	4.708	18	4.741
68	-	RAIA	206.396	7.900	2.250	2.795	96	219.437
69	-	ROBALO	2.576	245	1.125	5.606	7.546	17.098
70	-	RONCADOR	1.170	5	-	211	-	1.386
71	-	SARDINHA	14.411.415	3.488.288	309.380	1.169	97.123	18.307.375
72	-	SARGO	-	22	-	5	-	27
73	-	SAVELHA	148.600	32.930	-	-	-	181.530
74	-	SOROROCA	-	2.755	200	8.773	585	12.313
75	-	TAINHA	4.610	1.822	1.820	28.673	832	37.757
76	-	TORTINHA	309.939	219	3.580	-	-	313.736
77	-	TRILHA	98.210	8	-	250	-	98.468
78	-	VERMELHO	-	524	-	-	-	524
79	-	VIOLA	282.630	412	3.400	1.550	-	287.992
80	-	XAPELETE	500	-	-	13	-	513
81	-	XARCU	12.065	35.626	373	16	17	48.097
TOTAL			36.313.525	4.096.524	530.553	274.013	1.458.754	42.673.369

(2) CRUSTACEOS 甲殻類

01	-	CAMARÃO FERRINHO	40	-	-	70	-	110
02	-	CAMARÃO LEGÍTIMO	136.873	4.503	18.648	79.088	17.197	256.309
03	-	CAMARÃO ROSA	1.513.777	2.154	30.777	938	-	1.547.646
04	-	CAMARÃO SANTANA	17.710	51	-	-	-	17.761
05	-	CAMARÃO SERRINHA	30	-	-	-	-	30
06	-	CAMARÃO SETE BARBAS	3.417.751	92.499	432.831	555.041	245.740	4.743.852
07	-	LAGOSTINHA	170	-	-	-	-	170
08	-	PITU	6.778	-	17	13	-	6.808
09	-	SAPATEIRA	7.030	17	-	151	-	7.198
10	-	SIRI	11.777	-	-	-	-	11.777
11	-	TAMBURUTACA	30	-	-	-	-	30
TOTAL			5.111.966	99.224	482.273	635.301	262.937	6.591.701

(3) MOLUSCOS 軟体類

01	-	BERRIGÃO	-	-	-	20.925	-	20.925
02	-	LULA	160.417	1.245	988	675	-	163.325
03	-	MARISCO	-	-	-	46.117	-	46.117
04	-	POIVO	52.576	232	1.695	202	-	54.705
05	-	VIEIRA	1.815.921	-	1.309.208	9.916	-	3.135.045
TOTAL			2.028.914	1.477	1.311.891	77.835	-	3.420.117

(4)	TOTAL GERAL	43.454.405	4.197.225	2.324.717	987.149	1.721.691	52.685.187
-----	-------------	------------	-----------	-----------	---------	-----------	------------

(5) CRUSTACEOS EM DÚZIAS 甲殻類(カニ、単他、ズ)

01	-	CARANGUEIJO	-	-	-	1.896	-	1.896
02	-	SIRI	-	-	-	1.661	2.674	4.335
TOTAL			-	-	-	3.557	2.674	6.231

(6) MOLUSCOS EM DÚZIAS 軟体類(カキ、単位、ズ)

01	-	OSTRA	-	-	-	51.300	-	51.300
----	---	-------	---	---	---	--------	---	--------

(7)	TOTAL GERAL	-	-	-	54.857	2.674	57.531
-----	-------------	---	---	---	--------	-------	--------

(第7表A)

中ノバヤ口出に陸揚された魚類ノ明細ト其ノ陸揚地 (1976年)

単位 Kg.

ESPECIE 種類	LOCAL 陸揚港名	SANTOS サントス	UBATUBA ウバトゥバ	SÃO SEBASTIÃO サンセバスティオン	CANANÉIA カナネア	IGUAPE イグアペ	T O T A L 合計
01 - ABRÓTEA		76.619	-	-	63	-	76.682
02 - AGULHÃO NEGRO		11.890	-	-	-	-	11.890
03 - AGULHÃO PRATA		23.657	-	-	-	-	23.657
04 - AGULHÃO VELA		65.975	-	-	-	-	65.975
05 - ALBACORA BRANCA		136.821	-	-	-	-	136.821
06 - ALBACORA DE LAGE		324.204	-	-	-	-	324.204
07 - ALBACORINHA		2.834	-	-	-	-	2.834
08 - ANJO		191.026	43	150	242	-	191.461
09 - ATUM CACHORRA		106.669	-	-	-	-	106.669
10 - BADEJO		6	14	-	-	-	20
11 - BACHE		256.511	4.426	720	5.886	706	268.249
12 - BAQUARA		-	576	-	-	-	576
13 - BATATA		23.381	2.200	-	-	-	25.581
14 - BETARA		74.630	227	7.870	6.651	-	89.378
15 - BICUDA		1.471	585	-	-	-	2.056
16 - BONITO		15.680	56.298	180	144	-	72.302
17 - CAÇÃO		1.072.452	155.428	13.437	84.332	9.230	1.334.879
18 - CANGOÁ		-	20	-	-	-	20
19 - CARANHA		2.200	3	-	209	-	2.412
20 - CARAPAU		134.555	44.594	8.000	-	-	187.149
21 - CARAPEVA		-	10	-	3.179	-	3.189
22 - CARAPITANGA		150	-	-	-	-	150
23 - CASTANHA		1.200.172	-	-	-	-	1.200.172
24 - CAVALA		2.035	2.876	-	-	-	4.911
25 - CAVALINHA		777.692	97.680	42.000	-	-	917.372
26 - CHERNE		76.896	8.982	-	108	-	85.986
27 - CHICHARRO		38.790	-	-	891	-	39.681
28 - CONGO ROSA		1.198	-	-	-	-	1.198
29 - CORCOROCA		60	-	-	-	-	60
30 - CORVINA		3.631.678	6.792	70.069	17.026	1.193	3.726.758
31 - DOURADO		11.357	2.424	-	-	-	13.781
32 - ENCHOVA		682	1.309	1.035	483	-	3.509
33 - ESPADA		250.773	96.885	8.427	3.051	140	369.276
34 - ESPADARTE		233.068	-	-	-	-	233.068
35 - GALO		30.980	15.960	780	92	-	47.812
36 - GAROUPA		30.568	2.668	-	288	-	33.524
37 - GOETE		1.338.128	2.899	27.430	445	-	1.368.902
38 - GORDINHO		885	-	-	798	-	1.683
39 - GUAVIRA		18.942	129	-	2.046	98	21.215
40 - LINGUADO		110.154	740	1.851	1.414	-	114.159
41 - LUJA		3.202	-	-	-	-	3.202
42 - MANJUBA		145	57	-	67	2.946.500	2.946.769
43 - MARIA LUIZA		300	-	-	-	-	300
44 - MARIA MOLE		239.415	-	-	-	-	239.415
45 - MARIMBÁ		-	322	-	-	-	322
46 - MERLUZA		-	-	-	15	-	15
47 - MERO		420	-	-	204	-	624
48 - MIRAGUAIA		13.354	8	-	336	-	13.698
49 - MISTURA		3.517.339	30.773	157.529	32.660	41.742	3.780.043
50 - NAMORADO		16.783	7.153	-	-	-	23.936
51 - OLHETE		7.485	6.342	150	-	-	13.977
52 - OLHO DE BOI		269	289	-	-	-	558
53 - OLHO DE CÃO		130	-	-	6	-	136
54 - OVEVA		2.400	-	-	-	-	2.400
55 - PALOMBETA		15.000	4.335	-	-	-	19.335
56 - PAMPO		7	71	-	4	-	82
57 - PARAMBIJU		-	305	-	702	-	1.007
58 - PARATI		4.090	688	-	21.431	-	26.209
59 - PARGO		12.320	444	-	120	-	12.884
60 - PARU		320	313	-	269	-	902
61 - PESCADA AMARELA		-	-	-	6.574	180	6.754
62 - PESCADA BANANA		9.799	6.800	860	2	-	17.461
63 - PESCADA BRANCA		57.384	524	1.710	547	-	60.165

64	PESCADA CAMBUGU	168.466	134	220	337	169.157
65	PESCADA POGUETE	5.144.671	26	71.617	2.805	5.220.990
66	PESCADA JAGUARA	-	-	-	29	-
67	PESCADA OLHUDA	-	-	-	1.313	1.313
68	PIRAGICA	1.250	1.306	-	160	2.716
69	PORCO	88.537	1.687	-	3.939	94.163
70	PREJEREBA	6	-	-	8.014	8.020
71	RAIA	132.684	12.258	1.680	2.522	149.144
72	ROBALO	4.352	203	-	6.009	16.255
73	RONCADOR	150	-	-	591	741
74	SARDINHA	14.008.938	1.698.560	138.960	30	15.846.488
75	SARGO	-	-	-	40	40
76	SAVELHA	65.400	31.886	-	-	97.286
77	SERRINHA	330	-	-	-	330
78	SOROCA	-	6.410	-	956	7.401
79	TAINHA	181.826	8.399	-	45.901	236.531
80	TORTINHA	317.043	52	3.622	-	320.717
81	TRILHA	237.277	102	-	1.602	238.981
82	VERMELHO	580	168	-	-	748
83	VIOLA	167.187	73	5.777	1.273	174.310
84	XARELETE	6	-	-	-	6
85	XARÉU	26.595	4.433	-	-	31.028
TOTAL		34.730.243	2.327.895	564.074	265.800	40.895.803

(2) CRUSTÁCEOS 甲 殻類

01	CAMARÃO DA PEDRA	115	-	-	-	115
02	CAMARÃO FERRINHO	49	-	-	-	49
03	CAMARÃO LEGÍTIMO	155.518	2.457	17.480	98.321	279.904
04	CAMARÃO ROSA	1.445.907	4.326	35.104	9.456	1.494.793
05	CAMARÃO SANTANA	11.503	-	-	-	11.503
06	CAMARÃO SETE BARBAS	4.015.683	148.956	474.521	1.059.360	5.755.528
07	PITU	4.120	-	-	-	4.120
08	SAYAPEIRA	4.204	-	118	248	4.570
09	SIRI	8.301	-	-	-	8.301
10	TAMBURUTACA	276	-	-	-	276
TOTAL		5.645.676	155.739	527.223	1.167.393	7.559.159

(3) MOLUSCOS 軟体類

01	BERBIGÃO	-	-	-	111	111
02	LULA	150.494	2.041	64	348	152.947
03	MARISCO	-	-	-	267	267
04	POIVO	48.161	137	20	286	48.604
05	VIEIRA	495.834	-	377.037	5.999	878.870
TOTAL		694.489	2.178	377.121	7.011	1.080.799

(4) TOTAL GERAL 総計

TOTAL GERAL	41.070.408	2.485.812	1.458.418	1.140.204	3.070.919	49.535.761
-------------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------

(5) CRUSTÁCEOS EM DÚZIAS 甲 殻類 (加, 単位ダズ)

01 - CARANGUEIJO	-	-	-	-	1.394	1.394
02 - SIRI	-	-	-	-	128	290
TOTAL	-	-	-	-	1.522	1.684

(6) MOLUSCOS EM DÚZIAS 軟体類 (加, 単位ダズ)

01 - OSTRA	-	-	-	-	118.150	118.150
TOTAL	-	-	-	-	118.150	118.150

(7) TOTAL GERAL 総計

TOTAL GERAL	-	-	-	-	119.672	162	119.834
-------------	---	---	---	---	---------	-----	---------

(45表B) 1974年10月別明細 陸揚集類

ESTADIOS	ENERO	FEBRERO	MARZO	ABRIL	MAYO	JUNIO	JULIO	AGOSTO	SEPTIEMBRE	OCTUBRE	NOVIEMBRE	DICIEMBRE	TOTAL
01 - ACHUFA	2,585	2,036	4,247	8,590	5,627	9,918	32,406	24,999	11,707	11,730	7,324	1,218	125,416
02 - AGUILAR NEGRO	-	350	350	700	300	600	1,200	300	900	2,100	4,910	1,450	11,570
03 - AGUILAR PUATA	2,665	2,000	2,369	1,232	1,970	2,665	2,145	762	1,763	1,300	8,213	7,675	30,660
04 - AGUILAR-YELA	2,300	2,000	950	260	140	1,300	1,300	28,061	9,516	1,690	2,221	51,250	67,660
05 - ALMAGORA SIEMPRE	40	485	1,101	1,210	16,320	55,464	49,320	28,061	9,516	1,690	1,221	150	167,268
06 - ALMAGORA DE LAZAR	31,154	8,744	11,119	7,697	1,113	1,790	5,416	8,893	11,959	33,208	26,156	54,270	188,591
07 - ALMAGORILLA	160	370	160	370	17,919	39,743	20,280	20,860	23,052	14,968	39,530	32,678	282,663
08 - ALMO	15,000	746	4,010	4,010	16,920	46,780	35,698	27,550	11,113	1,130	2,520	90	151,387
09 - ATEN CASCIORRA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
10 - BALSERO	33,699	30,750	22,196	19,864	20,611	23,300	15,070	15,595	21,952	38,793	26,109	26,601	304,568
11 - BAYAS	-	60	500	-	1,120	40	-	-	-	128	-	693	3,604
12 - BAYATA	-	60	-	50	-	1,500	-	-	-	128	-	693	2,210
13 - BAYATA	18,956	19,096	20,321	26,353	16,097	7,176	8,660	7,475	11,118	14,085	9,466	8,516	109,041
14 - BAYATA	1,981	3,912	207	1,102	1,102	59	140	710	900	2,013	2,013	746	11,001
15 - BAYATA	52,136	29,034	6,195	7,301	3,825	42	30	4,200	5,686	4,200	5,686	20,740	136,870
16 - BAYATA	81,365	96,332	66,779	80,663	91,002	127,117	148,744	127,943	100,547	141,575	158,001	162,036	1,411,371
17 - BAYATA	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36
18 - BAYATA	50	170	670	-	-	-	370	47	35	47	72	235	1,209
19 - BAYATA	12,273	52,365	216,600	4,237	-	-	1,750	-	55	4,230	2,321	5,339	299,363
20 - CABANU	-	125	-	-	-	-	-	-	-	160	-	90	758
21 - CABANU	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 - CABANU	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23 - CABANU	44,649	25,032	30,496	50,936	18,056	57,966	103,536	96,016	165,133	183,233	304,019	128,181	1,214,063
24 - CABANU	235	682	71,400	380,700	39,900	43,159	32,000	6,318	6,388	5,459	1,722	5,663	487,159
25 - CACHUPA	2,689	4,430	216	933	7,985	3,111	4,630	70	350	460	3,400	1,360	11,920
26 - CACHUPA	370	800	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70
27 - CACHUPA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28 - CACHUPA	90	220	500	-	-	-	-	-	-	80	120	244	1,325
29 - CACHUPA	5,156	5,156	5,156	5,156	5,156	5,156	5,156	5,156	5,156	5,156	5,156	5,156	5,156
30 - CACHUPA	345,673	355,751	374,517	251,136	101,681	175,073	875,131	236,845	265,239	294,797	367,053	291,242	3,258,224
31 - CACHUPA	2,341	720	30	-	-	300	38	870	69	1,483	65	8,529	16,955
32 - CACHUPA	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619
33 - CACHUPA	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115
34 - CACHUPA	49,214	49,214	49,214	49,214	49,214	49,214	49,214	49,214	49,214	49,214	49,214	49,214	49,214
35 - CACHUPA	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
36 - CACHUPA	3,126	3,126	3,126	3,126	3,126	3,126	3,126	3,126	3,126	3,126	3,126	3,126	3,126
37 - CACHUPA	11,224	11,224	11,224	11,224	11,224	11,224	11,224	11,224	11,224	11,224	11,224	11,224	11,224
38 - CACHUPA	274,383	199,807	143,003	85,241	51,780	24,151	36,131	33,048	33,211	59,280	201,238	87,947	1,129,265
39 - CACHUPA	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301
40 - CACHUPA	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414
41 - CACHUPA	16,750	24,412	30,456	22,130	10,066	11,709	13,119	11,170	24,638	18,182	14,968	15,591	203,252
42 - CACHUPA	-	700	567	515	640	150	600	80	330	50	300	300	3,700
43 - CACHUPA	197,536	114,746	80,000	31,456	17,595	1,915	763	740	12,571	67,049	97,360	93,762	667,161
44 - CACHUPA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45 - CACHUPA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
46 - CACHUPA	499	421	421	-	210	60	137	-	1,220	-	-	-	1,220
47 - CACHUPA	2,611	293	10	-	-	17	-	-	150	-	8	376	3,574
48 - CACHUPA	239,070	254,363	232,001	294,797	203,211	231,676	332,071	241,410	236,900	355,700	302,659	300,659	3,315,707
49 - CACHUPA	1,620	800	100	70	21	225	43	371	1,113	-	-	-	4,565
50 - CACHUPA	-	1,350	-	-	175	70	-	1,569	1,114	-	380	-	6,403
51 - CACHUPA	89	150	30	10	-	-	-	-	-	-	-	-	510
52 - CACHUPA	-	111	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56
53 - CACHUPA	038	1,442	300	950	522	300	2,100	350	1,400	655	1,450	4,380	12,057
54 - CACHUPA	-	1,800	1,800	-	3,500	-	-	-	-	-	-	-	6,000
55 - CACHUPA	1,703	51	90	48	10,115	10,115	10,115	33	-	-	-	-	2,953
56 - CACHUPA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
57 - CACHUPA	20	935	36	2,925	1,645	46	25	34	60	311	318	50	963
58 - CACHUPA	3,100	83	2,723	2,925	1,645	923	1,539	1,793	936	2,111	1,718	6,028	28,661
59 - CACHUPA	1,468	63	112	298	6,415	6,415	7,508	83,749	96,820	284	70	411	199,639
60 - CACHUPA	274	168	70	168	339	33	337	293	43	1,210	981	5,520	5,520
61 - CACHUPA	2,297	1,225	709	210	269	34	337	265	263	1,210	2,788	5,253	19,762
62 - CACHUPA	6,443	3,618	1,263	850	340	50	337	50	543	435	65	1,515	15,110

63	ESCAPA FRANCA	9.690	6.604	30.312	5.720	6.019	7.122	6.750	3.800	3.006	9.305	5.607	7.553	83.574
64	ESTADA CASQUO	31.622	45.801	27.305	35.583	6.434	6.584	8.240	3.455	4.860	10.698	4.260	4.260	212.677
65	ESCALA TORUITE	467.845	443.703	502.007	515.273	228.464	442.279	826.278	1.455.718	787.687	1.108.552	339.847	332.242	7.390.675
66	ESCALA JAGUARA			17		145								162
67	ESCALA OLANDA	12.277	22.017	44.055	52.135	23.725	31.227	53.991	26.960	39.303	18.026	33.473	27.637	365.804
68	FINANCA			35		291		170	114	110	153	153	27	1.741
69	FORCO	6.612	5.700	1.154	2.110	4.700	2.585	2.615	1.890	2.130	1.020	1.870	876	31.692
70	FINANCA	328	100	433	277	106	42	177	233	207	1.844	3.035	702	5.505
71	RAIA	10.157	19.187	34.254	23.211	16.456	16.237	23.459	9.008	14.375	16.457	19.812	20.616	201.678
72	ROFALO	1.506	1.071	1.665	641	1.139	1.793	1.312	319	720	6.027	6.650	3.627	27.730
73	ROFALOR		83	1.200	1.570	20	9				15			3.314
74	SAFIA													44
75	SAPOLINA	1.051.027	2.043.513	3.402.247	3.268.150	390.149	356.600	610.166	322.501	374.504	496.301	116.010	495.468	9.636.265
76	SARPO		43	3.600		77.100	42.760	2.800	31.700	360	8.993	550	4	146.163
77	SARVIA		68	3.466	1.923	1.000	2.982	2.067	2.910	2.941	1.053	504	333	18.750
78	SONGOCIA		48	3.286	1.794	3.357	3.982	16.670	13.621	4.279	1.059	2.174	633	69.038
79	SONGOCIA		48	3.286	1.794	3.357	3.982	16.670	13.621	4.279	1.059	2.174	633	69.038
80	SONGOCIA		48	3.286	1.794	3.357	3.982	16.670	13.621	4.279	1.059	2.174	633	69.038
81	SONGOCIA		48	3.286	1.794	3.357	3.982	16.670	13.621	4.279	1.059	2.174	633	69.038
82	SONGOCIA		48	3.286	1.794	3.357	3.982	16.670	13.621	4.279	1.059	2.174	633	69.038
83	SONGOCIA		48	3.286	1.794	3.357	3.982	16.670	13.621	4.279	1.059	2.174	633	69.038
84	SONGOCIA		48	3.286	1.794	3.357	3.982	16.670	13.621	4.279	1.059	2.174	633	69.038
85	SONGOCIA		48	3.286	1.794	3.357	3.982	16.670	13.621	4.279	1.059	2.174	633	69.038
<b>T O T A L</b> ..... 3.689.236 3.991.213 3.321.492 3.232.504 1.662.936 1.682.242 2.776.418 2.287.075 3.127.529 2.187.607 2.409.133 3.173.830														

<b>C R U S T A C O R D E</b>															
01	CAVALHO LAJEDA														60
02	CAVALHO FERRINHO														85
03	CAVALHO ESTREITO	2.230	1.745	3.466	8.055	24.319	53.329	19.660	11.211	8.253	13.237	7.135	4.566	158.469	
04	CAVALHO BOM	59.920	78.917	100.125	224.410	247.971	142.016	139.148	190.664	126.078	188.693	99.318	97.839	1.746.137	
05	CAVALHO BOM	105	45	426.076	642.898	749.076	356.372	518.141	487.719	374.594	423.609	407.097	356.051	5.489.237	
06	CAVALHO BOM	290.261	366.103	426.076	642.898	749.076	356.372	518.141	487.719	374.594	423.609	407.097	356.051	5.489.237	
07	CAVALHO BOM													250	
08	CAVALHO BOM													250	
09	CAVALHO BOM													250	
10	CAVALHO BOM													250	
11	CAVALHO BOM													250	
<b>T O T A L</b> ..... 336.290 441.304 508.097 883.509 1.027.100 626.626 740.435 690.555 507.720 653.823 515.056 459.175 7.447.622															

<b>M O L U S C O S</b>														
01	MOLETO	9.642	11.926	28.822	18.971	19.334	8.233	6.582	4.440	5.159	7.917	5.649	10.173	6.129
02	MOLETO													136.612
03	MOLETO	1.007	2.906	1.479	2.406	2.623	3.063	3.720	4.296	5.548	6.464	7.276	8.012	51.717
04	MOLETO	216.150	653.329	297.012	8.747	110	4.815	15.690	14.951	135.136	257.167	139.699	4.583	1.179.939
<b>T O T A L</b> ..... 226.799 667.906 359.313 29.524 22.336 14.909 25.992 23.607 185.062 273.578 132.224 30.693 2.924.923														

<b>TOTAL GERAL</b> ..... 4.474.325 5.100.503 4.484.812 4.145.237 2.697.372 2.323.808 3.550.815 3.750.638 2.900.677 4.026.930 2.855.497 2.899.101 43.111.435														
<b>C R U S T A C O R E M D O E L A S</b>														
01	CAVALHO BOM	1.172	730	93	99	105	50	25	14	78	170	270	595	3.314
02	CAVALHO BOM	470	653	85	85	105	50	25	14	30	75	1.012	3.652	6.677
<b>T O T A L</b> ..... 2.642 1.383 188 184 210 100 105 100 28 112 245 1.282 4.237 10.021														

<b>M O L U S C O S E M D O E L A S</b>														
01	MOLETO	12.260	19.555	13.718	12.425	13.974	9.460	13.572	11.166	2.970	2.665	8.000	9.300	153.095
<b>T O T A L</b> ..... 12.260 19.555 13.718 12.425 13.974 9.460 13.572 11.166 2.970 2.665 8.000 9.300 153.095														

<b>TOTAL GERAL</b> ..... 13.902 16.938 13.920 12.475 14.079 9.510 13.597 11.180 3.056 3.630 9.282 11.537 135.116														
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(7表白)

1975年7月別明細

ESTACION	JANERO	FEBRERO	MARZO	ABRIL	MAYO	JUNIO	JULIO	AGOSTO	SEPTIEMBRE	OCTUBRO	NOVIEMBRE	ESTIMADO	TOTAL
01 - AMATEA	1,375	1,125	600	1,575	1,500	12,716	9,365	15,225	6,620	1,250	2,170	65,574	
02 - ACHUHO HIERRO	200	610	1,150	1,350	1,260	900	980	840	150	950	2,600	10,510	
03 - ACHUHO IRATA	2,850	2,874	920	2,210	4,045	1,681	10,650	350	140	1,170	1,425	29,000	
04 - AGUILAR VELA	15,006	0,375	410	2,200	6,444	21,779	8,200	15,866	3,656	15,430	32,670	71,101	
05 - ALEJANDRA EMARCA	410	2,860	605	1,820	6,444	21,779	8,200	15,866	3,656	15,430	32,670	71,101	
06 - ALEJANDRA DE LAJZ	12,870	26,690	7,791	15,482	32,233	27,072	46,913	6,820	26,505	136,793	58,164	482,874	
07 - ALEJANDRILHA	21,175	23,193	20,460	11,053	30,824	22,500	2,430	30,341	42,720	28,543	30,590	331,036	
08 - ANCO CACHORRA	410	920	1,310	2,950	12,428	38,040	11,350	24,880	2,860	2,860	1,190	111,618	
09 - BARRIO	25,831	19,363	29,234	19,337	19,204	34,067	11,454	19,135	25,355	21,291	35,075	304,250	
10 - BELAZA	11,115	12,112	4,700	7,675	15,016	10,663	16,679	10,084	7,970	1,800	8,219	140,941	
11 - BICUDA	843	286	553	1,018	314	1,457	16,679	10,084	7,970	6,245	8,219	140,941	
12 - BUNHO	37,500	20,348	11,696	3,401	1,054	94	93	21	97	486	651	4,574	
13 - CAJON	105,199	112,221	123,023	95,747	115,011	142,491	115,011	110,495	132,239	182,374	140,843	1,408,641	
14 - CANAMIA	1,325	856	56	7,097	3,875	40	7	1,254	747	7,138	5,444	2,805	
15 - CARIJAY	14,041	25,036	192,637	7,097	3,875	275	7	1,254	747	7,138	5,444	2,805	
16 - CAYAMA	11,025	1,650	1,000	25,425	8,650	2,650	106,725	155,650	508,697	100,400	75,875	1,114,866	
17 - CASTAÑA	58	235	482	296	143	302	83	29	382	694	601	3,707	
18 - CAVALLA	7,510	4,800	10,600	1,380	3,249	6,728	7,496	8,801	14,048	10,358	4,230	74,352	
19 - CHENUE	180	2,812	1,339	210	1,000	15,550	1,300	6,850	3,710	150	70	30,679	
20 - CHICHARRO	200	100	1,100	200	350	712	370	200	80	57	50	2,605	
21 - CONGORECA	321,377	267,547	271,368	271,670	231,333	331,141	416,806	382,150	608,045	398,150	337,821	4,305,013	
22 - COVINA	2,813	430	430	689	2,789	1,161	757	191	87,246	108	616	3,929	
23 - ENCHUVA	37,396	20,046	21,996	24,678	27,732	28,038	36,545	16,912	67,246	3,699	41,729	101,081	
24 - ESPADA	5,070	8,225	20,742	20,880	26,870	28,915	33,700	66,990	27,515	25,377	43,729	231,234	
25 - SALO	9,740	8,607	15,616	7,326	9,264	9,772	20,165	7,213	3,646	5,375	2,310	24,102	
26 - UACUYA	1,800	1,854	3,518	1,052	412	1,270	1,056	1,218	1,616	1,016	1,959	12,101	
27 - GUETE	182,418	259,211	186,855	129,990	95,612	82,556	59,615	42,870	64,627	195,102	171,368	1,443,316	
28 - GONDOLINO	100	230	230	170	150	594	50	100	100	115	850	620	
29 - QUAYVITA	444	495	85	170	375	594	50	100	115	115	850	620	
30 - LIPULLO	11,142	15,314	10,191	14,207	15,800	12,607	19,304	18,477	15,876	10,260	14,178	204,142	
31 - LVA	50	510	883	470	1,118	1,030	705	240	210	90	545	5,445	
32 - MANUYA	76,115	80,593	73,616	43,412	61,165	930	1,473	23,287	194,880	427,248	465,576	2,341,694	
33 - MARIA LUJZA	7,600	7,200	3,000	4,480	17,275	26,750	22,000	12,750	41,216	20,900	11,800	311,818	
34 - MARIA NOLE			16	67,915									
35 - MARILZA													
36 - MATO	424				100		23		2,959		10	2,969	49
37 - MIRAJUALA	12					24	23		4	676		1,551	
38 - MIZERA	291,538	268,493	290,341	352,424	259,687	287,963	234,469	235,115	298,436	295,301	302,823	3,366,814	
39 - PASADURO	160	70	420	225	46	237	737	2,509	716	2,047	450	7,713	
40 - QUEKE	22	186	100	600	1,645	199	880	708	82	100	900	6,569	
41 - OLHO DE POI		50	100	400	1,155	633	147	10					
42 - OLHO DE CAO	150	400	1,450	20	350	100		350		1,438	50	3,710	
43 - OVELA													
44 - PALOSETA	321	10	10										
45 - PANTO	33	21	15		12	47	40	53	37	10	179	314	
46 - PARRAJU	2,323	1,314	3,713	3,280	1,487	730	650	1,662	1,662	5,003	4,923	24,223	
47 - FARAY	64	100	286	2,150	180	730	110	20	1,184	5,003	1,923	91,244	
48 - FARO	1,212	1,466	240	690	100		107	30	85	183	701	4,850	
49 - FERGARA AMALTA	1,900	1,098	480	375	333	392	1,640	126	305	1,459	736	8,284	
50 - FERGARA BAZANA	1,070	2,093	420	113	60	50	1,425	130	305	1,459	736	8,284	
51 - FERGARA RANCA	11,916	13,322	12,727	7,039	10,639	7,968	7,453	5,970	5,240	6,311	9,645	101,855	
52 - FERGARA CAJICHO	44,070	39,380	30,291	14,758	16,038	12,206	20,462	11,136	6,730	12,440	48,823	274,630	
53 - FERGARA FOGUITE	514,567	435,659	344,680	324,707	355,745	495,951	506,472	601,012	532,641	332,866	517,016	5,311,935	

63 - BELGAMA JAGUANA	329	385	40	33	6	100	355	435	33
64 - FISCADA OLHEITA	65	1,240	80	1,378	109	277	326	400	1,781
65 - ITOCSO	1,700	2,600	0,000	2,700	4,410	5,191	6,942	3,025	3,825
66 - IABEJUEMA	809	294	260	517	46	75	1,100	458	52,574
67 - PALA	22,317	20,993	27,989	10,317	18,619	25,790	21,753	21,753	4,741
68 - LOPALO	3,427	1,317	1,508	617	241	157	1,111	2,128	219,437
69 - ROSALOR	150	336,902	310,122	1,005,448	927,710	2,579,500	2,257,270	60	17,095
70 - SANDUINHA	370	1,600	140	1,365	1,316	1,256	1,131	4	1,366
71 - SAURO	309	1,647	5,988	1,386	2,211	2,205	637	743	18,307,270
72 - CONSOCA	1,127	20,306	47,466	4,533	32,788	9,495	38,251	43	243,530
73 - FALMIA	60,800	32,928	7,588	4,980	8,212	5,200	5,635	15,767	37,297
74 - FORTUNA	10,937	12,928	10	4,900	5,200	5,200	4,265	15,767	311,723
75 - TILULA	27	36,047	41,135	35,869	22,964	23,461	29,982	50	98,468
76 - YACRUJO	13	7,800	2,797	525	1,500	1,500	21,572	14,091	287,972
77 - VIDUA	7,030	3,093,018	2,171,865	2,710,157	2,116,979	4,563,304	4,563,407	3,665	513
78 - XARELITE	3,093,018	2,171,865	2,710,157	2,116,979	4,563,304	4,563,407	3,665	3,665	48,697
79 - XARLU	3,093,018	2,171,865	2,710,157	2,116,979	4,563,304	4,563,407	3,665	3,665	48,697
80 - TOTAL	3,093,018	2,171,865	2,710,157	2,116,979	4,563,304	4,563,407	3,665	3,665	48,697

GRUPOS DE ACCIONES									
01 - CALVARIO FORTUJIO	2,316	70	40	57,411	40,192	11,710	9,972	5,421	110
02 - CALVARIO LITIFILIO	96,074	66,050	20,399	106,733	169,944	129,163	170,067	160,936	256,307
03 - CALVARIO ROSA	30	6	30	45	1,510	1,100	1,100	1,100	1,547,646
04 - CALVARIO SANTANA	410,923	320,010	201,229	469,311	414,199	405,423	397,911	328,251	17,761
05 - CALVARIO SEBASTIANA	170	170	170	170	2,618	2,460	1,243	1,170	4,743,562
06 - CALVARIO SERRA	320	320	320	320	410	210	150	150	6,858
07 - CALVARIO SERRA	74	45	200	1,017	840	210	30	30	7,198
08 - CALVARIO SERRA	263	1,185	2,023	1,011	2,265	210	30	30	11,777
09 - CALVARIO SERRA	511,204	419,590	397,806	616,629	659,933	642,206	570,273	501,001	6,291,701
10 - CALVARIO SERRA	8,710	24,039	21,630	23,770	7,009	5,860	6,000	6,666	20,875
11 - CALVARIO SERRA	21,630	24,039	21,630	23,770	7,009	5,860	6,000	6,666	163,325
TOTAL	3,093,018	2,171,865	2,710,157	2,116,979	4,563,304	4,563,407	3,665	3,665	48,697

HOLUBS CO DE ACCIONES									
01 - BARRIO	8,710	24,039	21,630	23,770	7,009	5,860	6,000	6,666	20,875
02 - BARRIO	21,630	24,039	21,630	23,770	7,009	5,860	6,000	6,666	163,325
03 - BARRIO	17,558	17,558	17,558	17,558	3,289	2,598	2,258	2,598	46,117
04 - BARRIO	9,127	6,562	5,924	4,203	3,435	2,598	2,258	2,598	54,705
05 - BARRIO	37,442	23,334	281,051	109,514	353,239	840,574	600	325,723	3,135,015
TOTAL	72,139	73,500	339,805	148,682	369,210	818,192	8,355	9,441	3,459,117

TOTAL GRAL	3,076,307	2,664,995	2,923,003	3,495,168	3,300,304	6,053,702	5,913,155	6,717,155	5,465,280	4,179,255	52,459,437
------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------

GRUPOS DE ACCIONES DE BARRIO (BARRIO)									
01 - BARRIO	970	292	249	345	39	39	39	39	39
02 - BARRIO	1,451	724	810	945	580	580	580	580	4,135
TOTAL	2,429	1,016	1,059	945	619	619	619	619	6,231

HOLUBS CO DE ACCIONES (HOLUBS)									
01 - HOLUBS	5,200	3,000	5,000	3,000	2,200	7,200	8,900	6,800	51,300
TOTAL	5,200	3,000	5,000	3,000	2,200	7,200	8,900	6,800	51,300

TOTAL GRAL	7,627	4,016	6,089	3,945	2,200	7,200	8,900	6,800	493	97,531
------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	--------

(ア)表(五)

甘んハ口州陸揚興業の月別明細 - 1976

ESTACIONES	JANERIO	FEBRERIO	MARZO	ABRIL	MAYO	JUNIO	JULIO	AGOSTO	SEPTIEMBRE	OCTUBRO	NOVIEMBRE	DECEMBRO	TOTAL
01 - ADOBEJA	450	100	300	3,975	2,675	3,925	15,180	25,015	8,322	4,918	6,325	5,277	76,682
02 - AGUILAR NEGRO	-	1,050	300	240	2,675	600	1,030	1,400	1,400	2,710	2,500	2,670	11,890
03 - AGUILAR SIATA	-	3,900	390	1,340	2,792	3,310	360	320	465	2,630	2,630	3,710	23,857
04 - ARRIERO VELA	6,640	34,602	910	60	-	43,260	24,820	25,941	14,902	5,087	13,816	23,717	65,975
05 - ALPACHA BIRACA	2,940	1,010	200	4,560	12,090	4,260	8,430	48,077	39,838	61,604	69,049	43,809	136,821
06 - ALPACHA DE LAZ	2,940	22,712	17,300	2,335	-	2,066	-	1,820	950	17,929	17,018	15,770	34,201
07 - ALMACORINHA	-	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,834
08 - AJO	15,005	13,090	9,500	7,830	24,630	19,760	10,276	20,341	19,752	17,929	17,018	15,770	2,834
09 - ATUJ CACHOURA	200	2,100	2,020	3,350	39,724	25,465	33,750	21,160	11,850	4,260	970	250	166,669
10 - BAREJO	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
11 - BAREJO	20,173	20,320	32,002	17,070	35,632	25,234	25,001	15,264	16,025	20,421	40,116	26,483	268,249
12 - BAQUADA	-	-	-	-	-	262	-	-	7	-	-	307	576
13 - BATAVA	300	4,160	1,100	3,100	3,200	6,200	6,200	2,000	500	1,041	3,600	3,200	25,531
14 - BATAVA	11,177	11,942	7,004	3,155	5,113	8,840	6,932	2,071	4,591	5,311	10,311	9,481	89,378
15 - BICHUA	92	-	52	-	-	-	-	262	100	269	531	625	2,056
16 - INUITO	20,350	21,673	6,496	1,680	308	200	109,061	300	112,591	131	2,791	8,267	72,302
17 - CAJAO	88,802	97,996	100,250	102,061	126,032	122,482	109,061	88,856	-	116,625	130,315	141,708	1,331,079
18 - CAJAO	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
19 - CANAHUA	1,800	303	7	-	20	48	-	-	7	-	19	107	2,412
20 - CANAHUA	75,603	90,476	18,632	-	10	-	-	20	-	164	707	1,529	107,149
21 - CARATEVA	40	-	20	-	-	-	-	-	-	-	2,181	744	3,169
22 - CANAHUATARGA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23 - CAPATARRIA	2,325	1,450	-	11,500	3,975	23,425	29,075	197,230	467,475	191,757	312,125	166,835	1,200,172
24 - CAYALA	385	1,006	584	491	317	60	29	51	130	146	1,063	513	4,911
25 - CAVALLERIA	-	2,400	77,520	139,374	6,600	6,000	1,200	101,496	32,640	1,310	123,430	223,772	917,372
26 - CHIFRE	3,852	11,000	12,400	5,937	5,937	6,970	6,813	31,480	4,520	7,733	5,873	8,210	85,986
27 - CHICHARHO	300	4,100	3,600	1,147	1	1,147	6,391	9,273	5,775	3,500	7,870	815	39,661
28 - CONGO ROSA	520	160	350	-	60	120	100	-	15	-	-	75	1,190
29 - CONGO ROSA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60
30 - CORVIA	224,301	237,428	225,363	209,120	219,313	222,097	247,234	374,928	316,233	486,621	491,133	439,757	3,726,758
31 - DORADO	210	60	20	-	10	-	-	-	-	28	4,081	8,670	13,761
32 - ENCHOVA	191	531	1,650	340	184	350	60	231	91	321	92	50	1,500
33 - ESTERUA	10,520	30,630	25,010	21,777	16,598	18,044	51,896	49,812	25,781	40,399	33,114	35,918	369,216
34 - ESTABARTE	600	7,540	8,380	11,150	11,930	12,260	16,300	74,950	60,910	12,530	9,170	231,026	231,026
35 - GALO	17,472	13,704	5,477	957	2,438	2,532	402	274	508	937	1,957	1,374	47,812
36 - GANOPA	201,719	1,314	7,202	1,637	127	460	7,567	6,580	3,281	3,600	2,473	2,473	31,524
37 - GORRE	307,051	307,051	203,557	100,073	59,830	34,882	19,453	31,565	37,205	46,901	117,728	120,113	1,368,982
38 - CONDORIO	-	-	-	-	280	126	117	-	555	-	-	665	1,603
39 - CAAYIRA	355	44	10	396	59	128	189	18,533	8,287	185	843	471	21,215
40 - LIPUDALGO	16,643	11,365	9,315	7,262	7,535	9,843	9,566	11,416	8,287	7,730	6,419	6,773	114,159
41 - LVA	392,519	392,519	611,232	145,375	26,617	5,257	149	1,963	25,451	323,781	473,613	312,307	2,946,769
42 - MARIA LUZZA	2,450	13,200	2,175	63,350	4,105	21,150	29,135	40,503	15,270	3,000	5,750	30,757	239,415
43 - MARILIA	-	-	60	-	-	-	-	217	45	-	-	-	239,415
44 - MARILIA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15
45 - MARILIA	180	309	63	40	-	-	-	-	5	7	-	20	634
46 - MUDAGUA	70	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,673
49 - MUDAGUA	250,875	355,574	347,958	323,297	200,931	306,536	288,035	326,552	286,391	307,208	311,768	344,656	3,780,033
50 - MUDAGUA	300	2,930	9,620	595	595	190	288,035	532	2,480	2,000	2,000	1,535	2,000
51 - OHLIETE	-	-	65	-	30	200	1,220	294	3,320	535	300	350	3,877
52 - OHLIETE	-	30	-	-	130	6	-	-	170	36	150	12	555
53 - OHLIETE	-	-	-	-	60	-	-	-	-	-	-	-	116
54 - OHLIETE	600	100	-	-	-	-	-	1,500	-	-	-	-	2,400
55 - PALOMBERTA	-	3,000	-	-	-	-	-	-	-	12,000	-	4,174	12,174
56 - PALOMBERTA	-	-	71	-	-	-	6	-	-	-	-	-	12,174
57 - PAPAMIRU	529	-	-	-	-	8	387	79	-	132	139	25	1,027
58 - PARATI	687	1,933	1,467	6,066	1,413	358	865	1,718	550	667	4,540	5,596	26,209
59 - PARATI	140	819	375	-	20	500	450	10,170	131	8	-	79	12,864
60 - PARATI	-	350	123	120	20	-	45	46	-	8	-	190	902
61 - ESCALADA JUBILEA	393	696	354	488	218	176	327	251	-	309	1,242	2,212	6,751
62 - ESCALADA ENRACA	1,290	272	525	7,610	377	-	-	-	359	170	325	1,000	1,000

63	FEICADA ENRICA	10,589	7,233	6,756	5,282	4,094	4,016	2,535	1,584	4,119	2,697	6,891	1,786	60,159
64	FEICADA CAMBUCA	37,601	19,210	21,031	14,932	9,097	11,028	11,338	6,931	5,787	30,110	7,952	11,397	163,157
65	FEICADA TOJUTITE	405,182	269,930	319,532	487,592	450,728	279,714	638,205	770,882	461,239	491,271	300,950	371,759	5,220,290
66	FEICADA JACUARA	15	10											29
67	FEICADA CHUWA	250	35	18										1,313
68	FEICADA		65	10	217	471	20	6	20	63	83	412	527	2,716
69	FEICADA		20,126	19,024	6,870	2,480	2,300	5,056	6,473	4,559	436	7,829	2,707	94,163
70	FEICADA		317	72	2,930	1,657	297	372	31	50	482	700	9,638	8,020
71	FEICADA		11,030	10,415	10,690	18,200	17,326	11,572	9,574	11,755	9,317	11,661	12,635	149,144
72	FEICADA		4,310	284	264	560	618	211	115	614	669	1,882	3,272	16,255
73	FEICADA		679,090	766,602	1,210,107	3,070,450	801,280	201,360	770,193	1,291,791	2,044,769	1,476,933	726,292	15,046,468
74	FEICADA													11
75	FEICADA													741
76	FEICADA													40
77	FEICADA													97,206
78	FEICADA													668
79	FEICADA													1,077
80	FEICADA													7,461
81	FEICADA													1,185
82	FEICADA													236,231
83	FEICADA													37,092
84	FEICADA													16,113
85	FEICADA													235,981
86	FEICADA													35
87	FEICADA													740
88	FEICADA													174,310
89	FEICADA													6
90	FEICADA													31,028
91	FEICADA													40,835,803

01	CAMARAO DA PEDRA			00										10	115
02	CAMARAO LAMPINHO		16,541	57,360	71,082	41,514	30,203	13,919	17,426	3,825	4,482	4,814	9,195	279,594	
03	CAMARAO BOTA		21,332	91,934	99,120	100,357	391,905	105,414	355,120	109,595	173,532	119,703	97,051	1,491,713	
04	CAMARAO SAUTARA		2,500		9,000									11,503	
05	CAMARAO SETE BARRAS		441,219	361,217	391,080	554,662	727,878	765,919	497,976	390,446	461,566	356,662	336,304	5,755,528	
06	FEICADA			120	7	2,060	680	510	500	30	43	150		4,120	
07	FEICADA		62	58	1	31	2,572	1,310	330	64	43	27	55	4,570	
08	FEICADA		632	1,086	2,090	465			172	70	135	348	181	8,301	
09	FEICADA				270									276	
10	FEICADA													7,559,159	
TOTAL		2,727,234	3,074,109	3,390,564	5,983,401	2,262,879	3,600,121	3,374,519	3,212,625	3,439,967	4,310,265	3,900,035	3,311,954	40,835,803	

01	BORGIO		13,470	13,703	11,170	7,079	0,454	4,401	4,920	3,953	4,259	5,602	10,366	111
02	VALLICO		5,116	6,259	5,163	2,902	3,415	2,764	2,764	2,008	3,044	3,517	4,175	152,917
03	TOURO		2,500	1,220	7,100	5,800	9,710	6,212,7	16,059	358	253	265	4,355	267
04	VIZIHA													670,870
TOTAL		70,160	21,203	21,002	24,203	15,071	21,009	25,754	7,019	9,671	1,059,733			
TOTAL GERAL		3,371,195	3,640,196	3,910,170	6,511,303	2,977,672	2,575,233	5,290,814	3,910,193	4,030,374	4,507,862	4,450,520	3,744,118	49,535,761

01	CAMARAO	092	310	130	21	5								1,394
02	FEICADA	33	320		21	38			10	18				203
TOTAL		925	430	130	116	43			10	18				1,601

01	OGIHA		25,210	14,000	10,500	11,000	10,000	11,200	10,700	6,010		9,500	10,000	118,150
TOTAL			25,210	14,000	10,500	11,000	10,000	11,200	10,700	6,010		9,500	10,000	118,150

TOTAL GERAL		925	25,670	14,130	10,616	11,043	10,000	11,200	10,710	6,028		9,500	10,004	119,814
-------------	--	-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--	-------	--------	---------

### 1.1.3 技術的水準.

SUDEBE は、三次漁業開発プランと研究の際、ブラジルの漁業地域の水準を総合的に次の様に述べて居る。

国内すべての漁業地域で行はれて居る漁業生産は、それらの技術水準について、互に共存するニツクシステムに大別出来た。

初歩的 (ARTESANAL) - と呼ばれるシステムは、最も原始的な漁法によって単に生計を立て、113万の漁民に初まって、漁民コロニア (後述) で組合を組織して漁獲物を販売して居る層。更に、小漁船主や荷主をリーダーとしてより近代的な漁具を備えて居る小規模の漁民によって行はれて居る生産システムを指すもので、之等漁民のすべては、ブラジルの殆どどの漁業海域と、奥地の河川地域に散在して居る。

産業的 (INDUSTRIAL) - と称せられるシステムは、近代的な漁具と装備した漁船 (現在の般的基準は20トン以上) で新しい漁獲方法によって限定した魚種を専門的に漁獲する外、地上設備とも合せ荷つて居ると云つた水準の企業によって実施される生産システムである。

#### A. 初歩的漁業.

国家全般的の発展に於いて此の種漁業が全体に対して占める率は減少して、ある。

1960年に登録されて居る漁船数 121,271 の内 78% に相当する 95,127 が手動小舟で、19% に相当する 22,968 が帆船、残りの 3% 即ち 3,176 がモーター付漁船であった。

1968年の統計によると。

1960年から68年迄の期間には、手動小舟が69%、帆船が9%減少したか、モーター付漁船は56%の増加を見せ居る。

又1968年には、54,695の漁船が登録されており、4,955 (9%) がモーター付、53% が手動式、38% が帆船と居る。

尚漁船数とその内訳に就て最近の統計の入手は困難で、以上のデータにも65年から66年にかけて異常な減少があった事、68年の登録数が60年のそれより6万6千も少く、それに就ての説明を11等 エリカ の数字を真正な期に難い事として居る。

漁業を上述の如くに二つに大別定義して見ても、実際には、どこ迄を初歩的とし、どこから産業的とするかはむづかしい。

企業家と、手動、帆船、モーター付小漁船による漁民とは、明瞭に区別出来るが、後者即ち初歩的漁民の中には、こいて出漁の企業家の部類に入れられるか適当とされる アルストール (ALSTOER, ARTESANAL) (荷主) と称されるクラスが存在するのであるが、

こいては、会社資本組織に依りない漁業のすべてを初歩的漁業と呼び、それらの会社の共同投資者でない漁民を初歩的漁民と定義する。

之等初歩的漁民は普通 漁民コロニア に居住して居り、近隣それら地域の各所で組合を組織する動きが見られる。

(註). 1974年1月2日付の官報で報道された如くに、漁民コロニア 規定の第52条には、その第1条の規制に該当する職業漁民は、その居住地域又は、彼等が就働する漁船の基地地域に所在する 漁民コロニア (COLÔNIA DOS PESCADORES) に加入する義務があると規定されて居る。

表 1

ブラジル東南海域に於ける漁業資源の所在表

種名又はサブグループ名	地 域		
	海 洋	沿 岸	口 湾
<b>1. PEIXES 魚 類</b>			
Sardinha .....	+	+	-
Pescadinha Real .....	-	+	+
Corvina .....	-	+	+
Enchova .....	-	+	-
Castanhas .....	-	+	+
Pescada Olhuda .....	-	+	-
Cavalinha .....	+	+	-
Goete .....	-	+	-
Caçoões .....	+	+	-
Xerelete .....	-	+	-
Badejo .....	-	+	-
Garoupa .....	-	+	-
Bagre .....	-	-	+
Manjubas .....	-	+	+
Savelha, Sardinha, Cascuda, e afins .....	-	+	+
Bonito .....	+	+	-
Atuns .....	+	-	-
Sarda .....	+	+	-
Pargo .....	+	-	-
<b>2. CRUSTÁCEOS 甲殻類</b>			
Camarão 7 Brabas .....	-	+	+
Camarões Rosa .....	-	+	+
Camarão Legítimo .....	-	+	+
Camarão Vermelho .....	-	+	(...)
Cavaquinho .....	-	+	-
Lagosta .....	-	+	-
Tamburutaca .....	-	+	-
<b>3. MOLUSCOS 軟体類</b>			
Vieiras .....	-	+	-
Ostras .....	-	-	+
Lula .....	-	+	-
Polvo .....	-	+	-
<b>4. ALGAS 海 藻</b>			
.....	-	+	-

出 所: Anuário da Pesca-1972 ( 1972年漁業年報 )

: + = 所在するもの

- = 所在しないもの (... ) 所在可能性あり

日本名は記入は、日本に於ける種名を示すといたす。

一見、三と二の間に、近代産業化に於ける漁業部門が益々盛長する事によって、社会経済的益は技術的にそれと歩調を合はない為の悪条件が増え、徐々に市場の競争力を失う事になるであらう。初歩的漁業は、やがて消滅する運命にあるかに存せざるを得ないが、業界の研究者は、初歩的漁業の経済的意義が自然に漸減するであらう事は、是認法から之等漁業によってもたらされる生物的、技術的、及び法的自由と近代化に於ける漁業の活動部門が更に同様に同様に、広範に亘る之等初歩的漁業も、それ自身進歩や組織化に伴う近代化を考慮すれば、尚更の事、永久的な歩みを経ているであらう事を表明して居る。

初歩的漁業活動は、産業的漁業活動を補足し、更にそれを補助する役割を果すもので、主として、陸地に近い海域即ち、近代的漁獲操業では、経済的に引合はれない海域で行はれるもので、後者の場合、その操業に当って、船隻、漁具共に大規模のものが必要とするが、初歩的漁業は、近海の小魚群を漁獲の対象とするので、漁船や漁具も小規模のものが足りて居る。

何れにしても之等大別された二種の漁業活動は、双方ともに近代化を進め、相互に補足し合いつつ、存続する性格をもつものである。

表 II

ブラジル南部海域における漁業資源分布表

種名又は学名	地域別		
	海洋	沿岸	内湾
<b>1. PEIXES 魚類</b>			
Sardinha	-	+	-
Corvinas	-	+	+
Enchovas	+	+	+
Bagres	+	+	+
Pescadinha Real	+	+	-
Tainhas	+	+	+
Pescada Olhuda	+	+	-
Castanhas	-	+	-
Caçoës	-	+	-
Savelha	+	+	+
Anchoita	-	+	-
Bonito	-	+	-
Sarda	-	+	-
Atuns	-	+	-
Cavalinha	-	+	-
Surel	-	+	-
Salmonete	-	+	-
Manjuba	-	+	+
<b>2. CRUSTÁCEOS 甲殻類</b>			
Camarão 7 Barbas	-	+	-
Camarões Rosa	-	+	+
Camarão Serrinha	-	+	-
Camarão Legítimo	-	+	+
Camarão Vermelho	-	+	-
Lagostinha	-	+	-
Siris	-	+	+
<b>3. MOLUSCOS 軟体類</b>			
Marisco Branco	-	+	-
Lulas	+	+	+
Polvos	-	+	-
Barbigão	-	+	+
Vieira	-	+	-

出所: Anuário da Pesca -1972 ( 1972年漁業年報誌 )

: + = 所在あり  
 - = " 無し

日本語の記入は、日本にあり種名をみたとした。

ブラジル東北地域に於ける漁業資源所在表

種名又はそのグループ名	地 域		
	海 洋	海 岸	口 湾
1. PEIXES <u>魚 類</u>			
Bagres ..... ナマス"類	-	-	+
Tainhas ..... ホ".....	-	-	+
Camurupim .....	-	+	+
Roncador .....	-	+	+
Vermelho ..... マ"鯛(赤鯛)	-	+	-
Corvina .....	-	+	+
Pescadas .....	-	+	+
Atuns ..... マ"口 鯛	-	+	-
Caçoões ..... フ"カ 類	-	+	-
Serra ..... シマカツオ	-	+	-
Voadores ..... トビウオ	-	+	-
Sardinha ..... イ"ワ シ	-	+	-
Cavala ..... カ"ハ	-	+	-
Olho de Boi ..... フ"リ	-	+	-
Agulhas .....	-	+	-
Albacrinha ..... ハ"マ"口	-	+	+
Xareu branco .....	-	+	-
Badejo .....	-	+	-
Garoupa .....	-	+	-
Palombeta .....	-	+	+
Camorins .....	-	-	+
2. CRUSTÁCEOS <u>甲殻類</u>			
Camaroões ..... フ"カ 類	-	+	+
Lagostas ..... イ"セ"イ"カ	-	+	-
Caranguejos (カ"ニ"類)	-	-	+
Sirís .....	-	-	+
Sirí canela .....	-	+	-
Sirí Guajá .....	-	+	-
3. MOLUSCOS <u>軟体類</u>			
Sururus .....	-	-	+
Ostra ..... フ"キ	-	-	+
Polvos ..... フ"コ	-	+	-
Lulas ..... イ"カ	+	-	-
4. MAMÍFEROS <u>哺乳類</u>			
Baleias ..... マ"シ"マ	+	-	-
5. ALGAS ..... 藻 類	-	+	-

出所: Anuário de Pesca-1972(1972年漁業年鑑"誌")

: + = 所在あり - = 所在なし

日本語の記入は、日本にある種名のみにとめた。

表 IV

ブラジル北部地域における漁業資源所在表

種名、又はグループ名	区 域		
	海 洋	河 岸	コ 港
1. PEIXES 魚 類			
Tainhas ..... ホ".....ヲ	-	+	+
Bagres ..... ナ.エ.ス"	-	+	+
Sardinhas ..... イ.フ.シ	-	+	-
Piramutaba .....	-	+	+
Corvina do Norte .....	-	+	+
Cáçoës ..... フ.カ.類	+	+	-
Pescadas .....	-	+	+
Vermelho ..... ア.(赤)類	+	+	-
2. CRUSTÁCEOS 甲 殻 類			
Caranguejos ..... (カ.ニ.類)	-	+	+
Camaroës ..... エ.ビ.類	-	+	+
Lagostas ..... イ.エ.ガ	-	+	-
Sirís ..... (カ.ニ)	-	+	+
3. MOLUSCOS 軟 体 類			
Mariscos ..... ア.ガ.貝類	-	+	+

出 所 : Anuário da Pesca-1972 (1972年の漁業年鑑誌)

: + = 所在あり。 - = 所在なし。

日本語の記入は日本にある種名のみにとりかた。

初步的漁業の基本的な経済状態を明確に示した統計は無いが、ブラジル地理統計院(IBGE)で定期的に刊行するデータと分析する事によって、部分的ではあるが、実際に近い数字を知ることになる。

初步的漁業生産と漁民コロニア生産と判断した場合(実際に漁民コロニアの生産は初步的漁業生産に含まれるのであるが)の生産量と、総生産量と比較対照出来る(1960→1972)次頁に示す表で、此の表によって両者の生産量の推移と傾向を知ることが出来る。

この表で見られる通り海城漁業における初步的漁業生産の全量に対する比率は、1960年の84%から68年には50%に低下して居り、河川漁業生産量にあっては、漁民に組織が少い事や、データ不足で、漁民コロニアの生産量は余りに低くと思はれるのであるが、1960年には全量比24%だったものが、1972年には全体の約1/3(32.6%)に増えて居る。

又海城と河川両漁業の生産量合計に対する後者の比率は、1960年に70%だったものが70年には41%に低下し、1964年には41%と記録して居る。

一方販売面から見ると、漁民コロニアの販売額は、1960年に全販売額に対して40%だったものが70年には54%となつて居る。(カV-A表)之は組合と組織に、之を通じて居るなど、漁民層に進歩がもたらされたからと思はれる。

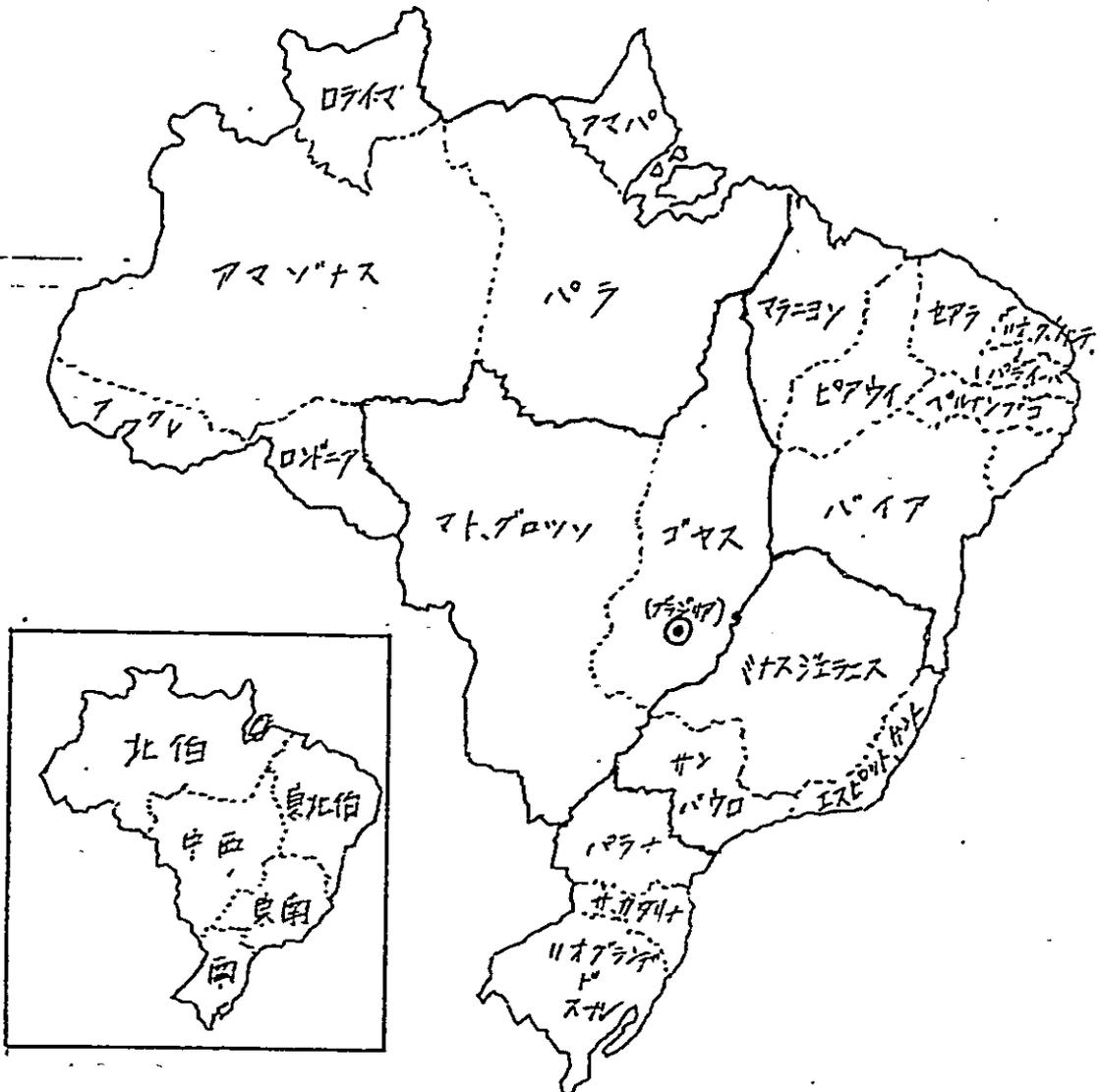
尚、ブラジルの本年初步的職業漁業者数の合計は1968年で31万2千とされ、1960年の24万に比べて3割の増加を示して居る。(カV表参照)

又1968年には、94,400名が漁民コロニア所属の職業漁民として登録されて居り、此の数は職業漁民全体を3割に当る。60-68年間に職業漁民数は全体で30%増えたのに比べ、漁民コロニア所属の漁民は19%増加したことで、漁民コロニアの数は同じ年間に206から242,8(17.5%)増加を示して居り、1968年の漁民コロニアの漁民数と平均すると、約1,300名漁民が各コロニアで活動して居るといえる。

次いで 1968年に登録されて居る職業漁民を地域別に  
分けると、

54.7%に当り	16万9千	加 東北伯地域
18	5万5千	加 北 伯
17	5万4千	加 東 南
10	3万2千	加 南 部
残 1.9	2.千	加 中西部
100%	31万2千	と な っ て 居 る。

初歩的漁民に就て述べてに当り、最近の資料を以て、最も  
重要だと見られる組合関係の資料が、この点に遺憾である。  
：殖民農地改革院(INCRA)に依れば、1966年11月21日付の  
大統領令法令59号の規制に準ずる漁業組合が  
1971年1月現在で45あり、その内訳は、北伯地域9、  
東北伯地域14、東南地域17、南伯地域5となつて居る。



分 Ⅴ 表

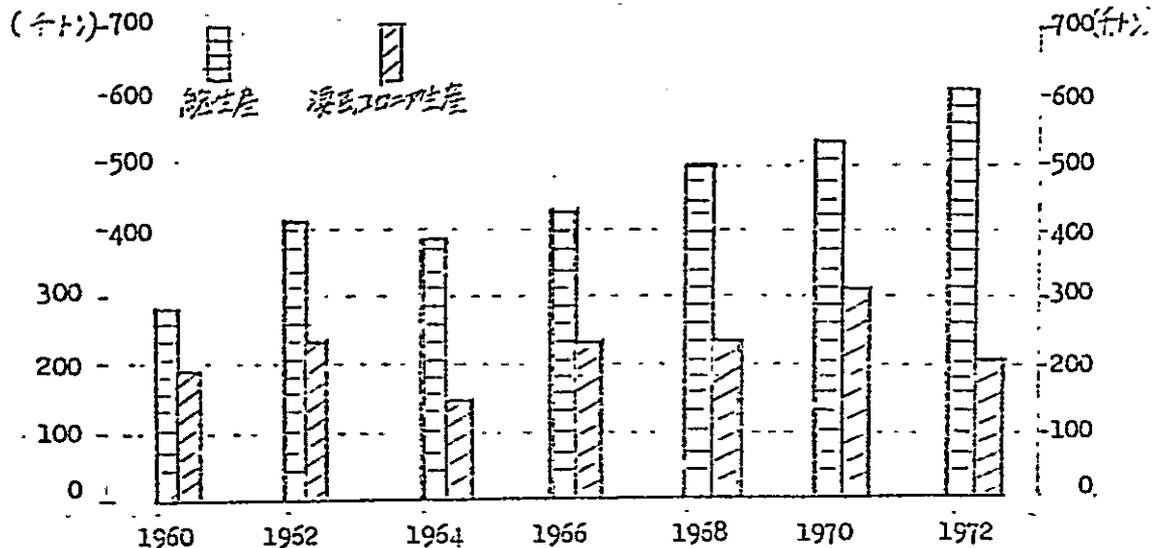
煤炭總生産量に占める濃灰コークの割合表。  
(1960→1972)

(単位/100ト)

年 別	海洋濃灰			河川濃灰			合 計		
	合計	濃灰コーク	%	合計	濃灰コーク	%	合計	濃灰コーク	%
1960	220	184	83,6	54	13	24,1	281	197	70,1
1961	263	169	64,2	60	13	21,6	330	182	55,7
1962	337	214	63,5	66	18	27,2	414	232	56,0
1963	339	209	61,6	78	21	26,9	421	230	54,6
1964	282	151	53,5	95	32	33,7	377	183	36,4
1965	327	183	55,9	94	22	23,4	421	205	48,8
1966	351	205	58,4	84	20	23,8	435	225	51,7
1967	340	172	50,5	88	20	22,7	429	192	44,7
1968	391	195	49,8	107	34	31,7	500	229	45,8
1969	387	222	57,3	112	38	33,9	501	260	51,9
1970	421	225	53,4	103	32	31,1	526	307	58,3
1971	493	269	54,6	97	27	27,9	591	296	50,1
1972	521	185	23,0	83	21	32,6	604	206	24,4

Fonte: M.A. - SUPLAN 出所: 泉務省-企画庁算課  
M.A. - SUDEPE " - SUDEPE

総生産量と濃灰コーク生産量。



年 T-A 表

漁業總生產額(占) 漁民 20=20 參加額表  
(1960-1972)

ANOS	VALOR EM Cr\$ 1.000 (單位 1000 Cruzeiros)									
	DE MAR 海城漁業					DE ÁGUA-DOCE 河川城漁業				
	TOTAL 計	COLÔNIAS	%	TOTAL	COLÔNIAS	%	TOTAL	COLÔNIAS	%	TOTAL
1960	6.394	2.825	44,2	1.562	432	27,6	8.100	3.257	40,2	
1961	9.331	4.321	46,3	2.363	540	22,8	12.031	4.861	40,4	
1962	18.397	10.623	57,7	4.153	1.171	28,2	23.240	12.206	52,5	
1963	31.233	16.094	51,5	8.241	2.029	24,6	39.842	18.284	45,9	
1964	47.959	21.751	45,3	14.680	3.844	26,2	62.875	25.797	41,0	
1965	86.743	44.482	51,2	26.440	5.568	21,1	113.634	50.407	44,4	
1966	131.046	60.294	46,0	25.543	6.176	24,1	160.915	66.470	41,3	
1967	169.191	71.058	42,0	43.622	9.421	21,6	213.246	80.479	37,7	
1968	234.556	93.366	39,8	66.194	21.260	32,1	302.829	114.626	37,8	
1969	335.514	179.024	53,3	84.424	26.452	31,3	421.475	205.476	48,7	
1970	401.577	239.298	59,5	96.033	31.310	32,6	498.611	270.608	54,2	
1971	728.788	331.743	45,5	124.808	40.886	32,7	853.596	372.629	43,6	
1972	989.973	303.575	30,5	130.912	36.989	28,2	1.120.885	340.564	30,3	

Fonte: M.A. - SUPLAN; M.A. - SUDEPE 出所: 農務省 企画局 課 及 "Sudape".

第 VI 表

登錄した居る職業者の人数の分類表

1960 - 1968

ANOS	源泉		職業				比率		1960 = 100	
	コロ=ア数	合計	源泉コロ=ア数	コロ=ア数	18才未満	18才以上	平均数	合計		コロ=ア数
1960	206	239,761	79,509	160,252	31,896	207,865	1.163	100	100	100
1961	210	256,008	86,280	170,396	35,675	220,333	1.219	106	108	112
1962	211	257,130	83,634	173,496	34,171	222,959	1.218	107	105	107
1963	205	271,460	83,917	107,543	37,946	233,514	1.324	113	105	119
1964	202	277,381	82,808	194,573	37,658	239,723	1.373	116	104	119
1965	210	288,466	87,882	200,584	39,479	248,987	1.374	120	110	124
1966	228	307,846	93,612	214,234	42,045	265,801	1.350	128	118	132
1967	230	315,636	93,597	222,039	43,156	272,480	1.372	132	118	135
1968	242	311,824	94,410	217,414	42,590	269,234	1.288	130	119	134

Fonte: M.A. SUDEPE  
出所: 農務省 SUDEPE.

NOTA:

1967年に漁業に対する控制特許投資を制定する法令が1歩加増を促し、以降の  
漁業は第2次のとされる。統計資料に不足を来し居る

## B. "産業的漁業"

1967年に漁業に対する税制特典投資の適用が創設されてから漁船数は急増した。漁船団の大部分は、リオ州のカーホアリス、リオグンデ・ドス・リ州のウルグアイ国境にかけて所在するが、北部地域の漁船数も増えて居り、ベレンの側とすると1973年だけで、28隻から73隻と増えて来た(才四表) 中間水産の漁業を目的に、南部地域で一艘どきを含む近代漁船が建造されたが、此種漁船は見るべき成績をあげて居るに至って居ない。その理由として、それら漁船は、充分な牽引力と巻揚力、かつ不足して居る為には中間乃至は深海を対象とする引網漁業に適していない事が指摘されて居る。

"POWER-BLOCK", "SONOR" 其他を以て近代的に装備された巻き網船も建造されたが、その設備を活用できる集組員の不足や、経営者の漁業管理に就ての経験不足等が禍因として成績もよって居ない。

最も遅れて居るとされて居るワカ 巻き網 と 一本釣り 漁船の装備で、リオ州を初めとする北部地域で操業して居る 一本釣り 漁船は従来経験のみを頼りとして居る現状である。

ブラジルでは既に、真網、や其他すべての漁具を製造して居る。全般的に見てそれら機器は質が良いとされて居るが、近隣諸国がそれらに比べて値段が高いと去う難貨があり、漁業の発展を妨げる一因となつて居る。

(それらの供給社名は、本報告書の附録として添付される)

前述の様に、1967/1973年間は、操業漁船数に注目して居る増加が見られたのであつたが、それに加えて、漁業部門を更に発展させる上に障害となる次のような諸問題を派生した。

a. 漁獲種類を異にする種々の漁船団の増加に即応するたの身内の労働力、殊に管理者、機械関係の技術的支持と準備が足りなかつた。

幾つかの漁業会社、殊に、エビの漁獲を目的として近代的な漁船の建造にのみ切つた会社では、国内集組員の訓練する為には、外国の身内技術者を契約したか一般的に見て、それら集組員が新しい漁獲方法を会得する水準にない為には充分な成果があげて居ない。

b.) 漁船が能率的に操業する為には、陸地での充分な管理と、準備とが必要である。適切なプログラムが実施されれば、漁船が必要以上に基地に停泊する事を避け得る様になる。此の為には適切な機構が存在する事が前提とされる。幾つかの会社では既に充分な機構を持って能率をあげているが大部分が未だに必要な機構に欠けて居る。

c.) 一般的に云って、前述の項に関連した下部構造が存在せず、新に建造された漁船と通常する為に適切な漁業用ターミナルも無かった。

此の事を事情から、全般的に見て漁船が充分に操業する事をむづがした事は事実で、南部地域に所在する幾つかの会社では、自社が必要とする下部構造を自己資金で建設する様にして居る。

d.) 新漁船の建造が盛んに行はれた当初には、多くの船主が漁撈部門の経験や識見を持って、その為に必要な以上の資金を要する、又は適当でない漁船を競って建造し、造船所で売ろうとする漁船を調べる事には買入風潮が、見られた。

此の状態は現在では見られず、この事を事情で、Eビ漁船が急増し過ぎた結果、之等の内の幾つかは他種を漁獲する為に改造され、あるが改造費がかさんで採算がとれなくなる事も予想されて居る。

e.) アルゼンチンとウルグアイ沖で「メルルサ」(MERLUZA)を獲る為には数隻の近代化的トロール船が建造或いは注文されたが、之等の漁船は、両国の領海から漁獲されてブラジルの領海で操業する事を余儀なくされたが、ブラジルの海域には「メルルサ」真群は僅かであり、操業を引合はせないのである。

f.) 全般的に言って、漁船の増強は、魚類資源の調査を充分に行はれたキライがある。

資源の調査が事前に実施されれば、それらの関係にはどの程度の能力の漁船が幾隻あるか、最も適当とされる船型はどんなタイプか等の基本的な要素が決定される筈であり、之等要素の決定をくしては、部内の円滑な発展が望めること、他の企業に於けると同様である。

Eビ類は旺盛な繁殖力をもつて居るが、南部地域では、Eビ漁船がそれにも増して急増する為により多くの船主が窮地に追い込まれて居る。

(エビに比べて、イセエビ(東北北部)や、イワシ漁業には  
それ程の影響が見られる。)

9) 新漁船の大部分が国内で建造されたが、それらに使  
はれるモーターや、殆んど電子装置は、輸入税免除の  
特典を受けて輸入された。

ブラジルの経済状況の悪化に伴って、近年では、それら特  
殊船舶の入手や修理に困難を来して居る。

10) 漁船の通航や操業に要する燃料が、近隣諸国に比  
べて高価な事も、船団の経済面に影響して居る。

政令ヲ70.885号は増産と輸出振興策の一環と  
して発令されたもので、その漁獲物を輸出に回ける漁船  
の消費する燃料に対する単一税を免除することを規制  
して居るが、此の規制で部分的ではあるがそれに該  
当する燃料値段はそれだけ安くなる筈である。

表 III

州別に見た80%以上の海船の所在表

州 別	海 船 数			
	1970	1971	1972	1973
Amazonas	1	1	-	-
Pará	15	27	28	73
Maranhão	-	-	-	-
Piauí	-	-	-	-
Ceará	46	79	57	81
Rio Grande do Norte	-	1	-	-
Paraíba	-	4	1	1
Pernambuco	-	5	9	9
Alagoas	-	-	-	-
Sergipe	-	-	-	-
Bahia	-	-	-	-
Minas Gerais	-	-	-	-
Espírito Santo	-	1	3	11
Rio de Janeiro(1)	2	10	19	31
Guanabara (2)	25	99	105	118
São Paulo	61	291	258	246
Paraná	-	-	-	-
Santa Catarina	80	116	142	142
Rio Grande do Sul	11	13	16	22
Mato Grosso	-	-	-	-
Goiás	-	-	-	-
Distrito Federal	-	-	-	-
T O T A L .....	241	647	638	734

Fonte: M.A. - SUDEPE (公刊)

NOTA:(1)と(2)は1975年3月15日以後合併済、Rio de Janeiro州と在る。

表 VIII

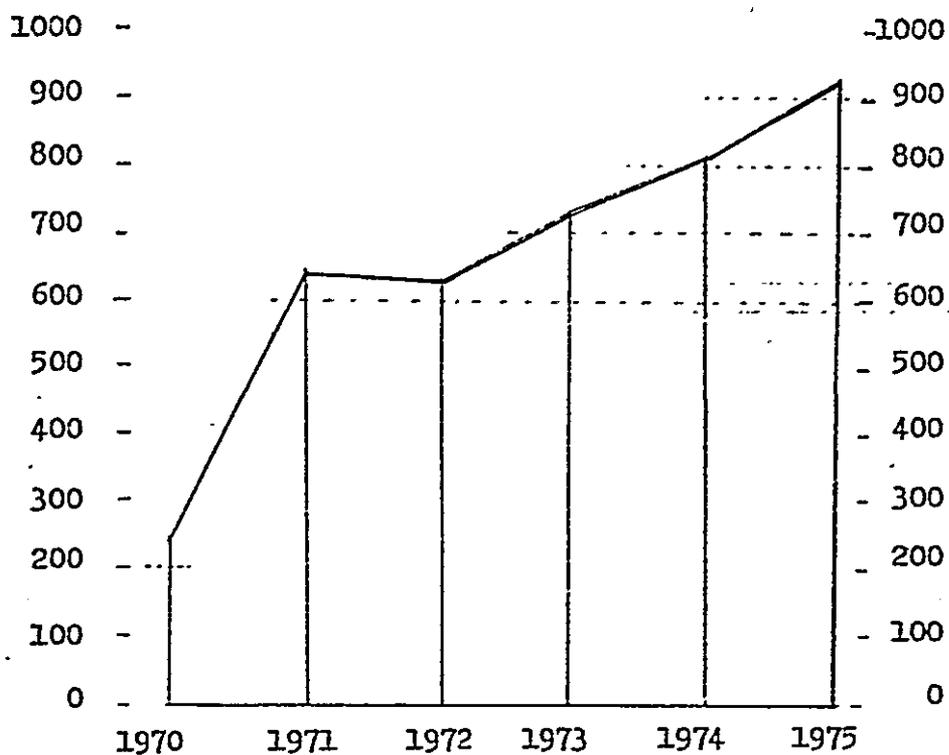
表 VIII 港以上の漁船の基地別、船種別表

P O R T O S	底上漁船		マキ網船		併用船		一本釣船		イセエビ船		合計	
	ARRASTEIRO		TRAINEIRA		COMBINADOS		LINHEIRO		IAGOSTEIRO		TOTAL	
	1972	1973	1972	1973	1972	1973	1972	1973	1972	1973	1972	1973
- Belém	28	69	-	3	-	-	-	1	-	-	28	73
- Fortaleza	-	-	-	-	-	-	7	6	50	75	57	81
- Cabedelo	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(*)1	(*)1
- Recife	1	-	-	-	-	-	7	6	1	3	9	9
- Vitória	-	4	-	-	-	-	3	7	-	-	3	11
- Viterói	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
- Angra dos Reis	4	12	12	17	-	-	3	2	-	-	19	31
- Rio de Janeiro	53	58	26	29	2	5	24	26	-	-	105	118
- Santos	236	225	19	19	1	-	2	2	-	-	258	246
- Itajaí	60	115	58	27	24	-	-	-	-	-	142	142
- Florianópolis	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
- Rio Grande	16	22	-	-	-	-	-	-	-	-	16	22
T O T A L	398	505	115	95	27	5	46	50	51	78	638	734

Fonte: M.A. - SUDEPE (出帆) (カボット、ニハ捕獲船が(\*) Cabedelo possui um Raleeiro.

SUDEBE 提供による 70年から 75年迄の、90トY以上の  
 漁船数は 次の通りであるが、1976年分の漁船数は今のところ  
 不明である。

年別	漁船数
1970 .....	241
1971 .....	647
1972 .....	638
1973 .....	734
1974 .....	822
1975 .....	936



#### 1.1.4. 初歩的漁業への援助

1967年に大統領令第221号が発令されて以降、初歩的漁業の「非二次性」は強調されたのであるが、政府の之等に対する権限は、非二次的超等は既に1960年頃から目に見えてきつ、あつた。

此の意味から SUDESE では 非三次漁業開発プラン (INPAの) の中で、初歩的漁業への援助を企画し、その達成すべき目標を定めて居り、その冒頭で「非二次的超等」の称にその妥当性を述べて居る。

農牧関係の見るべき発展も拘はらず、漁業部門、殊に初歩的漁業は1960年以來表徴的であり、特に、北部及び東北地域でその傾向が顕著となっている。

国内の初歩的漁民数は、約37万で、家族を含めると約175万となる。漁業活動をする為には、必ず基本的漁具を十分に持たず、市場の競争力も小さい。之等大部分の漁民を援助し、漁業の振興を計り、彼等の生活を向上させる事は、強調すべき必要事項である。

回顧すれば、1938年2月23日付の大統領令第51号によつて、漁業振興附加税が制定されたのを初めとして、3118/41号、5030/42号、5530/43号、5526/45号及び9022/46号等の大統領令法が相次いで発令されて、初歩的漁民の社会的益に経済的の向上がはかられた。

1962年に至り SUDESE が創設された事によつて、漁業は農務省の一独立部門となり、その活動も従来にも増して活発となって来た。

然し乍ら、それら漁民層の経済技術的向上を目的とした政府側の活動は、漁民が未知の爲に従来の生活意識から、ぬけきれず、又間違つた個人主義を固執し、共存の義務によつてもたらされる各自の利益を「専ら」の實施に當つて大きな壁に、ブツかきこいを作つた。

初歩的漁業の現状を分析すると、個人で活動する漁民数に比べて、漁民コロニエに所属する漁民が漸減して居ることがわかる。

此の事案に加つて、既成漁業組合の大部分が「世代的」満足すべき状態にない事を合せ考へる時、此の状況が、維持は、見守り組織もない之等漁民に、上り返りのない損失がもたらされる事が懸念される。

この望ましくない傾向が、進む事を阻止する為の試みとして、SUDESE では 農林信託漁民協会 (FROCA-

ASSOC. BRASILEIRA DE CRÉDITO E ASSISTÊNCIA RURAL) の協同  
体として漁業振興パイロットプロジェクトを設立して、サンタカタ  
リナと、11 オランダ・ドス・リウの両州で実施した。

此のプロジェクトは一応の成果をあげたので、農務省、  
SUDESE、漁民土地改革庁 (INCRA) 及び 組合信用銀行  
(BANCO NACIONAL DE CRÉDITO COOPERATIVO) の相互協定に  
よって、最初には、三年間の有効期間のある 初歩的漁業  
援助プラン (PLANO DE ASSISTÊNCIA À PESCA ARTESANAL)  
が、初歩的漁民とその家族に、生産と、生産性を増加する  
手段を与え、彼等の生活条件を徐々に引き上げる目的で、  
実施されることになった。

このプランは次項に要約される。

### 全般的な目的。

初歩的漁業の生産性を高め、此の部門に関連のある  
異なる層の各々を含めての収入水準を更に引き上げる事  
を目的として彼等に技術知識を与え、心算集会及び  
組織面で支持する。

### 総合目標。

漁獲 - 調査によって得た新技術を漁民に普及する。  
魚類の保存、加工及び公販売。

漁民に、魚類の保存と販売に就て必要な知識を  
与え、共に、経済的見地から漁り出れる初歩的  
な加工技術を教える。

### 組合主義の普及。

漁民に共同体制によって、各人が職業的に保護  
され、技術、経済、更に社会的にも向上する事ので  
きる事を教える。その為の組合と作業者を奨励する。

### 労働力の形成と資格者の養成。

漁業に従事する労働者、身門家を養成する機会  
を支持して、労働力の形成と、身門的資格者の  
養成に努める。

### 公表、調査。

調査関連機関と緊密な連絡をとりながら  
魚類の販売に就てのデータや生産者と消費者双方  
の利益に及ぼす他の必要データを公表する。

サンパウロ州に於ける歳助プログラムは、1977年から1979年までの三年と定めて居る。

サンパウロ州には約26,590の初歩的漁民が居り、その内73.6%の人が漁民コロニアに登録されて居る。又第三次漁業開発プログラムに基づきこの歳助プログラム(PESCAR)では、パイロットプロジェクト方式に従って、15の漁民コロニアと5つの漁業組合とを通じて2890の漁民(578家族)がその実施対象とされて居る。

尚 SUDENE 提供の75年の資料に基づき歳助プログラムの対象となった団体数と漁民数は次の通りであるが、76年7月の他の資料と共に集計中とのことである。

### 表 IX

PESCAR プログラム 推移表

摘要	1974	1975	%
対象団体数	29	60	+ 106,9
対象漁民数	19.562	65.374	+ 234,19

## 1.2 鮮魚の加工業について.

1.2.1 鮮魚の加工部内についての読者の理解を助ける為に  
次の二項目に於いて検討するにとする。

即ち:

1. ブラジルの鮮魚の加工業全体に於ける観察.
2. サンパウロ州における上記の加工業に於ける観察.

### 1.2.1.1. ブラジル全体から見た鮮魚の加工業について。

水産資源開発プランと、1976年発表の SUDENE の調査  
データとに依ると、1967/1972年間のブラジル全体の鮮魚加工  
品の生産量は 83% の増加を見せている。たゞ、ブラジル  
の場合、漁業会社から供給される生鮮魚、冷却魚とら  
に水産加工品のリスト中に含まれて集計せられていない  
という前提の上に於いて、その増加比率は 89% で  
金貨類の同期間における増加比率は 69% である。  
(表 8, 9 表参照)

しかし吾々が最も必要とする最近のよるべき統計資料  
がない為に上記等の資料に頼らざるを得ない。従って  
どの生産クラスによっていくらかの上げ下げ  
その内とれたものが一般消費に向けられ、とれたものが加工場  
へ供給されたか等々の実際を示す正確なデータがないのは  
まことに遺憾である。

ブラジル鮮魚の加工は地域別、品物別に大別すると  
有名なところでは

- 東北地域 伊セビ
- 南部及び東南地域 イワシ
- 南部地域 ペスカーダとメルルーサ
- 北部及び南部の地域 エビ類
- 北部地域の ヒロラムアーバ

等があげられる。

次の表10は、1976年のリオグランデ・ド・ノルテ、サンタカタリーナ、及び  
サンパウロ諸州の鮮魚の加工業界の設備能力を示したもので  
あり、又表11には、イワシ缶詰の生産量と消費量が示され  
ており、やはり最近の統計がない為に、1974年のデータを  
掲載せざるを得ない。

# 表 8

縣内国内總生産量(淡水魚合計)と海産魚加工品生産量の比較表

單位: ton

年 別	工業生産量	總生産量(淡水魚)	比 率
1967	133.245	429.422	31 %
1968	156.928	500.387	31
1969	170.939	501.197	34
1970	225.470	526.292	43
1971	245.344	591.543	41
1972	243.736	604.673	40

出 所: DIPOA-MA 農務省動物製品検査局.  
 111 ENDP 第三次漁業調査プラン.

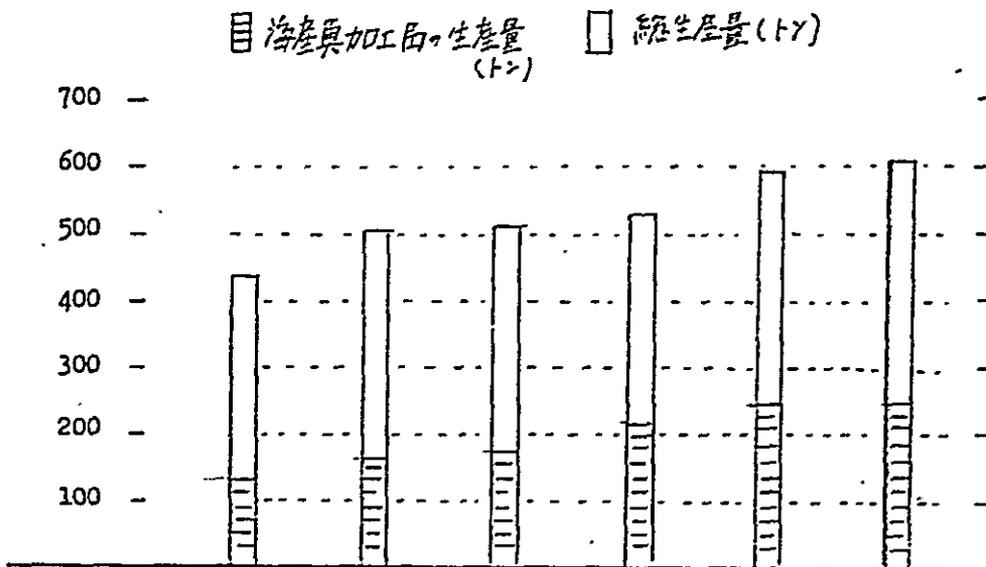


表 9

ブラジル全体の海産鮮魚加工品の生産量

単位: トン  
Em toneladas

ESPECIFICAÇÃO	1967	1968	1969	1970	1971	1972
TOTAL GERAL	133.245	156.928	170.939	225.470	245.344	243.736
<u>FRESCO OU REFRIGERADO</u>	52.081	63.853	67.422	99.005	93.789	98.633
Peixe	47.747	58.233	60.720	89.693	84.065	90.058
Camarão	3.867	5.140	6.413	8.960	9.293	7.974
Lagosta	12	10	21	43	103	98
Molusco	288	209	193	163	203	328
Mamífero	167	261	75	147	125	175
<u>CONGELADO</u>	24.147	28.481	33.437	42.308	66.153	52.401
Peixe	20.132	23.710	27.288	34.500	52.877	35.313
Camarão	1.978	2.870	3.362	4.747	10.165	14.127
Lagosta	1.813	1.708	2.624	2.956	2.573	2.688
Molusco	224	193	163	105	538	273
<u>SALGADO E DEFUMADO</u>	21.661	24.111	26.565	31.471	31.122	37.671
Peixe	21.360	23.740	26.121	30.882	30.512	37.239
Camarão	301	371	444	589	610	432
<u>CONSERVAS E ENLATADOS</u>	22.782	27.968	31.058	39.354	32.806	38.529
Sardinha	20.504	24.271	27.952	35.419	29.525	34.676
Outros	2.278	3.697	3.106	3.935	3.281	3.853
<u>FARINHA DE PEIXE</u>	12.574	12.515	12.457	13.331	21.474	16.502

Fonte: M.A. - SUDEPE e III FNDE. (出所: SUDEPE 及び III FNDE.)

表 9 (二)

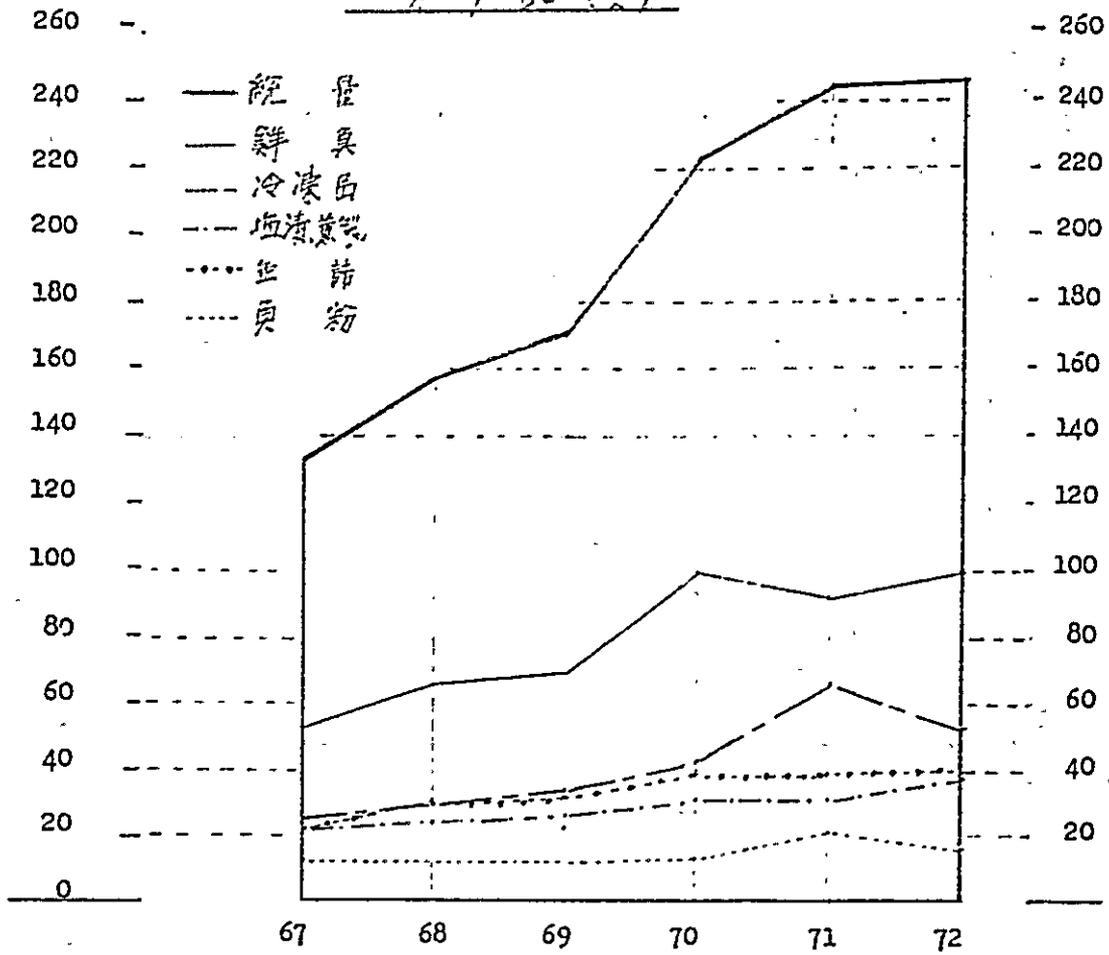


表 10

與 類 金 話 加 工 設 備 能 力 表

單位：壹 / 8 hr.

州 名	設 備 能 力
Rio Grande do Sul	325.000
Santa Catarina	300.000
São Paulo	326.000
Rio de Janeiro	1.986.000

2.937.000

出 所: Fto-SUDEE 澳 業 調 查 所 刊

表 11 表 (A)

ブラジルの真価額(イワシ)の生産量(1974年分)

単位：1,000 缶

州 名	イワシ	其他	合計
RS リオデジャネイロ	6.335	16.434	22.769
SC サンタカタリーナ	9.574	46	9.620
SP サンパウロ	62.067	786	62.853
RJ リオデジャネイロ	276.305	1.811	278.116
TOTAL	<u>354.281</u>	<u>19.077</u>	<u>373.358</u>

出所: FAO-SUDSE 漁業調査プログラム、76年3月の発表  
数字による。

表 11 表 (B)  
イワシ缶詰の消費量表 (1974年分)

ESTADO 州名	MILHARES DE LATAS (*) (単位 1000 缶)	%
São Paulo .....	119.019	36,0
Rio de Janeiro .....	37.040	11,2
Pernambuco .....	23.808	7,2
Ceará .....	22.138	6,7
Rio Grande do Sul .....	18.017	5,5
Minas Gerais .....	16.368	5,0
Pará .....	13.589	4,1
Paraná .....	12.481	3,8
Bahia .....	9.846	3,0
Piauí .....	7.075	2,1
Amazonas .....	5.611	1,7
Santa Catarina .....	5.286	1,6
Paraíba .....	4.694	1,4
Goiás/DF .....	4.204	1,3
Maranhão .....	4.121	1,2
Espírito Santo .....	3.010	0,9
Alagoas .....	2.737	0,8
Mato Grosso .....	2.494	0,8
Sergipe .....	2.086	0,6
Rio Grande do Norte .....	1.537	0,5
Territórios ..... (連行直轄区)	1.364	0,4
Exportações .....	13.908	4,2
<b>T O T A L .....</b>	<b>330.433</b>	<b>100,0</b>

出 所: FAO-SUDEPA 漁業調査用表プログラム - 1976年3月発表より。  
\* = 缶の標準は 200g 缶。

表 11 表 (A) 74 年生産量と、表 11 表 (B) の消費量の差は 74 年未消費缶である。

12.12- サンパウロ州に於ける 鮮魚の加工業.

サンパウロ州における 魚類の加工場数は、全部で100(75/76)と成つてゐるが之から 冷蔵並みに冷凍工場及び製氷所を除くと 実際には、加工品製造を目的とした工場数は、8市にまたがる46で、内塩水の工場が25を占めており、その塩水の工場中の、11工場がイグアッパにある。(表13表)

表13表は之等工場の一覧表であるが、之には、次の会社関係の工場が含まれていない

a) コンフリオ社 (CONFRIO) 社のサントス買付所.

b) サンパウロ市の三既合会社.

    コンフリオ社.

    日伯漁業組合 (Coop. MIXTA DE PESCA Nipo-Brasileira)

    及び、急冷凍食品会社 (ALIMENTOS SUPERGELADOS)

c) 企画中の

    CODIPESCA SUL 社及び MENU MODERNO S.A.-IND.

    E COMÉRCIO DE COMIDAS DO MAR 社の二社.

d) グアルリヨス市に建設中の

    BRASIL ATLANTIC, イグアッパに建設中の

    REAL PESCA の二社.

CONFRIO 社のサントス買付所では、漁業ターミナルに荷揚げされたエビを買つて、自社の工場へ輸送しており、サンパウロ市の本社ではエビの加工品(主として冷凍品)をサンパウロの消費や輸出に向けて居る。

日伯漁業組合では、サントスとグアルジヤの同組合の工場にて加工されたものを、又急冷凍食品会社は、リオグランデ市の自社工場にて製氷を、それぞれサンパウロ市場で売り捌いて居る。

工場を建設中の BRASIL ATLANTIC 社は、ベルネーオに所在する PESCANOVA COM. E INDUSTRIA 社の工場を買収し、CONFRIO 社は、グアルジヤの PESCATRAN 社と併合した。

又 CODIPESCA 社では、リオグランデ・ドスル、又はサンタカタリナ州にて工場を建設を企画中である。(この会社は、現在、日伯漁業組合 - RUA VEREADOR HENRIQUE SOLER, 297番地、サントス - の組合員である)。

MENU MODERNO 社(本社サンパウロ市 RUA D. ANTONIA DE QUEIROZ 474番地)では、工場をサンパウロ市 AV. RAFAEL PEREIRA DE MACHADO, 11.858番地に持ち、海でとれる魚類の急冷凍品を製造して居る。

表13表はサンパウロ州における魚類加工会社名と、その所在地、活動内容の一覧表である。

表 12

サンパウロ州の臭類加工場一覧表

1975/1976

所在市名	加工内容									
	冷 却	冷 凍	缶詰 (塩除) (A)	缶詰 (塩除) (B)	臭 粉	塩 志	燻 製	臭 油	製 氷	海 草類
Ubatuba .....	-	-	2	-	-	4	-	-	2	-
Cananéia .....	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
Santos .....	4	3	1	1	-	1	-	-	4	-
Iguape .....	1	-	-	-	-	11	-	-	2	-
São Paulo .....	1	1	-	1	-	-	-	-	2	1
São Sebastião .....	2	2	1	2	-	6	5	-	2	-
Guarujá .....	3	3	1	1	1	3	-	-	4	-
Bertioga .....	2	2	2	-	2	-	-	1	2	-
Campinas .....	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-
São-Bernardo do Campo .....	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
São Vicente .....	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
Santo André .....	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
Guarulhos (*) .....	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
T O T A L .....	17	12	7	5	3	25	5	1	24	1

(\*) = 建設中

NOTA: (1) 塩のみを使った缶詰

(2) 其他によつて味付けされた缶詰。ブラジルでは主として、食料用。  
トマトソース、ピクル、唐辛子、胡椒其他が味付けに使はれる。

川ノハツ口州、魚類加工会社明細表  
(1975 / 1976)

会社名	住 所	市 名	加 工 内 容										
			冷 却	冷 凍	魚 粉	塩 漬	燻 燥	製 氷	魚 油	海 草 類			
1. ALFINO MACIEL LEITE & CIA. LTDA.	Rua Maria Alves, 303	UBATUBA											
2. AURICHIO S/A COMERCIAL, IMPORTADORA E EXPORTADORA.	Av. dos Minuanos, 333	UBATUBA		X									
3. CARLOS OSWALDO MONTI	Tv. Rua da Adutora, s/nº	UBATUBA							X				
4. INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE CONSERVAS DE UBATUBA	Estrada Ubatuba-Taubaté, Km 3	UBATUBA		X					X				
5. IND. E COMÉRCIO DE PESCADO MOLINARI E DO VAL LTDA.	Bairro do Acaarau	UBATUBA							X				
6. IRMÃOS IGAWA S/A - IND. E COMÉRCIO DE PESCADOS	Av. Leovegílio Dias Vieira, 1.918	UBATUBA							X				
7. CONFRIO - CIA. NACIONAL DE FRIGORÍFICOS	Rua D. João III, 99	CANANÉIA	X						X				
8. COOP. MISTA DE PESCA NIPO-BRASILEIRA	Rua Vereador Henrique Soler nº 297	SANTOS	X						X				
9. CONSERVA DE PEIXE TUPI	Av. Nossa Senhora de Fátima nº 203	SANTOS	X						X				
10. GELINDA S/A IND. E COM. DA PESCA	Rua João Luzo, 77	SANTOS								X			
11. S/A ALCYON IND. DA PESCA	Rua Xavier Pinheiro, 108/120	SANTOS	X						X				
12. IND. E COM. DE PEIXES CANA MÉIA LTDA.	Av. Industrial, 2.231	SÃO PAULO							X				
13. TSOTOMU IKENAMI CONSERVAS	Rua Waldemar Martins, 727 Casa Verde - Parque Peruchini	SÃO PAULO							X				
14. CONFRIO - CIA. NACIONAL DE FRIGORÍFICOS	Rua Capitão Juiz Soares, nº 462	SÃO SEBASTIÃO	X						X				
15. KAMAKISHI OSHIRO	Praia do Pinto, s/nº	SÃO SEBASTIÃO							X				
16. KENSO FUGI & CIA. LTDA.	Bairro da Ponta da Praia Azêda - Ilha Bela -	SÃO SEBASTIÃO							X				
17. KENZOU IMAKAWA & IRMÃOS	Bairro da Armação - Ilha Bela -	SÃO SEBASTIÃO							X				
18. SOGI UEHARA	Praia do Pinto - Ilha Bela	SÃO SEBASTIÃO							X				
19. SUI-SAN S/A - PESCA IND. E COMÉRCIO	Rua Martin do Val, 223 - Rod. Caragatatuba, Km 219	SÃO SEBASTIÃO							X				
20. TSUNEJIRO HIRATA	Bairro da Ponta da Praia Azêda - Ilha Bela -	SÃO SEBASTIÃO	X						X				
21. BRASIL-ATLANTICO (1)	Rodovia Presidente Dutra, Km 394	GUARULHOS	X									X	
22. COMPESCA - COOP. MISTA DE PESCA NIPO-BRASILEIRA	Rua Padre Arnaldo Caiafa, nº 10	GUARUJÁ	X									X	

23. TAIYO IND. DA PESCA S/A	Rua Otávio Correia, 115	SANTOS	X	X				X
24. YUAH FENG COM. IMPORTAÇÃO E EXPORTAÇÃO LTDA.	Rua Luiz Gama, 224	SANTOS						X
25. ABÍLIO BAROSA DE OLIVEIRA & CIA. LTDA.	Rua São Miguel, 4	IGUAPE					X	
26. COM. IND. ALVORADA LTDA.	Bairro do Rocio, s/nº	IGUAPE					X	
27. DARIO MARTINS FILHO	Rua São Joaquim, nº 1	IGUAPE					X	
28. IND. DE PESCA ARRASTÃO	Bairro do Rocio, s/nº	IGUAPE					X	
29. IND. DE PESCA SÃO BENEDITO	Rua Ten. Cel. Jeremias Muniz, 36	IGUAPE	X					X
30. JALDE ANTONIO FRAGOSO	Bairro do Rocio, s/nº	IGUAPE					X	
31. JOSÉ CEZAR PENICHE	Av. Mal. Deodoro, 145	IGUAPE					X	
32. JOSÉ SANTIAGO FERREIRA	Av. Mal. Deodoro, 273	IGUAPE					X	
33. MAZAKAZU NISHIDATE	Av. do Rocio, 327 - Bairro do Rocio.	IGUAPE					X	
34. NELSON GOMES MANCIO	Av. do Canal, 1598	IGUAPE					X	
35. REAL PESCA INDª E COMª LTDA.	Bairro do Rocio, s/nº	IGUAPE	X					X
36. CIA LAGAS CIA. INDUSTRIAL DE ALGAS S/A	Av. Paulo Ayres, 250 Taboão da Serra	SÃO PAULO	X	X				X
37. FRIGORIFERO JAHU LTDA. (2)	Av. Moema, 421	SÃO PAULO	X					X
38. EDEMAR - INDª DA PESCA S/A	Estrada Guarujá-Bertioga, Km 20	GUARUJÁ				X		
39. INAPE (COOP. MISTA DE PESCA NIPÓ-BRASILEIRA)	Conceiçãozinha	GUARUJÁ	X	X				X
40. PESCATLAN (CONPRIO - CIA. NACIONAL DE FRIGORÍFICOS)	Estrada Guarujá-Bertioga, Km 20,5	GUARUJÁ	X	X				X
41. PRODUPESC - INDª COMª DE PESCADOS LTDA.	Estrada Guarujá-Bertioga, Km 18	GUARUJÁ					X	
42. CASTRO - INDÚSTRIA E COMERCIO DA PESCA LTDA.	Rua 12, nº 38 - Jardim Santa Maria -	GUARUJÁ			X			
43. SIFESCA - CONSERVAS GUARUJÁ S/A	Estrada Guarujá-Bertioga, Km 15	GUARUJÁ			X		X	
44. TAMAYOSE - INDª COMª DA PESCA	Sítio Santo Amaro - Gleba nº 2	GUARUJÁ					X	X
45. MULTIPESCA S/A - INDª DA PESCA	Rua Leis, s/nº	BERTIOGA	X	X				X
46. PISCANOVA (BRASIL ATLANTIC S/A - IND. E COM. DE PESCA) (1)	Av. A, nº 1	BERTIOGA	X	X			X	X
47. TAVARES & CIA. LTDA.	Av. Pedro Toledo, 2.720	CAMPINAS	X	X				X
48. PELICANO INDª COMª DE PESCADOS S/A	Av. Piraporinha, 521	S.B. DO CAMPO	X					X
49. IRMÃOS YAMAUTI LTDA.	Praça 23 de Maio, 162	SÃO VICENTE						X
50. INDª E COMª DE PEIXES CANANÉIA LTDA.	Av. Industrial, nº 2.231	SANTO ANDRÉ						X

(1) Empresas em construção: BRASIL ATLANTIC - GUARULHOS.

建設中の会社: ブラジル又中の プラシルアトランティック.

(2) Comprador Comissionado: FRIGORIFERO JAHU LTDA. - SÃO PAULO. 委託買付会社: フリゴリファウ ジャー - ミタウダ、サントパウロ市。

1.2.2. 鮮魚加工の原料

魚類の加工場は、魚類そのもの、もつ特性から、その殆どが原料の陸揚げ地域に所在して居る。

カンパウロ州の魚類加工場も、その大部分が魚類の荷揚げ地に散在し、各地域毎に極めて類似した施設を擁した工場が見られる。

又、各々のファクトリで、数多の魚種が荷揚げされるが、加工用の魚種は限られて居り、ウハツバとイクラツバでは、それぞれ、イラと、マンジュバツマの加工が行はれて居る。

尚、各産場地の加工場向け以外、鮮魚は、少量が地元消費に当てられ、大部分がカンパウロ市の市場へ運ばれる。

1976年4月に発表された、FAO-SUDEBE 協定に基づく調査資料によると、

1974年に、カンパウロ州へ入荷した生鮮魚乃至冷却魚は、97,426,8 トンで、内 44,414,4 トンが州内漁獲量、残り 53,012,4 トン (54,41%) が他州から供給されたものである。

又、全入荷量 97,426,8 トンの内、冷却冷凍を含まない加工に使用された量は、34,266 トン (35%) で、その内訳は次表の通りである。

表 14

魚類加工量の内訳表 -1974

内 訳	ton	%
冷 却	1.500	4,4
冷 凍	6.500	19,0
缶 詰	16.500	48,1
煮 漬(缶詰詰合せ)	6.000	17,5
特殊加工品	166	,5
魚 粉	3.600	10,5
計	34.266	100,0

夕 15 表

加工魚類の種類別表-1974

魚 種	ton	%
イワシ	20.950,0	61,1
エビ	5.186,7	15,1
其他回装 鮫体鱈	1.575,5	4,6
マシジューバ	1.186,7	3,5
其 他	5.367,1	15,7
計	34.266,0	100,0

上表に見られる通り、加工魚類全量の内 イワシがその61.1%  
エビが 15.1% を占めて居る。

単一の原料を用いる加工業は殊に気象、海流等の天然条件に支配  
される漁業の場合には、原料の供給条件が常に変化し、数量  
や値段に決定的に影響する。

一般的に見て、之を計算に入れた折衷資金を持たない加工会  
社が大部分なので、それらが一旦難局に遭遇すると、たうまう  
金融面で行きづまることになる。

近年のイワシ、及びエビの不漁で、州内でも工場設備の  
と活用して居る会社が多い。

FAO-SUDEBE 協定のもとにおいて調査に当たった フランス、モリス  
臣による、リオンデストル、タンカターナ、サンパウロ/ダグロワ  
四州における魚類缶詰工場、遊休設備能力を示したものが  
次表の16表で、サンパウロ州では約3%の設備が動いて居るが  
全体の平均では設備能力の約半分が休止状態であった。  
(1970年調べ)。

表 16

遊休設備能力率表 (1976年に実施された調査に基づく)

州 名	設 備 能 力 隻数/8 loc.	1974年の生産量 (単位: 1,000隻)		遊休設備能力 (8月の調査結果として)
		イ 7 シ	其 他 計	
Rio Grande do Sul	325.000	6.335	16.434	72%
Santa Catarina	300.000	9.574	46	87%
São Paulo	326.000	62.067	786	23%
Rio de Janeiro	1.986.000	276.305	1.811	44%
T O T A L . . . . .	2.937.000	354.281	19.077	50% (média)

Fonte: Mencia Morales (FAO-SUDEPE)

出 所: サンパウロ氏 ( " )

次の表は Efo-SUDE 協定に基づいて、漁業協定に  
当たった マンシコ、ミア、モリス 氏が、ブラジル、マシ、金結工業  
にマシの請内題と、その無関係、並ぐにそれによって なるが  
しる 結果 に 対して 作成した 活動プランを 一覧上に 示して  
ある。

第 7 表 アフリカの何加工業に就ての問題とそれと解決手段としての活動プラン

問 題 長	解 決 策	期 待 でき る 結 果
原料の不足。 荷揚材(木)の不足が充分に活用 されていなく。	他の種類の種類と探検する。	渡船の多様化。 輸出の可能性。 生産の多様化。 供給
ワシの種揚げ機への販売価値は 意図がなかり少ない。	渡船国と改良する。	原価の低減。 原料の質の向上。 収入の増加。 技術の向上。
最低保証価値政策が低い。	漁業用タミルと建設する。	船舶の調整。 原料の質の向上。 運賃の節約。 供給の正常化。 値段の控限。 漁船操業の正常化。
旧式船の依然とした使用。 生産地域に漁業タミルが少ない。	船主と加工会社間で値段 と協定する。	値段の均衡。 最低報酬の保証。 市場の正常化。 短期プログラム樹立。
国内消費市場に出荷する農糧 生産の消費量が少ない。	統合会社を創設する。	供給の統一。 商談の増大。 値段の決定による影響力の増大。 政府政策への協力。 輸出の正常化。 コストの調整。 消費の奨励。

<p>イランの生産者価格 が安すぎる。 市場に競争力がありすぎる。 輸出に多様性が少ない。</p>	<p>イランの生産者価格 に對して 最低値政策を導入 を計る。</p>	<p>販売の保証。 最低利益の保証。 運転資金の取付。 資本の強化。 生産の増加。 インフレーションの低減。 他産品の開発。 雇用水準の向上。 コストの調整。 原料の需要の増大。 原料但段の適正化。 商標の強化。 輸出市場の多角化。 消費の増大。</p>
<p>企業資本が増える。 輸出が少なくなる。</p>	<p>輸出を増やす。</p>	<p>輸出市場の開拓。 外市場に對する競争力の強化。 外貨の取得。</p>

出所: 国際食料政策委員会 (FAO-SURPE)

1976年ノサウロ州ノ海産魚ノ漁獲量ハ合計 49,535.7 トンニシテ、其ノ内訳ハ次表ノ如クノ通りトナリテ居リ。

表 17 表  
サウロ州ノ海産魚ノ漁獲量 -1976

単位: トン

陸揚地	魚類	イビ類	軟体類	合計	%
サントス	34,730.2	5,645.7	694.5	41,070.4	82.91
ウバツバ	2,327.9	155.7	2.2	2,485.8	5.02
サトバシキ	564.1	527.2	377.1	1,468.4	2.96
カナネア	265.8	1,167.4	7.0	1,440.2	2.91
イグアツバ	3,007.8	63.1	-	3,070.9	6.20
合計	40,895.8	7,559.1	1,080.8	49,535.7	100.

出 所: サウロ州農務局海産漁業課。

尚 蟹類(カラゲジョ、とシ)とカキノ生産ハ次ノ通りト  
あつた。(1976)

単位: トン

地名	カラゲジョ	シ	かき	合計
カナネア	1,394	128	118,150	119,672
イグアツバ	-	162	-	162
合計	1,394	290	118,150	119,834

既述ノ如クニサウロ州ハ其ノ魚類需要ノ半分以上ニ他州  
カキノ供給ニ頼リテ居リ。  
サウロ州漁業者協会ノ専務理事、漁業シジケトシテ居ル外  
サウロ総合大学ノ海洋研究所ノ評議員トシテ兼任シテ居リ  
アトニオ、アセバドソドリ、列日氏ノ言明ニ依リテ、州ノ年間漁獲  
ハ平均シテ、鮮魚ハ10%、冷凍品ハ20%、缶詰類ハ15%  
トナリテ増加シテ居リニ由リテ居リ。州内生産ハ年々低下シ  
テ居リ。

次表ノ如クニ此ノ同ノ事情ヲ示スルニ、1976年ノ州内全  
入荷量ハ州生産上、他州カキノ入荷量トシテ分けラレ、其ノ  
如クニ異種ニ従ッテ示サレテ居リ。

表 18 表  
 並にバツ口州に於ける真類肉類

真類肉類の州内生産量と他州からの概算供給額 - 1976

単位、  
 Em 1,000 KG

州別	イワシ	工 品		類 類		バスタープ類	アカ類	其他肉類	深氷類	合計	%
		口-導(伏)	中エヒ	小エヒ	真類						
州内生産量	15,846.5	1,494.8	279.9	5,755.5	1,109.6	7,165.4	1,849.8	16,034.2	2,154.4	51,690.1	43.3%
他州からの概算供給額	25,750.0	550.0	1,079.0	920.0	1,913.0	8,400.0	3,674.0	21,428.0	2,482.0	66,196.0	56.1%
T O T A L	41,596.5	2,044.8	1,358.9	6,675.5	3,022.6	15,565.4	5,523.8	37,462.2	4,636.4	117,886.1	100.0%

NOTE: 他州からの概算供給額には、冷凍肉(豚肉、牛肉、鶏肉、魚介類)及び公衆衛生に含れている。

并にバツ口州内の年別湯後肉類供給額(単位:ト)

1970	62,453.4
1971	55,524.6
1972	53,938.8
1973	49,383.3
1974	43,114.4
1975	52,685.2
1976	49,535.8

### 1.2.3.- 魚類加工の内訳.

サンパウロ州における魚類の加工は、迅速な凍り、冷却、冷凍、缶詰、塩漬、特殊加工及び魚粉の生産に大別される。

魚類処理後の残りの利用量は、他に比べて少量ではあるが、それに於いてのまとまったデータはない。

#### 1.2.3.1.- 冷却

ここで言う冷却 (RESFRIAMENTO) は、魚類の鮮度を保つために氷又は冷却空気装置によつて、 $0^{\circ}\text{C}$  近い温度で、魚体を冷却することである。冷凍、缶詰、塩漬其他の工業処理を経た一般消費に供せられる魚類がこの分類に含まれ、魚種によっては腐敗を防ぐ為にも、エラ、内臓をとつた物や、FILET、又は切身と漬物等も之に含まれる。

サンパウロ州は、之等冷却魚類の最も大きな消費市場で、諸会社や SUDEPE 当局によると、1974年に 64,661 トンを消費している。

サンパウロ州の冷却魚類の消費は年に約 10% 増、増えているので、1976年には、約 78,240 トンの冷却魚類が消費されたこととなる。

#### 1.2.3.2.- 冷凍

サンパウロ州で最も伝統的を魚類の冷凍品は、

エラ、と内臓をとつて冷凍法を用い、

FILET 及び

切身の冷凍

の三種に大別される。

又甲殻類魚類の冷凍品は、エビの五種を含めて下記の 8 種に分けられる。

エビ、- 頭部を外して冷凍法を用い、

- 殻を外し腸抜きして "

- 原形のままに冷凍法を用い、

- 一旦茹でて冷凍法を用い、

- 殻と頭を外して冷凍法を用い、

カニ、- シリ種 (海浜、浅瀬に生息) 肉の冷凍品、

- " と茹でて、冷凍法を用い、

貝 - ホタテ貝 (エラ) 肉の冷凍品、

カンパウロ州の真類冷凍工業の現況を調べるに当っては、1976年の4月に発表された SUDEBE の企画課の発表数字がその基本とされた。

表19.20.21及び表22で、SUDEBE 発表の、それら工場内の冷凍設備能力、荷受設備能力、冷凍製品貯蔵能力及び製氷能力等が表示されて居る。

又調査法と云うと、州内の12の会社が零下40°C以下の温度をもちうる急冷凍設備をもち、内6会社は、カントスと、グアルジヤのそれぞれに3社づつ、4社はカンパウロと、ベルチオガに3社づつ、残り2会社は、タボングセラと、カゴニの二市に1社づつ所在して居る。

一日8時間稼働することを前提とするカンパウロ州のそれら12の冷凍会社の設備能力に次表の通りである。

表 19

カンパウロ州の真類冷凍会社数と設備能力表

所在市名	設備数			冷凍設備能力(TON/日)				%
	トセル式	棚式	塩水式	トセル式	棚式	塩水式	合計	
<u>カントス</u>			1			10,0	10,0	4,8
<u>タボングセラ</u>	1			11,0			11,0	5,3
<u>カントス</u>	4	15		7,3	3,3		10,6	5,1
<u>グアルジヤ</u>	10		1	50,6		24,0	74,6	35,7
<u>ベルチオガ</u>	8	5		51,6	12,0		63,6	30,5
<u>カンパウロ</u>	3	2		32,3	6,6		38,9	18,6
	26	22	2	152,8	21,9	34,0	208,7	100

出 所: SUDEBE 企画課。

上表の通り、グアルジヤと、ベルチオガの二市で18のトセル式、5の棚式冷凍設備があり、合計138.2ト(8時間稼働)の設備能力を有し、之を州全体設備能力208.7トの66%に当てる。

又急速冷凍設備を有する前記の12社を、その設備能力によつて6種に分類すれば次表の通りで、

1,000トから 4,000ト迄  
 4,000 " 8,000 " の設備能力を有する会社数がそれぞれ4社あり、1日/24時間稼働した場合、それぞれ4社で年に31,875トを冷凍することになる。  
 尚次表に、年間稼働日数を250日とし、1日稼働時間を12時間とした場合の年間冷凍能力と、それに該当する会社数とを示したものである。

分類 ト/年		会社数
1,000	以下	..... 1
1,000	から 4,000 迄	..... 4
4,000	" 8,000 "	..... 4
8,000	" 12,000 "	..... 1
12,000	" 16,000 "	..... -
16,000	" 20,000 "	..... 2
		12

出所: SUDEBE 企画課。

前表の設備能力を基準として、年に250日、一日/24時間稼働した場合のサンパウル州全体の冷凍設備能力は、

$$\text{年間} 208,7 \times 12/8 \times 250 = 78,265 \text{ ト}$$

各社平均6,522トと云うことになる。

次に冷蔵庫は荷受室と、冷凍製品貯蔵室と9ニツに分けられる。

荷受冷蔵庫は通常 0°C から零下5度迄の温度を保ち、そのまゝ販売されるが、工業化される冷却群臭類を一時的に貯蔵するのには使われる。

冷凍製品の貯蔵に用いられるのが冷凍製品の貯蔵室で、通常零下15度から25度迄の温度が保たれて居る。

多くの場合之等の冷蔵庫がそのまゝ、臭類の冷凍の為に使はれるが、何れも緩慢冷凍方式である為急速冷凍の場合には見られる様な変質を製品が得られる。

カンパウロ州における荷受特別冷蔵庫の設備能力は上述  
 同様 SUDEBE が76年4月に発表済資料によって表示する上  
 次表 表 90 の通りである。

表 90

カンパウロ州の荷受冷蔵庫の設備能力表

市 名	設備能力	%
ベルチカガ ...	550(トン)	26,2
ウバツーバ ...	343	16,3
アラルジヤ ...	405	19,3
カトポナス ...	300	14,3
サントス ...	150	7,1
サントス ...	109	5,2
カンキバステヨ ...	98	4,7
カンパウロ ...	80	3,8
カンパルキステポ ...	50	2,4
カボンドエラ ...	15	,7
計	<u>2.100</u>	<u>100</u>

出 所: SUDEBE 企画課。

即ち全設備能力は、2100トンで内ベルチカガが550トン  
 26%でウバツーバ、アラルジヤ、カトポナスの合計は、

1048トン、即ち全設備能力の約50%である。

又カンパウロ州全体の冷蔵製氷貯蔵設備能力は次表の通  
 りで合計6.240トンとなっている。

表 91 表 - カンパウロ州の冷蔵製氷貯蔵設備能力表

市 名	設備能力	%
ベルチカガ ...	1.450(トン)	23,2
サントス ...	590	9,5
アラルジヤ ...	1.800	28,9
カンキバステヨ ...	1.000	16,0
カンパウロ ...	50	,8
カトポナス ...	400	6,4
カンパルキステポ ...	350	5,6
ウバツーバ ...	600	9,6
計	<u>6.240</u>	<u>100</u>

出 所: SUDEBE 企画課。

冷凍製氷の貯蔵設備能力では、グアルジヤが約29%を占めベルチオガがそれに次いで23%、両者合計で52.50トン即ちサンパウロ州全製氷能力6,240トンの52%を占めている。

次に、サンパウロ州における製氷設備能力は次表を以て示す。概して、かなりの生産能力がある施設は見られず、実際には、最も漁獲活動に適した、従って需要も急増する夏季に、しばしば氷の不足を蒙っている。

又氷価銀も一定となく場合が多く、此の爲に17回と変動した。

表 2

サンパウロ州における製氷設備能力表。

市 名	製氷 全社数	製氷能力 トン/24hr.			貯蔵能力 トン
		ブロック	砕氷	合計	
ベルチオガ	2		110	110	450
サントス	4	275	30	305	1,200
サント・アンドレ	1	15		15	100
サント・セシリア	1	30		30	150
ウバターバ	2	35		35	70
サンパウロ	2	2		2	4
グアルジヤ	4	355	10	365	900
イグアツペ	2	1	16	17	64
サント・バスタオン	2	25	30	55	700
カン・エー・タス	1	80		80	300
サン・バルドメウ・ド・カボネ	1		24	24	95
ウナ・ネア	1		4	4	10
グアルーリョス	1	75		75	200
計	24	893	224	1,117	4,243

出 所: SUDENE 企画課。

上表で見られる通り、製氷全社24の内18が沿岸に所在し、サントスとグアルジヤ一両市にはそれぞれ、4製氷所がある。又、本州4製氷所の製造能力の合計は、670.0/24hr.で全州の60%に相当する。又一年300日稼働とすると年製氷能力合計は、535,100.トンとなる。

下 表

サンパウロ州の冷凍魚類生産量  
(1974)

製 品	ト ン	%
1. 手立加工を必要とする冷凍魚	1,343.7	30.82
イ 口 シ	757.0	17.36
ア シ	109.4	2.51
サ バ	31.3	.72
其 他	446.0	10.23
2. 頭上内臓を剥いた冷凍魚	171.0	3.92
ア シ	152.0	3.49
ボスウーア	10.0	.23
ドラート	7.0	.16
イ シ	2.0	.04
3. 冷 凍 工 品	2,397.8	54.99
頭上内臓を剥いた	177.8	4.08
剥いた	1,655.1	37.96
剥いた	509.9	11.69
加工したもの	55.0	1.26
4. 木 質 品	448.0	10.27
具肉の冷凍	448.0	10.27
合 計	4,360.5	100.00

出 所: SUDESE 企画課.

SUDESEの調査によれば、サンパウロ州の冷凍魚類生産量は、国内の消費と去りより、むしろ輸出に回れる高目途として生産されて居る。

上表の通り、生産総量 4,360トンの 55% に当り 2,397トンが比較的高価な工品で作り出されて居り、この冷凍品は全体の約 31%、1,343トンに上っている。

冷凍工品の主を輸出元はアメリカンで、木質具肉の冷凍品も、大部分が北米へ輸出されている。

サンパウロ州の漁獲高では消費需要を賅い得ずその半分以上を他州からの供給に頼っている事は前述の如く此の国一事情を反映して、州内の冷凍工業も、次に述べる様にその大部分の設備能力を働かして居る。

冷凍設備能力の利用度

カンパウロ州において 1日の冷凍設備能力は、8時間稼働として、508.7トンである。(才19表)。従って一年250日働かせた場合の年間設備能力は、52.175トンとなる。

1974年の実際生産量を設備能力と比較してその利用率を算出すると次の通りとなる。

尚この計算に当っては、以下の冷凍会社の内次の4社がその対象から除外された。

- 1974年に建設中であった一社、
- 冷凍臭を原料としていたニ生詰会社、
- 海草の加工会社、一社、

$$\text{利用率} = \frac{8\text{社の実際生産量} \times 100}{8\text{社の設備能力}} = 10.96$$

即ち設備能力に対する74%の利用率は僅か11%弱で、設備の89%余りが遊んでいた事となる。

12.3.3 - 缶詰

カンパウロ州全体の1974年度の魚類缶詰生産量は、2009トン入りと基準として、62,853,000缶となって居り、その内訳は次表を24表の通りである。

才24表

味付別缶詰生産量 - 1974

単位1,000

味付別	数量(1000缶)	%
食料油 ....	48.407	77.02
オイルーフ油 ...	290	,46
トマト煮 ....	13.658	21.73
フンド油 ....	296	,47
味付練肉 ....	202	,32
計	62.853	100.00

出所: SUDE 缶詰課。

1974年の缶詰生産と真鱈に従って分けると、次の通りである。

イワシ	200 g <sup>1</sup> 缶.....	62,067,000
マグロ	" .....	536,000
サバ	" .....	48,000
ハテ(イワサ)数種と混入	.....	202,000
		(計) 62,853,000

尚、食料油、リーフ油、ピクルトマト煮等の伝統的を方法以外の方法で缶詰を作っている会社もあるが、それらに就いてのデータが乏しい為、その製造量は上記に含まれて居ない。

#### 1.2.3.4. - 塩漬田

この部門にも最近の正確なデータが無い為、1974年のものが基礎数字とされた。又便宜上、燻製局も此の項に入れて説明するとした。

サンパウロ州には真鱈の塩漬設備のある会社が25社あり、内20社が1974年に塩漬田を製造している。

この20社を所在地別にする上、イグアッパが11社、サンセバスチオンが5社、残りの4社がウバターバと居る。

塩漬田の製造には2つの施設が要する。文藝何れの工場も真鱈に塩漬田のタイトル、タンクが施設されているに過ぎず、生産能力も概算されて居る。

又真鱈の塩漬田の製造は漁獲量に左右されると去つてよく、漁獲量の多い程塩漬に向ける量も増えるのを常態とするが、塩漬田の需要は鮮真市場のそれに比べて非常に少なく、二次的のものとされて居る。

州内で生産される真鱈の塩漬田には、圧搾したものと塩干したものと二種がある。塩漬田にされた真鱈を圧搾して水分を上げたものが前者で、水分の多い部分は更に外気で乾燥して精製される。

イグアッパの塩漬工場は殆んど全部が、10月からの翌年の3月迄が漁期となっているマニシュエラの塩干法を行っておりその生産は年に780,9トンとなっている。

サンセバスチオンとウバターバにある工場は大部分がイグアの塩漬を圧搾したものと主に、塩干し、燻製局等に製造して居る。(表25表)。

表 25

ギンパウロ州における臭類塩漬魚の生産表、1974

1,000 kg

臭 種	燻 製	圧 搾	塩 干	合 計	%
イワシ	37,9	2.462,1	66,1	2.566,1	76,42
コシロイワシ	-	,7	3,1	3,8	,11
カツオ	1,0	-	2,0	3,0	,09
マンジューバ	-	-	780,9	780,9	23,26
タチウオ	-	-	1,0	1,0	,03
エビ	-	-	,2	,2	,01
其 他(1)	-	1,3	1,5	2,8	,08
Total ..	38,9	2.464,1	854,8	3.357,8	100,00
% ...	1,16	73,38	25,46	100,00	

出 所: SUDEPE 企画課。

(1) フカ、ViOLA, ANJO 其他。(数字は概算数字)

上表に見られる通り、全製魚量 3,357 トンの 76% 余りがイワシで、23% 余りが、マンジューバを原料としている。又イワシの塩漬と圧搾法製魚が、製魚全量の 73% 余りを占め、塩干魚の 91% はイワシで生産されるマンジューバで占められている。

1.2.35 - 特殊魚。

これは、日本人乃至は日系人の消費に向けられるカマボコ業の特殊製魚で、その大部分が農務省の漁業検査局 (SIF, SERVIÇO DE INSPEÇÃO FEDERAL) に登録されている。小規模の工場で、ごく初歩的な方法で製造されている。

その事情から明確なデータ欠けて居るが、SUDEPE 企画課が 1974 年の調査として示したところによると、本年日本人向け魚のギンパウロ州の生産量は次表の通りである。

年 26 表

サンパウロ州における特殊製面ワ生産量と、その販売先 - 1974

単位: KG

TIPOS 州別 ESTADOS	KAMABOKO カマボコ	TCHIKUWA チクワ	UZUMAKI ウツマキ	HAMPEN ハンペン	GOBOMAKI ゴボウマキ	BOLINHO	TOTAL	%
SP サンパウロ	14.088,6	16.022,9	2.660,4	1.812,1	2.252,4	2,7	36.839,1	84,18
PR パラナ	1.901,2	1.526,4	-	-	-	-	3.427,6	7,83
RJ リオ	596,6	1.186,1	222,8	486,9	198,0	68,3	2.758,7	6,30
RS 南州	189,4	391,1	35,0	96,0	5,4	-	716,9	1,64
MG ミナス	6,0	12,0	1,2	-	-	-	19,2	0,05
TOTAL	16.781,8	19.138,5	2.919,4	2.395,0	2.455,8	71,0	43.761,5	100,00
%	38,35	43,74	6,67	5,47	5,61	0,16	100,00	-

### 1.2.3.6. - 魚粉

飼料乃至は肥料に使用される魚粉は、1974年にサンパウロ州で2,603トン生産されて居る。

同年の州の消費量は、15,128,8トンと成つて居るから州の生産量の4倍に相当する量が他州から供給されたことになる。

業者によると、生産量が少ないのは安い原料が少ないからとのことで、今のところイワシサバ、鯉魚の一部と、魚鱗に使用されたあとで残滓等が原料とされて居る。

### 1.2.4. - 鮮魚加工品の総合的な概論

サンパウロ州漁業協会 (ANEPE - ASSOC. NACIONAL DAS IND. DA PESCA NO ESTADO DE SP) の専務理事 ANTONIO C. AZEVEDO SOBRÉ FILHO 氏によると、

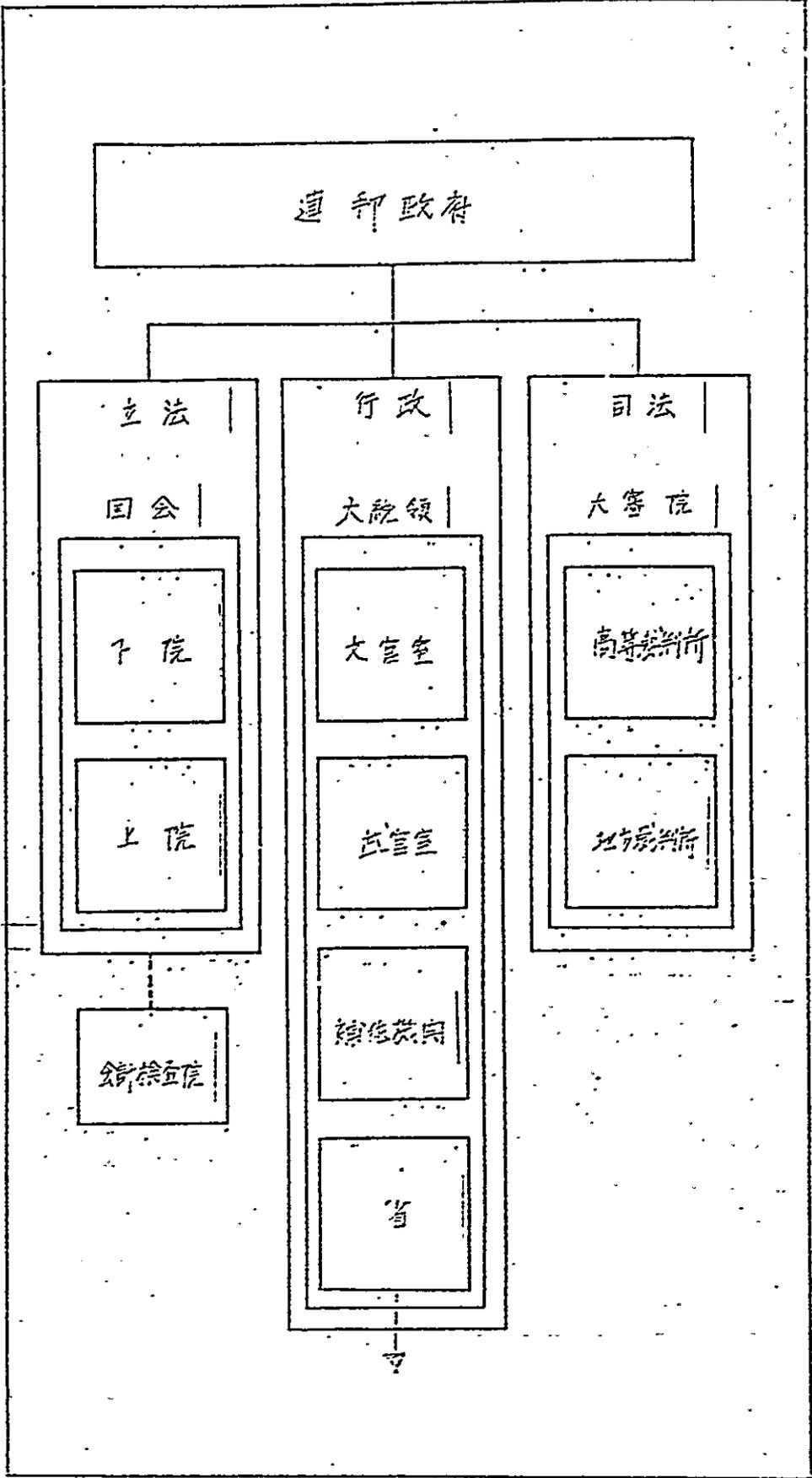
1973年を基準としたサンパウロ州の三年間の魚類の消費は鮮魚が10%、冷凍品が20%、缶詰類が15%の比率で伸びて居る。

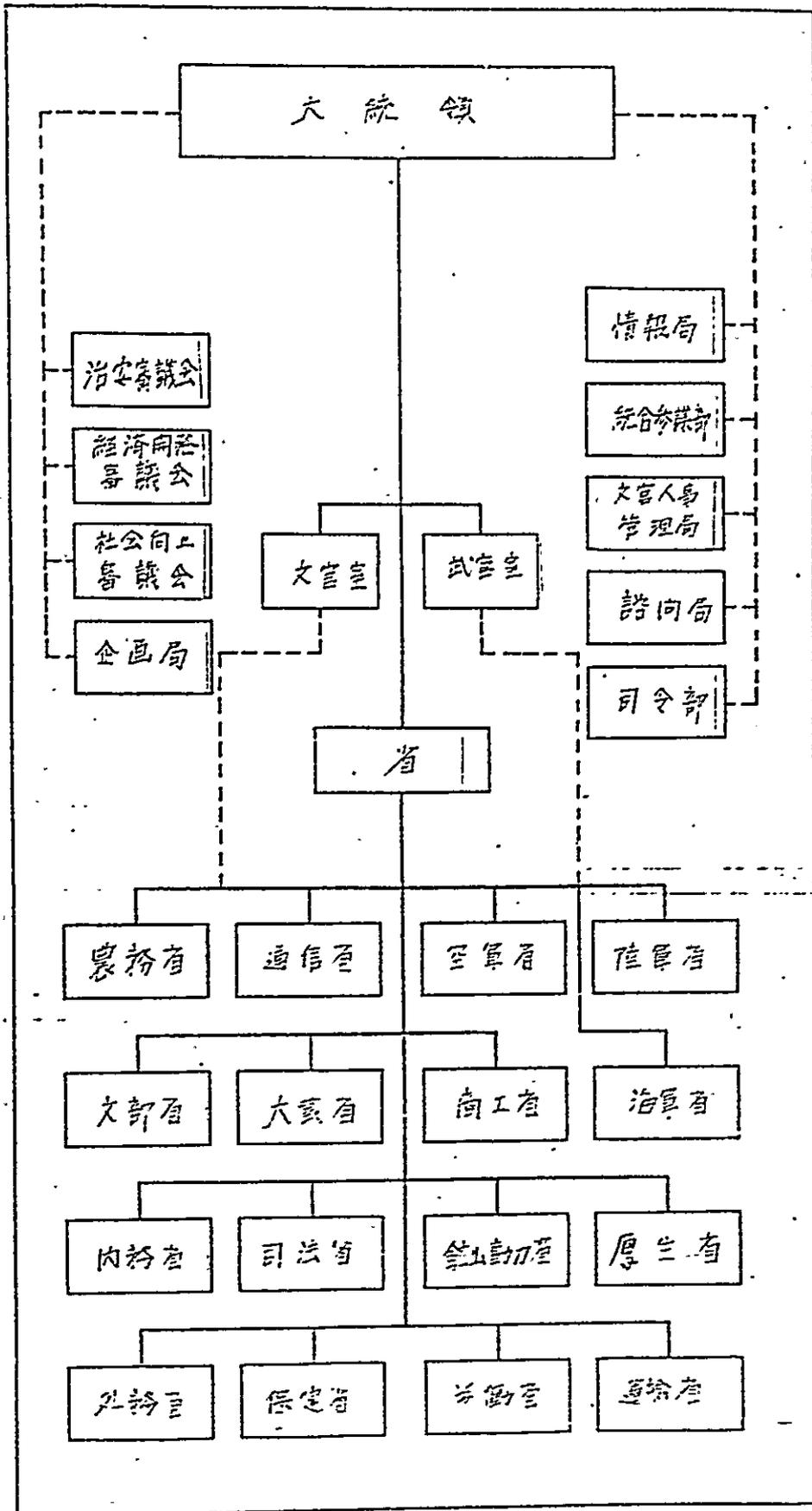
SUDEPE で発表された 1974年の州の消費量を基準として上記の比率を勘案して 1977年のサンパウロ州の需要量を求めると次表の数字が得られる。

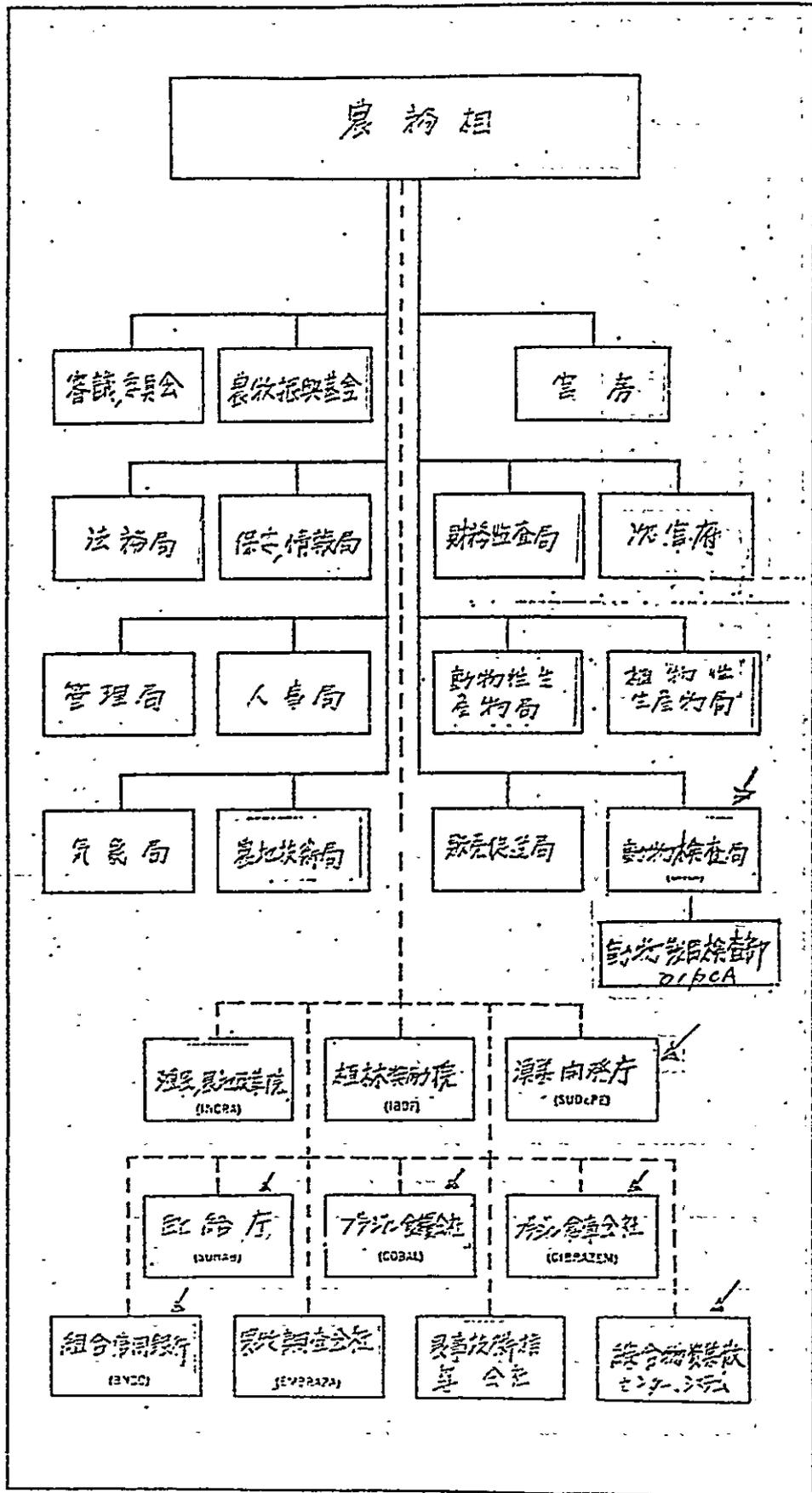
サントロ州の 1974年7月消費量と、77年7月消費予想量。

製品の種類	1974				1977年の 消費量 (d)	$\frac{(c-d) \cdot 100}{c}$
	州の生産量 (a)	他州からの入荷 (b)	合計 (c)			
REFRIADO 冷打品	11,018,4	51,650,3	62,668,7	75,800,0	20,95	
Inteiro 臭体(肉ま)	10,253,8	51,450,3	61,704,1	74,633,0		
eviscerado 内臓と骨付物	636,0	200,0	836,0	1,008,0		
filó 7イレ	119,4	-	119,4	144,0		
postas 切	9,2	-	9,2	15,0		
CONGELADO 冷凍品	1,514,7	4,165,2	5,679,9	8,100,0	42,61	
inteiro 臭体(肉ま)	1,343,7	1,032,5	2,376,2	3,240,0		
eviscerado 内臓と骨付物	171,0	501,6	672,6	972,0		
filó 7イレ	-	2,476,2	2,476,2	3,645,0		
postas 切	-	154,9	154,9	243,0		
SALGADO 塩漬品	3,354,8	6,119,1	9,473,9	10,040,0	5,96	
prensado 生押	2,462,8	3,571,1	6,033,9	6,396,0		
espalmado 糊塗	-	2,332,8	2,332,8	2,470,0		
defumado 燻製	38,9	1,5	40,4	40,0		
seco 塩	853,1	213,7	1,066,8	1,134,0		
CAMARÃO/MOLUSCOS 上巻水産物	6,303,2	2,663,9	8,967,1	10,651,0	18,78	
congelado 冷凍	2,845,8	1,240,8	4,086,6	4,855,0		
resfriado 冷却	3,457,2	1,362,1	4,819,3	5,725,0		
seco 乾燥	0,2	61,0	61,2	71,0		
T O T A L	22,191,1	64,598,5	86,789,6	104,591,0	20,51	
%	25,57	74,43	100,00	-	-	

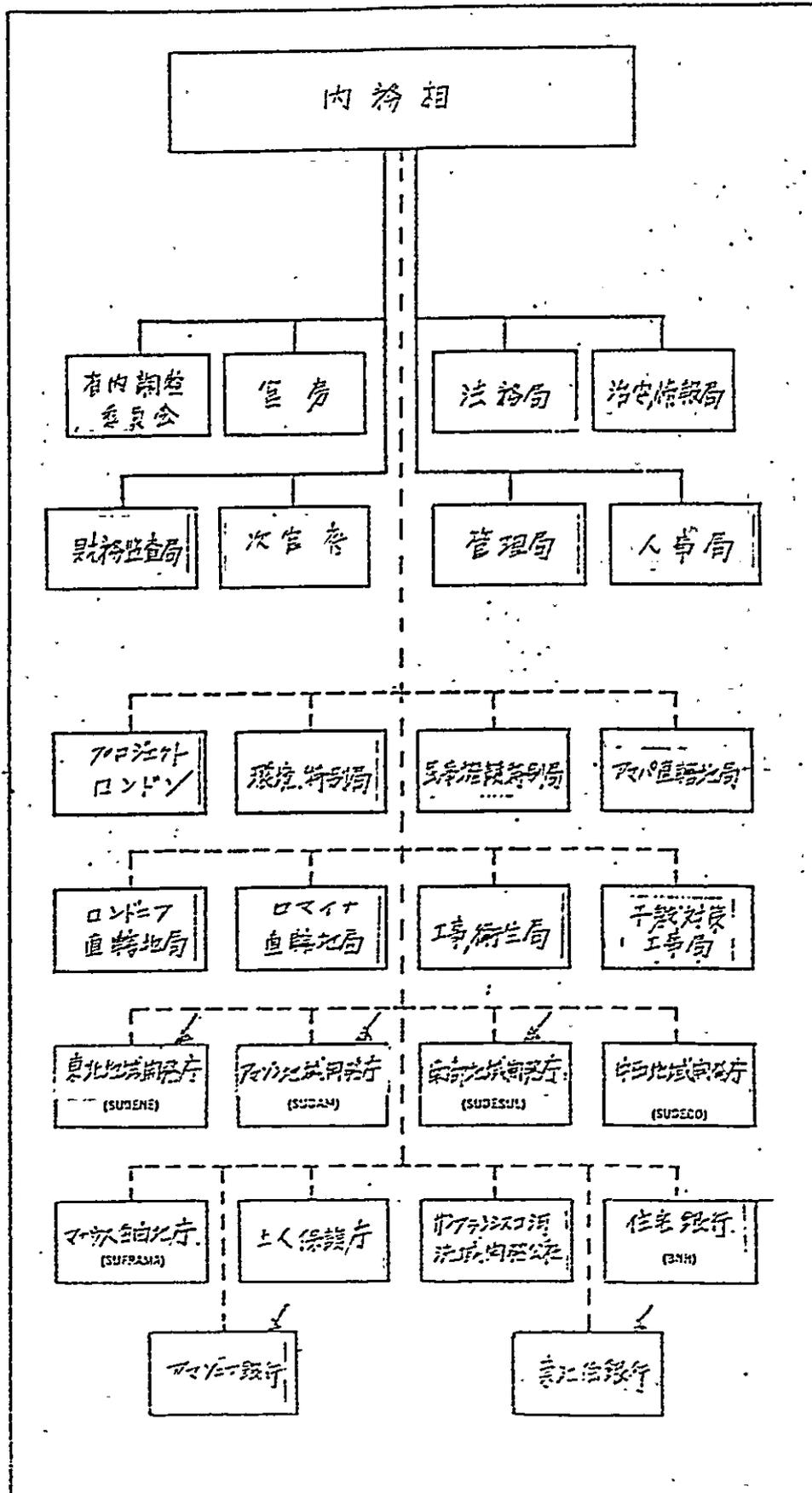
Nota: 明確なデータが無い為、この表には、在庫と異物が含まれて居る。

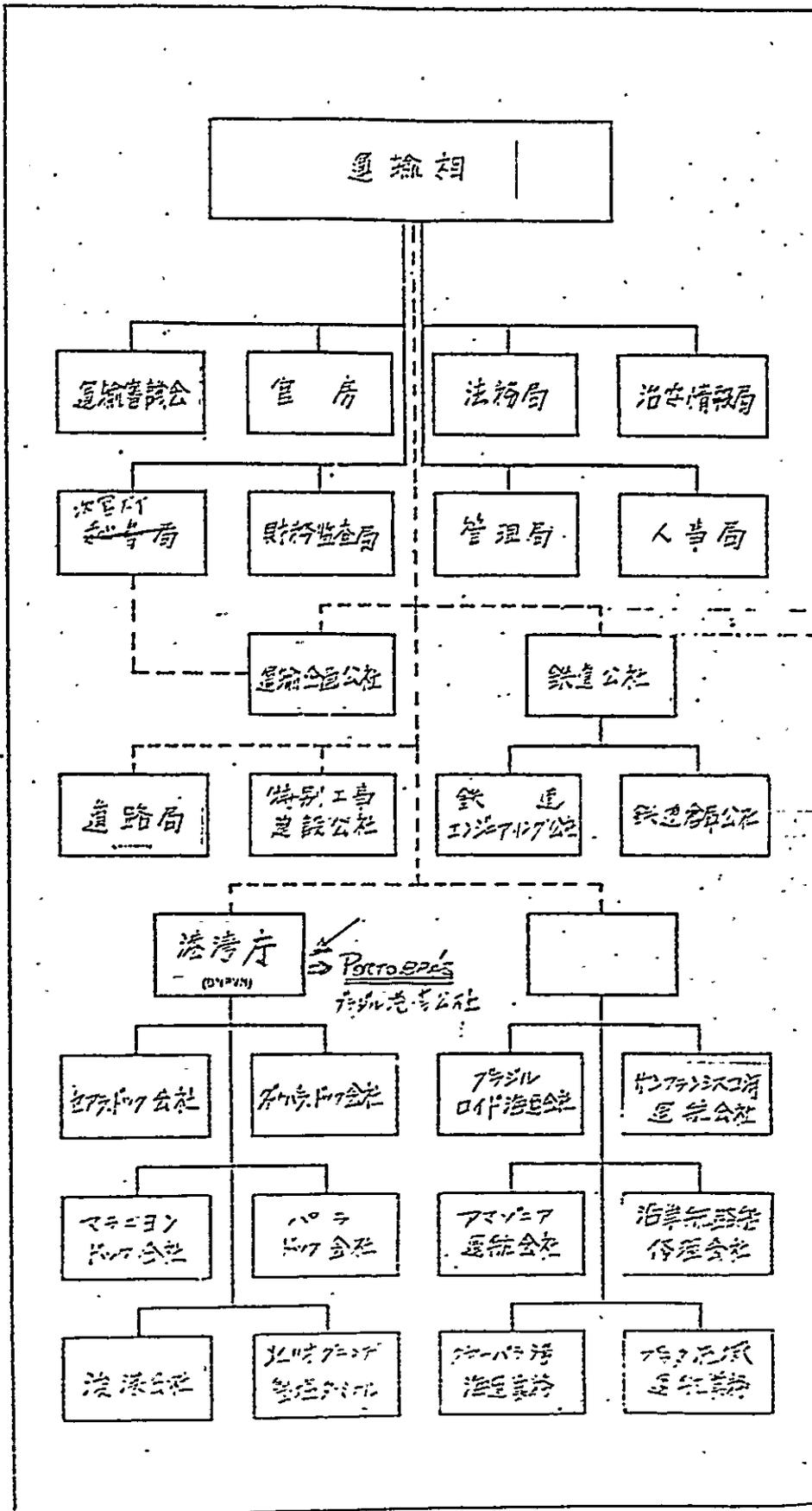




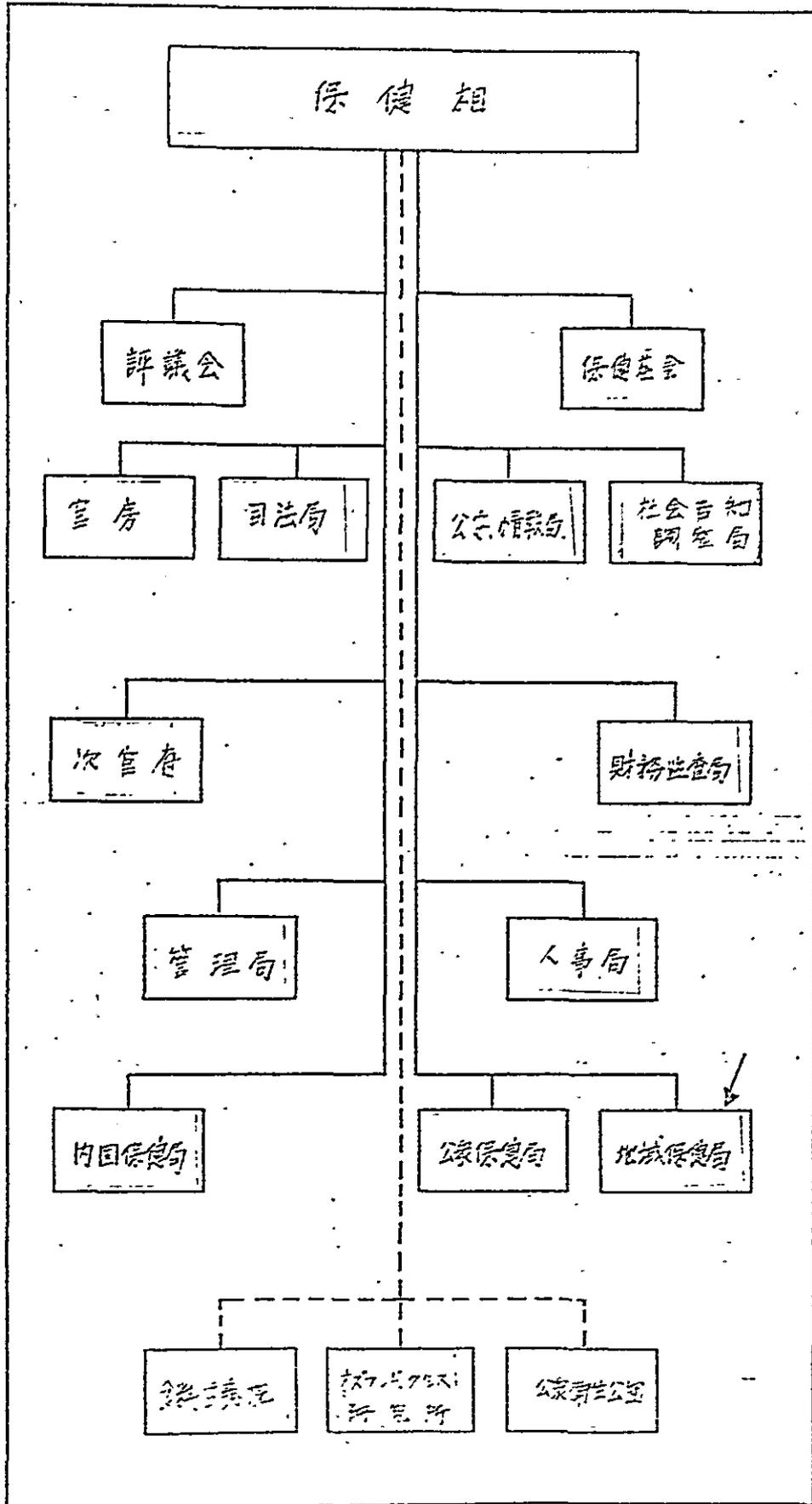


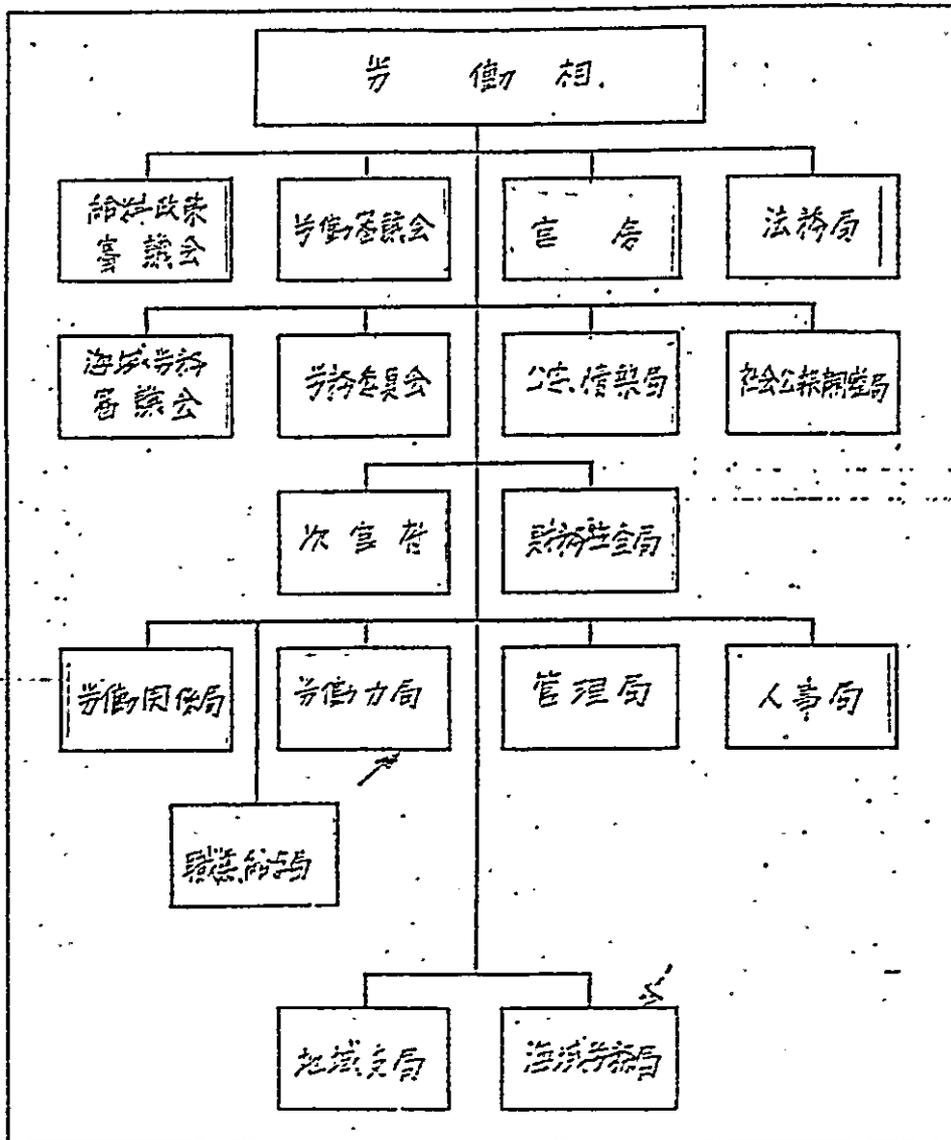


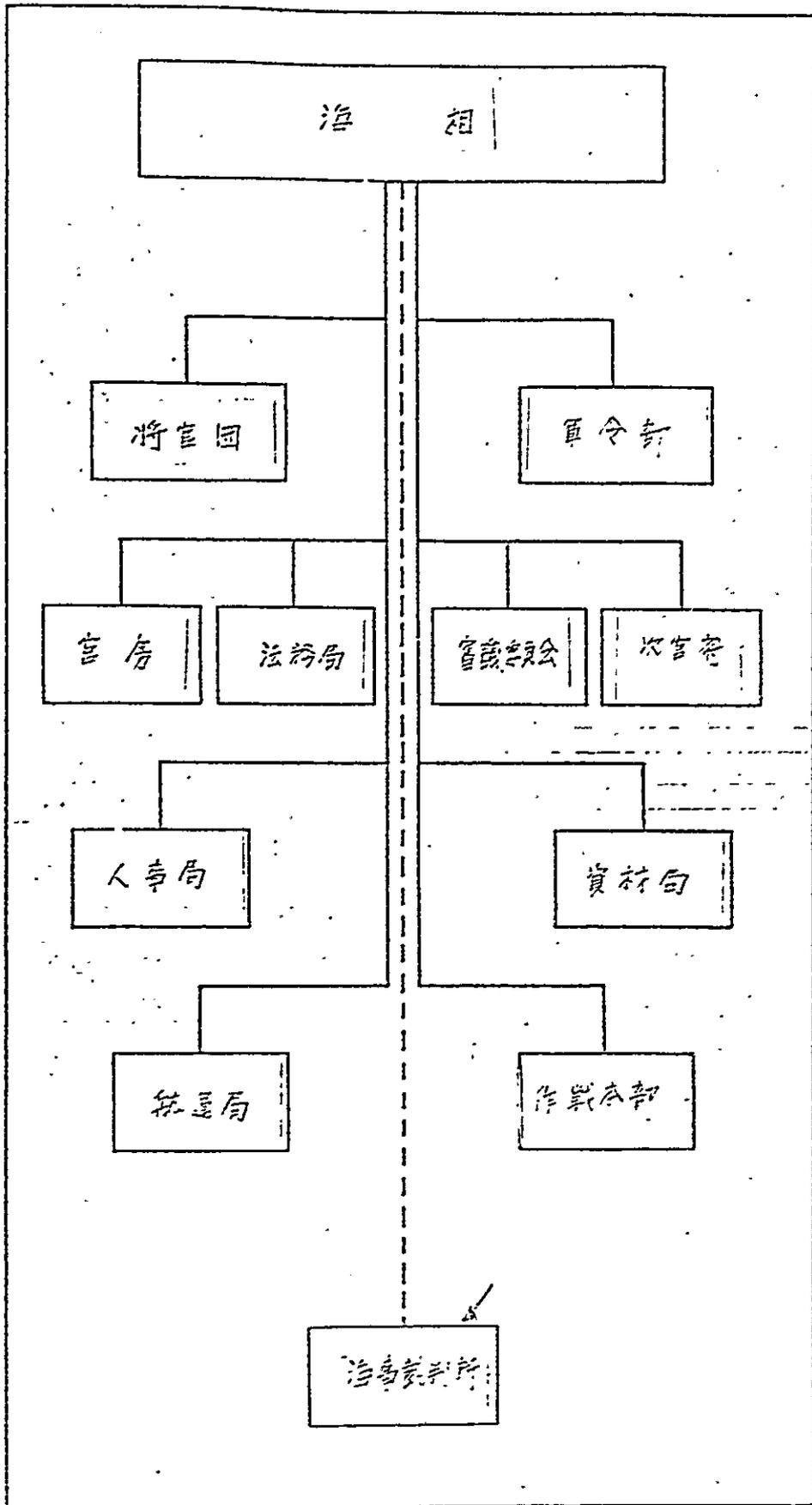


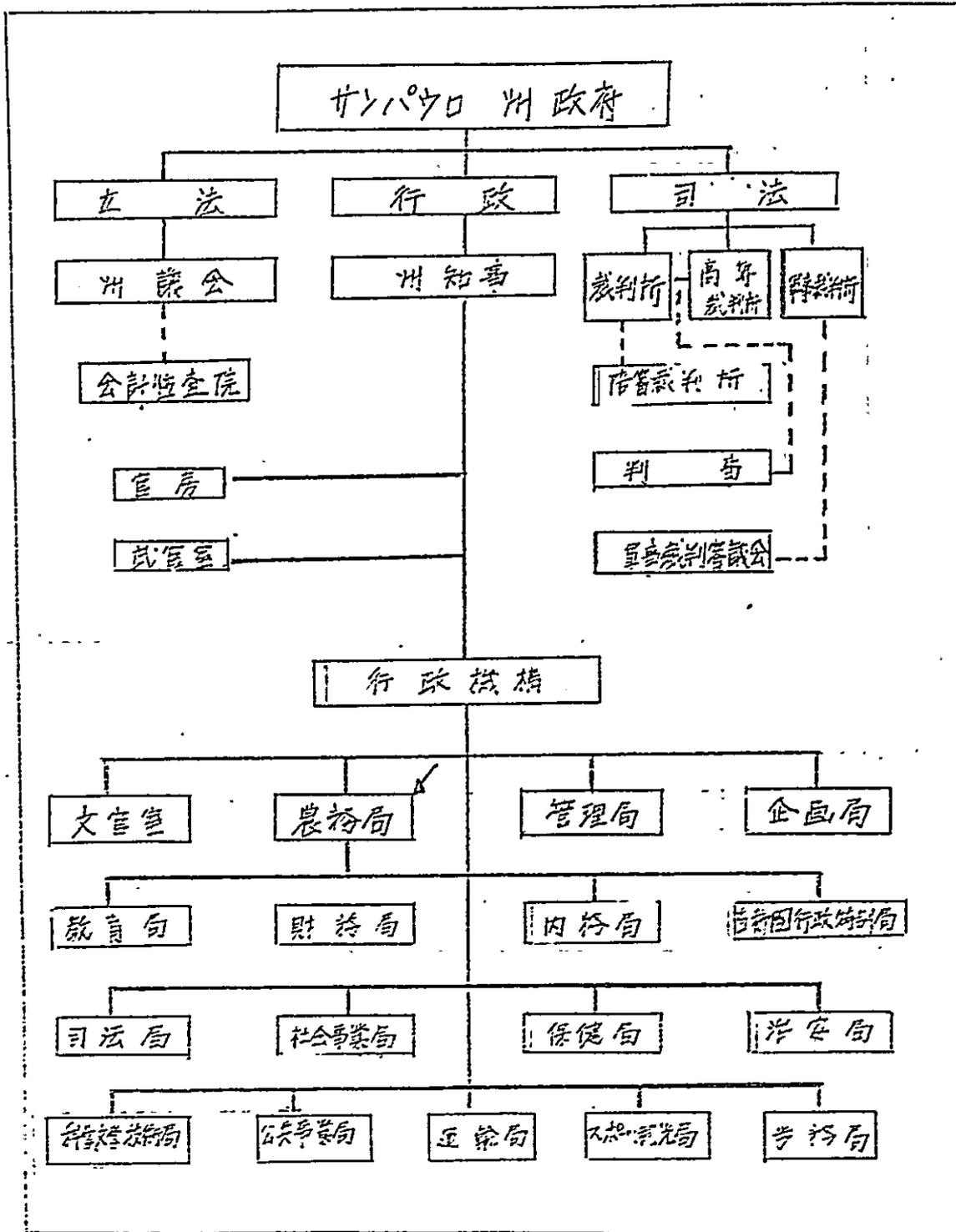












### 1.3. 魚類の販売について

ブラジルにおける魚類の販売状態を知るには、先づブラジル全統に亘つて次の諸項目の概略に就て考察する必要がある。

- 漁業に關する下部構造についての諸問題、
- 価格の形成に伴う諸要素、
- 消費、並びに
- 輸出及び輸入。

上記諸項目の概略を考察して、魚類一般がどの様に販売されて居るか、又それについての若干の批評を述べることにする。

#### 1.3.1. 下部構造に就ての諸問題

ブラジルでは全般的に言つて、漁業部門の発展を促進せしめようといふ思ひが、思ひ入れられた方法で魚類が販売されて居るが、この事實は基本的には□に確たる政策と□家的の販売プログラムが欠如して居る外、漁業ターミナル、運搬、市場、荷受所更に、価格を調整する為の保蔵設備等の下部構造が不足して居る事に起因するものである。

又、漁業を発展させるには生産者価格の安定が必須条件の一つとして居るが、現状は、之に反して値段の暴動が激しい。尚販売面では配給機構が整備されて居るに消費量の増大が妨げられて居る。

#### 1.3.2. 価格の形成に伴う諸要素

魚類の価格は、基本的に次の三要素によって決定する。

##### 1. 漁獲活動のタイプ

漁獲活動は、企業的活動と原始的な活動との二つに大別出来る。自社所有の漁船と販売機構を操つて、その漁獲物を直接、□内市場或は輸出に向けり規模の大きい企業体の活動が、ここで言う企業的漁獲活動で、その漁獲物の価格も、一般的に言つて、会社の生産原価と、消費市場の需要とに基いて、或程度合理的に決められる。

之に反して、原始的活動に基づく漁獲物は、荷揚の場所で直接消費者、仲介業者又は加工場に引渡されるが、概して、購入者によって一方的に値段がつけられると同時に、その値段は、漁獲量と魚種によって大きく影響を受けると云う具合で、常に不安定である。

##### 2. 魚種

高級魚は値段が高く売れるが概して漁獲量が少ないから原価も高む。一般向の魚類は各級海毎に大量に漁獲されるが、販売値も安いのが常識である。

##### 3. 鮮魚の消費と最低値保証制度

魚類の価格を安定させる為には、保蔵が不可欠であるが、之には種々の経済的の問題があつて、その実現を阻んで居る。この様な事情で、また漁民の収入を保証する為の最低値設定を許さずして居る。之は保蔵の問題ばかりに起因するのではなく、魚類は腐敗湯の上に、ブラジルでは加工費が非常に高くつくからである。

### 1.3.3.-消費

1971年における魚類の口内推定消費量は、619,985トンで1961年の354,111トンに比較すると、75%増加したといえる。(表28表参照)。

之を口内一人当りの消費量で見ると、1961年に4.91kgだったものが1970年には、6.12kgに増へたのであるが、この量はFAO発表による世界人口一人当りの平均消費量13.1kgに比較すると、ブラジルの人口比消費量は極めて少ないことがわかる。

表 28  
 1961-1976  
 プラジルにおける奥類推定消費量の推移表

A N O S	生産量 (t) (1)	輸入量 (t) (2)	合計 (t) (3) = (1+2)	輸出量 (t) (4)	推定消費量 (t) (5) = (3-4)	消費量 "PER CAPITA" (kg)
1961	330.000	25.952	355.952	1.841	354.111	4,91
1962	413.000	27.372	440.372	2.074	438.298	5,90
1963	421.000	30.379	451.379	1.801	449.578	5,89
1964	333.000	21.810	354.810	1.820	352.990	4,49
1965	377.000	16.730	393.730	2.438	391.292	4,84
1966	436.000	28.798	464.798	2.968	461.830	5,55
1967	429.422	38.842	468.264	3.506	464.758	5,43
1968	500.387	44.969	545.356	6.247	539.109	6,12
1969	501.197	51.070	552.267	9.572	542.695	5,95
1970	526.292	54.475	580.767	10.403	570.364	6,12
1971	591.543	40.587	632.130	12.145	619.985	6,46
1972	604.673	35.505	640.178	18.844	621.334	6,30
1973	642.025	56.508	698.533	13.597	684.936	6,75
1974	681.683	47.555	729.238	14.084	715.154	6,86
1975	726.674(*)	120.621	847.295	15.751	831.544	7,76
1976	850.000(*)	115.006	965.006	14.301	950.705	8,63

出 所: SPECTRE 及び 70 年 銀行 輸出入 局

(\*) = 推定量

魚類の消費と、消費者層の収入水準。

ブラジルの社会層とその収入水準に分けて、各層別の魚類の消費を示した調査資料は、なかが東北開発庁(SUDENE)で調査した同地域の調査結果を示すと、

東北伯地域の前市地帯における“PER CAPITA”収入の年度増加率は、6.1%で、之に伴って、鮮魚及び冷蔵魚の消費が年に2%伸びているのに対して、農村地帯の“PER CAPITA”収入の増加率は年に5%で、魚類の消費は、年に0.4%の増加を見せたことになっていす。

次いで、魚類の消費者の好みを知り為しに消費を鮮魚類其他に分類すると次の様になる。

a. 消費された魚類の内訳。

ブラジルの消費者は全般的に去って、鮮魚乃至は冷却魚を好んで消費する傾向が強くなり、1970年の統計によれば全消費量の47.6%が、鮮魚と冷却魚とで占められて居る。(表参照)

此の傾向は其後も継続していき、1972年から76年にかけて、急速に冷蔵魚の消費が意外に伸びて居り業者側では今後とも此の種の消費増加比率が他種よりも多いであろうとの希望的観測を以て居る。

表29、ブラジル人の消費した魚類の内訳 - 1970

摘 要	ト 数	比 率
鮮魚、冷却魚	99.006	47,6 %
冷蔵魚	42.308	20,3
乾 魚	31.471	15,1
缶 詰	35.525	17,0
TOTAL	208.310	100,0 %

出 所: 動物規格監視課 - SUDENE - 1970

一般的に傾向として鮮魚、冷却魚及び冷蔵魚は、主として人口が多い、購買力もあり都市で消費されるが、冷蔵設備と必要としない、又比較的安価な乾燥魚や凍製品、塩漬の等が主に奥地農村の消費に向けられていす。又消費される加工魚類には、小パスカダマ、エビ、シラ(海浜ウニ)やイワシの冷凍品が多量に

尚消費量は基本的に消費首値段にフをかけるのであるが、輸出値段が国内相場と異なる場合には、両者の輸出に向けられる為には在庫が減少し消費値段も上りとなる。

### 6. 漁獲品への供給

ブラジルでは、南部地域から最も多量の魚類が、他州等に供給されている。

リオグランデ・ド・スール州からは、小アスカダ、メルルサ、中アスカダ、ヒラム、冷凍海鰾のフィレ等とすし魚類が、又サンタカタリーナ州からは、小エビ(セテバルバ種)の冷凍もの、シリ(海浜カニ)の肉をとがそれぞれ他州宛に送られて居る。

又サンパウロ州では、エビ、イワシ、及び若干量の高級魚がとれ、リオ州は大量のイワシの缶詰を生産し、イワシやエビ、フィレ等と共に他州向けに供給して居る。

### 1.3.4. 輸出と輸入

#### a.) 輸出

ブラジルに於ける魚類の輸出は、輸出を奨励する目的で制定された税制特典が適用される様になった1968年から急速に伸びて来ている。即ち67年の輸出高はFOB価格で僅かUS\$5,538,000であったものが、5年後の1972年には、その7倍のUS\$39,226,000となり、更に76年には9.6倍のUS\$53,140,000へと増強して居る。

表30 - 自1967至1976の輸出額と輸出量表

ANO	FOB, 単位 US\$1,000	増減率%	輸出量 (ton)	増減率%
67	5.538	-	3.369	-
68	10.559	90.66	5.814	72.57
69	20.072	90.09	9.361	61.01
70	19.741	- 4.14	10.135	8.27
71	26.975	40.19	11.700	15.44
72	39.226	45.42	18.294	56.36
73	33.261	- 15.30	13.597	- 25.67
74	46.260	39.38	14.084	3.58
75	42.073	- 9.40	15.751	11.84
76	53.140	26.51	17.301	9.21

出所: FAO-SUDEPE/CACEX (ブラジル経済貿易局)

本表数字は次の国際分類番号に該当する商品の合計である。

: 03.01; 03.02; 17.04 及び 16.05





(continuação do Quadro XI)

TAB	CONCEITO	EMBARQUE PELOS PORTOS KG.	PAÍSES DE DESTINO KG.	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
03.03	貝類及金、豚体及小甲殻類(生鮮) 魚類及金、豚体及小甲殻類(生鮮) 魚類及金、豚体及小甲殻類(生鮮)		4.902.202	6,207	30.426.073	242.901.222
03.03.01	生鮮、冷却、冷凍品		64.300	3,116	200.340	1.524.194
03.03.01.01	工 品 類		116	1,569	182	1.420
	ア 北 米		70.471	1,621	114.206	920.980
	イ 北 米		676.231	3,377	2.283.855	18.059.654
	ロ 北 米		223.344	3,624	809.448	6.443.069
	ハ 北 米		50.343	1,905	95.925	748.829
	ニ 北 米		23.600	4,859	114.666	974.815
	ホ 北 米		526.654	4,455	2.346.355	19.286.773
	ヘ 北 米		42.448	5,750	244.063	1.958.700
	ヘ 北 米		14	4,500	63	492
	ヘ 北 米		5.640	6,070	34.234	259.545
	(積込地)	116				
		516.994				
		101.474				
		13.114				
		760.959				

(continuação do Quadro XI)

TAB	CONCEITO	EMBARQUE PELOS PORTOS KG.	PAÍS DE DESTINO KG.	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS	
03.03.01.02	<p>北ハロウ口空港            積ハロウ + クア            イク ジヤイ            出 中&gt;ア&gt;&gt;コ&gt;ホル            ホルトア&gt;ル空港            地ハロウ ク&gt;テ            ウルア&gt;ア - +            イセ工E</p> <p>西独            北            ア&gt;ル            日            イ</p> <p>積            +            出            地            (空便)            リオテ&gt;ホ口            中&gt;トス</p>	4.117	2.812	9,651	27.140	216.923	
		1.832	9.462	9,702	91.803	758.921	
		20.868	11.736	5,762	67.617	540.281	
		5.004	2.377.270	8,652	20.569.181	163.703.929	
		6.540	70.629	8,255	583.074	4.491.744	
		187.843	11.805	5,098	60.177	502.880	
		64.300	14.996	9,025	135.337	1.066.644	
			110.022				
			1.853.247				
			3.954				
	24.387						
	407.293						
	12.236						
	7.806						
	79.765						



(continuação do Quadro XI)

TAB	CONCEITO	EMBARQUE PELOS PORTOS KG	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
05	<u>魚類目録上記載別心水てお当式録当 本心水、其他の魚物性産物</u>		133.630	2,914	389.381	3.102.498
05.05	<u>魚類処理後の残留物</u>					
05.05.02	<u>魚類・浮腫</u>		114.122	2,567	292.950	2.319.302
	<u>ホニコン イ (精造)バニ</u>		2.000	3,483	6.966	58.520
	<u>共</u>	114.122	112.122	2,551	285.984	2.260.782
05.05.99	<u>他</u>		19.508	4,943	96.431	783.196
	<u>支那大陸 北 ホニコン 立カボル マウス空港 ベ フイグリン レニ リオリ サ</u>		1.888	7,005	13.225	107.667
			4.470	3,069	13.720	109.205
			12.150	5,023	61.031	492.546
			1.000	8,455	8.455	73.778
		15				
		3.595				
		3.500				
		6.748				
		2.300				
		3.350				

(continuação do Quadro XI)

TAB	CONCEITO	EMBARQUE PELOS PORTOS KG	PAÍS DE DESTINAÇÃO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
12	工業及医療用ノ海草、油質種子、果実、種子果実一般		372.150	0,552	205.282	1.621.417
12.07	特に香料、医薬用又は殺虫剤用ノ海草、及び一部分ノ種子、果実、果実、寄生虫駆除剤、及び類似品(各々又は純粋品)					
12.07.30	陸産用海草類 木 - - - 日 - 木 アオル外、ガ ニ ナ タル 油 シ ニ - 71	100.150 40.500 200.000	340.650 42.650 113.000 185.000	0,555 0,500 0,550 0,568	188.970 21.670 62.150 105.150	1.486.859 173.679 477.215 835.965
12.08	検体又は粉末として付与された 女性用には乾燥したゴ豆、 植物園録に識別された、 特に食糧に供せらるる果実、 種子、果実、及び他ノ植物性産物					

(continuação do Quadro XI)

TAB	CONCEITO	EMBARQUE PELOS PORTOS KG	PAÍS DE DESTINAÇÃO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
12.08.02	食糧用海草類 イソパイン 目 本 (續公港)レシー	31.500	31.500	0,518	16.312	134.558
14.	魚肉目録上載植物性加工品 上と身...其他植物性加工材料出	31.500	11.500 20.000	0,375 0,600	4.312 12.000	37.627 96.931
14.05	園上 → 植物性魚		465.481	0,570	265.428	2.074.127
14.05.01	12.07.12.08と果物海草類 ワラ → 入 目 本 「アオルト-カ」 五レ- 法(サ)トス	50.037 100.067 115.377	465.481	0,570	265.428	2.074.127
16	魚類、軟体動物類の加工品		30.000 435.481	0,573 0,570	17.189 248.239	127.137 1.946.990
16.04	魚肉及びその加工品		1.115.247	1,132	1.262.457	10.174.751

(continuação do Quadro XI)

TAB	CONCEITO	EMBARQUE PELOS PORTOS KG	PAÍS DE DESTINAÇÃO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
16.04.04	De Sardenha		926.661	0,840	777.954	6.334.886
	Alemanha Ocidental		190	0,842	160	1.249
	Bolívia		26.489	0,959	25.414	203.412
	Canadá		14.000	1,120	15.680	129.712
	Coveite		8.000	0,800	6.400	47.337
	Estados Unidos		2.700	1,185	3.200	26.359
	Finlândia		2.800	1,350	3.780	27.531
	França		2.000	0,800	1.600	12.678
	Grécia		6.250	0,961	6.004	52.391
	Guiana Francesa		2.800	1,286	3.600	26.627
	Honduras		12.900	0,687	8.863	68.467
	Hong-Kong		3.500	1,174	4.110	31.666
	Itália		14.000	1,143	16.000	116.533
	Japão		6.000	0,750	4.500	47.406
	Líbano		50.000	0,655	32.726	259.015
	Nigéria		38.200	0,808	30.850	257.669
	Panamá		278.820	0,839	233.899	1.980.517
	Paraguai		124.873	0,834	104.204	829.635
	Porto Rico		5.400	0,815	4.400	36.563
	Reino Unido		18.925	0,725	13.724	109.726
	Rep. Dominicana		178.150	0,687	122.338	929.716
	Salvador		5.880	0,816	4.800	35.503
	Suriname		20.000	0,838	16.750	141.829
	Tchecoslováquia		101.500	1,107	112.375	951.524
	Uruguai		3.284	0,785	2.577	21.821

(continuação do Quadro XI)

TAB	CONCEITO	EMBARQUE PELOS PORTOS KG	PAÍS DE DESTINAÇÃO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS	
16.04.99	Guajará-Mirim-RO	1.501					
	Belém-PA	2.800					
	Rio de Janeiro-RJ	664.337					
	Santos-SP	6.440					
	São Paulo-SP	28					
	Foz do Iguaçu-FR	11.300					
	Itajaí-SC	101.500					
	Jaguarião-RS	222					
	Corumbá-MT	24.960					
	Ponta Porã-MT	113.573					
16.05	Outros		85.140	1,173	99.897	845.868	
	Panamá		85.140	1,173	99.897	845.868	
16.05.01	Rio de Janeiro-RJ (produto) 財貨-ロ	85.140					
	加工又は産物收体甲殻類						
	Camarões		103.446	3,718	384.606	2.993.997	
	Argentina		19.998	5,000	99.990	758.074	
	Bolívia		22	4,091	90	738	
	Estados Unidos		6.236	3,388	21.127	184.354	
	Franga		76.872	3,400	261.328	2.035.078	
	Paraguai		318	5,513	2.071	15.753	
	Guajará Mirim-RO (produto) 財貨-ロ	22					

(continuação do Quadro XI)

TAB	CONCEITO	EMBARQUE PELOS PORTOS KG	PAÍS DE DESTINAÇÃO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
23	<p>Santos-SP 積 北ノトス Foz do Iguaçu-PR 材ス、(材ス Porto Alegre AER.-RS 名 標付有外洋港 Rio Grande-RS 地 リオグラнде Uruguaiiana-RS 地 物付有ア-ト</p> <p>— 家畜用薬物利用産物 —</p>	<p>1.592 318 30 81.486 19.998</p>	33.000	0,323	10.666	77.684
23.01	<p>魚肉及以臘物工原料トナリ魚粉 軟体甲殻類工原料トナリ上類</p>					
23.01.01	<p>Farinhas e pós. 粉 末 類</p>		33.000	0,323	10.666	77.684
23.01.01.02	<p>De Peixe 魚 粉 Bolívia 本"リビア Corumbá-MT (標付地) コルンバ</p>	33.000				

第 XVII 表

ブラジルの海産物輸出入 - 1976年3月

TAB	CONCEITO	積出地、kg	輸入口、kg	平均値	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
	総計 (03+05+12+14+15+16+23)		15,108,741	3,580	54,084,144	566,251,413
03	魚類、軟体甲殻類		13,579,579	3,856	52,363,105	548,553,444
03.01	鮮魚、冷凍魚					
03.01.03	鮮魚 (生魚、凍魚)		9,157,869	1,441	13,200,578	138,138,311
03.01.03.01	魚類、軟体甲殻類					
	Alemanha Ocíd.		7,030	0,689	4,844	45,398
	Argentina		152,000	0,609	92,605	1,045,560
	Espanha		10,000	1,320	13,200	149,153
	Estados Unidos		1,741,496	0,993	1,729,310	18,307,787
	Franga		6,563	0,609	3,994	38,147
	Japão		13,660	0,842	11,505	130,593
	Países Baixos		221,562	1,033	228,948	2,553,006
	Portugal		30,000	0,580	17,400	189,366
	Porto Rico		45,088	1,022	46,088	434,683
	Reino Unido		100,818	0,480	48,373	534,728
	Suriname		43,394	1,020	44,268	482,669
	Bolém-PA	1,727,764				
	Bolém ARI...PA	19,800				
	Portalezu-CE	199,456				
	Santos-SP	93,302				
	Itajaí	6,563				

(continuação do Quadro XII)

TAB	CONCEITO	EMBARQUE PELOS PORTOS KG.	PAÍS DE DESTINO KG.	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
03.01.03.02	Rio Grande-RS Uruguaiana-RS Em Postas ou em Filés Alemanha Ocid. Estados Unidos Países Baixos Belém-PA Fortaleza-CE Cabedelo-PB Recife-PE Santos-SP Rio Grande-RS	172.726 152.000  5.034.211 1.480.529 37.100 161.634 2.608 70.776	2.608 6.783.350 300	1,306 1,615 1,100	3.406 10.956.300 330	31.921 114.191.571 3.729
03.02	藍綠魚、海魚、海産品及公燻製品		4.200	0,635	2.666	27.691
03.02.01 03.02.01.04	藍綠魚、海魚、海産品及公燻製品 Mauritania R.de Janeiro Qualquer Outro	200	200	3,880	776	7.412
03.02.01.99	Nigéria S. Franc. Sul-SC	4.000	4.000	0,473	1.890	20.279

(continuação do Quadro XII)

TAB	CONCEITO	EMBARQUE PELOS PORTOS KG.	PAÍS DE DESTINO KG.	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
03.03	見類適合上整体、甲殻類(生鮮) 冷却、塩漬、極凍品並に 単なるワケ煮津品		4.417.510	8.865	39.159.861	410.387.442
03.03.01	生鮮冷却冷凍品					
03.03.01.01	工ビ類					
	Alemanha Ocíd.		500	3,980	1.990	18.650
	Argentina		6.300	6,095	38.400	430.397
	Chile		500	8,000	4.000	47.059
	Espanha		13.417	2,229	29.907	285.645
	Estados Unidos		796.933	5,837	4.651.540	48.150.812
	França		10.066	2,566	25.832	271.394
	Itália		2.520	5,276	13.295	119.883
	Japão		952.489	6,973	6.641.704	70.769.149
	Países Baixos		2.016	1,000	2.016	23.718
	Belém-PA	566.821				
	Fortaleza-CE	50.887				
	Recife-PE	26.800				
	Rio de Janeiro-RJ	22.941				
	Rio de Janeiro AER. RJ	500				
	Campinas AER.- SP	322				
	Santos-SF	964.480				

(continuação do Quadro XII)

TAB	CONCEITO	EMBARQUE PELOS PORTOS KG.	PAÍS DE DESTINO KG.	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
03.03.01.02	São Paulo AER.-SP	6.300	3.194	10,873	34.727	407.560
	São Sebastião-SP	5.846	6.350	11,181	71.001	835.306
	Paranaguá-PR	34.858	16.317	6,558	107.012	1.089.521
	Itajaí-SC	5.266	2.256.513	11,440	25.814.949	269.451.575
	Rio Grande-RS	99.720	65.455	11,322	741.058	8.252.003
	Iagosta		5.098	10,930	55.720	643.418
	Alcmanha Ocid.					
	Belgica-Luxemb.					
	Espanha					
	Estados Unidos					
	França					
	Países Baixos					
	Belém-PA		45.206			
	Tortaleza-CE		1.760.873			
Natal-RN		2.068				
Cabedelo-PB		53.084				
Recife-PE		450.057				
Recife AER.-PE		19.706				
Santos-SP		21.933				
03.03.01.04	Polvo, Calamar e Lula					
	Alemanha Ocid.		30.000	0,417	12.500	132.481
	Mapudun		39.980	1,020	40.767	459.609
	França		2.820	1,389	3.917	36.197
	R.de Janeiro-RJ		24.980			
	Campinas AER.-SP		660			

(continuação do Quadro XII)

TAB	CONCEITO	EMBARQUE PELOS PORTOS KG.	PAÍSES DE DESTINO KG.	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
03.03.01.05	Santos-SP	11.100				
	Itajaí-SC	1.060				
	Rio Grande-RS	35.000	71.258	3,667	261.304	2.742.531
	Marisco		37.592	5,362	201.574	2.043.872
03.03.01.99	Estados Unidos	94.064				
	França	14.786				
	Santos-SP					
	Rio Grande-RS					
	Qualquer Outro					
	Estados Unidos		34.558	4,223	145.946	1.472.386
	França		55.266	4,112	227.230	2.402.455
	Suíça		8.368	4,000	33.472	301.821
Campinas AER.-SP	400					
Santos-SP	86.390					
Itajaí-SC	11.402					

(continuação do Quadro XII)

JAB	CONCEITO	EMBARQUE PELOS PORTOS KG	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
05	南島目錄に録別記してあるが、南島に主眼を置いた其他動物性産物		159.615	4,015	640.863	6.678.249
05.05	魚類処理後の残留物					
05.05.02	魚類の浮豚 China Continental França Hong Kong Reino Unido Belém-PA Fortaleza-CE	120.705 1.000	121.705 7.641 500 13.900 99.664	2,687 4,108 2,800 3,813 2,420	326.997 31.389 1.400 53.001 241.207	3.362.607 343.578 14.315 534.286 2.470.428
05.05.99	Outros China Continental Estados Unidos França Hong-Kong Japão Singapura Manaus-AM Belém-PA Fortaleza-CE Recife-PE		37.910 6.248 695 4 26.878 630 3.455	8,279 9,182 8,373 52,500 7,704 5,738 11,513	313.866 57.368 5.819 210 207.078 3.615 39.776	3.315.642 622.996 60.674 2.425 2.181.785 40.847 406.915

(continuação do Quadro XII)

TAB	CONCEITO	EMBARQUE PELOS PORTOS KG	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
12	<p>Salvador-BA Rio de Janeiro-RJ Santos-SP Rio Grande-RS</p> <p>積 北バトク 地 リバトク 地 リバトク 地 リバトク</p> <p>工業. 医療用ワ浄草. 油質種子 果実, 種子果実-般.</p>	<p>600 2.000 12.428 1.080</p>	<p>392.328 107.000</p>	<p>0,487 0,516</p>	<p>191.205 55.200</p>	<p>1.894.414 534.181</p>
12.07.30	<p>Estados Unidos Japão</p> <p>医療用 海草類</p> <p>北... 本 日... 本</p>	<p>7.000 100.000</p>	<p>17.000 90.000</p>	<p>0,600 0,500</p>	<p>10.200 45.000</p>	<p>93.466 440.715</p>
12.08.02	<p>Algas próprias p/ alim. humana</p> <p>Espanha Japão</p> <p>積 北バトク 地 リバトク</p>	<p>270.328 15.000</p>	<p>285.328 79.016 206.312</p>	<p>0,476 0,387 0,510</p>	<p>135.905 30.599 105.306</p>	<p>1.360.233 294.258 1.065.975</p>

(continuação do Quadro XII)

TAB	CONCEITO	EMBARQUE PELOS PORTOS KG	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
14	商品且録に載別工品い又旬、 此にも散当に其植物性 細工材也		82.008	0,495	40.581	432.208
14.05	国産植物性品					
14.05.01	1807/1808 果及海草類		82.008	0,495	40.581	432.203
	Japão	57.006	82.008	0,495	40.581	432.208
	Fortaleza-CE Recife-PE	25.000				
15	脂肪油 (動物及植物性)					
15.04	精製品を含む真鯨皮油或 哺乳類ノ脂肪油					
15.04.01	魚類ノ肝油		41.500	0,806	33.445	385.802
15.04.01.02	鯨ノ特製肝油 ウレツク (鯨皮)ノトク	100	100	3,250	325	3.354
		100		3,250	325	3.354

(continuação do Quadro XII)

TA D	CONCEITO	EMBARQUE PELOS PORTOS KG	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
15.04.02	海産哺乳類ノ油及脂肪 鯨 (鯨油脂肪) イロ本 (精製鯨油)	41.400	41.400	0,800	33.120	383.448
15.04.02.03			41.400	0,800	33.120	382.448
16	魚類及イロ軟体甲殻類ノ加工食品 カビノイロイロ代用食品ノ数量ノ統計	41.400	721.711	1,077	777.669	7.871.678
16.04			721.600	1,077	777.107	7.866.500
16.04.04	De Sardinha Angola Bahamas, Ilhas Bolívia Espanha Estados Unidos Gabão Grécia Hong-Kong Hungria Japao Paraguai		2.940 4.200 5.203 8.800 8.640 109.200 6.249 415 100.656 810 146.676	1,220 1,039 1,476 0,877 0,784 0,775 0,943 1,369 1,073 3,333 1,208	3.588 4.365 7.678 7.720 6.772 84.600 5.892 568 107.969 2.700 177.180	33.627 41.691 81.177 69.612 75.474 865.031 55.220 5.323 1.160.321 28.632 1.829.998

(continuação do Quadro XII)

TAB	CONCEITO	EMBARQUE PELOS PORTOS KG	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
	Porto Rico Reino Unido Suriname Uruguai Zaire	ポルトリコ イギリス スリナム ウルグアイ ザイール	2.135 14.974 34.000 3.702 273.000	1,073 0,710 0,861 0,932 1,179	2.290 10.631 29.953 3.451 321.750	21.462 97.107 311.961 35.979 3.153.685
	Guajará Mirim-RO Rio de Janeiro-RJ Santos-SP Foz do Iguaçu-PR São Francisco do Sul-SC Jaguarião-RS Corumbá-MT Ponta Porã-MT	グアジャラミリン リオデジャネイロ サントス フオズドイグアス サンフランシスコ ジャグアリオ コルンバ ポントポラン	4.383 521.020 9.999 46.925 35.000 3.702 820 99.751			
16.05	CRUSTÁCEOS E MOLUSCOS					
16.05.01	Camarãoes	蝦類	111	5.063	562	5.178
	Paraguai Uruguai	ウルグアイ ウルグアイ	35 76	7,243 4,105	250 312	2.254 2.924
	Foz do Iguaçu-PR Jaguarião-RS	フオズドイグアス ジャグアリオ	35 76			
	家畜用飼料用産物		132.000	0,283	37.376	435.613

(continuação do Quadro XII)

TAB	CONCEITO	EMBARQUE PELOS PORTOS KG	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
23.01	魚肉粉本					
23.01.01	粉本		132.000	0,283	37.376	435.618
23.01.01.02	魚粉 本"ト"ア (神奈川)コル>バ	132.000	132.000	0,283	37.376	435.618

## 6. 輸入

1967年から74年迄のブラジルの海産物の輸入高を見ると  
 67年に26,194,千ドル(CIF) 38,841,トンだったのが  
 72年には32,134 " " 35,504 トンと成っており  
 1967年間の平均をとると、金額にて29,192千ドル、  
 量にて44,241トンとなる。  
 73年以降の輸入は金額、量共に急増し、76年の輸入は  
 11万5千(115,000)トン、US\$ 61,200,000と成っている。

表31表 - 自1967至1976年の輸入額と輸入量表。

ANOS	CIF単位 US\$1,000	増減率%	輸入量 ton	増減率%
67	26,194,6	-	38,841,5	-
68	27,174,2	3,74	44,969,2	15,77
69	25,725,0	- 5,33	51,070,2	13,57
70	32,910,3	27,93	54,475,4	6,67
71	31,018,6	- 5,75	40,586,5	- 25,50
72	32,134,7	3,60	35,504,8	12,52
73	53,265,4	65,76	56,508,5	59,16
74	57,199,0	7,38	47,555,3	- 15,84
75	64,370,3(*)	12,54	120,620,7	153,64
76	61,200,9 (+)	- 4,92	115,000,4	- 4,65

出所: FAO-SUDEPE/CASEX (ブラジル銀行貿易局)

本表の数字は次の関税分類符号に該当する商品のみの合計  
 である。03.01; 03.02; 16.04 16.05

(\*) = 推定 CIF 価格。

ブラジル銀行貿易局によれば、FAO-SUDEPE に依ると、ブラジルの  
 海産物輸入の9割が魚の乾燥品と、塩ものとして占められて  
 居る。(表32表)

表32表 - 海産物別の輸入額表。

品 別	1972	%	1973	%	1974	%
魚	28,987,9	90	46,664,6	86	47,960,4	81
魚の乾燥品	1,077,8	3	2,498,0	5	2,487,4	5
魚の塩漬品	22,7	0	62,6	0	75,6	0
其他	8,300,7	7	5,093,6	9	8,325,6	15
合計	32,341,1=100		54,318,8=100		58,869,0=100	

表 VIII

1975年分輸入物産海産物の統計表

関税分類番号	品名	積出地 KG	平均値	FOB 貨	加工口採算額
03	魚類 軟体甲殻類	129,820,748	0,503	65,360,821	516,997,117
03.01	魚類 軟体甲殻類	118,330,696	0,495	58,215,000	462,758,886
03.01.01	生魚 魚	2,604	28,539	74,315	584,008
03.01.01.01	養殖用魚 (稚魚、魚卵を含む)				
03.01.01.99	北 日 本 他 港 産 魚 類	50 300 550	61,500 39,000 105,000	3,075 11,700 57,750	22,396 86,538 459,454
03.01.02	死魚、鮮魚、冷却魚	1,704	1,050	1,790	15,620
03.01.02.01	北 日 本 他 港 産 魚 類	80,880,762	0,176	14,235,509	114,811,307
03.01.02.02	アルゼンチン、イタリヤ、フランス、ドイツ、オランダ、日本、韓国、台湾、香港、シンガポール、フィリピン、タイ、インドネシア、マレーシア、スリランカ、パキスタン、バングラデシュ、インド、ネパール、ブータン、ミャンマー、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス	72,433,601 4,000 6,771,240	0,160 0,557 0,252	11,583,894 2,228 1,707,635	93,111,356 16,403 13,996,378



(continuação do Quadro XIII)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG.	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
03.02.01.01	Arenque Dinamarca U.R.S.S. Anchova	7.800 7.500	0,771 0,600	6.014 4.500	48.828 33.560
03.02.01.02	Argentina Barbados Espanha Bacalhau	184.106 2.200 25.819	0,853 0,816 1,187	156.975 1.800 30.655	1.280.612 13.110 235.039
03.02.01.04	Bulgária Canadá Dinamarca Espanha França Islândia Norfolk, Ilha Noruega Merluza	10.000 426.527 10.000 5.358.835 10.000 1.371.375 2.500 16.246.480	2,248 1,277 3,039 1,178 1,140 1,284 3,400 1,759	22.481 544.590 30.391 6.310.805 11.400 1.761.187 8.500 28.576.517	172.931 4.364.857 229.875 49.235.477 96.528 13.924.395 66.354 222.881.004
03.02.01.06	Argentina Qualquer Outro	16.000	1,100	17.600	128.186
03.02.01.99	Paraguai Uruguai	5.000 20.000	0,492 1,278	2.462 25.550	18.902 201.470
03.02.02	Peixes Defumados Noruega	95.961 12.200	2,790 1,258	267.720 15.353	2.080.576 121.334

(continuação do Quadro XIII)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG.	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
03.02.02.03	Bacalhau	72.715	2,520	183.243	1.421.140
03.02.02.04	Reino Unido Salmão	3.221 5.411	7,246 5,992	23.340 32.422	179.966 254.443
	Canadá	320	13,863	4.436	34.829
	Dinamarca	54	11,500	621	4.828
	Países Baixos	2.040	4,071	8.305	64.036
03.02.99	Reino Unido	9	10,222	92	765
03.03	Outros	9	10,222	92	765
	Japão				
03.03.01	03.03.01.01	349.149	1,038	362.293	2.924.376
		6.471	2,215	14.331	116.923
		5.000	5,000	25.000	218.150
03.03.01.02		500	11,000	5.500	41.698

生鮮、冷打、冷凍、乾燥、凍結、魚類、肉類、油脂、  
 軟体、甲殻類 (貝類、介壳類) 一切  
 新鮮魚介、冷打、冷打、冷打品  
 生鮮、冷打、冷打、冷打品  
 軟体、甲殻類 (貝類、介壳類) 一切

(continuação do Quadro XIII)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG.	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
03.03.01.03	Caranguejo e Siri				
	Guiana				
03.03.01.04	Polvo, Calamar e Lula	640	0,656	420	3.394
	Argentina	1.020	1,500	1.530	11.143
	Espanha	238.500	0,912	217.513	1.698.694
	Estados Unidos	68	3,088	210	1.832
	Portugal	26.850	0,919	24.665	194.462
	Venezuela	70.000	1,043	73.000	636.998
03.03.01.99	Qualquer Outro				
	Portugal	100	1,240	124	1.082
03.03.02	Secos, Salgados ou em Salmoura				
03.03.02.02	Polvo, Calamar e Lula	3.162	1,771	5.601	42.819
	Coréia	500	3,390	1.695	13.232
	Japão	500	1,784	892	6.862
	Venezuela	340	0,744	253	1.918
03.03.02.99	Qualquer Outro				
	Estados Unidos	250	2,880	720	5.244
	França	72	3,347	241	1.881
	Hong Kong	1.500	1,200	1.800	13.682

(continuação do Quadro XIII)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
05	藍色目錄製成之雜物及工有之工該當トシテ其 他製成勿生産物	2.471	6,996	17.287	136.706
05.12	珊瑚及心類似品(骨物乃至 は仕上細工トイフモノ)				
05.12.01	Coral e Semelhantes 珊瑚及心類似品	3	1.227,000	3.681	30.321
05.12.99	Itália 1 1 7 7 Outros 共 他	3	1.227,000	3.681	30.321
	Espanha 481	2.326	1,989	4.626	38.005
	França 15		2,019	971	8.222
	Portugal 1.830		1,533	23	180
	ESPONJAS NATURAIS 天然スポンジ		1,985	3.632	29.603
05.13	Em Bruto 本仕上げ品	95	75,042	7.129	53.902
05.13.01	Itália 1.1 7 11 7	20	39,500	790	5.843
	Suíça 5. 1 7 7	75	84,520	6.339	48.059
05.13.02	ALVOJADINHOS 白漆又は仕上げ	17	11,118	189	1.504
05.14	Itália 1 7 11 7	17	11,118	189	1.504

( continuação do Quadro XIII )

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
05.14.01	灰色 ANBER, CISTOR, CIVET, 斑狗類 (陸にては白物と合して), 新鮮冷却 冷凍其他-時的存在方法で保蔵す 川左 漂白調劑用之動物性滋養素 灰色アムハニ	30	55,400	1.662	12.974
12	工業非上に医薬用海藻類, 油質及以 其他之種子と果実類	30	55,400	1.662	12.974
12.07.30	医薬用海藻	26.851	1,779	47.764	379.890
12.08.02	食用海藻	6.000	0,400	2.401	19.067
		1.000	0,648	648	5.023
		5.000	0,351	1.753	14.044
		20.851	2,176	45.363	360.823
13	薬用又は製菓ニ用粗樹脂製造用之 植物性炭料, 及以其他之植物性液, 植物性液, Iキス, アロチノ材, アロチノ 獸塩, 芥草其他	1.687	2,905	4.900	39.052
		19.108	2,116	40.430	321.513
		56	0,589	33	258
13.03		33.305	11,587	385.907	3.071.806

( continuação do Quadro XIII )

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
13.03.03	<u>植物性ワックス類及濃縮液仁用液</u> 蝋 五...草...	33.305	11,587	385.907	3.071.806
13.03.03.01		727 500 108 6.800 10.500 2 400 14.258 10	39,099 9,550 15,500 5,555 12,987 45,500 16,693 11,928 5,500	28.425 4.775 1.674 37.777 136.362 91 6.677 170.071 55	214.098 39.333 12.192 314.004 1.073.404 710 54.631 1.363.005 429
15	<u>脂肪及バシ油 (動物植物性); その分解産物;</u> <u>加工食用脂肪 動物又は植物性ワックス類</u>	607.517	0,610	370.952	3.101.276
15.04	<u>皂類と哺乳類ワックス類</u> <u>(精製白を含む)</u>	181.695	0,982	178.479	1.408.406
15.04.01	<u>皂類</u> 肝油				
15.04.01.01	<u>蝋 (炭油)</u>	5.040	0,449	2.262	17.659
15.04.01.02	<u>蝋類</u> 肝油	152.950	0,972	148.665	1.165.177
	<u>ワイルランド</u>	22.980	0,906	20.809	169.470

(continuação do Quadro XIII)

TAB	CONCEITO	PAIS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
15.04.01.04	其他魚類ノ精製肝油 一安 口	725	9,301	6.743	56.101
15.04.02	海産油乳類ノ油ノ脂肪 蠟燭(京城)	421.520	0,449	189.165	1.574.103
15.04.02.01	一ノル ノル 南ア連邦	30.000 120.160 250.200	0,631 0,590 0,350	18.938 70.868 87.668	161.339 589.898 729.233
15.04.02.02	精製蠟燭 一安 口	1.660 1.000	0,987 1,414	1.638 1.414	13.205 11.973
15.04.02.04	精製肝油 ノル 口	18.500	0,467	8.639	68.455
15.04.03	魚油ノ脂肪 精製蠟燭	4.302	0,769	3.308	27.767
15.04.03.02	北ノル ノル 口	2.322 1.980	1,094 0,388	2.540 768	21.441 6.326
16	魚類ノ軟体甲殼類ノ加工食品	2.289.978	1,738	3.980.431	31.591.975
16.04	魚類ノ軟体甲殼類ノ加工食品 LIVOR. 代用品ノ魚類ノ産品類	1.967.852	1,955	3.846.858	30.509.757

( continuação do Quadro XIII )

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
16.04.01	<u>De Atum</u> Equador Espanha França Itália Japão Portugal Reino Unido	903.629 894.883 116 498 144 6 7.520 462	2,062 2,054 2,690 6,394 4,375 5,167 2,590 4,210	1.863.616 1.838.040 312 3.184 630 31 19.474 1.945	14.785.599 14.581.857 2.581 24.492 4.766 258 156.487 15.158
16.04.02	<u>De Bonito</u> Chile Japão Ilhas do Pacífico Perú Uruguai	976.366 6.754 19 8.160 938.273 23.160	1,806 1,866 3,421 1,348 1,797 2,312	1.762.983 12.600 65 11.000 1.685.774 53.544	13.950.940 109.948 540 87.163 13.335.303 417.986
16.04.03	<u>De Salmão</u> Alemanha Ocidental Dinamarca Estados Unidos França Itália Japão Países Baixos Reino Unido U.R.S.S.	3.293 150 577 756 96 84 15 490 854 271	6,999 12,233 7,473 3,716 4,344 4,631 6,533 7,765 9,899 3,428	23.048 1.835 4.312 2.809 417 389 98 3.805 8.454 929	178.250 14.325 34.970 21.586 3.255 3.037 815 29.959 63.051 7.252

(continuação do Quadro XIII)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
16.04.04	De Salmão	23.672	2,512	59.475	472.390
	Argentina	294	2,245	660	5.759
	Dinamarca	109	2,716	296	2.396
	Estados Unidos	360	1,000	360	2.810
	França	467	3,131	1.462	11.246
	Itália	80	4,038	323	2.502
	Portugal	20.812	2,500	52.031	413.662
	Reino Unido	1.310	3,201	4.193	32.771
	Venezuela	240	0,625	150	1.244
16.04.05	De Anchova	36.560	1,310	47.896	395.621
	Argentina	3.695	4,579	16.920	139.276
	Espanha	1.775	4,497	7.982	64.935
	França	110	5,182	570	4.216
	Hong-Kong	88	0,818	72	628
	Itália	589	5,435	3.201	25.288
	Noruega	190	2,937	558	4.127
	Portugal	30.100	0,613	18.439	156.029
	Reino Unido	13	11,846	154	1.122
16.04.06	De Arenque	2.610	1,840	4.802	37.160
	Alemanha Ocidental	863	1,910	1.648	12.541
	Reino Unido	1.747	1,805	3.154	24.619
16.04.07	Cavim e seus sucedâneos	9.263	5,977	55.369	454.792
	Alemanha Ocidental	1.098	11,093	12.180	99.876

(continuação do Quadro XIII)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS	
16.04.99	Dinamarca	7.133	4,529	32.308	264.592	
	Estados Unidos	194	6,464	1.254	10.424	
	Noruega	340	2,588	880	6.870	
	Reino Unido	498	17,564	8.747	73.030	
	Outros	12.459	2,381	29.669	235.005	
	Argentina	50	48,000	2.400	17.480	
	Chile	4.014	0,949	3.810	31.662	
	Dinamarca	2.266	2,586	5.860	46.802	
	Espanha	58	3,069	178	1.438	
	Estados Unidos	1.257	2,399	3.015	23.536	
	França	12	4,750	57	422	
	Hong-Kong	191	0,785	150	1.309	
	Itália	268	3,481	933	7.283	
	Japão	450	1,878	845	6.681	
16.05	Países Baixos	17	9,118	155	1.129	
	Panamá	10	5,800	58	453	
	Portugal	1.643	3,756	6.171	48.173	
	Reino Unido	159	2,642	420	3.194	
	Suécia	1.250	3,202	4.002	32.672	
	U.R.S.S.	166	1,343	223	1.741	
	Uruguai	648	2,148	1.392	11.030	
	加工又は筆跡取体類甲登録					

(continuação do Quadro XIII)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
16.05.01	<u>Camarões</u> Reino Unido	30	9,300	279	2.041
16.05.02	<u>Lagostas</u> Reino Unido	30 70	9,300 6,571	279 460	2.041 3.422
16.05.03	<u>Ostras</u> Japão Reino Unido	265 53 212	5,321 1,321 6,321	1.410 70 1.340	10.618 510 10.308
16.05.04	<u>Caranguejos</u> China-Taiwan Estados Unidos Reino Unido U.R.S.S.	1.133 653 235 200 45	6,286 3,155 9,617 11,750 10,044	7.122 2.060 2.260 2.350 452	55.362 16.081 17.642 18.111 3.528
16.05.06	<u>Mexilhões</u> Argentina Dinamarca Espanha Itália Uruguai	1.544 600 96 186 176 486	3,154 3,033 3,448 2,532 2,477 3,728	4.870 1.820 331 471 436 1.812	40.006 15.681 2.623 3.650 3.284 14.358
16.05.99	<u>Outros</u> Argentina Chile	319.084 5.099 10.950	0,374 7,274 5,874	119.432 37.066 64.320	970.569 303.202 524.842

(continuação do Quadro XIII)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
23	Dinamarca Espanha França Japão Panamá Reino Unido Uruguai	200 371 300.975 1.152 14 161 162	2,780 2,625 0,038 1,497 4,571 16,478 4,074	556 974 11.392 1.725 64 2.653 660	4.459 7.551 90.620 14.302 500 19.363 5.230
23.01	<u>交苗用 燕物 利用産物</u>	8.529.928	0,240	2.043.460	15.956.430
23.01.01	<u>魚肉及之臓物 蝦魚粉, 乾魚粉類</u>				
23.01.01.02	<u>魚粉 末 類</u>	8.529.928	0,240	2.043.460	15.956.436
23.01.01.03	<u>魚粉 類</u>				
	Alemanha Ocidental Argentina Perú	120 3.500.000 5.029.648	3,975 0,233 0,244	477 815.000 1.227.004	3.965 6.637.681 9.306.557
	De Crustáceos e Moluscos Alemanha Ocidental	160	6,119	979	8.233

(continuação do Quadro XIII)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
25	塩; 純真; 土; 石; 注: 出 凡 氏 社	2	10,000	20	148
25.25	天然海泥, アバ; 加工海泥 アバ (小粒ト状); 碎状; 炭状; 一単位 (ト 入 凡 氏 社); JET.				
25.25.02	天然又は加工海泥 [アバ]	2	10,000	20	148
		2	10,000	20	148

表 XVII

ブラジルの海産物輸入 - 噸表 - 1976年分

商標分類番号	商標	積出地 Ks	平均値	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
	総計 (03+05+12+13+14+15+16+23+25)	116.604.090		60.767.072	625.417.057
03	魚類, 軟体甲殻類	112.193.497		54.194.922	556.438.695
03.01	生鮮魚, 冷却魚, 冷凍魚				
03.01.01	生鮮魚	1.607		18.906	180.218
03.01.01.01	養殖用魚(鱈魚, 魚卵)				
	スウェーデン	300		12.150	111.848
	西独	225		5.076	51.902
03.01.01.99	其他	1.082		1.680	16.468
03.01.02	死魚, 鮮魚, 冷却魚 (変形スけ)				
03.01.02.01	段折以外の魚	73.462.192		12.705.233	131.228.433
	デンマーク				
	ポランド				
	その他	70.637.192		11.548.273	119.774.885
03.01.02.02	魚片, 魚骨	2.515.000		956.360	9.483.907
	ウルグアイ	310.000		200.600	1.969.641

(continuação do Quadro XIV)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG.	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
03.01.03	死魚、冷凍魚、 (産別又は頭部別並志マ) アルゼンチン ホルトカイル ウルクアイル ベネズエラ スウェーデン (イナマツ)	19.567.740		10.560.278	113.136.094
03.01.03.01		5.374.404		2.049.150	21.225.438
		45.000		36.868	397.463
		6.003.875		2.654.856	28.871.752
		5.000		5.500	52.531
03.01.03.02	(イナマツ)	154.374		29.634	313.728
		41.415		36.881	353.231
	(イナマツ)	5.657.202		3.890.609	41.848.715
		204.140		213.772	2.141.074
		2.077.330		1.630.358	17.811.341
		5.000		12.650	120.821
03.01.99.00	其他	10.064		11.208	121.167
		7.064		3.808	44.800
		3.000		7.400	76.367
03.02	乾燥魚、塩漬魚、無塩魚、報一陸				
03.02.01	乾燥魚、塩漬魚又は塩漬魚、 ニシキ	18.612.918		30.147.054	303.536.311
03.02.01.01		12.500		19.925	216.812

(continuação do Quadro XIV)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG.	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
03.02.01.02	Anchova	アンチョーバ			
	Argentina	アルゼンチン	261.244	228.415	2.365.170
	Espanha	スเปน	8.550	10.470	94.410
03.02.01.04	Racalhan				
	Dinamarca	デンマーク	2.500	6.090	58.166
	Espanha	スเปน	1.588.475	1.893.486	17.987.619
	Islândia	アイスランド	2.167.725	2.531.253	25.374.326
	Noruega	ノルウェー	13.799.025	24.525.140	248.250.000
	Canada	カナダ	607.499	710.135	6.841.364
03.02.01.06	Merluza	メルルザ			
	Chile	チリ	45.000	58.250	597.961
	Peru	ペルー	59.000	61.940	558.521
	Uruguai	ウルグアイ	200	280	3.047
03.02.01.99	Qualquer Outro	其他			
	Chile	チリ	20.000	35.750	418.850
	Uruguai	ウルグアイ	41.200	65.920	779.065
03.02.02	Peixes Defumados	乾燥魚	117.218	275.584	935.271
03.02.02.01	Arenque	鱈			
	Noruega	ノルウェー	900	1.225	11.046
03.02.02.03	Bacalhau	鱈			
	Reino Unido	英	109.101	246.696	2.615.661

(continuação do Quadro XIV)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG.	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
03.02.02.04	Salmão				
	Reino Unido	7		111	1.191
	Canadá	7.200		27.320	304.694
	Japão	10		232	2.679
03.02.99.00	Outros	-		67	604
03.03	Japão	-		67	604
03.03.01	新鮮魚介 冷冻又は冷冻品				
03.03.01.01	工 業 類	420.462		472.036	5.248.324
	Argentina	250		1.000	11.765
	Guiana	1.800		5.400	51.846
	Reino Unido	120		319	3.047
	Colômbia	16.000		36.130	399.546
03.03.01.03	Caranguejo e Siri				
	Chilo	2.096		4.488	51.998
03.03.01.04	Polvo, Galinmar e Lula				
	Argentina	260.000		127.550	1.460.176
	Espanha	63.000		78.524	797.362

(continuação do Quadro XIV)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG.	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
03.03.01.05	Estados Unidos	45		50	588
	Portugal	13.950		18.737	172.295
	Venezuela	32.000		101.500	1.194.118
	Marisco				
	Argentina	16.100		54.750	626.539
	Chile	3.661		5.773	61.986
	Peru	430		830	9.584
	Qualquer Outro				
	Argentina	6.000		24.000	257.511
	Chile	5.000		12.925	149.250
Peru	10		60	693	
03.03.02	Secos, Salgados ou em Salmoura	1.296		4.556	52.273
03.03.02.02	Polvo, Calamar e Lula				
	Argentina	1.074		3.486	40.856
03.03.02.99	Japão	6		74	855
	Qualquer Outro				
	Chile	216		996	10.562

(continuação do Quadro XIV)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
05	<u>商目録表</u> ... <u>三朝列記</u> ... <u>はておつた鼓当</u> <u>手</u> ... <u>其世</u> ... <u>動物性</u> ... <u>産物</u> .	6.236		19.509	200.377
05.12	<u>學形</u> ... <u>乃至</u> ... <u>は</u> ... <u>上</u> ... <u>細工</u> ... <u>は</u> ... <u>て</u> ... <u>な</u> ... <u>り</u> <u>理</u> ... <u>用</u> ... <u>及</u> ... <u>ば</u> ... <u>類</u> ... <u>似</u> ... <u>所</u>				
05.12.99	<u>其他</u> ... <u>桑形</u> ... <u>珊瑚</u> ... <u>及</u> ... <u>ば</u> ... <u>産</u> ... <u>類</u> ... <u>似</u> ... <u>所</u>	5.975		12.867	137.097
05.13	<u>米</u> <u>北</u> <u>イ</u> ... <u>タ</u> ... <u>リ</u> ... <u>カ</u> ... <u>ル</u> <u>ポ</u> ... <u>ルト</u> ... <u>カ</u> ... <u>ル</u> <u>大</u> ... <u>然</u> ... <u>ス</u> ... <u>ホ</u> ... <u>シ</u> ...	544 91 5.340		3.982 135 8.750	46.847 1.265 88.985
05.13.01	<u>米</u> ... <u>仕</u> ... <u>上</u> ... <u>魚</u> <u>イ</u> ... <u>タ</u> ... <u>リ</u> ... <u>ア</u>	10		1.456	5.265
05.13.02	<u>潔</u> ... <u>白</u> ... <u>ス</u> ... <u>仕</u> ... <u>上</u> ... <u>魚</u>	10 41		1.456 846	5.265 8.533
05.14	<u>Estados Unidos</u> <u>Grécia</u> <u>Itália</u> <u>北</u> ... <u>米</u> <u>イ</u> ... <u>タ</u> ... <u>リ</u> ... <u>カ</u> ... <u>ル</u> <u>イ</u> ... <u>タ</u> ... <u>リ</u> ... <u>カ</u> ... <u>ル</u> <u>大</u> ... <u>然</u> ... <u>ス</u> ... <u>ホ</u> ... <u>シ</u> ... <u>球</u> ... <u>類</u> ... <u>似</u> ... <u>所</u> ( <u>鼓</u> ... <u>当</u> ... <u>は</u> ... <u>て</u> ... <u>お</u> ... <u>つ</u> ... <u>た</u> ... <u>鼓</u> ... <u>当</u> ... <u>手</u> ... <u>其</u> ... <u>世</u> ... <u>動物</u> ... <u>性</u> ... <u>産</u> ... <u>物</u> ... <u>新</u> ... <u>鮮</u> ... <u>魚</u> ... <u>類</u> ... <u>似</u> ... <u>所</u> ... <u>冷</u> ... <u>凍</u> ... <u>其</u> ... <u>他</u> ... <u>時</u> ... <u>的</u> ... <u>手</u> ... <u>法</u> ... <u>法</u> ... <u>係</u> ... <u>属</u> ... <u>品</u> ... <u>北</u> ... <u>在</u> ... <u>葉</u> ... <u>肉</u> ... <u>類</u> ... <u>用</u> ... <u>テ</u> ... <u>製</u> ... <u>成</u> ... <u>生</u> ... <u>産</u> ... <u>品</u> ... <u>系</u> ... <u>統</u> ... <u>一</u> ... <u>的</u> ... <u>製</u> ... <u>成</u> ... <u>品</u> ... <u>類</u> ... <u>似</u> ... <u>所</u> )	4 7 30		158 525 163	1.695 5.368 1.470



(continuação do Quadro XIV)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MEDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
14	<p>西独 アルゼンチン チリ 南アフリカ スウェーデン 北米 イタリヤ 日本 その他</p> <p>齒粉及<sub>レ</sub>其他植物性<sub>ノ</sub>細工材料 に<sub>レ</sub>由<sub>ル</sub>。</p>	<p>418 12.600 700 600 13.100 12.400 6 60 10.144 20.000</p>		<p>18.140 86.200 950 5.520 70.549 117.390 461 2.079 122.381 250.000</p>	<p>189.236 911.538 10.193 58.097 733.375 1.195.276 4.754 24.459 1.238.679 2.323.496</p>
14.05	<p>植物性油</p>	7.000		10.500	100.287
14.05.01	<p>1207, 1208, 1209 菓子海草類 南アフリカ</p>	<p>7.000 7.000</p>		<p>10.500 10.500</p>	<p>100.287 100.287</p>
15	<p>脂肪及<sub>レ</sub>油(動物<sub>ノ</sub>種<sub>ノ</sub>分<sub>ノ</sub>産物 如<sub>レ</sub>工食用脂肪, 動物<sub>ノ</sub>及<sub>レ</sub>植物性<sub>ノ</sub>蠟燭</p>	474.694		293.020	2.940.496

(continuação do Quadro XIV)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
15.04	魚類と海城哺乳動物ノ脂肪ノ油 (和采由ト含ム)				
15.04.01	魚類ノ肝油	61.584		63.696	656.744
15.04.01.01	鱈 (原油)				
	ノルウエイ	3.000		3.600	37.152
15.04.01.02	鱈ノ肝油				
	ノルウエイ	48.036		48.036	500.400
	英	10.048		8.168	83.497
15.04.01.04	其他魚類ノ肝油				
	英	500		3.892	35.695
15.04.02	海城哺乳動物ノ油ノ脂肪	413.110		229.324	2.283.752
15.04.02.01	鯨 (零蝶)				
	独	200.000		101.291	990.330
	ノルウエイ	70.000		50.266	531.477
	南アト連邦	90.060		54.462	551.789
	南アト連邦	50.040		19.215	173.254
15.04.02.02	鯨ノ脂肪	3.000		4.054	36.555
	英	10		36	337

(continuação do Quadro XIV)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
16	<u>魚類 乾体甲殻類 7/10 E 食品</u>	2.812.942		5.223.438	55.372.204
16.04	<u>SALVIA 及び 代用品 合計 魚類 7 甲殻類</u>				
16.04.01	<u>魚類</u>	1.067.419		2.078.537	21.447.830
		1.016.786		1.962.055	20.116.662
		12		120	1.146
		12		90	1.039
		10.480		39.014	441.988
		705		2.267	21.048
		39.424		74.991	865.947
16.04.02	<u>魚類</u>	1.531.154		2.471.950	26.678.786
		10.612		19.800	197.301
		28.512		60.000	640.022
		1.487.230		2.382.900	25.746.882
		4.800		9.250	94.581
16.04.03	<u>魚類</u>	4.235		7.219	74.101
		3.312		2.100	22.269
		922		5.096	51.625
		1		23	207
16.04.04	<u>魚類</u>	62.814		102.943	1.146.132

(continuação do Quadro XIV)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
16.04.05	Argentina	31.164		41.017	450.264
	Portugal	29.459		57.650	654.106
	Reino Unido	416		788	7.985
	Suécia	5		30	271
	URSS	1.020		2.000	18.034
	Venezuela	750		1.458	15.461
	Preparações e conservas de anchova	72.950		313.141	3.376.282
	Argentina	69.581		295.996	3.181.602
	Chile	40		220	2.249
	Itália	487		3.019	28.635
16.04.06	Portugal	2.604		13.240	145.286
	Reino Unido	234		635	18.230
	Suécia	4		31	280
	Preparações e conservas de arenque	544		1.345	13.762
	Reino Unido	536		1.288	13.248
16.04.07	Rep. Sul Africana	8		57	514
	Preparações e conservas de caviar e seus sucedâneos	2.210		32.031	345.885
	Alemanha Ocidental	683		6.271	70.003
	Normeçya	342		1.017	10.785
	Reino Unido	454		10.374	118.498
16.04.08	Suécia	500		1.369	13.675
	URSS	231		13.000	132.924

(continuação do Quadro XIV)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
16.04.99	Outras preparações e conservas de peixes 其他	38.183		44.984	470.952
	Argentina	72		211	2.311
	Canadá	30.287		24.460	250.619
	França	31		67	604
	Japão	61		165	1.905
	Portugal	1.848		6.550	59.062
	Reino Unido	386		1.850	20.204
	Uruguai	4.950		9.801	115.306
	Venezuela	548		1.880	20.941
16.05	カニ又は缶詰軟体甲殻類				
16.05.01	Camarões, em preparação ou conservas 正 F 類	8.656		17.495	184.212
	Chilo	7.691		14.330	151.907
	Guiana	877		2.650	26.990
	Reino Unido	88		515	5.315
16.05.02	Lagostas, em preparação ou conservas 正 I E 類	166		2.287	24.886
	Reino Unido	166		2.287	24.886
16.05.03	Ostras em preparação ou conservas 其他	47		171	1.974
	Japão	47		171	1.974
16.05.04	Curruqueijos em preparação ou conservas 正 類	365		2.131	22.553
	Reino Unido	365		2.131	22.553

(continuação do Quadro XIV)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
16.05.06	<u>Mexilhões, em preparação ou conservas</u> Argentina Reino Unido Uruguai	6.537 5.876 31 630		23.549 21.900 135 1.514	255.975 236.770 1.393 17.812
16.05.99	<u>Outros crustáceos e moluscos em preparação ou conservas</u> 其他 Chile Portugal Reino Unido Venezuela	17.662 15.690 360 408 1.204		125.655 117.133 865 4.897 2.760	1.329.485 1.241.770 9.413 47.560 30.742
23	<u>Produtos de aproveitamento de resíduos</u>	1.017.182		281.598	2.948.459
23.01	<u>Produtos de aproveitamento de resíduos</u> — 魚肉及び臓物製魚物、軟体甲殻類を粉末(家庭用): ナット粉				
23.01.01	<u>Farinhas e pós</u> : 粉 末 類	1.017.120		281.173	2.943.834
23.01.01.02	Farinha de peixe imprópria p/ alim. humana. Alemanha Ocidental Argentina Forn Uruguai	120 625.000 200.000 192.000		477 180.000 51.796 48.900	5.390 1.925.393 467.051 546.000
23.01.01.03	Farinha e pós de crustáceos e moluscos Alemanha Ocidental	62		425	4.625

(continuação do Quadro XIV)

TAB	CONCEITO	PAÍS DE DESTINO KG	PREÇO MÉDIO	DÓLAR FOB	CRUZEIROS
25	塊: 硫黄注, 石: 硫黄注: 五袋, 五斗.	4		46	415
25.25	天然硫黄, 硫黄注: 硫黄注, 硫黄注 (小斗(1斗) 棒状退水, 単に型上 入此左(右) ) : 25.25.				
25.25.02	天然又日加正海流 --- 1 7 " 7	4		46	415
		4		46	415

C. 魚類の輸出を増大する可能性。

漁業公社協会 (ANEPE - ASSOC. NAC. DAS EMP. DE PESCA) の専務理事 ANTONIO C. AZEVEDO SOBRÉ FILHO 氏は、1976年に魚類の輸出を増大させる可能性に就て、特筆すべき研究結果を発表して居るが、その中で、会社が魚類を輸出するに当つての問題点と、その解決策とを要約次の様に述べている。

1) 漁業部門の主な特性。

既に実績のあつて、既に輸出に対して続けて援助して行くと同時に、今迄輸出の対象とされなかつた品物に就て、輸出政策を確立することによって、輸出を増大させる事が出来た。主な輸出会社は、政府の税務特典の適用と金融面の援助次第では、今迄漁獲の対象とされなかつた多くの海産物が、漁獲されて、輸出される可能性があると述べている。

漁業部門の主な特性は、口際貿易の見地から次の様に要約出来る。

I.) ブラジルでとれる大部分の海産物に対して、外口の需要があり、供給が安定すれば、外口需要も増大する。

又ブラジルの会社は、外口の類似品と比較して、高品質の品物を作るための技術水準を保持して至つて居る。

II.) 企業として、漁業はまた、陸揚がされて居ない漁獲物に就て融資することとを余儀なくされる産業であるが、陸揚に於ても、漁獲物の販売に備へ、或いは、輸出に向ける為のストックを必要とする等の特性を保持して居る。他の一般企業に比べて、より多くの運転資金を必要とする産業である。

III.) 大統領令法 7221/67 の規制によつて、漁業会社を創設するのが容易となつたもの、創立後の営業面の指導が専ら視された。

漁業の開發は、国家経済の一環をなすものであるが、その發展には、会社の営業面を含む国家的援助を必要とする。魚類の輸出を増大させる為には、輸出奨励金を目的とした特別クレジットを供与する事によつて、輸出会社の運転資金面を援助すべきである。

IV.) 漁獲量を増や、地上遊休設備 (現在ブラジルには、魚の保冷加工に使用し得る未使用の施設が多い) を働かせる事によつて輸出を増大させる事が出来た。ブラジルは現在、総漁獲量の約 27% を輸出して居るに過ぎない。

V.) 現在のように、漁業の会社を除く大部分が、口内市場に頼つて居る。

- 輸出を拡大する為にとりべき主な措置として次項が考へられる。
- I. 実際に輸出能力のある会社に対して、ブラジル銀行貿易局 (CACEX) が金融的支持を与へ、それによって もっと輸出が出来る様にする。(生産力はあるが輸出経験がない様な場合)
- II. 特別な事由によって税関が割高となる場合、政府が工業製品税 (IP1) の支拂を免除すれば輸出を促す。

III. 魚類の缶詰に使用されるブリキ及びアルミ板に対する "DRAW-BACK" 制をもっと利用させ、缶詰の輸出業者が保証金を積立てるにても、それらの資材を輸入できる様にする。

## 20). 輸出を拡大する方法

次に輸出を拡大させるにはどんな方法をとつた方がいいかと就て、魚類毎に考察することとする。

### 2.1-エビ類

1966/74年間の統計資料によると、エビの輸出は1972年が最も多く 6,702,230 kg, US\$ 17,954,797 となつており、この量は現在の値段に見積ると US\$ 41,477,510 となる。73年に至つて輸出量が激減してゐるが之はブラジル南部海域の不漁に起因している。

北部海域の漁業がもっと発展し、南部海域の漁獲量が安定すれば年 10,000 トンを輸出することゝ無理でないと思はれるが、今の値段に換算すれば、US\$ 61,184,050 の外貨が得られる筈である。

中期的に見た外口市場は有望で、製氷の技術水準も他口のものに劣らなから、漁船団を増強して生産を増せば輸出量をも増大させる事が出来る。

### 2.2-イセエビ

現在のところ漁獲量が少ないのに輸出の増大は望む所ない。今年から繁殖期の漁獲を取締り等によつて、資源の保護に努めさせて輸出を促すことになっている。

イセエビは、年に 2,000 から 2,500 トンの生産量を維持する事が出来るとされてゐる。価格は上昇する傾向にある。輸出の大部分が北米に向けられてゐるが、北米の市場は

於ける需要は安定しており、急激な採り事は危うくない。

### 2.3. 魚類

現在ブラジルから輸出している魚類の主なものは、アマゾン河口でとれるピラムターバと、鮪(バルゴ)である。

ピラムターバは主として北米の南部地方向け輸出されて居るが販路は徐々に他の地域へも拡がりつつあり、ピラムターバの漁獲量は量に於ても販売高も今迄の最高だと言われているが更に新しく漁獲地域が見つければ、この予想を上廻る漁獲がある筈である。

統計資料に依ると、今迄に魚類の輸出量が一番多かったのは1972年で、南部地域殊にリオグランテ市の工業地帯からの輸出を含めて、77千トンに達して居る。

次にアルゼンチンとウルグアイの領海水域での操業が激減した為、リオグランテ市から魚類を輸出する可能性が激減することになり、同港を基地として口内船団が盛場けて居た鮮魚の供給を他口に頼らねばならぬ状態になって来た。この採り記で隣口海域にまたかつて生息するメルサ、コルビーナ其他の特産魚類の輪切り、ファイル、FISH-STEAK 其他の輸出はかかるには、ウルグアイ又はアルゼンチンと漁業協定を結ぶ事が必要となって来ている。

次いで、最近発令された SUDEBE 指令第19/76号の規制によって、BIG-EYE 種と YELLOW-FIN 種とを主とするマグロ(商標分類番号 03.01.03)の冷凍物の輸出が禁止された。鮪の主な輸出市場は日本で、漁獲と船内で即時処理条件によっては、1トン当りの値段が US\$4,000 に達することもある。1トン当りの平均値は US\$1,800 としている年に最低4000トンの漁獲があれば、年間に720万ドルの粗収入が得られる筈である。

### 2.4. 処理後の魚体の利用

魚類を加工する際に不要となる魚体は、今のところ殆んど利用されては居ない。イワシ、サバ、マグロ其他南部海域でとれる魚類を加工する時に捨てられて居る魚体の利用方法如何では、北米やヨーロッパ共同市場を大量に輸出する事が出来る。

之等魚体残部で作られる PET-FOOD と呼ばれる製品の原料は豊富だが、工業製品税(16%)の負担を通じて、漁業協力の行はれれば、消費市場を開拓維持する事が出来ると思われる。吾々の取得したインフォメーションによれば、北米における PET-FOOD 需要は年に4億ドルに達している。

## 2.5- 軟体魚介

アルゼンチンは5年前迄、年間15,000トンのSCALLOPS (ホアテ貝)を口際市場に供給して居たが地減事情からその供給が急激に減少した。以降ブラジル口内で採集が注目される。この事情からSCALLOPS採集を奨励する事は時宜と得たもので、この輸出に対して税制恩恵制を適用し、輸出市場を保持できれば、年に500万ドルの外貨を獲得する事が出来る。

## 2.6- 金詰

イワシ金詰の生産量は1974年の概算で70,000トン、4億と成り、その輸出市場は未開拓状態と成り、

外口市場を対象として見ると、最近にSUDENE指令第19/76号が発令され、その中で、マグロ漁業の為の備船条件が決定されてから、マグロの金詰の輸出が最も有望な輸出分野として注目される様になった。

尚、イワシの金詰の輸出目標を全生産量の10%とし、74年の生産商から輸出額を算出すると、

金詰	箱数	一箱値段	輸出額 usd.
4000万	40万	usd 18	7,200,000

と成るものである。

上述の19/76号指令が実施されて、金詰の輸出が注目される。輸出額は急激に上昇することになる。

現在ブラジルでは約500万ドルにのぼるマグロの金詰を輸入して居るが、1977年以降、備船契約によって漁獲されるマグロの内、金詰の原料となる量は少なめに、年に6,000トンと予想されている。之を基礎にして、キロ当りの輸出価格はusd 3.0とすれば、年に1,800万ドルの輸出が見込めることになる。技術者によってはマグロの産出量を30,000トンと予想して居るから、水揚量次第では輸出額も数倍と成るわけである。

イワシ、マグロの外に、エビ、イカ、タコ、カニ(シロイシ)肉、サバ等も金詰にされる。之等、魚肉は良い値段で売れる。原料も豊富であるが、市場の開拓がむづかしいとされて、この種金詰を年に1,000万ドル値輸出する事は不可能でなく、此の金額は、世界の此種金詰の輸出量に匹敵し、とるに足らない程の額である。

3° 魚類と輸出は實際的の可能性。

次に今迄述べて来た調査と、輸出会社から取得した情報とにより、実際的にとれた魚類と輸出出来る可能性が、右一表にまとめると次表の通りとなる。

表XV - 潜在力と生産能力とを基礎とした近い将来の魚類の輸出予想表

魚介別	商品分類番号	重量1,000kg	輸出額 US\$	平均値 US\$/K.
<u>甲殻軟体類</u>				
エビ	03.03.01.01	10,000	61,840,000	6,184
イセエビ	03.03.01.02	2,000	25,000,000	12,000
其他 (Scallops)		-	5,000,000	-
小計			91,840,000	
<u>魚類</u>				
Piramutaba & Red-snapper	03.01.03	12,000	15,600,000	1,300
マグロ	03.01.03	4,000	7,200,000	1,800
軟体類	03.03	1,000	5,000,000	-
其他		-	1,000,000	-
			28,800,000	
<u>魚鱈類</u>				
イワシ		-	7,200,000	-
マグロ類		6,000	18,000,000	3,000
其他		500	2,500,000	5,000
			27,700,000	
<u>処理残の魚体利用</u>				
(pet-food)		8,000	4,000,000	0,500
<u>其他</u>				
海藻類		-	1,000,000	-
TOTAL .....			153,340,000	

出所: ANGE 専務理事 Antonio C. Levedo Sodré 氏  
魚類輸出取扱会社。

### 1.3.5. - 魚類の販売経路.

#### I. 概要.

魚類の販売は、それぞれが処理形態の異なる次の三種に分類され、その間の販売経路もそれぞれに就いて分析考察する必要がある。

- 鮮魚
- 急冷凍魚 (冷凍魚) 及び
- 缶詰 並びに単なる 塩もろ。

#### A. 鮮魚 (冷却魚)

鮮魚の販売が円滑に実施されて居ない理由は、漁港の下部構造の不備があげられる。魚類の陸揚げ条件が不十分と漁船内の衛生管理にも大きな悪影響をもたらす。従って漁夫が去る程に「セツかく良質の魚類を獲つて、漁港のきれいな水で洗はれて陸揚げされる人では漁も旨い」と去る程で、船内の衛生的保蔵もおにたり勝ちとなり、この様な事情が直れば売値にも影響することになる。

漁港の下部構造の不備にもとづいてもたらされる悪条件による陸揚げ魚類総量の30%から35%の損害があると去られており、即ちその損害は他種の魚類に転化されて一般に消費される魚類がその分だけ高くなるばかりでなく、消費者に衛生的見地から不信を与えることとなるのである。

又以上の述べた原因の外に、仲介業者の過度の介入によって、全般的に見て、漁民は適正な販売額を入手していない。これは理想的な販売システムと、配給機構が確立されて居ないからで、SUDEBEと農務省当局も、この分野ではまだ同一問題を解決するに至っていない。

此の様な事情にもとづいて ANEPE、船主及び漁民一般の要望もあり、SUDEBEでは、問題を早急に解決する必要に迫られ、その第一として次の如き漁業ターミナル建設プログラムを樹立した。

#### A.1. - 漁業ターミナル.

##### A.1.1. - 現 状.

前述の通り、ターミナル又は漁港は、漁獲と、その販売過程に極めて重要な下部構造である。此の下部構造は生産者と消費者との結びつきの役割を果すもので、魚類供給の合理的にはこの下部構造条件を改善して達成される。此の事は漁業の関心を寄せている世界各口が多数のターミナル機構とその口内の各所に設置して居る事実に上りて証明される。FAO 及び先進諸口でもその基本的な下部構造の整備に著しき注目を注いでいる。

此の如くして、ブラジルの現状を見ると、漁業部内の

発展に不可欠な諸条件を完全に備えていない少数の荷受所 (ENTREPOT) が散在しているに過ぎない。  
 之等 エントレポスは、主として零細漁業地域に所在し、製氷所、塩漬設備及び燃料油の配給所から成っており、一般に規模が小さい上に技術面でも遅れており、その為余分な人件費が必らず、経済的でないといわれている。

此の概を現状に鑑み、政府では漁船団の作業と、魚獲の販売を合理化する目的で、積荷、荷揚、冷蔵及び保管システムを遂行するには必らず適切とする下部構造を建設することになって居るが、之等のタミルは、技術的、経済的並びに社会地域的の見地から、次の順序で建設されることになって居る。

a) 第一次的の建設予定地。

- マナウス (アマゾン州)
- ベレン (パラ州)
- ニテロイ (リオデジャネイロ州)
- サントス (サンパウロ州) 及び
- イタジヤイ (サンタカタリーナ州)

b) 第二次的の建設予定地。

- ピトリア (エスピリトサント州)
- カーボ、フレイ (リオデジャネイロ州)
- マカパ (アマパ直轄区)

第三次漁業開発プラン (PND3) に基づいて、1974年以降、ベレン及びイタジヤイの両漁業タミルの建設プロジェクトを成す為の準備が初められて居り、イタジヤイのタミル建設には南部地域開発庁、州政府、同市役所並びに南部地域開発銀行 (BRDES) が積極的に参加している。

又サントスと、ニテロイのタミルの建設は BID/FAO/SURF 合同プロジェクトに含まれて居る。

1.1.2. - 基本的下部構造の定義

漁獲とその販売過程を合理化する為には必らず基本的下部構造は、技術的及び管理的な立場から次の様に定義される。

- a) 漁港 は、漁業用の積荷、荷揚、及び補足的建物を有する下部構造で、倉庫、冷蔵システムの有無を問はず。
- b) 漁業タミル は、積荷、荷揚、用、船修理所、倉庫、冷蔵システム、積荷用の炭酸設備及び其の補足的

建物(ターミナルの管理及び魚類の販売施設を含む)から構成される下部構造である。

c) 漁業用総合施設 は、漁港、ターミナル、魚類を工業化するの一連の工場及び魚類を販売する為の補助的を建物とから構成される。

d) 荷受所(ENTREPOT) は、その利用目的と、場所とによって規模が次の様に異なる。

- 魚類を短期間保蔵する為の、漁獲乃至は漁揚地減のエンブレポストは、小舟を船付場又は岸壁、製氷所、冷蔵室及び管理用の建物から構成される。

- 直接消費に向けられる魚類を貯蔵する目的を以て販売地域のエントレポスト。

之等エントレポストは通常大消費地に所在している。

### 1.1.3. 漁業ターミナル建設プログラムの基本的目的。

漁業用ターミナルは基本的に次の役割を果す。

1. - 初歩的及び企業的の一般漁業の発展に必要と、積荷荷揚等、適當な貯蔵と冷蔵システム等の下部構造を提供する。
2. - 消費者に対して衛生的な鮮魚を安定した値段で提供し販売過程を容易にする。
3. - 魚類一般、及びターミナル所在地域に害を及ぼす水の汚染を防ぐ。
4. - 漁民の収入を増進し、漁業の地域的振興に寄与する。

### 1.1.4. 下部構造の建設プログラムとその数

現在下部構造の建設が予定されて居るものとその進行度によって分類すると次の通りである。

	(数)
漁業ターミナルを建設する為の可能性と、プロジェクトの作成を研究中のもの	4
漁業ターミナルの建設が既に始められたもの。	3
エンブレポストを建設する為の施工プロジェクトを作成中のもの	2
エンブレポストを漁業地域に建設中のもの	2

### 1.1.5. その建設が一次的に優先されて居る漁業ターミナル

#### 1.1.5.1. ブレイン漁業ターミナル建設プロジェクト

予備的研究と施工プロジェクトの原案は既に出来上っている。1970年には最終的プロジェクトが作成されて、ターミナルの建設工事が始められた。

場所-パラ州ベレン市 CEASA 隣接地。

工事目標-工事は三期に分けて進められる。

第一期工事は、年に 40,000 トンの荷揚量と目標とした規模のものであるが、第二期工事が完了すれば

年に 100,000 トンの荷揚量と処理することになる。来、総合的施設としての機能を果たすことになる。

尚工事は SUDEBE の責任で施工されて居る。

#### A. 1.5.2. - マナウス漁業ターミナルの建設プロジェクト。

1976年に予備的研究、プロジェクト原案、及び施工プロジェクトが作成され、今年にでもターミナルの建設工事が初められる。規模は年に 12,000 トンの荷揚量と目標としたものである。マナウスターミナルの建設には、SUDEBEの外に、マナウス自由港庁(SUFRAMA)、市役所、州政府、其他の関連機関が参加して居る。

建設場所には BR-319 国道の左側に位置するリオネグロ河の流域と、CEASA の隣接地、とが予定されている。

#### A. 1.5.3. - イタジヤイ漁業ターミナルの建設プロジェクト。

予備的研究と施工プロジェクト原案は既に作成済みとなっていたが 1976年には最終的のプロジェクトが完成し、今年中には工事が初められることになっている。

このターミナルの建設には、SUDEBE の外に、南部地域開発庁(SUDESUL)、州政府、市役所、及びブラジル港湾公社(PORTOBRAS) が積極的に参加している。

第一期工事は、年に 40,000 トンの荷揚量と目標としたターミナルの建設が予定されている。

建設場所-パラ州イタジヤイ市。

#### A. 1.5.4. - ニテロイ漁業ターミナルの建設プロジェクト。

建設場所-リオデジャネイロ州グアバラ湾ニテロイ市。

此のターミナルの建設は、FAO / BID / SUDEBE 共同プロジェクトに含まれて居り、1977年に工事が初められることになっている。

ブラジル倉庫公社(CIBRAZEM)では既に予備調査と施工プロジェクトを作成済みであるが、経済的、財務的を理由からこのプロジェクトの施工を同じ FAO / BID / SUDEBE 共同プロジェクトに含まれている別のターミナルの建設プロジェクトと取換へる可能性も研究されている。

ニテロイターミナルの建設プロジェクトは、年に 60,000 トンの荷揚量と目標とした規模のものである。

#### A.1.5.5 - サントス 漁業ターミナル

建設場所 - サンパウロ州サントス市。

此のターミナル建設プロジェクトは、FAO/BID/SUDEPE 共同プロジェクトに含まれており、建設には、州政府と初め、関連公共機関が参加するといっている。

施工プロジェクトは既に1976年に作成され1977年には建設工事が初められることになっている。

尚荷揚量目標を年に50,000トンとした規模のプロジェクトが予定されて居る。

#### A.1.5.6 - 荷受所 (インレポスト)

ブレシ (パラ州) の漁業ターミナル建設によって恩恵を受ける地域内に、ニケ所のインレポストの建設が予定されて居る。予定地は マラジョ島の SOURE と ARARÍ との両地である。之等ニケ所が選定されたのは、社会、経済的の見地からで零細漁民一般が直面している最大の向題である運搬と冷蔵設備の不足にまつく大量の漁獲物の腐敗を防ぐことと目的としたものである。

SOURE のインレポストの建設プロジェクトは既に作成されて居り、建設工事は1977年に施工される筈で、ARARÍ の建設プロジェクトは近いうちに作られ、工事は1977年に初められることになっている。

#### A.1.6 - 第二次的に建設が予定されている 漁業ターミナル

年に23,000トンの荷揚量と目標として、州政府がその建設の実現に努めているイソリチキント州ビチア港の漁業ターミナルを除いた他の第二次的漁業ターミナルの建設は、現在 SUDEPE でそれらに就ての予備調査をしている段階にある。

上記に反して、マナカター州ラグーナ港の漁業ターミナルの建設は、南部地域開発庁とブラジル港湾公社 (PORTOBRS) との協定に基づいて、後者によって実施されており、工事は進んでいる。このターミナルは年の荷揚量を20,000トンとした規模で建設されることになっている。

## B) 急冷凍魚(冷凍魚)

急冷凍乃至は冷凍魚の生産地から消費地へ向けての輸送は近き便利になって来たが、未だに輸送技術上の問題が解決されないままとなって居る。

温度を零下15℃から18℃に保持することは、運送業者にその設備がなければ至つた事ではないが、此種のトラックは莫大な設備費と維持費を必要とする。又鉄道にしては沿岸航路にしても適当な冷凍室が設備されて居ないばかりか、貨車或いは船倉への積卸の作業費の為に商魚の原価を高いものにする。

こうした問題を解決すべく、数社では、自社勘定で冷凍トラックを用意して運搬して見たもの、生産量が冷却魚に比べて少ない上に、他の荷物と積み合せの事を出来ないので、かえって非経済的となってしまった。

## C) 缶詰類、及び単なる塩もの類。

此の種の魚類鮮魚は腐敗防止から配給上の困難はない、従つて冷却魚乃至は冷凍魚の場合に見られる様な特殊の配慮も必要でなく運搬も果て販売に当たって、特別な機構を必要とせず、代理人、スーパーマーケット、食糧店等其他を通じて、口内乃至は外で売れ易いことが出来る。

## Ⅱ. サンパウロ州における魚類の販売機構.

大サンパウロ地域<sup>の</sup>魚類<sup>の</sup>販売は、基本的に次の販売機構によって行はれてゐる。

- 自由市(フェラ、リブレ)
- 鮮魚小売店
- 独立販売人 及び
- スーパーマーケット。

### α) フェラ、リブレ

フェラ、リブレは市役所の配給局、乃至はそれに代る機関によって統制された移動出来る自由市である。

1970年の調べでは、サンパウロ市管轄地域に375のフェラ、リブレが所在し、フェラ内の835ヶ所で鮮魚が売られて居た。

1977年の市管轄内のフェラ数は約550と見られており(73年以降の集数は発表されてゐない) サント・アンドレ、サン・バルド、及びサン・カタリナ・ド・スール(ABC)地域のフェラ数は約50とされてゐる。

又、州内全体のフェラ、リブレ数は約700と見られてゐる。

フェラの小売量は現在のところ鮮魚冷却魚の48%、冷凍魚類全体の1%と概算されてゐる。

フェラ、リブレは日曜を除く火曜から日曜迄の6日間、早朝から正午迄(小売時間)指定地で開かれる。

### β) 鮮魚小売店.

鮮魚の小売は専らとす者の中には、レストラン、ホテル、工場、学校病院等への供給を併業してゐる店もある。

市営市場、地区市場或いは、ショッピングセンター内の小売店とす此の中に含めると、之等全体で全消費量の約20%を売り捌いてゐる。

1970年におけるサンパウロ市内の鮮魚店数は、市役所配給局によると、181であつたが、1977年には、その数は145に減じてゐる。又、ABC三市(サント・アンドレ、サン・バルド、サン・カタリナ・ド・スール)には、現在合計5つの鮮魚店がある。

### γ) 独立販売人

独立販売人は俗に“マレイロ”と呼ばれる移動小売業者である。彼等は向來も魚類を手押車或いは小箱に入れて戸別訪問して売捌く業者で、中には決つた地区を、インテルミコに集り入水して売す者もゐる。

1970年にはサンパウロ市管内に400人の独立販売人がゐるが、現在では約250人と推定されてゐる。

又上述の如く数の上では減少してゐるが之等商人の販売範囲は拡大されてあり販売量も全量の約12%と成つてゐる。

独立販売人の不利を真は、魚類の供給量と値段が常に不安定なことで、供給量が少く従つて卸し値の高い時は、彼等は魚類を扱はず、他物と販売してゐる。

#### d) スーパーマーケット

スーパーマーケットでは現在冷凍魚類が主として販売されてゐるが缶詰、塩もろ、燻製魚及び、鮮魚類等も場所によつてとり扱はれてゐる。

冷凍魚類の生産業者とのインタビューを総合すると、全冷凍魚類の10%から15%がスーパーマーケットで消費され残りの85%が直接市場へ向けられるが、指定卸売商を通じて、市場の消費に当てられてゐる。

又スーパーマーケットの鮮魚販売量は、月によつては、全体の5%から10%にも達するが平均して約6.2%とされてゐる。

尚之専鮮魚の95%が

エルドラード、ポシデアスカム、ヤオハン、ペグバック、

モリタ、スベルボーン、

各スーパーで売られてゐる。

缶詰類、塩もろ、燻製魚は、どの位此等スーパーマーケットで売られてゐるかに對してデータはない。

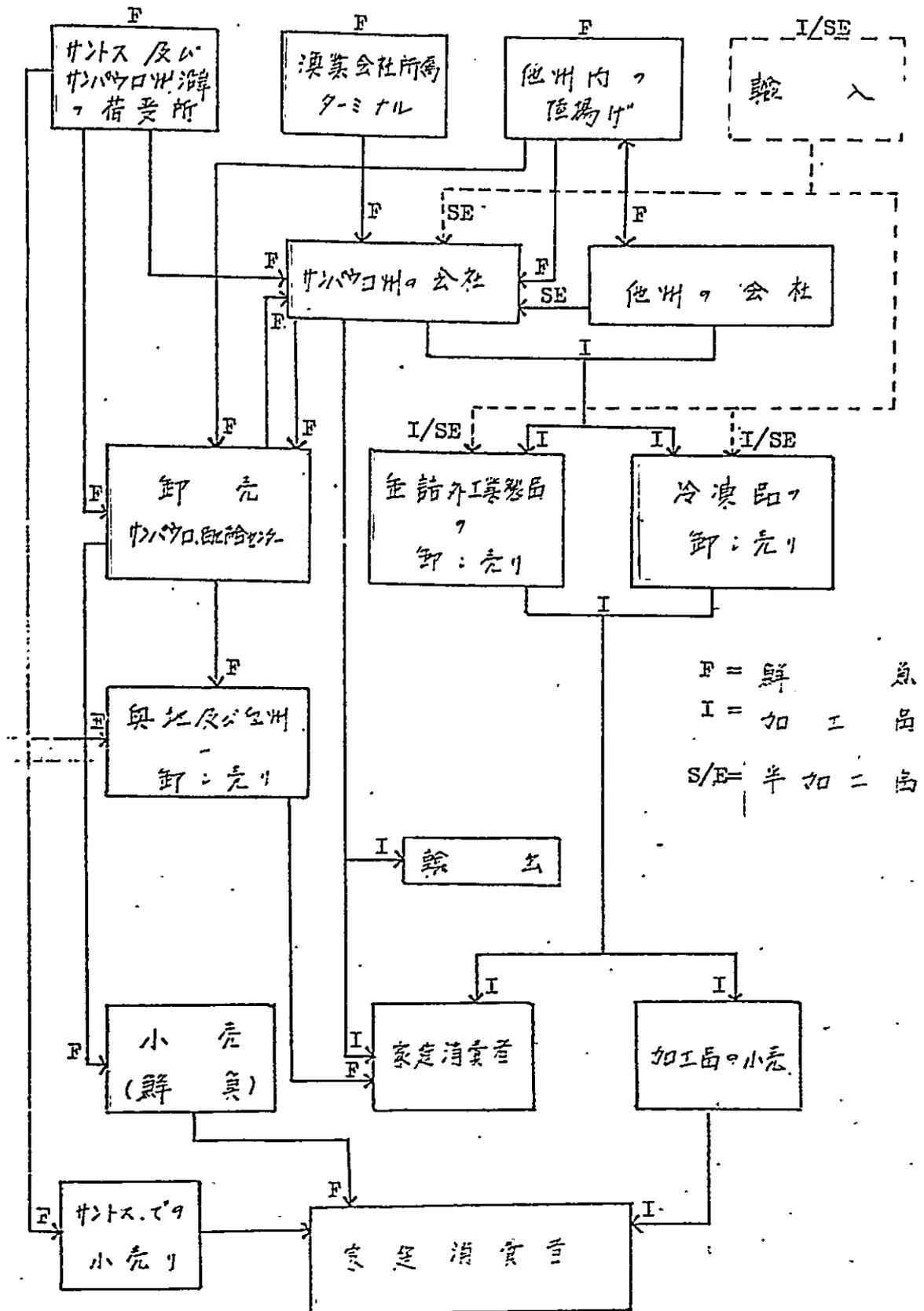
又冷凍魚のすべてが“FREEZER”で売られており、市内、州内の何れも冷凍魚取扱店が之を備へてゐる。

・カンパウロ州全体のスーパーマーケット数は、約2000で、カンパウロ市に於ては、700のスーパーが所在する。

e) 次表はカンパウロ州における魚類の販売機構を一覧図としたものである。

e) - Fluxograma da Estrutura da Distribuição

千葉県における魚類販売機構図



次に魚類の販売網と、それら各々の所在数と、下表で示す  
 こととする。

表3. サンパウロ市及びABC地域魚類の販売量。

販売機構名	数		比 率 (%)	
	1970	1977	1970	1977 (2)
フェア、リブレ	375	550	57,5	49,0
独立販売人	400	300(1)	12,2	12,0
鮮魚小売店	181	150	29,6	24,0
スーパーマーケット	145	700	,7	15,0
計	1.101	1.700	100,0	100,0

Nota: (1), (2) = 推定数

名 所: | サンパウロ市役所配給局。  
 | サンパウロ州 魚類卸売業者協会。  
 | ブラジル スーパーマーケット協会。  
 | サンパウロ州 フェア小売業者シンジケート。

1977年に独立販売人の数が1970年と比べて減っているに  
 拘わらず販売量が増えているのは、この4年間に一般大衆向  
 きの安価な魚類の供給量が増えたから外をうなはし  
 されていいる。

Ⅲ 地域的に見た魚類の販売

a) 冷却魚類

サンパウロ市にある官民合同 CEAGESP (食糧配給センター) は、ブラジル最大の冷却魚の販売所である。

販売は登録されて113の24の「委託」会社によって行はれており、そのうち3社のみが「卸」売として113。

次表の34表は、74、77両年における冷却魚の販売比率を先行先州別に示したものである。

表34表

CEAGESPの冷却魚(卸)販売比率

各州名	%	
	1974	1977(1)
Rio Grande do Sul	0,01	0,01
Santa Catarina	0,25	0,25
Paraná	0,23	0,35
São Paulo	96,60	96,47
Rio de Janeiro	1,16	2,00
Espirito Santo	0,04	0,04
Minas Geraes	0,31	0,33
Rhio	0,33	0,32
Sergipe	0,05	0,03
Pernambuco	0,04	0,04
Goias/Dist. Federal	0,90	1,10
Territorios	0,08	0,06
Total ....	100,00	100,00

Nota : (1) 推定

出所: SUDEPE

サンパウロ州農牧組合連合会  
生産部

卸売しているのは、Tavares & Cia. Ltda., Frigorifico Jahu Ltda., 及び Ind. e Comercio de Peixes Cananéia の三社で、内 Tavares社は州内各地に専門に活動しており、本誌に「カピナス」を置いている。又卸売りの量は CEAGESP の販売全量の8%から10%で、残りは委託販売されている。

1975年には CEAGESP で販売された魚類の総量は、57,823,404kgであった。(表35表)

表 35 CEAGESP の冷却魚類(魚形)販売量 -1976

魚 種	kg	%
イワシ	18,222.180	31.5
軟体甲殻類		
ロ-サ"種大E上"	793.470	
中 E上"	853.488	
エテバルバ"種小E上"	1,289.782	
其 他	917.351	6.67
パスカ-グ 類	9,072.830	15.69
フカ 類	3,899.585	6.74
魚 類 - 総	19,514.940	33.76
淡水魚 類	3,262.868	5.64
TOTAL	57,826.494	100.00

出 所: CEAGESP- 統計課

サンパウロ州の奥地では前述のロバリス社が鮮魚の販売市場を牛耳っており、その取扱量と比率を示すと、海産魚全量の40%、淡水魚の60%と卸売りにしている。尚海産魚40%の内15%はイワシとサバで残りの25%が他種の魚類やエビ類、其他となっている。(フカ類・8%、コエツテ・5%、パスカ-グ類・5%、其他・7%)。

淡水魚60%の内訳は、ピョタ-ド-22.64%、マイヨツテ-11.32%、クリンバ-7-11.32%、ドラー-ジ-4.53%、マシチ-2.26%、シヤウ-2.26%、ランバ-2.26%、其他3.41%となっている。

次表を XVI 表は、1971年から1975年迄の5年間に、CEAGESP  
で最も金値の安かった月と魚種別に示したものである。

XVI 表

CEAGESP 卸市場における 1971/75年間の  
魚種別最低値月一覽表

海産魚介の部

X - 最低値の月

PRODUTO	EMBALAGEM DE MERCADO	月 別											
		J 1	F 2	M 3	A 4	M 5	J 6	J 7	A 8	S 9	O 10	N 11	D 12
ANJO	Kg.	X				X	X					X	X
ATUM 鯖	Kg.	X	X				X	X	X				
BACALHAU 鱈(小)	Kg.						X	X	X	X			
BADEJO	Kg.						X	X					
BAGRE DO MAR 海産マス	Kg.	X	X	X							X	X	X
BETARA	Kg.	X				X	X						X
BONITO 鯧	Kg.	X	X	X	X								X
CAÇÃO フカ	Kg.	X	X			X						X	X
CAÇONETE "(小)	Kg.	X	X			X	X					X	X
CAMARÃO ROSA 大エビ	Kg.			X	X	X	X	X	X	X			
CAMARÃO MÉDIO 中エビ	Kg.		X	X	X	X	X						
CAMARÃO 7 BARBAS 小エビ	Kg.			X	X	X	X	X	X				
CARANGUEJO 蟹	Kg.	X	X	X									
CARAPAU 鱈	Kg.	X	X										
CAVALA フクラ	Kg.	X	X										
CAVALINHA フハ	Kg.	X	X		X	X	X	X	X	X			
CORVINA	Kg.	X							X	X	X	X	X
ENCHOVAS	Kg.							X	X	X	X		
ESPADA 太刀魚	Kg.	X	X	X	X								X
GALO	Kg.	X	X	X									X
GAROUPA (骨魚)	Kg.			X	X	X	X						
LAGOSTA 枝エビ	Kg.		X	X	X	X	X						

(continuação do Quadro XVI)

PRODUTO	EMBALAGEM DE MERCADO	M													
		J 1	F 2	M 3	A 4	M 5	J 6	J 7	A 8	S 9	O 10	N 11	D 12		
LINGUADO	ヒラキ	Kg.	X	X	X	X									
LULA	イカ	Kg.	X	X	X	X	X								
MANJUEA		Kg.	X	X	X								X	X	
MARIA MOLE		Kg.							X	X	X	X			
MARISCO	貝	Kg.	X	X	X	X		X	X	X					X
MACHOTE		Kg.	X	X			X	X					X	X	
MEKA		Kg.	X	X	X	X			X	X	X	X			X
MERLUZA		Kg.				X	X	X	X	X					
MISTURA	雑小魚	Kg.	X	X	X							X	X	X	
NAMORADO		Kg.	X	X	X	X							X	X	
OSTRA	かき	Kg.	X			X	X	X							
OLHETE	フナ	Kg.			X	X						X	X	X	
OLHO DE BOI		Kg.				X	X	X							
PARATI		Kg.	X	X	X								X	X	
PARGO	魚圓	Kg.		X	X		X	X	X	X	X				
PESCADA AMARELA	(黄ハサキ)	Kg.	X										X	X	
PESCADA BRANCA	(白 "	Kg.	X	X	X		X	X							X
PESCADA CAMBUCU	(カンパ)	Kg.	X	X	X										
PESCADA GRANDE	(大ハサキ)	Kg.	X	X					X	X					X
PESCADA MÉDIA	(中 "	Kg.	X	X				X	X	X	X				
PESCADA PEQUENA	(小 "	Kg.	X	X	X				X	X	X				
POLVO	タコ	Kg.			X	X	X	X	X	X	X				
RÃ		Kg.	X	X		X	X								
RAIA	赤エイ	Kg.	X	X	X		X	X					X	X	
ROBALO		Kg.	X	X	X										
SARDINHA	イワシ	Kg.				X	X	X			X	X	X		
SERRA	シマ	Kg.	X	X	X	X	X								X
SIRI	カニ(シラ)	Kg.	X	X	X	X							X	X	
TAINHA	ホラ	Kg.			X	X	X	X							
TORTINHA		Kg.	X	X				X	X	X					X
TRILHA		Kg.	X	X	X				X	X					X
VIOLA		Kg.	X	X				X	X						X
XERELETE	カタジ	Kg.	X	X	X				X	X					X
XIXARRO	"	Kg.	X	X				X	X		X	X	X		

淡水産魚類の旬

X - 最低値の月

目 別

PRODUTO	EMBALAGEM DE MERCADO	J	F	M	A	M	J	J	A	S	O	N	D
BAGRE	Kg.	X										X	X
BIRU	Kg.				X	X		X	X				
CARÁ	Kg.	X		X	X	X	X					X	X
CASCUDO	Kg.				X	X		X	X				X
CORIMBATÁ	Kg.	X	X	X							X	X	X
DOURADO	Kg.	X	X	X								X	X
JACI	Kg.	X			X	X	X						
JUNDIÁ	Kg.	X	X	X		X	X				X	X	X
LAMBARI	Kg.	X	X	X		X	X	X					X
MANDI	Kg.	X	X			X	X	X					X
MISTURA	Kg.	X	X	X			X				X	X	X
PIAVA	Kg.	X	X	X									X
PINTADO	Kg.	X	X	X		X	X					X	X
SAGUIRÚ	Kg.	X	X	X	X	X				X	X	X	X
TRAÍRA	Kg.	X	X	X		X	X	X	X				

## 6) 冷凍魚介.

魚類を工業製品とするには色々な方法があるが、その種類が多い中で冷凍品が目立っている。

1974年の SUDEBE データによるとサンパウロ州は冷凍魚介の最大消費州で、全量の41%を消費している。サンパウロに次いで多いのはミナス州で28.6%、セルジッペ、バイア州及び連邦区がそれぞれ11.9%、9.1%、4.6%で残りの4.8%が其他の州で消費されている。

製造会社、組合筋の確報によれば、ミナス、バイア、ペルナンブコ並びに連邦諸州の冷凍品の消費は確実にアップしており、77年には可成りの消費が期待されている、とのことである。

又サンパウロ州の卸業筋では淡水魚類の冷凍品の消費が特にバイアとペルナンブコの両州で増えたとの楽観的を見通しを述べている。

サンパウロ市で売られる冷凍魚類全量の84%が製造業者自身によって直接代理人又は卸業を通じて売場かれており、スーパーマーケットと鮮魚小売店を通じて売られる量がそれぞれ12%と4%となっている。

## 7) 塩もの、と 燻製品.

塩もの、と 燻製品は、既に述べたように口祭水準に達し、販売量は他に比べて少ない。

之等製品最大の消費州はサンパウロで、全生産量の86.38%を消費している。残りの13.62%が

ペルナンブコ州(7.8%)

パライバ州(1.83%) アラゴアス州(1.58%) セルジッペ州

(1.18%) 其他(1.23%)

の諸州で消費されている。

之等の販売は製造業者自身で、又は代理人を通じて行はれて居る。尚 燻製品は外口製品が身内業者によって輸入されているが、内口製品は至って少なく、まれにスーパーマーケットで売られる程度である。

## 8) 缶詰類.

1974年度のサンパウロ州の缶詰の売上量は、次表を36表の通り、200千円で62,853,000個であった。

(遺憾ながら75/76年のデータは見当りない。)

表 36

サンパウロ州で生産された缶詰の種類と  
その州別売上量 (1974年)

ESTADOS 州	味 付 別 (単位 1,000 缶)					TOTAL
	食料油	カレー油	トマト	アジバ油	バター	
RS リオグランデ	1.537	3	402	5	5	1.952
SC サンカタリーナ	1.607	4	432	1	5	2.049
PR パラナ	1.292	7	379	4	-	1.682
SP サンパウロ	12.766	252	4.250	276	92	17.636
RJ リオデジネーロ	3.546	17	963	6	4	4.536
ES エスピリトサント	7	-	3	-	-	10
MG ミナスジェライス	65	4	47	4	-	120
BA バイア	11	-	7	-	-	18
SE セルジッペ	4	-	1	-	-	5
AL アラゴアス	3	-	2	-	-	5
PE ペルナムブコ	3.449	-	895	-	-	4.344
PB パライバ	4	-	1	-	-	5
RN リオグランデ	3	-	2	-	-	5
CE セアラ	6.232	-	1.620	-	-	7.852
PI ピアウイ	3.800	-	984	-	-	4.784
MA マラニョン	3	-	1	-	-	4
GO/DFゴヤス連邦州	26	1	12	-	-	39
PA パラ	4.093	2	1.066	-	-	5.161
AMアマゾンナス	40	-	25	-	-	65
MTマトグロソ	49	-	21	-	-	70
Esportação輸出	9.870	-	2.545	-	96	12.511
T O T A L	48.407	290	13.658	296	202	62.853

前章で述べた様に（ワシ）缶詰工業は急激に発展している  
現状にあり、1977年には更に困難が予想される。(表 36 参照)

## 聖週間(セマナ・サンタ)と魚類

カソリック教口であるブラジルでは、伝統的にセマナ・サンタと復活祭と宗教記念日としてゐる。

この聖週間と殊に木曜と金曜の二日間には牛肉、豚肉其他の畜肉類を食卓から遠ざける習慣があるので、この両日には一斗缶最も多量の魚類が消費されて居る。

サンパウロ州の漁業協会では毎年 SUNAB (内口食糧供給会) サンパウロ地域事務所で行はれる公議に代表を送り、SUNAB 先にこの週内に実施されるべき魚類の卸しと小売の最高と最低値とを提示してゐる。

SUNAB では実状を調査した上で公定値を決定し広告すると同時に公定値の施行期間中、その値段が守られてゐるかどうかが監督して業者の違背行為を防ぎ消費の円滑を促してゐる。

1977年の聖週間魚類公定値段は例年にならうて、現在の魚類の市場価格の平均を基準として決定された。

次表は SUNAB 指令第 10/77 号によつて決定公表された 1977年のセマナ・サンタ中の魚類の最高公定値段表で、4月4日から4月13日の8日間実施された。(セマナ・サンタ期間は77年によつて異なる)

備考: 高級魚類と考へられてゐるローザ種大型イビ、イセエビ、及びヒラメ、サ、魚の切身、アヒル並びに、イカ加工品は公定値から外された。

公定値段は最高値を示すもので、消費者はこの発表値段以内で魚物を求めることとなる。

### 聖週間の公定値について

カンパウ州漁業協会の理事長によれば「今年の聖週間の魚類の公定値は、魚類を多く消費する習慣を一般民衆につけさせる為に十分な供給量が配売された外、値段は市場の平均値を上廻らない様に考慮した上で決定されたものである。

実際に、エマー+サンクは国民に多く魚類を消費させる習慣をつけさせる好機会であるが、それには、十分な供給量と、適正価格が必要となって来ることを論じて、魚類に限らず、他の食糧品の場合でも、多量に売れば、売値も安くすることが出来る。

SUNAB が決定した 1977年の聖週間の魚類の公定値は、昨年とそれと比較すると、最も多量に消費される魚類の公定値は平均値以上に大きく上昇したのみで、他の食糧品の値上りに比べてその率が低い。如之、漁業部門には生活費の上昇率のものとインフレ率の他に燃料値段(政府に納入される税金を含む)が高騰しているという問題がある。

之等の理由から今年のエマー+サンクの魚類の公定値は、単に売上げを増やすだけと目標とせず、それ以上に魚の消費を増大はかつたところに意義があると述べる。

1977年取引量の魚類公定価格表 (Cr\$/por quilo)

ESPÉCIES	種類	ATACADO 卸 價	VAREJO 小 売 價
Bagre	ナマス	8,00	11,00
Bonito	カツオ	7,00	11,00
Caçãõ	フナ	18,00	25,00
Caçonete	小フナ	12,00	17,00
Camarão 7 Barbas	小エビ	22,00	30,00
Carapau	アジ	13,00	18,00
Cavalinha	サバ	5,00	9,00
Corvina	(ブルビ)	9,00	14,00
Espada	タチウオ	6,00	10,00
Galo	(カ)	7,00	11,00
Goete	(ゴイソ)	10,00	15,00
Maria Mole	(マリア)	10,00	15,00
Manjuba	(マンジュバ)	13,00	19,00
Mistura	雑魚	6,00	10,00
Parati	(パティ)	8,00	12,00
Pargo	アサギ	20,00	28,00
Pescada grande	(ポスダ)大	23,00	30,00
Pescada média	(ミディア)中	20,00	26,00
Pescada pequena	(ペグニャ)小	13,00	18,00
Raia	アサヒ	4,00	7,00
Sardinha fresca	イワシ	5,50	9,00
Sardinha congelada	(冷凍品)	5,50	9,00
Serra	シラス	11,00	15,00
Tainha	ホタテ	20,00	26,00
Curimatá	(クリマタ)	10,00	15,00
Traíra	トライラ	14,00	19,00

( ) = ブラジル名 (日本にない魚種)

## 1.4. 魚類の養殖について

### 1.4.1. 一般的を考察

ブラジルでは未だ魚類の養殖に就ての関心が一般的に薄く、養殖活動は自然環境が優れていると考へられる地真と為行で行はれてはいるが、水力発電用の貯水池や、河川、湖沼等で淡水魚を養殖する可能性が研究され、満足な試験結果を得て居る。

1976年に、SUDEBE によって実施されたプログラム、プロジェクト、補完プログラム其他の諸活動を堅約すると次の如くなる。

- a). 零細漁業、企業的漁業、及び漁業部門で活動する諸機関への提供する為の技術的、経済的データを作成する。
- b). 漁業資源の調査を推進する。
- c). 漁業活動を合理化することによって、生産量と生産性を高め、以て、口内消費を賚ると共に余力を輸出をはかる。
- d). 漁業部門全般の発展を促進する。

SUDEBE には未だ養殖魚類についての商業的或いは工業的の統計資料が乏しく、口内で地域的及び個別的に実施されてはいる魚類の養殖の幾らかについて、知り得た範囲で述べることとする。

淡水魚を養殖する対象となっている口内の電源貯水池沼とそれらの所た、それら各々の養殖活動状況を示したものが次表の XVII 表である。

表 XVIII

電源貯水池利用の淡水魚養殖試験場一覧表

名称	河川名	電力会社名	現状
1. 注上川水性動物養魚試験所	パラナ	サンパウロ中央電力	作業中
2. サルトグラント	パラナ	"	"
3. プロミツソン	ユエテ	"	"
4. パナイブナ	パライバ	"	"
5. アルナ	グラント	フルナス電力	"
6. ボルクグラント	"	ミナス中央電力	建設中
7. トレスマリアス	サンフランシスコ	スバレ電力	石江外、導水設備
8. アレアール 養魚試験所	フロート	ブラジル	フロ外承認済
9. ホンテ、ーバ	チエテ	チエテ流域改善公社	"
10. パラナ、ヒラジ、魚類選行施設	パラナ	サンクルス電源	作業中
11. サルトボレイス発電所	チエテ	ミナス中央電力	"
12. リモエーロ 水性動物、養魚試験所	パルド	サンパウロ中央電力	"
13. パーテホニダ 養魚試験所	チエテ	"	"
14. パツソレアル	シマワイ	リオグランドスル電力	建設中
15. パウロアフォンソ 水性動物、	サンフランシスコ	サンフランシスコ電力	作業中
16. サンパウロ中央電力貯水池 生物・物理・化学総合研究所	サンパウロ中央電力	サンパウロ中央電力	基本衛生技術公社 と通託実施中
17. パンソフ(リオグランドスル)貯水池、生物研究所	パンソフ	エトロスル電力	研究中
18. パラエニシ電力貯水池	パラエニシ	パラエニシ電力	"
19. リオグランド貯水池、生物・物理・化学総合研究所	グラント	ミナス中央電力 フルナス電力	"

出所：農務省-SUDEPE

ブラジル東北地域について去々と、魚の養殖に適した多くの河水がありながら養殖に就いての調査が殆んど行はれて居ない為、その利用度が甚だ少ない。

ブラジル東北銀行の発表によると「干涸対策工事務局」(DNOCs)が発表した、東北地域の1909/69年間を平均した乾燥期の水量は次表の通りとなつてゐる。(表 XVIII 表)

表 XVIII

東北地域干魓対策工務局発表の  
1909/69年間平均の乾燥期における湖水水量。

州	石	漁水数	水量 (K3)
PIAUI		13	182.813.000
CEARA		485	7.812.172.631
RIO G. DO NORTE		107	607.137.684
PARAIBA		104	2.550.553.138
PERNAMBUCO		44	782.505.696
ALAGOAS		24	59.494.178
SERGIPE		42	19.593.600
BAHIA		47	479.506.049
MINAS GERAES		4	79.116.000

出所: DNOCS 干魓対策工務局。

養殖による生産量を口数的に見ると淡水魚全体量の4%に過ぎない。これは業者一般の規模が小さく技術的にも遅れていいるからに外ならない。

魚類の養殖がもつと盛んに行はれる標になれば、より確実性のある供給量をそれにつれて増やすのであるがその為には、目標の確定した口数的プラン、即ち優先的に実施すべき事項をとり決めて、生産を増大する方法を実施せねばならない。

又安価な養魚類を大量に市場に供給する為には、身内科学者と業者との一層の協力が望ましい。

支那では現在年に約500万トンの養殖魚を生産しているがこれは米田の既水、施肥システムの利用にもとづくものである。又ロシアでは、養殖の工夫が浅いにもかかわらずその生産量は既に年に100万トンに達している。

日本と北米には技術水準の高い養殖所がある。北米は牛肉の大生産国である反面魚類の養殖にも力をつけている。特に「COASTAL FISH」の生産量が1974年で2200万トンに達している。

魚類の養殖と軌道にのせるのは容易でなから天然資源を利用すると共に、身内科学者の協力があれば、野心的な目標の達成も期待出来ると思はれる。此の爲には出来得べくは、関係各層クラスでの口家の目標が樹立されて実施に移されるべきである。

SUDEBE は、与へられてゐる制限の範囲内で、此の専門の調査を支持して居るが、実際問題として、この種を重要プランは、政府によつて支持されるのみでなく、政府自身から率先してその実施に当るべきである。

#### 1.4.2. 養殖をすすむ爲に調査された魚類

##### a) 鱈。

カンパウロ生物研究所の、小池清、農林技師は、フルタス電流貯水池の試験所の自然動物の保護に就て調査中に、初めて、ドラードとヒラカシユバの人工授精に成功した。ヒラカシユバは赤みがかつた美味な肉をもつており、成魚はその重量が10キロに達する。

ドラードは一般的によく知られた魚で、河川魚中で一番美味しく味も良い最も高層のある高級魚で、之等の養殖に712の研究は満足すべき成果をおさめて居る。

又 SUDEBE、各州の農務局及び生物と養殖に関する各専門機関では、之等の協同研究によつて、養殖に適した種々の魚種を識別したが、この中には、パー、マンティカ、バルバード、シラキ、ポアドール、クリンバク、鯉、トルタ、トライロン、ツアナイ、スルビン、ヒラヒラテルク等がある。

此の外、例へば淡水エビの養殖は、既に東北地域で成功裡に開発されておられ、又同地域の手懸対策工務局では水性自然動物の保全に努めて居る。

又カンパウロ州のカナネアでは、かき、の養殖が行はれて居るが、好成績をおさめて居る。

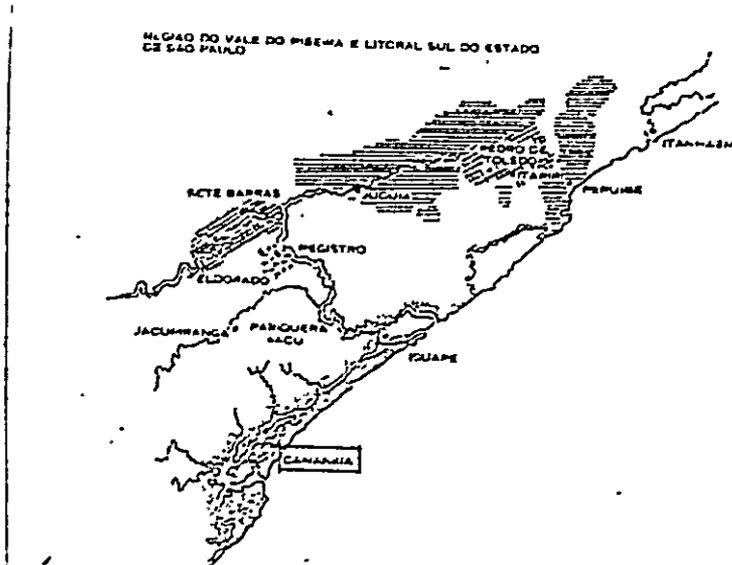
##### b) かきの養殖。

###### 6.6. カンパウロ州カナネアにおけるかきの養殖。

カナネアの入江地域は海木環境が適宜であると云つたから早くからかきの産地、養殖適地として知られて居る。州農務局の自然資源調査機関である、サンパド漠岸伝が、此の地方を最初、中心試験地域に選定し、引き続き研究を実施して居るのを、その爲である。

1975年に、モンテビデオで開催された FAO 主催のシンポジウムで、漁業院生物部魚類科の専任技術家 赤星シヅホとアレキサンダー・バスターの両氏は、カナリアのかき、に就て又同地域のかきの養殖に就いて述べて居る。

カナリア地方に自然的に繁殖するかきは古くから採集されて居る。内口市場、殊にポントス、リナ、ブラジリア、ペロカリタ及びカバウロ等の大都市のかきの消費量は著実に伸び、且つそれについて漁民の採集量を増へて来ている。



カナリアに生息するかきの学名は CRASSOSTREA BRASILIENSIS で種類は卵生に属し、15メートルの水深から浅瀬帯の海水がとどかない砂を地裏迄に且る広範水域に生育する。又港湾地帯と砂浜、海水で洗はれる砂を場所にも多く生息している。

### かきの培養

かきの幼虫は、この地域で一年中見られるか、海水の温度と塩分の濃度か、さらには養化する為、その養化の常態に於て互に異なるばかりか、かきが發育する過程でその生育場所の占拠と摂食物を争う、CRASSOSTREA の幼虫数は養化をもちいて居る。

此の爲に採集養殖をするのに最も適した時期を常に調査する事は必要と成り来る訳である。

採集具と集める幼虫の分布状況の分析は、六ヶ所にある見本試験場、即ち三ヶ所の基礎的試験場と三ヶ所の増産試験場の試験結果から得られる。

採集に当っては、ポンプで20リットルの水が吸上げられて180 MICRASの布で濾過される。これはメートル毎に繰返へされると共に、温度水をとって、その温度と塩分の濃度が調べられる。

基礎的試験場では月に二回の見本採集が行はれ、補助的試験場での採集は月に一回だけ行はれる。

濾過布は検査に廻されて、エラ虫と、かき、数の数へらば、結果を整理する都合上、各20リットルの海水から得たデータは各々メートル立方単位とされる。

検査分析に当って、幼虫の発育状態を知り上に最も必要なのは、幼虫の大きさを計り、"EYE SPOT"を調べることである。幼虫に"EYE SPOT"があるのは、その幼虫は既に固着出来ることを示している。

### 幼虫の採集具内への定着。

プランクトンの分析システムと併行して試験採集が行はれるが、有意義な結果をおさめて居る。

見本の採集に供はれる採集具は、10ヶの板立貝を針金でつぎ合せて作られる。

かき、幼虫が一番多く見られる時期(カナダの場合5月から7月)には、採集具は他の新しいものと取り換へられて、定着にかき、と"CRACA"の数が調べられるが、結果を整理する都合上、100  $\mu$ m 単位に換算される。

そこでかきの定着数が100  $\mu$ m につき 25 以上で"CRACA"の定着率がかき 4 に対して最低であり、幼虫の大きさが 280 MICRA 以上あり、"EYE SPOT"が認められる等の諸条件が揃った時季が"種"を採集する採集具を設置するのに最も適した時期である。

培養する場所へ運ばれた採集具は、かきの幼虫が張くなる時期に備へて準備される。培養所には潮の干満の加減で"種"が一日の内数時間空気にさられる様を水面に近い場所が選ばれる。

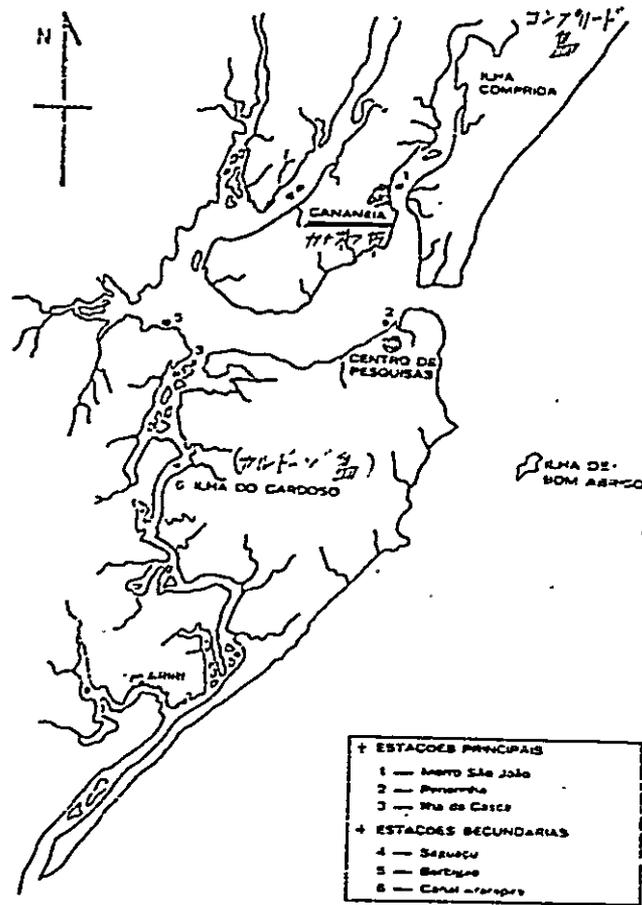
以上の方法による"種"の死亡率は多く、抵抗力のある"種"のみが、硬い貝殻をもち培養に最も適した条件下で育ち、この"硬化"時期は普通四ヶ月続く。

硬化する時期が終了と、かきの殻と幼虫は、おで能きれ、ウキの付いた垂直に支へられた海中設備へ移さる。之等設備は竹炭包で仕切りがされる。

又他の方法では、かきに針金でつぎ合せて容器に入られて水面から1メートルから2メートルの深さの場所におかれる。

この方法によるかき成育率は良い。

此の調査が行はれた時、カナリアの漁業調査センターでは、死亡率が極めて低い、最高の条件下にある、48万のかきの幼魚を保持しており、その内約12万5千頭既に販売出来る大きさまで達して居た。(漁業誌・XX・15号-1977)



LAGO LAGUNAR DE CANANÉIA

1.3 - 基礎試験場  
4.5.6 - 主 所

## 6.2. バイア州トドス・オス・サントス湾 JACURUNA 河口におけるかきの培養。

### 企業としてのかきの培養。

アルメオ・キマテス教授は、かき、其他の養殖プロジェクトの進展と、社会経済的な見地から次の様に説明してゐる。

「かきの養殖に就いて取得したノウハウは簡単で、之を漁民に教へれば、彼等の収入を増へて、生活の改善に役立つことになる。

又養殖を奨励する事によつて、レコンカボの南部地域に起つてゐる社会的に好ましくない結果を招くであろう。住民の工業地帯への移動を防ぐことにもなる。それと共に「まぐす」技術の進歩にもなつて養殖を商業ベースにのせ、工業化する事も難事ではない。

その為には河川、口湾の汚染を防ぎ、この海域に自然繁殖してゐる動物を保全することに努め、住民に、かき、其他を養殖する事に必要な自然環境を与える事が先決条件である。」

トドス・オス・サントス湾内に、部分的に成育する灌木かき (*OSTREA DE MANGUE*) - (学名 *CRASSOSTRES RHIZOPHYORAE*) に最も適してゐる培養条件を研究し、広範囲に亘つてその養殖をはかる目的から、其のその方面の機関と、バイア州の連邦大学との間に技術提携協定が結ばれ、その協定に基づいて、1971年に、かき培養プロジェクトが作られた。

英側の代表者で、同口のラテンアメリカ開発局のメンバーの一人でもあり、かき養殖の世界的権威者 DR. JAMES E. SHEILBOURNE はバイア州サルバドルに赴き、同地に72年から75年の初め迄滞在して、かきの養殖プロジェクトの技術-化学面の指導に當つた。

最初の手筈の使用が決定してから、1972年9月に、トドス・オス・サントス湾のイタパリカ水路のジリバウバに暫定的な調査基地が設けられて仕事が始まつた。最終的には、BOM DESPACHO (イタパリカ島) と云はれる場所から59キロ離れてゐる JACURUNA が、かき養殖地として選定された。

1976年9月には、74/75年の同じ月に得たものと比べて格段の差があり好結果を得、研究の成果をあげて居る。

### 養殖場所。

ジャコルナ河畔に選定された場所は、一面に築成してゐる水辺灌木地帯で、海から約1キロの距離にある。

この養殖場所へは、英口から寄贈された近代的調査設備  
がある長さ16メートル、幅4メートルの調査船が差し向けられた。

現在この養殖場には、10万のかきが、約80ヶ所、各25  
平方メートルある薄箱の中に分散、收容されて居る。

この薄箱は、この地方で容易に手に入るビリーバ材で作ら  
れ、底には竹が使はれており、低い灌木の幹に結ぶつ  
けられ、採集されたかきは之等薄箱へと移される。

調査船は、箱から数メートルの場所に錨を降ろし、船内  
で生活している三人の生物学者達は、かきの成育と存続に  
有害妨害行為、繁殖度、其他の研究に当たっている。

### 繁殖期

数ヶ月前述プロジェクトの実施責任者であったイラマ、アソ  
ラテ、タシメント教授によると、此の種かきは、18ヶ月で成熟  
できる大きさ(6~8センチ)に達するとのことである。又かきは  
平均してどの位生きるかに就て明確にされてはいないが、  
5年を経過して尚且つ成長を続けている、かきも見られる。

かきは海水中で接合体を排泄し、受胎作用が行はれ  
る事に依つて繁殖する。幼虫は水の流りに従つて  
灌木に支えられ、そこでとどまって殻を育成する。

同教授の説明するところによれば、一年中でかきが  
最も繁殖する時期は、2月7終りから4月迄と、9月  
から10月迄との二つの期間である。

即ち之等の二期間には、他の月よりも多量の接合体が排泄  
されて繁殖が行はれる筈である。

又かきの成育時の一番の敵はシリ蟹と、この地方で  
ドルニコッコ(寝坊)と呼ばれた他の蟹の一種である。  
尚指分の多い海域には他の THAIS 及び MUREX と云う  
ツツシ貝がいて、かきの成育の邪魔をしている。

調査に当たつての共同責任者である、シラス、ヨルダ、サントス  
教授は、かきの養殖をする上に指針となる次のニュースを  
発表している。

"もし各15日間に、採集具の中に、1cm<sup>2</sup>当り40の  
幼虫を捕得する事ができれば、養殖は企業として  
の採算がとれる。

養殖場では既にそれ以上の成績をあげている"

かき養殖プロジェクトの、現在の施行責任者たる CORA DE  
PIREIRA 教授(バハリア連邦大学生物学院院长)は、

“吾々は遠くない将来に、かきの養殖を希望する企業家に対して、必要とするすべての技術・化学的指導を与える事が出来るであろう”と去明して研究の成果に自信の程を見出している。

同女史によれば、バイア大学と英口との協定にもとづいて、JAMES SHELBORNE 教授は引続いて、毎年2ヶ月間、サルバドルに滞在して、プロジェクトの化学的指導に当ることになって居る。

灌木かきは、水中のプランクトンを摂取して成育している。満潮時には水中に没し約3ミルメートル殻口を開けて水中の浮遊物体を濾過しながら、自身の食糧をとっている。

かきの生物化学及び生物学の研究に当っている、イェー・マックス教授によれば、かきの成分は産卵期と発育期によって異なるが、平均して、約80%が水分で、10%が蛋白質、4.5%が炭水化物、3%が脂肪、残りの8.5%が他の有機体と鉱物質で構成されて居る。

尚かきの化学成分についての研究は、バイア州連邦大学の衛生学院の生物・化学部 ERLON RODRIGUES 教授がその責任指導に当っている。

之からの研究目標、  
乾燥又は冷凍品として輸出する事の可能性。

之からの二年間の研究目標となる生物学的の項目は次の如く要約される。

- 潮の干満地帯における、かきの密度がその発育と存続とにどんな影響を及ぼすか。
- 成育用に保護されているかき、が外敵によって受ける損害量の算定。
- 成育をコントロールする為の採すべき方法の研究。
- 此種灌木かきの発育に適當な食糧の量(食糧/発育)の研究。
- ジェナルナ試験場にて飼育中のストックの養殖と取扱技術の完成。
- 灌木かきの幼虫の繁殖と成育状態の研究。
- 養殖かき(ストック)の細菌の清浄と、販売に当っての品質並びに保存方法についての研究。

又報告書によると、かきの生産と発育に就ての調査と研究に当たつては、スタッフの長期的研究目標は次の様に分類出来る。

サンプル+試験場を更に技術的に改善する事によつて、その拡張と充実に因り、養殖が有利な企業となる様にする。

経験を「ムンタ」技術者を通じて、JAGUARIBE, PARAGUACU 及び SERGI の例の様に、トリス杯、サントス湾内の他の場所にも、かき養殖をはかる。トリス杯、サントス湾内の南部にある灌木が一番繁茂する地帯にかきの燻製缶や冷凍品等の工業製品を輸出できる規模のある大生産地を設立する。

### C.) サンパウロ中央電力会社(CESEB)と、ピラルク、及びリウナレの養殖。

CESEB では同社に所属する「カルトグラント」と、プロミッソンの両電源用貯水池の養殖試験所で、3メートルの深さのある特別タンクを作って、近隣のアマゾン原産で、後にパラナ河の貯水池に放魚されたものと同種の PIRARUCU 魚の養殖を初める準備を整へてはいる。又養殖プログラムには、同じアマゾン原産である TUCUNARE 魚も含まれてはいる。

之等の養殖は、長期間に亘つての研究結果、有望だとの結論にもとづいて実施されるもので、先はれつゝある生物の自然環境を回復する為にも役に立つものと期待されて居る。

CESEB では又、EUBIA と LIMOIRO 両貯水池の周辺に、多種類の織毛性樹木の植林を既に始めてはいるが、之等樹木の果実が自然と貯水池の中に落ちて、飼育魚類のエサとなつてはいる。

アマゾン原産のピラルク PIRARUCU はブラジルの淡水魚中で最も大きく成長する種類で、ウロコがあり、長さ1メートル80センチ、重量は150kgに達し、世界でも有数の大魚とされている。体重が40kgに達する頃から蛋白質豊富な良質の肉を提供するが、その養殖は大量の食料を必要とする点に期待されて居る。

ピラルク魚は、寒さに敏感をばかりでなく、その飼育に當つて、技術が豊になると去はれてはいるが、水力発電貯水池や東北地方の湖水での養殖には、自然環境上のさらなる困難はなほ、とくにピラルクは急流を好まず、小川や沼を好む流れを好むので、貯水池の飼育に適して居るからである。

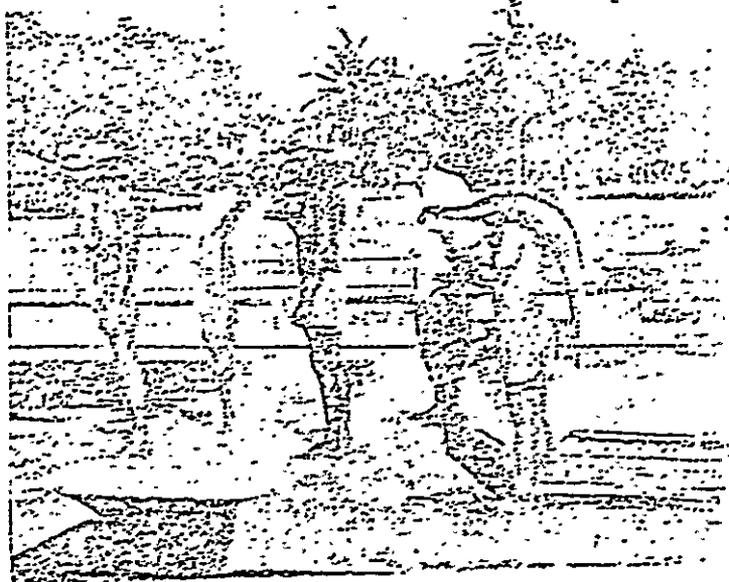
CESAで、養殖に当たっては技術者は、ピラルクを養殖することで、一番大きな問題は、自然繁殖そのものについてではなく、繁殖期に之等を漁獲から守ることにありと云つて居る。之は、成魚は、ピランベバ(魚名)を貪食するが、幼魚は容易に釣糸にかかるからである。ピラルクの父魚は之について遊泳する稚魚をピランベバの攻撃から保護するばかりか、進んで之等ピランベバをその、エビ、と、時として稚魚をその口中に收容してピランベバの攻撃から防ぐ習性を持つて居る。

又他面ピラルクを漁獲するのは非常に簡単で、その大きき為か動作が鈍い上に、呼吸をする必要から平均6分間毎に水面に浮べ上るので、漁民は、その時を利用して鉛でつき或いは、かぎでつかけて獲つて居る。

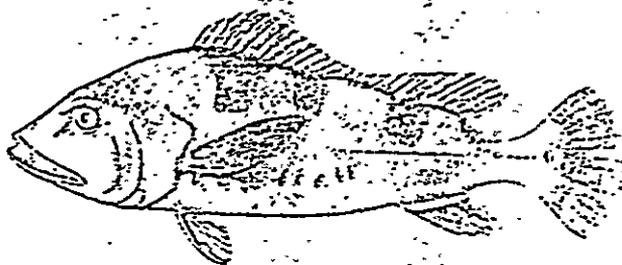
ピラルクは3年から4年で成魚となり体長が30キロから40キロになる。

前述のサルトグラントと、プロミッソンの両野水池では、フォルトレガの干渉対策事務局(DNOCs)からピラルク魚の供給を受けて來年から養殖にかかるが、北伯地域にある湖水におけるピラルクの養殖は大成功を収めて居る。

Pirarucus →



Tucunarés →



特別アングから年に平均して50万のヒラルクワ稚魚を得る事が出来ると予想されて居るが、之等稚魚は段階的に貯水池に放されることなる。

パラナ河の貯水池でヒラルクワ繁殖がはかられる(向ヒラルクワの敵であるツクナレは、チエテ河に放魚されて、ヒランベ-バ(ヒラニヤより小さくサンパウロ州内の河川に数多く見られる)をえいきとす。

ツクナレ(TUCUNARE)も既にシピア養魚試験場で飼育されており、去年の終りが、78年初め頃には、チエテ河へ放られてヒランベ-バを食餌とすることなる。

ツクナレの成魚は長さ60センチ、重さ6キロに達し竿釣りに好適な魚である。又色は鮮麗で、その肉のうまさには定評がある。

ヒラルクワと同様に肉食魚で、互いに相手と攻撃する事を回避する為、異った流域で養殖されるが、チエテ河はシピアの貯水池に流水にもから、遠くを将来に、之等敵同士が会合する運命にあるのであるが、互いに生存する為の争いにはあるにしても、共存する事も考へられる。

#### d) ポカイナ山脈における鱒(Truta-trout)の養殖

##### d.1. 養殖の歴史

漁業身内誌"REVISTA NACIONAL DA PESCA" 9号158-1976号で"ASCANIO DE FARIA"教授は、ブラジルにおける鱒の養殖状況と、その歴史に就て、以下の興味ある有益な記事を發表している。

口内の有名新聞は、その頁を以て、この鮭科の魚の養殖に就ての記事(時として正確さを欠く事もあるが)を掲げて居り、他面SUDENEの支持によってサンパウロ州ポカイナ山脈にTRUTAを大々的に養殖する目的で民間会社を設立する事如報に於いて居るが、確かに最良の企てと云へる。

これを以て、鱒の養殖をするのは、もうむづかしいものでは無、企業的に有利なものであると、この事と了解して居る為、基本的な事実を興味を以て述べる事とする。

先づ鱒の養殖がどの様な径路を経てブラジルに導入されたかに  
就て、関係者や努力家と回顧しながら見てみよう。

1948年と去う年は、当時の農務省の動物局、狩猟漁務局が初  
めてブラジルの山岳地帯の河川に河魚が居ると去う事実に注目  
した年として記念すべき年である。

時の農務大臣 タニエル・デ・カルバリオは、之等の山岳地域の河川に、どうして  
魚がいないかを調査せしめると共に、その水辺地域の河川には、どんな魚が  
適しているかを研究させた。

その結果、

上流に行くに従って河川の幅がせばめられて、時として 30メートル  
もあらず流となって居る爲に魚がそれ以上上流へのぼれないと、

之等山岳地域の川は夏季を含めて水温が低く、低地水域  
の水温になれて居る魚類の生息に適さないこと。

魚類の生息に適切な食糧と、その魚類が慣れるのに十  
分な水量がないこと。

等が、魚がいないう原因として究明された。

以上は低地地帯に住む魚に關しての研究結果であり、  
自然環境を利用してどんな魚を導入したら良いかの研究で、之等  
地域の河川流域には、水性昆虫類の幼虫が豊富で、"ARCO-IRIS"  
種(学名 SALMO GARDINIERII RIDEUS)の鱒を養殖するのに都合の  
よい自然的要素や生物化学的條件がある事がわかった。

上記の調査に基づいて、デンマークから 5,000 の魚卵が輸入され  
カンパウロ州、バナル市管轄のボカイナ山脈に輸送されたが、それを  
培養する爲に適切な施設がなかった爲に、輸入魚卵は家畜  
用の飼糧槽に入れられて孵化する事が試みられたが、蛋白質  
欠乏から 3,500 の稚魚を得ることに成功した。

この 3,500 の稚魚から 2,500 の小魚を得たので之等は皆  
TAUI PINTADO と BONITO の二つの河中の石とナイロ布で  
出来たくぼみへ移された。之は 1949 年の 5 月の事である。

ところが思ひもよらなかつた大水によつてこの施設を流されて、  
折角の試みも失敗に終わった。

この昔の経験から、ジャクピタド河の水源の近くに生物研究を  
兼ねた鱒の飼育所が創立されることになり、1950 年には既に  
デンマークから更に 50,000 の胚胎卵が輸入されて、この飼育  
所で孵化されることになった。

この年に同年の 6 月と 7 月にジャクピタド河へ 7,500 の稚魚  
が放たれた外、残りの幼魚 13,500 は、それぞれ異なる流に  
送られて居る ホニト、ペロバ、パカ、パチア、ロゼイラ、ベルネーをフローラ

ベアード、カラス、ホトアトニオ、ボケロン、カンバスト、プレシアル及び  
モルトの諸川へ分散して放された。

1951年には、1949年に河川のくぼみに施設され大水で流された鱒が26尾釣られており、何れも大きく成長しており、一番  
大きなものは41cmに達して居た。

1951年4月には、調査の爲に鱒が漁獲されたが、それによって  
河川に以上の三期に亘り鱒が生息している事が証明され、その  
次の体長に達している事がわかった。

1949年に放たれた幼魚が、41cm

1950年5月のものが、31cm

又49年の4月に放たれた幼魚が成長して、7月と8月の間に  
産卵して自然繁殖した結果、と思はれる15cmと18cm  
の体長のある小魚が釣られて居る。

4ヶ月後の51年8月には、体長46cmの鱒が釣れている。

ボカイナ峡谷の住人が明らかにした通り、1951年7月1日から鱒  
が群をなして、ホニート河からジャクピント河へと流へ向けて、ワギ  
初めた。又之等の魚の多数が上流へのぼりながら色々の箇  
所で産卵するのを見られた。

8月3日には最後の鱒群の通行が見られたが、之等は皆産  
卵したからホニート河をあとにして、ジャクピント流の近くへと去  
り去って行った。

之はそれらの場所が、深度、産卵の構成、が適当な上に水  
がきれいにすんで、その等の産卵後の孵化条件を具備して居る  
自然的繁殖に適しているからに外ならない。

又水深近くは水深が浅いから魚卵に水圧がかかり、  
外に、孵化した幼魚は濃度の強い酸素が供給される。又この  
地域の河産は洗はれたきれいな砂と小石だから魚卵と  
孵化稚魚が窒息する様なことがない。

生殖作用は雌雄が完全に成育した時まで行はれるが生殖  
期のおす魚は、腹部が暗青色となり、めす魚は明るい黄と  
なり、容易に区別がつく。

ジャクピント河を流れて来り、この流のある場所から800メートル  
位の地帯で生殖期には他の動物にも見られる雌雄をとり合う  
敵同士グループ同士の死闘を見る事ができたが、この争いは  
4時間も続き、夜になって境界がきかなくなり、中断さ  
れたが翌朝になって、おす魚がほとんど腐りか  
ホニート河の流近くで発見された外、数日後には他の二匹

が死んで流されて113羽が見られた。熾烈と去すべき生存競争に敗れた魚である。

4.2. 完全な適応性。

鱒の魚卵は元味をあげて居り、直径 0.003m で 鱒魚を産むに  
て113羽が川底にある石と間違えられて、敵のえじきと魚卵を自然  
的に防いで居る。

魚卵を排泄して後、28センチから45センチ迄の体長のある雌魚、  
18尾を調べたところ、何れも完全に排卵しており、雄魚の大部分  
はまだ大量の精液をもっている事かわかった。

又其後研究目的で漁獲した魚をとり調べた結果、胃の中には  
鱒の稚魚も幼魚も見られなかった事が明らかになって居る。

鱒は滝の近くで見られるものが形も大きく栄養状態も最良だ  
がその数は少ない。その一尾は背部のヒレの下方尾部に鉛の  
散弾を受けていたが、元気で遊んで居た。

又習性として好んで河川の主なくぼみに住むが、数回に  
亘って他の流水のあるくぼみに一時的に上まらうとして急を反転  
させる。食餌は好きなののみととり、かみくだいて嚥下する。

そして時折、突如として住家のあるまとのくぼみに潜って休息。

尚調査する為の漁獲は、アメリカ式 (FLY CASTING ROD)  
に鱒釣用の糸をつけて行つた。

最初に幼魚を得た頃、既にカホスト、ジルドンと、ブレケ、及び  
アラ-ロの両河川へ、30,650羽送られて居る。

ジャクソン-ド河とホニート河では40cm以上の成魚が毎年  
見られ、パツカ河には放魚期から三年を経過した今日、体長  
59cm、体重2kg迄の成魚が見られる。

ホニート河にある滝と滝との中間へは、当時16ヶ月から24ヶ月  
を経過した体長28cmから30cmの成魚が放たれたが  
之等の鱒は、20メートルの高さのある滝のすぐ下に居る、パツカ  
河とホニート河とが交する水域で、これは見られた。

(1953年の8月13日には、パツカ河へ、11才州のキングダホアスター  
から取寄せられた約30,000羽、バリクシニヨと、ヒア-バの  
両魚が放されて113羽。その三日後にホニート河で釣ら  
れた40cmから59cmの鱒の胃内に多数の GARRIGUINI  
と PLEBA が入って居た。)

漁すべき場は、ARCO-RIS 種の鱒は、BOCAIRING 地域の外に、  
CAMPOS DO JORDÃO、SERTÃO NOVA CALIFORNIA、11才州の

CORREAS 及び PETROPOLIS, MACAÉ DE CIMA, FRIBURGO 等の地域でも育つことを実験的に確かめた。(FRIBURGOでは泳ぐ標になつてから一ヶ月位を経た 4,000 の幼魚が放たれた後で、40 cm. に成長した成魚が見られた。

この項を結ぶに當つて、他の成果を附記すると、寒い事を知られてゐる サンパウロ州の サンジョアキンへは、ボカイナ山脈銅産所から 3,000 の幼魚を軍事郵便機 "VASCO CABINE" 号で空輸され、プロウツス、ラバトドゥ、及びカベラワ諸河川に分散放魚されたが、之等の何れもよく育ち既に三代目に入つてゐる。

### d.3-サンパウロ州、カンポス・ジョルダンにおける鱒の養殖。

サンパウロ市の テネン、イタリア食堂が 經常してゐる カンポス・ジョルダンにある農場は、鱒を養殖することに適してゐる諸条件を具へており、その収益率、生産率、品質のすべてが養殖先輩のそれに勝つて居る。

CAMPOS DO JORDÃO には、ブラジルで最も進んだ鱒の養殖施設が見られる。上記の養殖場では、1 平方メートル当り平均して年 30 キロ即ち水面積 1 ヘクタール当り年平均 300 トンの成魚を得てゐる。

養殖を永年行つてゐる口々の例をみると、1 平方メートル当りの年の生産量は 20 キロから 25 キロとなつて居るから、同地の養殖が如何に好成績をあげてゐるかがわかる。

又それらの口々で、上記の生産量を得るには水溜の全面に向けて大きなシャワーを浴びせる様に水射を行ふ事が必要とされて居る。

同農場で

鱒の養殖に當つてゐる責任農業技師、小池キヨシ氏は、その事について、水は急下する過程で空気にふれ、特に夏季に暖まり 30 度にもなるから、ブラジルでの養殖には適當な方法とは云へないとして居る。

他面水温がひどく低下すると鱒の食欲がなくなり、体重を増へないが、冷寒地で水温が上げれば、この反対に食欲がでてよく喰へる標になるから、太りも早いと云うことにもなる。

### d.3.1- 養殖池のある場所。

養殖施設は傾斜地にあり、水量は豊富で酸素に富んで居る。(鱒の生存には、水山の酸素を奪つてやる事が根本的条件である。)

養殖場の面積は全部で、10 ヘクタールで、その全部が自植木されてあり、場内には互違りの池が施設されてゐる。

養殖場は、旧ピダモニヤンガバ行の道路に面したカンポス・ジョルダンの

から、7キロの地底、ラジード区内に所在してゐる。

池の水面面積は、2500 M<sup>2</sup>で、年に2回、孵化が行はれる  
之によつて生産量が倍化されてゐる。その爲には魚卵を輸入  
するに必要だが、幸いなことに産卵が行はれる。夏季には  
魚卵の孵化とすゝ事が出来る。

養殖場の現在の主な、なやみマツは消費市場への供給と  
どつて円滑に行うかにある。

尚鱒は体重300g位のものが市場で一番喜ばれるが  
もつと小さなものからもつと良質な魚肉が得られる。

#### d.3.2. 産卵

小池技師は、産卵がどの様に行はれるかは興味深  
くと前置きして、その経過を次の様に説明して居る。

受胎は自然産卵が行はれる6月と7月に行はれる。  
人工的に産卵させる必要はない。

雌魚を気をつけて見てゐると、産卵期がわかるから、その前に  
この爲に作られた水溜へ之等と移す。雌魚の産卵期が近  
いのがわかるから、雄魚をマツサージすることによつて精液をとり  
約4度の温度の冷蔵庫に收容すると約20日もつ。

精液を放出して約30分後には、色によつて受胎卵を選  
別することから出来るが、受胎率は70%に達する。

此の事は、成績を得る爲に、小池氏は、食塩90g、  
塩化カルシウム2.4g、及び塩化ナトリウムの水酸化物2.6g  
を10リットルの水でとかし、酸度を7.5に下げ、卵子を  
洗淨してゐる。

受胎作用は暗くしてから行はれる。魚卵は、余り水温の低  
くはない流水中におかれる。同農場の場合水温は15度  
で、25日間の孵化で70%の孵化率を得てゐる。

(水温がそれより低いとそれ以上の日数が必要となる)

稚魚が生れてから7日か8日目に、蛋白質袋が離脱する。

孵化は側面が50cmある2メートルの箱の中で行はれる。  
箱は4つ仕切られて居る。その各々に2,000から3,500の  
卵の入った50cmの皿が仕切毎に8ヶ連続並べられ  
るようになつてゐる。

之等孵化箱の各々には水が一方の端から他の端へ抜ける  
換水装置が設けられてあり、水は時として上から下へ向けて、又反対  
に下から上へ向けて流れる。この爲に箱の下方10  
cmの高さに下部水路があり、常にそれより5cm

低くなって水が流れやすい様になって居る。  
水は酸素の含有率の多い水源の水が使はれて居る。酸素の  
含有量はどんな事があっても 10ppm以下であつては居らない。  
(呼吸量 100斤に於ける酸素量の割合が 10-10ppm)

### d.3.3. 食餌.

鱒の食餌は、その生立ち日数と、成長段階とで異なる。  
1週間の食餌は、牛の飼料と似たものとすり混したもので、初  
めは1日8回に分けて与へるが、この量は漸減されてその週  
終りには1日4回に与へるようになる。

次に3ヶ月と経過する迄、魚粉50%、粉ミルク10%、小麦粉  
30%、大豆粉15%、乾燥アルファルファ(牧草)と搗き碎いたものを  
等量含有した調合飼料へ更にビタミンB1, B2, A, カルシウム  
鉄分、マグネシウム等を加へられたものが与へられる。

3ヶ月後に、小麦粉はトウモロコシ粉に換へられ一日に2  
回飼餌される。又飼料の蛋白質の含有率は最初の50%から  
45%に引下げられる。

又飼料には既に持つ心配のない1等級品が用いられる  
外、蛋白質の多い飼料は養殖に有害な酸化を極力防止する事  
が心配なため、速くは他と調合せねばならない。

6ヶ月と経過してからの食餌は、魚の供給を急がせ、1日  
1回に制限される。

尚飼餌量は、各水槽に飼はれて居る鱒の体重の10%  
で、水槽内の魚の大体の数量は別に記録しておく。

飼育成績を知り、食餌の適量を算定する為、各2週間  
毎に各水槽単位で飼育魚の体重がはかられる。

又飼料には、用心の爲に0.01%のテラマイシン、と、3%の  
普通塩が混入される。

小池技師は、魚の色の変化和、魚の内臓とに特に注意を  
払つて居る。外部的に見た場合、魚が元気で黒い斑痕  
が強く表はれねばならない。よく育ちつゝある魚の内臓  
は明るい色か黄褐色を呈して居る。

魚の健康状態に疑問が生じると、同技師はその魚を解剖  
して、その要因はどこにあるかをミクロスコプで検査究明する。

鱒の主な病気は、ビールスによつておこられるが、之は鱒  
魚の幼少時、1%のヨーグで消毒することによつておこ  
る事が多い。この方法は魚卵に対してのみ用いられるが、  
この外、時期には決して同じ方法を用いてはならない。

鱒の色を病気は、何れも汚濁水に混ざる事によって根治する事ができるが、一番大切な事は常に清潔にして病菌を侵入させない様にすることである。

水溜の清掃作業は、その水位が低い時を利用して行われる。

d.3.4. - 親魚

年齢が4年近の養殖用の親魚約500が、250平方メートルと500平方メートルの二つの自然池で飼はれる。之等の中には体長が1メートル近いものも居るが平均して60cmである。

幼魚は2x10mの水溜へ、成魚は8x40mの面積で1.5mの水深のある水溜へそれぞれ入れられる。

最良の飼育結果を得るには常に注意と怠りない事が肝要である。

TRUTA .....

約60cmあり  
親魚



小池技師の实地研究によって、ブラジルでは鱒の養殖が可能でありばかりが企業として収益の多いものである事が証明された。養殖はカンボジア、ヨルダンに限らず、フィリピン、リビア、インドネシアの両州及バパラナ州の一部でも可能である事は前述した。

鱒を養殖するには、その特性をよくのみこみ、各々の成長過程毎に適切な諸条件を実施することが大切である。

尚鱒の養殖には海拔1,200メートル前後の地域が適当で理想的な気温は14から18度である。

TRUTAS



2) カンパウロ州マリンケにおける鯉(CARPA)の養殖.

マリンケにおける鯉の養殖は民間人の発起で初められたが成エテいる。

鯉の消費の90%は、主として日本人、ユダヤ人であるが、支那人長江の人種も食す。

鯉の養殖は近年注目されるに至ったが、ブラジル全体から見ればその生産量は極く僅かである。また、商業的にも工業的にも大きな影響がなす。

マリンケの養殖場で育成した鯉の殆んど全部が、カンパウロの鯉料理を食す食堂へ養殖場から直接運ばれて供給されている。量は週に500キログラムから1,000キログラムで、値段は食堂渡し、キログラム45.00から48.00である。

3) 鯉(ENGUJA)の養殖.

概要.

鯉の養殖は今ところ極く小規模で、養殖鯉は皆養殖場から直接に、日本人向けに食堂へ売られている。

カンパウロ州のウバツバカルルバルボサ街370番地にある SAM TOKURA - DISCICULTURA LTDA. が唯一の養殖会社で、代表役員は青木 OHIKO 氏である。

鯉はブラジルには、まだ普及されておらず、ブラジルの食習慣も、味の嗜好も違っており、鯉独特の料理は日本人に受け入れられていない。

鯉を普及させる為に鯉肉は他の魚介類に比べて、比較にならぬ程多量のビタミンAと蛋白質を含有しており、その味も強い増進剤としての特性を有している事が宣伝された。

ブラジルではまた、詳細に亘つての化学的調査がなされておらず、鯉にはどんな滋養成分がどの位あるかは明らかになっていない。

養殖場と成長段階.

養殖場は会社の所有であるアルケアス-海岸の70アルケル内(アルケルは、24,200m<sup>2</sup>)に施設されている。

1976年の12月には、大きな異なった淡水と海水を混入した28の水槽が場内に施設されていた。

鯉は、体長が60cm前後で、理想的な体重300gに達する迄の最高成長期、これら水槽に入れられ、餌(餌の主成分として餌をとり、

鯉は水深のある海域でその魚卵を放出するが、餌は

稚魚は、河川へ移動し、捕へられて飼育される。

### 1.4.3. サンプラウ中央電力会社(CESA)と養殖魚類の生産計画。

CESAの電潭貯水池の総面積は、44万ヘクタールであるが、この貯水池からヘクタール当り、年に379キロの養殖魚が得られるとて計算すると、年に16万キトンとなり、新しい地域資源として、国民の食生活に資することとなる。

CESAでは、その実現に向けて努力しているが、既に貯水池の5ヶ所に養魚試験場を、1ヶ所に出張所を設けて、653の水潭から年に30万の稚魚を得て售り、この量は3年間に合計100万に達する筈である。

貯水池を利用した魚の養殖は、その建設に当って失われる魚類を補償する趣味を持つが、魚が生息する上での環境の悪化から魚種のおのずから異なったものとなって来る。

サンプラウ州で「最良とされている淡水魚種の多くは、その繁殖期に群をなして上流へ移動する「ドラフト」、バグ、クシバコ等を含む、いはゆる「PIRACEMA」種であるが、之等の魚種は、流れのない貯水池を好まず、繁殖しないばかりでなく、新しい環境に慣れを、為に次第に少くなって、バグレ(アマゾン)、ヒロムバ、バ、其他の質のある魚類のみが自然に繁殖した。

CESAでは余り喜ばれないそれらの魚類を、養殖によつて、もつて喜ばれる魚類に代へて行く為の一歩として、その所有に於いて次の電潭貯水池の各々に養魚試験場を施設した。

ジピオ(パラナ河) フロミッソン(チエテ河)

バラホニータ(チエテ河・小規模の出張所)

サルトクランテ(パラナ河) パライブナ(パラナ河)

### 養殖

養殖試験場は種々のタイプの水潭と、研究所某位の台島施設から成っており、貯水池の魚類をふやま為ばかりでなく、別荘、農園、或いは農場での養殖を主として活発にする為により多くの良質の稚魚が生産出来る様に施設されている。

試験場は河水の自然的落下を利用する都合上、ダムの下流に施設される。

CESAの技術取締役の補佐役である畜産技術シロデマールマツヤド氏は、会社の中心は、自然環境を保全して天然生態動物の生存に必要を均衡状態と見做す為であり、その第一

として魚の養殖が初められた事を明らかにした後、次の様に述べている。

• CESAには貯水池で魚を繁殖させる為の個有プログラムがある。吾々は飼育の対象となる魚種の外に、他の魚の餌となる種類を育て、希聖者へは稚魚を無料で提供している。又貯水池へは既に数種の魚が放されたが、何れも満足を成すをあげて居る。

成育の早い魚の一つは、1970年の初めに導入された ロウライマス で、17170では既に釣られて居るが、その中には1キロに達している魚もある。

又 CESAでは今年1月には、SASSEGO と CANELA 種の淡水エビの子を貯水池に放すことになって居るが、之等は向ける北伯の干渉対策工務局の湖水で養殖試験が行はれ、好成績をおさめた結果にもとづいて実施されることである。

ブラジルの現在の海域、河川両域を含めて魚介類(軟体甲殻類を含めて)の消費量は年に約70万トンと居る。

淡水魚がどれだけ消費されて居るか、に就ての公式データはないが、養殖技術音達は、州内奥地で消費される魚の70%が淡水魚で、30%が海産魚、サンパウロ市での消費はその反対比率だと見ている。

川魚の消費がこれ程に多いところから CESA の関係企業と会社、電源ダムを利して養殖を魚に意欲する事は有意義であり有望な仕事だと確信して居る。

サンパウロ州における自然的河川や湖水での魚の生産量は現在7千、1ヘクタール当たり年に25キロ以下である。

サンパウロ州で電源貯水池を利用して魚が養殖される様になるが、他州の電源開発会社でも、関心を持つことになり

ミナス、リオ、パラナ、マトグロッソ及びリオグランデ・ド・ノルチの各州にある、それらの会社では、CESA の養殖プログラムにならって、好成績をおけるよう努力を続けている。

#### 14.4-水力発電貯水池の利用

1976年には水力発電用貯水池を利用する為の会議が開催され、その中で12万5千トンの推定されるそれら貯水池の潜在生産力の開発を促進する為の目標が樹立された。

#### 1.4.4.1.-奨励策

此の会議に集まった 16 の電源開発会社の代表と、漁業開発局の事務局長は、之等の会社が共同して、鉱山動力者、大蔵省、農務省及び内務省を通じて、貯水池に魚の養殖と肉植林を植える為の設備構造を建設する資金を準備する事が出来る杯を奨励策と見做す為の研究会議の開催を要望し、成魚が増えるれば、貯水池の周辺で商業バスで漁獲を行はれる杯にするに、魚の工業化にも役立つことと述べている。

#### 1.4.4.2.-技術的の会合

エトロプラス(ブラジル電源公社)傘下の 16 会社の代表技術者は特別招待者としての SUDEBE の代表技術者の出席を得て、3 日間に亘り、リオで会合した。

その会議でエトロプラス社の重役である CESAR CALS 氏は、

ブラジルの杯を動物質蛋白質源の不足している口では、この開発は特に必要であって、1975 年の口内の魚介類の総生産量が 75 万トンであることと知れば、電源貯水池の持つ推定年に 12 万 3 千トンの潜在生産能力を開発する事が如何に大きな意味を持つものであるかと

出席代表者が一致して確認した。とこの杯に述べて居る。

尚この会議には招待者を除いて、エトロプラス傘下の次の 16 社が参加している。

1. CEEE-Cia. Brasileira de Energia Elétrica;
2. CEB-Cia. de Eletricidade de Brasília;
3. CEEE-Cia. Estadual de Energia Elétrica;
4. CELESC-Centraís Elétricas de Santa Catarina S/A;
5. CELF-Centraís Elétricas Fluminenses S/A;
6. CELG-Centraís Elétricas de Goiás S/A;
7. CEMAT-Centraís Elétricas Matogrossenses S/A;
8. CEMIG-Centraís Elétricas de Minas Gerais S/A;
9. CELPA-Centraís Elétricas do Pará S/A;
10. CESP-Centraís Elétricas de São Paulo S/A;
11. CHESP-Cia. Hidro Elétrica do São Francisco;
12. COPEL-Cia. Paranaense de Energia Elétrica;
13. ELETRONORTE-Centr. Eléct. do Norte do Brasil S/A;
14. ELETROSUL-Centr. Eléct. do Sul do Brasil S/A;
15. ESCELSA-Espírito Santo Centrais Elétricas S/A;
16. FURNAS-Centraís Elétricas S/A.

### 1.4.4.3. - 貯水池の多角的な利用.

エトロプラスの社長アントニオ・カルロス・マカリア・イス氏は、この技術公議で、貯水池を多角的に利用する直達性にふれ、特に養魚に就て200万ヘクタールの面積のある貯水池の持つ魚類の潜在生産力と開発すれば食糧事情を改善する一助となり、又、その開発に伴って関連経済活動も促進され、地方の労働力をも吸収出来る。

と述べて、エトロプラスはその具体的な実施方法を研究して居る事を確言して居る。

又同社の総務重役である CESAR CALS 氏は、ブラジルの電線系大貯水池の多角的利用、排水、給水、下水排出量の調整の外に、商業的に行はれる運輸、非職業的の狩猟、漁撈、商業的漁撈、集約的養魚、低地農業、灌漑農業、水上スポーツ、キャンプ等及び組織的観光等々を公範に直つて述べて居る。

同氏はそれらの諸活動を発展させるには、その為電力料金を引上げられるのを拒否する方法で、公共機関から財政的援助が得られる補足的工事とサービスとを先づいて決定する事が必要だと述べて居る。

又 SUDEBE の技術調査局長セザル・デ・ケイロス氏は、

エトロプラス社の企ては、口内の漁業部門等に淡水漁業部門の渴望に答へるものとし、日本、印度及び支那大陸等の各口の河川や湖水の漁獲量の夫々がブラジルの流域漁獲量を二週して居る事実は、尤も貯水池の潜在生産能力を是認する一つの指標となり得て居る。とこの様に述べて居る。

### 1.4.4.4. - 生態と釣り養魚の手段.

エトロプラス社の顧問であり、アマリコ・連邦総合大学教授にあり、メルキアデス・ピント・パイバ氏は、公議の最初の技術的意見を述べたが、その中で、ブラジルの大電線貯水池の魚類潜在生産力にふれ、貯水池の一年当りの生産量を現在の8千トンのみならず、3千トンに引き上げる事が出来る事を言明して居るが、これを實現するには、貯水池の完成に先立って次に述べる様な幾つかの手段を講ずる事が必要だと述べて居る。

- 一番重要だとされる魚類に特別の注意を注ぐ事が必要である。大川-大湖生物の生態を調査する。
- 養魚的価値のある魚種の種群に備へて、それらの生態に関する採種工事を施す。
- 水中の有機物質の腐敗を少なくし、漁網の操作を容易にする。

にする為に必要な、流域地域に森林の部分的伐採  
を行なふ。  
- 漁船の避難場所と、集合場所を建設する。

1.4.4.5 - 電源用46貯水池の漁業潜在力。

エトロプラス(ブラジル中央電力公社)傘下の主な電源貯水池  
の、一ヶ年単位の魚類の生産潜在能力と各々の貯水可能量を  
示したものが次表のA表である。

表 XIX

イレットラス傘下の46貯水池の魚類生産潜在能力表

(注 附) Revista Nacional de Pesca, XIX, nº158-1976

R E P R Ê S A S 貯水池名	年 別 生 産	
	ヘクタール当り (kg)	合 計 (ト)
1. Sobradinho	70	29.400
2. Tucuruí	70	15.120
3. Furnas	55	7.425
4. Ilha Solteira	80	9.848
5. Três Marias	50	5.710
6. Embórcaçã	50	2.460
7. Itumbiara	50	3.825
8. São Simão	50	3.400
9. Água Vermelha	50	3.250
10. Xavantes	75	3.000
11. Promissão	85	5.143
12. Jurumirim	75	3.846
13. Foz do Areia	50	1.000
14. Salto Santiago	50	1.125
15. Capivara	85	4.378
16. Marimbondo	55	2.409
17. Paraibuna-Paraitinga	50	940
18. Boa Esperança	60	2.580
19. Marechal Mascarenha de Morais	55	1.375
20. Barra Bonita	75	2.436
21. Passo Real	65	1.528
22. Jupia	80	2.816
23. Volta Grande	60	1.330
24. Pedras	50	820
25. Passo Fundo	70	1.099
26. Porto Colômbia	65	813
27. Estreito	55	255
28. Salto Osório	50	310
29. Jaguarí	50	345
30. Moxotó	60	552
31. Ibitinga	80	920
32. Funil	50	195
33. Camargos	50	330
34. Itaúba	60	52
35. Caconde	55	193
36. Álvaro S. Lima	80	442
37. Curuá-una	50	430
38. Paranoá	85	366
39. Cachoeira Dourada	70	490
40. Jaguará	50	180
41. Ernestina	75	300
42. Paredão	65	150
43. Cajuru	55	149
44. Capivari	70	94
45. Bananeiras	50	113
46. Americana	75	99
T O T A L .....		123.091

## 2. 漁業に関連する法規に就ての説明.

### 2.1. 概要

漁業に関連する法規は、種々の法律、政令の規制の外に、種々の指令及び業務命令が夫々絡みあっており、それらの何れもが色々の関係諸官庁の権限に結びついて居る。

慣習法、民法、刑法の規定は、勿論漁業活動にも適用される。

海軍省の権限に属する海軍法律には、漁業活動と関係のある多数の法規が規定されて居る。

又職業漁業等は、労働法、福祉法及び労働事故防止法等によって保護されて居る。税務法は、漁業活動を奨励する為の免税、減税、其の他特別措置を規定して居る。

### 2.2. 漁業の奨励策と漁業投資基金 (FISSET-PEISCA)

1974年12月12日付の大統領令法第1376号は、従来の漁業に対する税務規制を根本的に改めて、新たに投資基金制度を設けた。

此の投資基金の設けに伴って、次に述べる機関の活動分野に属する幾多の部門がその受益を受けるとなった。(第1条 単項)

東北南開発庁 (SUDENE), アマゾン南開発庁 (SUDAM)

漁業開発庁 (SUDEPE) 熱帯雨林開発院 (IBDF)

ブラジル観光公社 (EMBRATUR), ブラジル航空公社 (EMBRERER), イスラ

チ州経済回復委員会 (GERES), ブラジル大畜産減産運動 (MOSEI)

この大統領令法第1376号から SUDEPE に関するところの条項規程を抜粋すると次の通りである。

第1条 - 法人が支払にねばらぬ納税額から差引かれて以下に於て該法人の投資金として使はれる金額は、この法令の定めるところによつて、政府により徴収され通用される。

第1項 - この条項に及ぼされて居る金額の大きさは、最初1967年2月28日の大統領令法第221号の第81条で規定せられた後1972年7月9日付の同令法第1217号の第1条で修正せられたものである。

前述の大統領令法第221号 (1967-2-28付) の第81条から第84条迄の条項規程は、この大統領令法第1376号の発令によつて、全面的に改正されることとなる。

東北南投資基金 (FINOR)

アマゾン " (FINAM) と共に

部門 " (FISSET)

が新に設けられることとなった。

FISSET は、この大統領令法の第82条の単項で説明されている。

観光用植林並びに漁業の三部門に分けて管する。

漁業部門投資基金 (FISSET-PESCA) は、次項の規制に基づき資金が導入構成される。

a) 次の文面からなる 1967年2月28日付の大統領令法第221/67号の第18条の規制。

第十八条 - 国内で正規に登録されている法人は誰でも 1972年の財政年度、その賦課された所得税及び付加税の25%迄、SUDEPE によって認可された漁業開発活動のプロジェクトに投資する事が出来る。

(備考: 1972年5月9日付の大統領令法第1215号によって、本条の活動規制は、1977年迄その実施期間が延長された)

b) 連邦政府の FISSET-PESCA 投資基金の持分に対する応募。  
(この持分は後列株式には転換出来る)

c) 自由意志に基づいて、自然人及び政府系民間系両方を合わせた企業が FISSET-PESCA に投資法事から得られる資金。

d) 上記の a) b) c) によって導入された財源を適用する事によって得られる FISSET-PESCA 基金の所得。

e) 法律内で規定されている他の財源。

法人は、上述の a) 項の規制にもとづいて支拂すべき所得税額の中からその25%を 漁業部門基金 (FISSET-PESCA) に投資する事が出来るが、従来例にその投資プロジェクトを自ら指定 (大統領令法第221/67号) せず、投資額は、後述の第18条の規制に該当する場合を除いて SUDEPE によって認可されたプロジェクトの何れか、SUDEPE の選定に基づいて、基金から投資されることになった。

連邦政府は、民間上の応募とは別に FISSET-PESCA 基金に財源を提供出来るが、その場合適用された金は、後列株式には転換出来ない。これは大統領令法第1376号の3条第2項に、連邦政府は何時でも必要に応じて、その部門の資金を簡便に、その開発を促進する事が出来る旨を規定して居るからである。

自然人或いは法人は、任意に 漁業部門基金 に投資する場合、その投資額は基金の持分に換算されるが、減税特典は受けられない。

要するに 1967年の大統領令法第221号と、1974年の同法第1376号の異なったところは、前者の場合は、投資者がその資金を割り当てる先の漁業会社を指定して適用を行ひ、その会社から優先株 (投票権は無い) としたのに対して、後者によってその選抜権が 漁業開発庁 (SUDEPE) のみに与えられた事である。

即ち FISSET-PESCA 基金は今後 ブラジル銀行 に預けられ SUDEPE によって監督されることになったわけであるが、漁業開発庁 のバリエーションは、次の通りである。

(1) SUDEPE は、漁業部門 を発展させる為に、どの面を優先させるかを決定する。

(2) 基金への投入を希望する漁業会社が提出するプロジェクトを分析し

- ・認可を受ける。
  - (3) 認可されたプロジェクトの実施方を検査する。
  - (4) 認可されたプロジェクトに対しての基金からの適用をブラジル銀行に指令する。(大統領令法第1376号第6条)
- 優先的事項は、1975年7月1日付の SUDEPE 指令第311号による決定された(第1条)下記三項から成つて居る。

- I. 自社としては非常によい営業成績をあげている漁業会社で、しかも SUDEPE 指令第11/75号に基づいて他の営業成績の不良な会社の周旋に取り組む事を申し込んで居るものに対する援助。
- II. その企業自体は営業を継続して成果をあげうる可能性があり極端な場合でそう去った会社に対しての社内財政分野を立て直しを伴うに運転資金の増強。
- III. 魚類の養殖開発を目的としたプロジェクト。

前述の指令は更に魚類の養殖開発プロジェクト並に漁業開発が例外的に許可するものを除いて今後一切 FISSET-PESCA 資金を漁業部門での固定投資に使用する事を禁止して居る。

受け得る規制特典を指定して FISSET-PESCA に向けた会社は、その金を基金から使はてもらう為には、その会社は、SUDEPE 指令第336号に規定された条件を色々満たさなければならぬがその為には、SUDEPE 指令第311/75号内でうたはれて居る政府が規定する優先分野によくマッチしたプロジェクトを作成し、そのプロジェクトの内容を記した請願書(カルタコस्ता)を提出する必要がある。

そしてもしそのプロジェクトが自家用のものである場合の添付書類は下記の通りである。

- a) 自分がその会社を資本的に支配している事を証する書類。
- b) 資本的にその会社がニッポンの企業との協調によって支配されている場合にはそれぞれ企業からそのプロジェクトに対する投資金額に就ての確認書。
- c) 支拂うべき所得税率の、規制特典を受けうる金額の中から FISSET-PESCA に適用する高にきめた価格に於ての証拠書類 (SUDEPE 指令第336/75号、第1項補則)

漁業会社が FISSET-PESCA 基金を適用してもらう為には、以上の書類が提出される必要がある。

2. ブラジル中央銀行 回章ヲ179号ノ規定ニ従テ会計ノ有業沿革  
ニ依テ作ラレ少クとも一名ノ取締役ニ由テ査証サレタ、作成日ガ  
60日ヲ経過シテリテハバランスシート又は試算表。
- III. 会社ノ流動資産、短期負債、長期負債及ビ固定資産基定  
ニ分析シテ書類。
- IV. 普通株と優先株とに分けた 拂込済資本額ノ明細、証明。
- V. 短期及ビ長期負債ニ付テハ説明書ニハ、債権者氏名、  
負債ノ種類ヲ示シテ支拂満期日ヲ示スこと。
- VI. 前回ノ基金カラ受領シタモノ、中カラ既に運用シタ金額ノ  
明細。
- VII. 最後ニリベトサレタ基金カラノ金ガ、会社資本ニ組み入れ  
ラレタ事ヲ示ス官報、又は官報ニ未掲載ノ場合は、その事ニ  
付テ、州商業登記所ノ証明書。

- VIII. 会社と、会社ノ取締役各自ノ所得税納入証明書(源泉税)
- IX. 許可サレタ分割株ノケースヲ包含セテ書類ノSUDEBE提出前  
60日ヲ超スニシテ作ラレタ INDS (社会福祉基金) FGTS  
(退職基金) 及ビ PIS (社会統合計画基金)ノ納入証。  
(SUDEBE 指令ヲ336/75号ヲ参照)

FISSET-PESCA (漁業部内投資基金) ガル基金ヲリベトシテ去ララシ  
ニハ、申請者ハ、その申請額ニ相当スル基金ありテ発行スル事  
ニテモ其ノ金額そのものは、その統計カラ3% (それ等は大統領  
令法ヲ1376号ヲ参照) 規定サレテ1.5%ノ基金ノ運用費  
と、1.5%ノ調査・奨励費) ヲ差引キタモノデアリ。

プロジェクトガ認可サレルト SUDEBE (漁業開発庁) ハ、その認可シ  
指令(ポルタリヤ)ノ形式テ出シ、その中で下付サレタ財源ノ一ツツ行  
ク先ヲ明示スルと共に認可サレタ基金運用ノ日程表ニ厳重ニ準拠  
シテ部分的に順次その基金ヲ分割的に手交スルよう、ブラジル  
銀行ニ指令スルコトナリ。(1975年7月17日付SUDEBE指令ヲ336号)

FISSET-PESCA 基金ガ対象物トシテ会社ハ基金ニ  
対シテ、その下付サレタ金額ニ等シク額面ノ株又は社債ヲ渡スニ  
ナリ (大統領令法ヲ1376号ヲ参照)。

基金ノ加算株式ハ普通株でも優先株でもヨリ、優先株ノ場  
合ハ、その優先株ガ会社ノ利益ニ対シテ全額的に参加スル権利ガ  
ありトシテ、その権利ニ付テは、その規定ニ依リ、その規定ニ

1975年9月11日の大統領令法第1419号によって、1974年12月12日付の同法第1376号の発効日以降に認可されたプロシエタのみは適用される事に注意する必要がある。

1974年12月12日以前に認可されたプロシエタの場合は、FISET-RESCA基金は少なくとも以下の3条項をみたす優先株を4はOKであるとしている。

- a) 応募した資本金を優先的に払い戻す。
- b) 最低配当金を優先的に支払う
- c) 固定資産の価値修正にもとづいて資本増加を認める場合に、その恩恵に100%浴び得ること。

大統領令法第1376/74号第8条第2項に述べられていた株式た易に就ては、株式会社法(1940年9月26日付第2627号)の以下第106条及び第107条の規制は適用されない。

第106条。

一、又はそれ以上のクラスを優先株式に与えられていた優先事項や利息を改正したり又は更にそれ以上に有利な条件を付けた優先株を新たに設定しようとする場合は、定款中に特定の株が投票する権利があるとかないとかの規定があることに拘はらず、少なくともそれによって総株主の過半数クラスが資本金の少なくとも半数以上の賛成を必要とする。

第107条。

第105条のa, d, c, 及びg項で定められて居る事項が可決されたことに異議のある株主は、その事が議決された株主総会の議事録公示日から30日以内に、その不同意の旨を取締役に尋ねる事によって通知することによりその所有株式に相当する金額を払い戻さうけて会社が清算する事ができる。

法人がその所得税申告書で税制特典分を漁業部門投資基金へ投資することと決定した場合は(大統領令法第1376/74号第15条第2項)その投資額は分割されて直接又は間接的に、ブラジル銀行宛に納入される。

ブラジル銀行では受領額と引換へに納入者名簿の通巻号があり納入証明書を各営業年度毎に発給するが、

この証明書は必ずしも記名式であることと要し、又第三者に譲渡でき  
ない事になつてゐる。

所得税の分割納入時に、それと同時に FISET-PESCA 基金に  
出付けられたものも納入されるが、その時に引き換えに発給される  
基金への納入証明書(ナチアケド)は、その発行日から起算して最高  
一年以内に漁業部門投資基金(FUNDO FISET-PESCA)の持分  
(コ-ア)にとりかかると必要があり、もしその所定期間中に、その権利を  
行使しなければ、それらの納入証明書は無効となる。(大統領令  
法令1376号第15条第12項)

そして上記の投資基金の持分は、投資者名簿の記名式で発  
給され、発行日から4年経過後に、はじめて第三者に譲渡  
出来ることとなる。

投資基金持分の所有者は、ブラジル銀行からその基金の相場  
(コ-ティション)を知らせ(第15条第3項)ると同時に、又必要とする  
場合は、その所有持分を連邦政府自体又は政府系官庁に對する  
保証物件として差し出す事になる。(第15条第5項)

投資基金持分の値段は、従つて大統領令法令1376/74号  
の第8条第12項の方法でその基金の適用を受けた会社の株と  
関係があるわけで、若しその会社が株式公開会社である場合  
は、株式取引所でその会社のその日の株価の平均値が取られ  
て、毎日株価が立たない場合は、立った最終日の株価の平均  
値をとることとなる。一方株価が株式取引所で立たない会社  
の場合は、株式の額面が最終決算で出た正味財産の総額  
の中で低い方をベースとしてとる事になつてゐる。  
又会社の創立が新しく株式を募集中で(募集期間は最高6月)  
上述の何れにも該当せず、バランスも発表されてゐない場合は、  
ファンドの持分値段の算定は、株式募集値段を基準として決め  
られる事になつてゐる。(D.L. 1376号第16条)。

FISET-PESCA 投資基金持分の所有者である基金投資者  
は、その所有持分を D.L. 1376号第8条の規制のもとにおいて  
基金の金が使はれてゐるとして会社の株式とでも交換する事を  
請願する事が出来る。そして此の交換は、取寄せられた方法で算定  
された株価で、しかも将来とされる通貨審議会の手配に基づいて  
行はれることとなる。(第17条及び18項)

又投資会社が第18条の規制に該当する場合即ち単独で  
或いは共同で被益会社の投票権のある株式の5%以上を  
所有してゐる場合、SUDENE と ブラジル銀行は、それらの会社が  
FISET-PESCA 投資基金に 禁制 投資命令を 受ける事によつて、得  
てゐる納入証明書に記される額を被益会社の口座に  
へ、その口座外に對して許可された税金、恩恵額を限度として  
投資出来る事を保証してゐる。

尚上記の恩恵に浴する為には、数社が共同で被益会社の投票権のある株式の51%又はそれ以上を保持している場合、その各々の会社は、それら株式(被益会社)の5%以上を所有しているければならず、且(DL第1376号第18条第3項)更に各々の会社は、直接に又は間接に同一人である自然人又は法人(法人の場合は関連会社グループ)によって資本的に支配されておらねばならない。

尚上記の恩恵に浴する被益会社の成り立ちを考へて見ると理論的には下記の4クラスに分類される。

- a) 一社によって単独投資されたもの。
- b) 一関連会社グループによって単独投資されたもの。
- c) 二社又はそれ以上の数々の別々の法人によって共同投資されたもの。
- d) 一社又は、数社の別々の法人と、一関連会社グループとによって共同投資されたものか、又は、一つの関連会社グループと他々の関連会社グループとによって、共同投資されたもの。最終的には、一社又は数社と、他々の関連会社数グループとによって共同投資せられたもの。

次にここで言う関連会社とは何かに就て若干の考察を述べることとする。

DL第1376/74号の第18条第3項は、投票権のある株式による関連会社の直接又は間接的支配に就て規制している。

ブラジルの商法の規制によって投票権のある株式の過半数(半数と、一株以上)を代表する名実者は、その会社を支配する事が出来る。それら名実者である自然人又は法人の他に、同一企業体に他々の法人が介在している場合が直接支配であって自然人又は法人であるAが自身でB社の投票権のある株式の過半数を所有する場合がこれに該当する。

之に反してA社はB社の投票権のある株式の過半数を所有し、B社はC社の支配権を持ち、C社はD社の支配権を持ち、という形を連鎖的関連がある場合が間接的支配と云われる。

第18条第3項は、関連会社が一社によって支配されている場合その支配会社をも関連会社グループの一員と見做している。又関連会社が自然人によって支配されている場合、被益者の所有に属する被益会社の株式は、その関連会社の株式数に加算される。

## 2.3.- 漁業の監督

### 2.3.1.- 概要

ブラジルでは、無分別の乱獲によって漁業資源が減り、或種の水生動物が滅亡するに至った事は衆知の事實であるが、そうなる以前にシと早く漁業活動に対する国の規制が樹立されてきた。

この規制法は、漁業が逐次口内生産の重要部門となるに及んで益々必要となってきたのであるが乱獲を防ぎ、資源の保全をはかると共に漁業を振興させる為には、更に単にその規制が存在するだけでは駄目であるから、果してその規制が実行されてゐるかどうかを監査する為及びその規制に違反した場合には、法的にどうするかと云ふ事がある必要が生じてきたわけであり、事案、大統領令法第221,67号ならん、此の法律の施行細則を規定した政令、指令の殆んどすべての部分がこの監査活動についてうたつてゐる。

即ちその法律の中では、先づ第一に漁業行為そのものの定義から始まって、(DL第221/67号第1条) 商業、娯楽、科学研究の為に行ふ漁獲行為、(第2条) 公海域(第3条) 淡水域及びブラジル領海域(第4条) についての定義がなされ、つぎに漁船の規格についての法約規制、漁船、乗組員が正式に漁獲に従事できる為の遵守事項が規定されてゐる。(DL第221/67号第5~17条、第22~28条) 尚同法第18~20条では漁業会社とその業務内容に従つて區別し、それらが活動する為の法的必要項目をうたつてゐる。

更に又同法では、漁具、漁獲禁止期間、保護すべき魚類等についてもうたつてあるが、要するに、此の法律をうけてその憲法法規はすべて、監査をよくする事の重要性をうたつてゐる。

以下この監査活動をより有効とする為に設けられてゐる事を法規に就ての法約を述べることにする。

### 2.3.2.- 監査官

大統領令法(D.L)第221,67号は、その第53条で、次の様に規制してゐる。

(第53条). 漁業活動は、監査官として正式に任命された「公務員」によって監査され、此の監査官は、その業務遂行に当っては警察官と同等の権能を享受する。

(第54条). 之等の公務員は、sube又は、此の sube から委任された機関の要請に基づいて警察から支給された防衛用の武器を携帯する事が出来る。

SUDEBE (漁業開発庁)との協定にもとづいて同庁から権限を与えられた州の同様な機関の公務員もこの監査業務を実施できる。

又之等公務員の外、海軍省のバトロール部隊も、1971年4月1日付の政令第68.459号の規制にもとづいて漁業の監査を行う事が出来る。(自第11条至第15条)

海岸線のバトロールを制定した1955年2月10日付の法律第2419号の施行細則は1969年2月5日付の政令第64063号は海岸線のバトロールに従事する船艇乃至は哨艇の船長を補佐として漁業監査業務を行う資格のある公務員を塔集せしむる事を認めていた。

又必要とすれば、バトロール船に限りず、海軍の他の船艇も漁業の監査に当り得る事を規定している。(政令第68.459号第11条第1項)

### 2.3.3. 違反者の逮捕.

漁業に関する法規に違反する者、法規を無視して行動する者或いは、監査業務命令に従わない者は、例へば、それが公務員であるとしても逮捕する必要が生ずる事が多い場合、監査業務に当る SUDEBE の公務員(監査官)も (DL. 第221/67号第54条) 海軍所属船艇乃至は哨艇の船長も、この漁業法規の違反者を逮捕する事が出来る。(政令第68459号第11条第3項)

逮捕された違反者は、逮捕場所又は違反場所が一番近い警察に送られ (DL. 第221/67号第54条第2項) 海軍によつて逮捕された違反者は、海軍港務部へ送られる。(DL. 第68459号第11条第3項)

レが下記の場合にのみ逮捕できる事になっている。

- a). 監査官の命令に服従しない者 (DL. 第221/67号第54条)
- b). 当局の許可なしにブラジル領海内で漁撈活動をする外口難漁船の責任者 (DL. 第221/67号第9条)
- c). 水と接触する事によつて爆発するダイナマイ、及び他の爆発物一般又はその類似物質を運ぶ漁獲 (DL. 第221/67号第35条c)
- d). 毒物を用いた漁獲 (DL. 第221/67号第35条d)

次の場合漁船は操業停止を命ぜられ水産物の加工場は閉鎖される。

- a). 海事当局の要求事項が履行されない場合 (DL 221/67 号 76 条)
- b). 内口漁船と外口漁船とを問わず、それが SUDEPE に登録されて居らず、操業許可もない場合 (DL 221/67 号 76 条)
- c). 外口漁船が関係機関当局の許可なしに、ブラジルの領海内で漁業活動を実施する場合 (DL 221/67 号 79 条 単項) (尚、この件については更に参照、1975 年 12 月 18 日法律 5276 号)
- d). 上述 a). b). c). に該当する場合、漁具と積荷と罰則の対象となる。
- e). 漁船が漁撈許可証 (CARTA DE PATRÃO DE PESCA) を所持して居る旨によりて指撞された場合 (近海漁業と洋漁業とは別)
- f). 水産物の加工が SUDEPE の事前許可なしに、又は定められて居る規則と履行されずに実施された場合 (DL 221/67 号 79 条 単項)
- g). SUDEPE の事前許可なしに科学研究調査と実施する船舶、用具及び装置 (DL 221/67 号 730 条)
- h). 当局の許可なしに軟体甲殻類の捕獲と、海鳥類と採集する漁船 (DL 221/67 号 76 条, 746, 47, 49 条)

#### 2.3.4. - 押収

次項に該当する場合、当局は、漁獲物及び漁獲に使はれた漁具を押収する事が出来る。

- a). アマチュアが "アマチュア漁夫許可証" をもたず、その規則に反して漁獲をした場合 (DL 221/67 号 729 条 1 項, 72 項 と、756 条)
- b). 禁止されて居る魚種、大きさ、又は禁漁期、禁漁域と無視しての漁獲。 (DL 221/67 号 733 条, 712 項, 735 条, 713 項 及び 756 条)
- c). SUDEPE の事前許可なしに実施されるすべての水生動物 (成育状態とは別) の輸出及び輸入、又は天然或いは飼育物の口内水域への導入 (DL 221/67 号 734 条, 736 条)
- d). 禁止されて居る漁具と機具類の使用 (DL 221/67 号 739 条, 756 条)
- e). SUDEPE に登録されて居る会社によって行はれる水生動物の産卵 (DL 221/67 号 755 条, 756 条)

### 2.3.5. 罰金

大統領令法(DL) 8221/57号の次の規制に違反する場合は次の罰金が課せられる。

- a) 711条 - 航海日誌が記載されていない場合 - 最低給料の1/10から1/2迄の罰金。
- b) 713条 - 漁撈許可証のない者によって漁船が指揮された場合 - 最低給料の1/10から1/2迄の罰金。
- c) 719条 - 当局の許可なしに、魚類の加工を行なう場合 - 最低給料の1ヶ月分から10ヶ月分迄の罰金。
- d) 724条 - 漁船の乗組員の構成に内口人の必要比率が欠けて居る場合 - 最低給料の1/10から1/2迄の罰金。
- e) 729条 - アマチュアが、アマチュア漁夫証を所持せずに漁獲する場合 - 最低給料の1/10から1ヶ月分迄の罰金。
- f) 729条の2項 - アマチュアでありながら漁業専門船を用いて漁獲する場合 - 最低給料の1/10から1ヶ月分迄の罰金。
- g) 730条 - 漁業に関係のある科学研究調査を当局の許可なしに実施する場合 - 最低給料の1/10から1ヶ月分迄の罰金。
- h) 733条の1項 - 禁止された魚種大群の漁獲、禁止時期の漁獲 - 最低給料の1/10から1ヶ月分迄の罰金。
- i) 733条の2項 - 禁漁域での漁撈 - 最低給料の1/10から1ヶ月分迄の罰金。
- j) 733条の3項 - 個人所属水域で所有者の許可なしに漁撈活動をした場合 - 最低給料の1/10から1/2迄の罰金。
- k) 734条 - 許可なしに水生動物を輸入した場合 - 最低給料の1/10から1ヶ月分迄の罰金。
- l) 735条のa項 - 立入禁止場所と立入禁止時期での漁獲 - 最低給料の1/10から1ヶ月分迄の罰金。
- m) 735条のb項 - 船舶航路での操業 - 最低給料の1ヶ月から2ヶ月分迄の罰金。
- n) 735条のc項 - 爆発物投入による漁撈 - 最低給料の1ヶ月から2ヶ月分迄の罰金。
- o) 735条のd項 - 毒物投入による漁撈 - 最低給料の1ヶ月から2ヶ月分迄の罰金。
- p) 736条 - 貯水池の天然生息動物に対す保護を怠った場合 - 最低給料の1ヶ月から10ヶ月分迄の罰金。
- q) 737条 - 貯水池近くでの漁獲 - 最低給料の1ヶ月から10ヶ月分迄の罰金。
- r) 738条 - 油及油の多い動物の放出 - 最低給料の2ヶ月から10ヶ月分迄の罰金。

(1967年11月17日付の法律第5357号は、油と海域に放出した船に対して、その積載容積1トンにつき最低給料の2%に相当する罰金を課し、港務局へ拂い込ませる事を規制して居る、)

- 5). 第39条 - 禁止漁具又は罟具を用いての漁獲 - 最低給料の1/10から2ヶ月分迄の罰金.
- 6). 第45条 - 禁止時期と許容量以上の鯨類の捕獲 - 最低給料の2ヶ月から10ヶ月分迄の罰金.
- 7). 第46条 - SUDEBEで制定した条件に違反した海草類の採集と無脊椎類の捕獲 - 最低給料の1/10から1/2迄の罰金.
- 8). 第47条 - 海草類と無脊椎類の天然資源を発見してから、その専売を60日以内にSUDEBE宛通知しなかった場合 - 最低給料の1/10から1/2迄の罰金.
- 9). 第49条 - 漁船と軟体類を採集する為の限定海域内に投錨し、又はその中の生息地帯に、残滓物を投入した場合 - 最低給料の1/10から1/2迄の罰金.
- 10). 第52条 - 会社がSUDEBEへの登録を以て水生動物の売買をした場合 - 最低給料の1/10から1ヶ月分迄の罰金.
- 11). 第9条 - 外国漁船が許可を以てブラジル領海域で採集した場合.

300トン迄の漁船に対して  $\text{Cr\$} 50.000,00$  (5万クルゼーロス),

300トン以上の漁船に対しては、100トン又はその端数トン毎に  $\text{Cr\$} 50.000,00$  (5万クルゼーロス) の罰金が課せられる。

1) 項から 10) 項迄の違法行為が同発注の場合、違反者には倍額の罰金が課せられる。

### 要 注 意

上記の罰金に就てはその違反の種類によつて、最低給料の何倍という風に規定されていたが、1975年4月29日付の法律第6205号で以ては、法的に効力を有する事に対しては、そういつた具合、即ち最低給料の何倍というやり方で金額を規定する事が出来なく、違ったシステムが採用される事になったわけである(第2条)。

それから、1975年3月8日に、政令第75.704号が発令されて法律で定められた罰金、(D.L. 22/67 - 場合のように)の場合には1975年5月1日現在の最低給料に1.5%をかけたものという事になったので、従ってD.L. 22/67で規定されている算定基準は、

最低給料  $CR\$ 376.80$  ではなくて  $CR\$ 376.80 \times 1.33 = CR\$ 501.14$  になったわけである。(自1975年5月1日至1976年4月30日の法定最低給料は、サンパウロ地区で  $CR\$ 532.80$  であつた。)

ところが最近又政令  $\text{77511}$  号が發布され1975年5月8日付の政令  $\text{75704}$  号の際の算定基礎となつたものに対してそれ以後は、 $1.274$  を掛けたものを使う事になつたので、 $DL221/67$  に適用される算定基礎は、再度、 $CR\$ 638.45$  に修正されてゐる。(自1976年5月1日至1977年4月30日の法定最低給料は、サンパウロ地区で  $CR\$ 768.00$  であつた。)

### 2.3.6.- 調書作成

法律違反があつた場合 監査業務に当る公務員は、違反者へ逮捕、活動停止、或いは漁具漁獲物押収等の場合も含めて違反者から違反調書をとる。(SUDEBE 指令  $\text{418}$  号・1969年11月12日付)

法律違反調書は、爾後行政措置をとる爲の基礎となる書類だから明瞭に、行向を余すことなく又文字の削除、修正を以て作成されるはならない。

法律違反調書が SUDEBE の州代理人か或いは、その業務代行権を有する役所に送られると調書をとられた側は、十日の内に抗告する必要がある。この十日の猶予期間は、調書作成の日から起算されるが、それには、その日の土、日曜及び祭日は計算されない。

調書の審査は、SUDEBE 指令  $\text{418/69}$  号の規制に準じて実施される。

### 3. 結 語.

本報告書は、ブラジルの漁業について一般的情報並に特定のトピックに就ては相当細部にわたる資料をあげて記し特に漁業開発に関しての政府機関である SUDEPE (漁業開発を SUPERINTENDENCIA DO DESENVOLVIMENTO DA PESCA) の漁業開発プランを併せて詳述することによって読者に、ブラジルの漁業の現状を把握していただく目的で作成された。

ブラジルの漁業活動は、1967年2月28日付で大統領令法、第 221 号が発令されてから盛んになったと云へるのであるが、漁業を振興する為の合理的指導に欠けて居た恨みがあり、その為には遺憾ながら、この 10 年間に予期の開発を達成するに至って居ない。

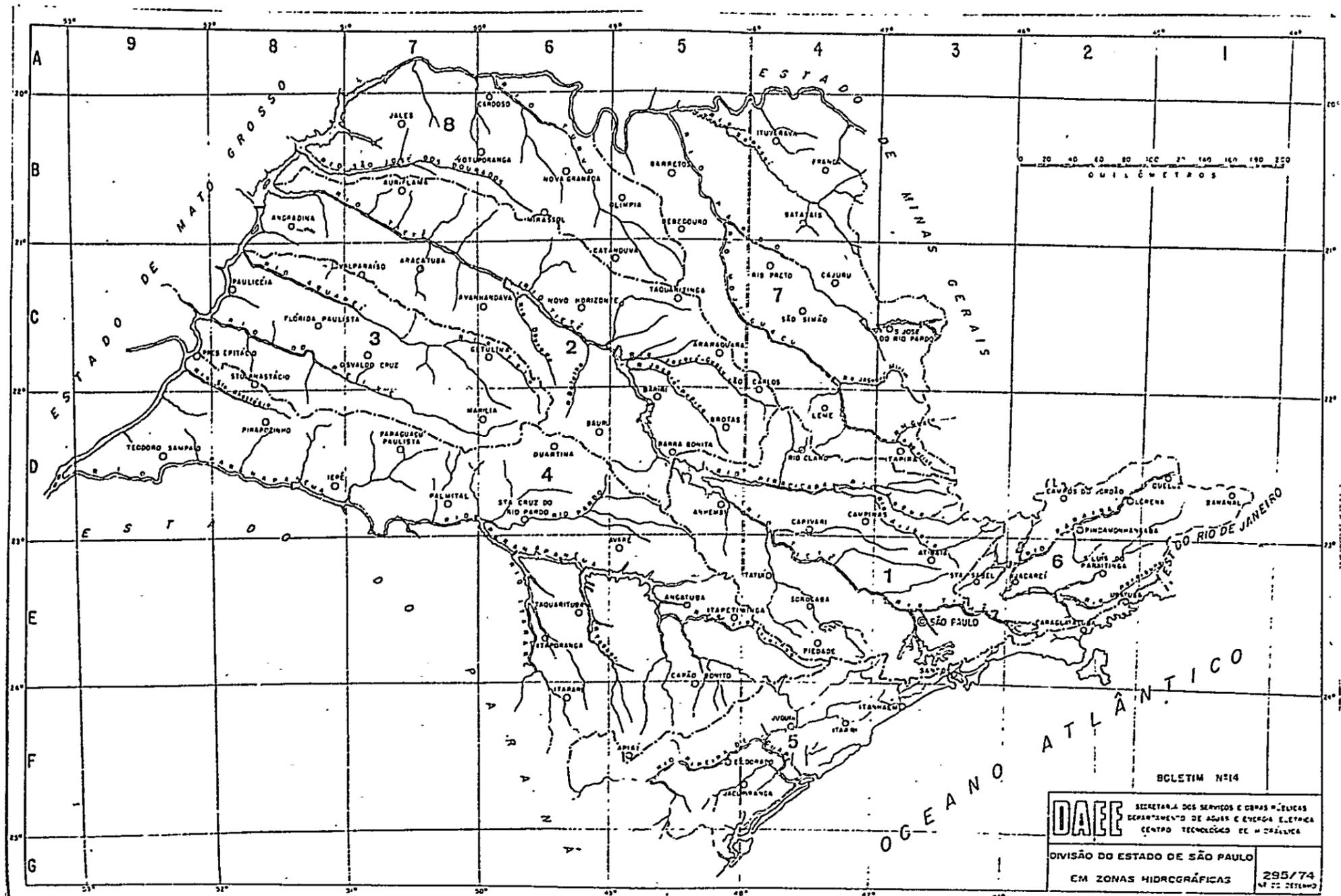
此の事案に鑑み、やがと現在になつて SUDEPE と農務省が漁業の開発を促進するには、もつと現状に沿つた実質的で明確且つ実行可能な行動をとる事が必要であるとの認識に立ちはじめているという事が現状であろう。

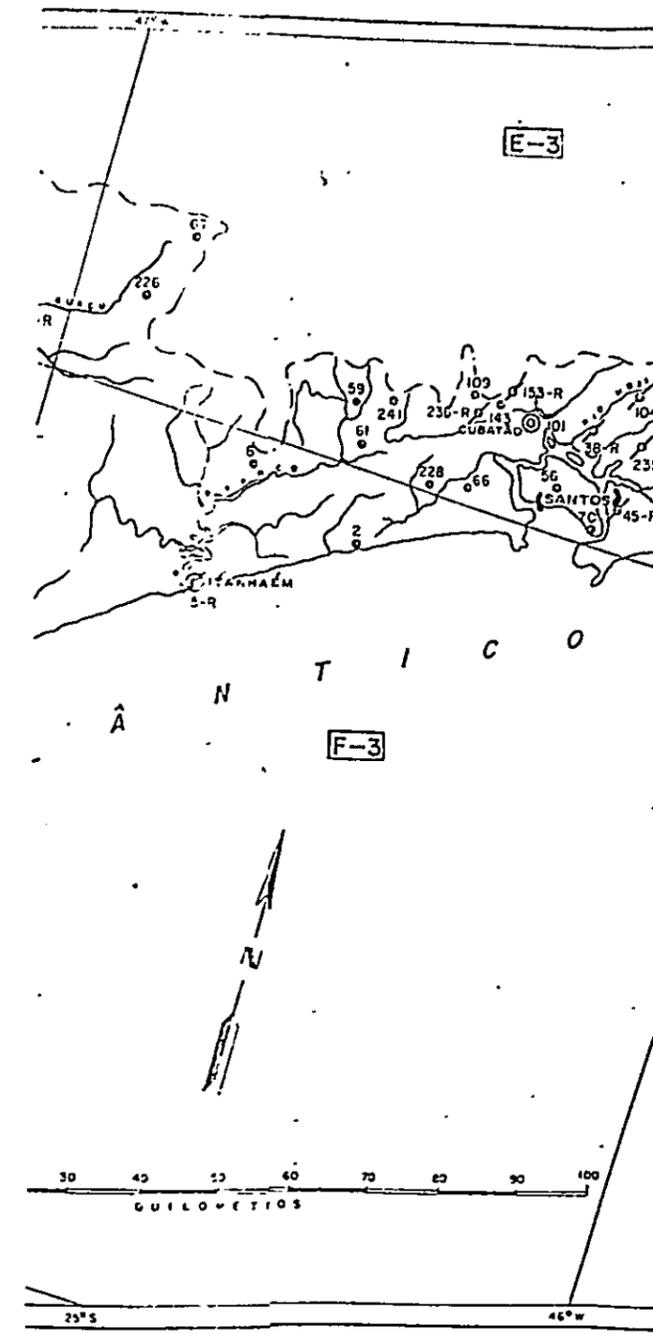
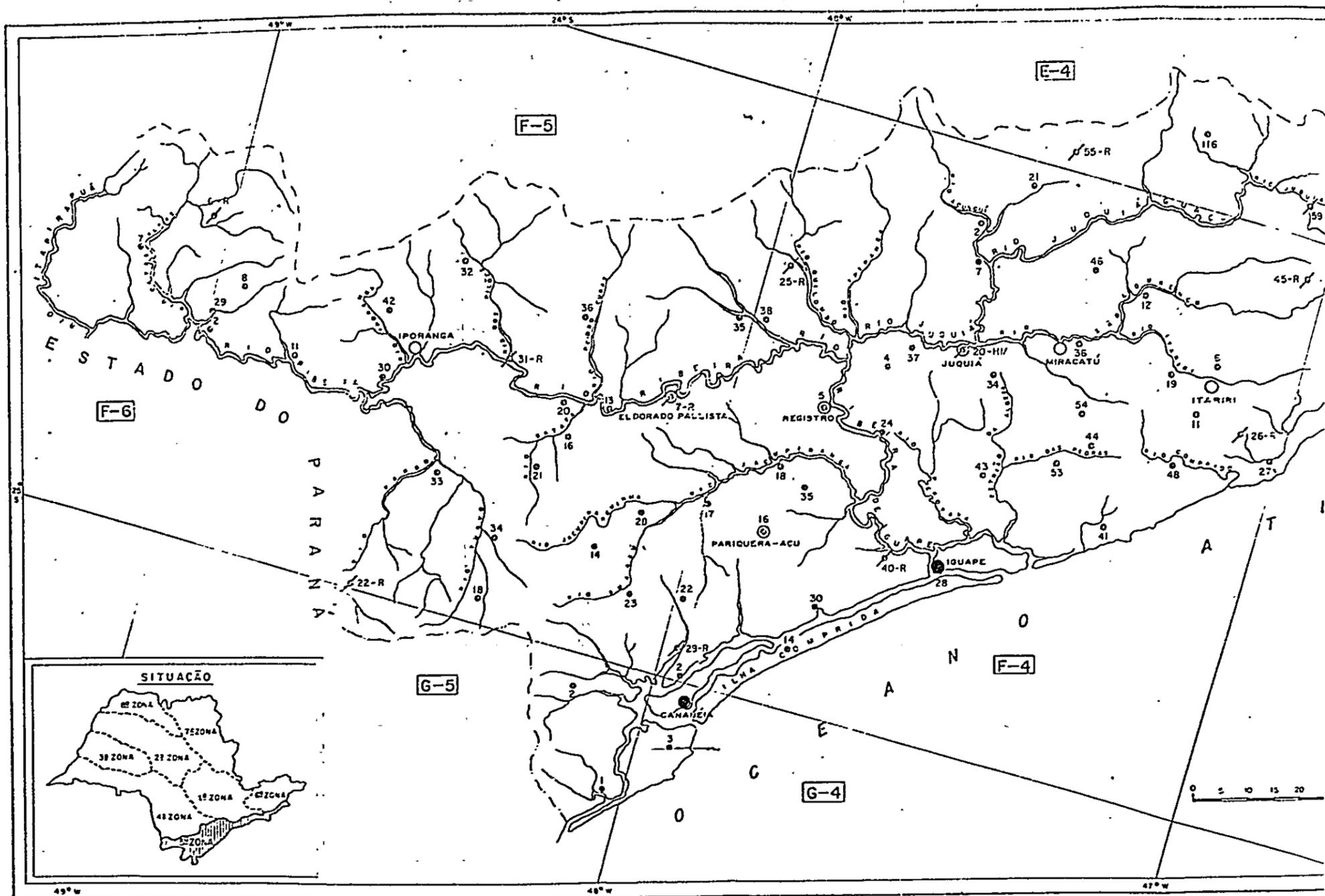
その前提に基いて、政府では現在、ブラジルの東南並に南部地域の漁業は継続して開発される必要があるとは認めながらも之等地域の新しいプロジェクトの實施より、北伯及び東北伯地域の養殖を含む漁業開発プロジェクトと、漁業調査の爲の科学研究活動を促進し、それらによつて自然環境を破壊することをなく漁業の開発を進めて行く事に政策の主眼を置いているようである。

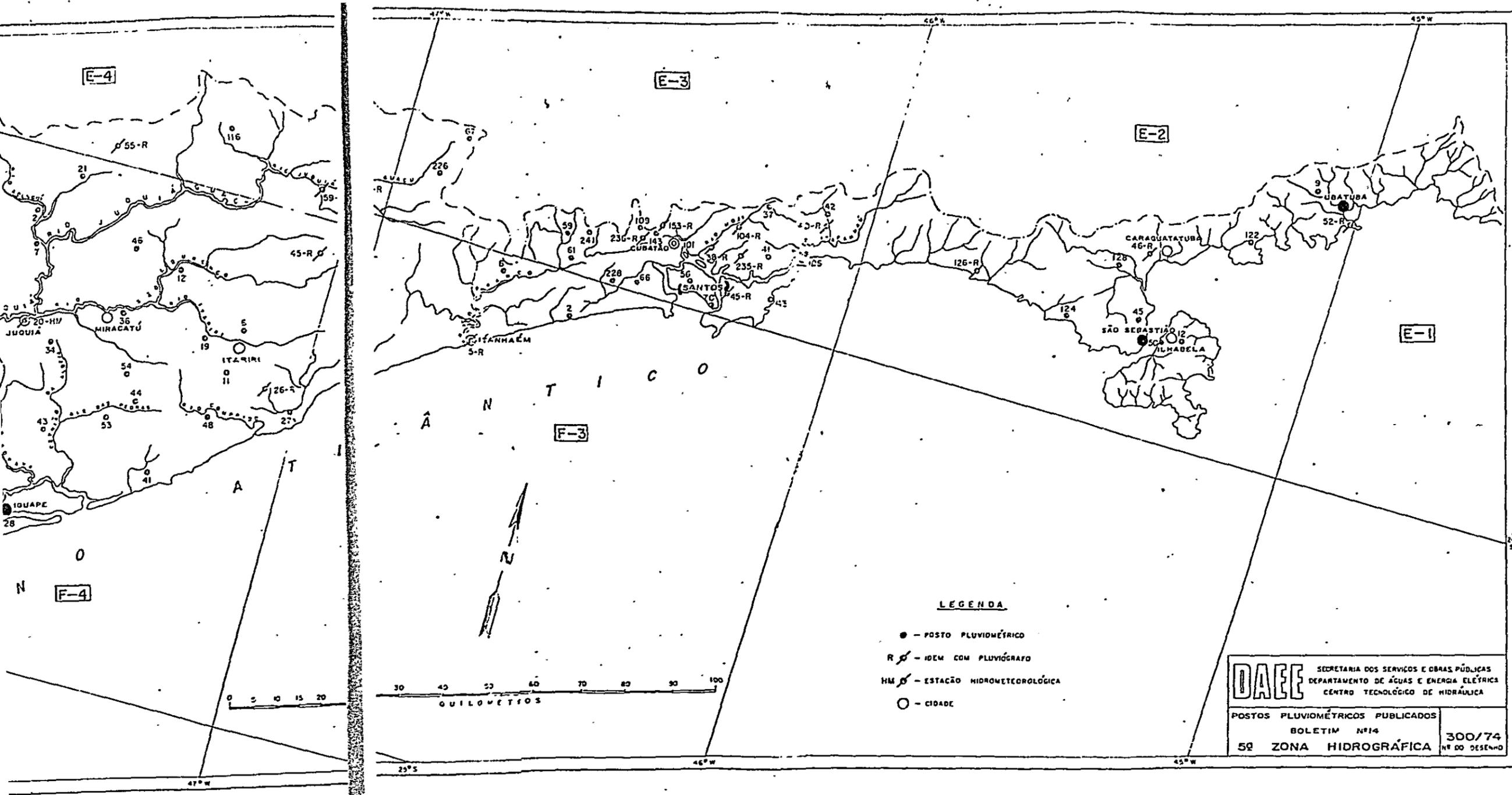
去る3月23日に、首都ブラジリアで實施された関係六省(大蔵、企画、商工、鉱山動力、農務及び内務省)の次官會議で、今後新しいプロジェクトに対する許可を制限し、各部門投資基金(FUNDO DE INVESTIMENTOS SETORIAIS)(その中に漁業振興も含まれている)の運営について新しい政策を樹立する必要性が経済開発審議会(CDE - CONSELHO DE DESENVOLVIMENTO ECONÔMICO)宛勧告されたのはこの政策の表はれの一つと云へる。

#### 4. 添附書類. (前語)

- I. - 1950年12月18日付 法律令1283号.
- II. - 1976年10月29日付 SUDEPE 指令令19号.
- III. - 漁業部門投資基金の現状 - 1976年12月31日 (SUDEPE)
- IV. - 一般消費魚類に就て主婦の意見: 1975年10月.  
(漁業協会)
- V. - 漁業用機械・漁具・装置類の主な生産会社の一覧表.
- VI. - 口内の主な造船所の一覧表.
- VII. - 1967年2月28日付 大統領令法令221号.
- VIII. - サンパウロ州の河川地図及びの海岸地図.
- IX. - 漁業関係官庁の機構図. (付冊, 自1頁至92頁)







**LEGENDA**

- - POSTO PLUVIOMÉTRICO
- R / - IDEM COM PLUVIÓGRAFO
- HM / - ESTAÇÃO HIDROMETEOROLÓGICA
- - CIDADE

DAEE	SECRETARIA DOS SERVIÇOS E OBRAS PÚBLICAS	
	DEPARTAMENTO DE ÁGUAS E ENERGIA ELÉTRICA	
	CENTRO TECNOLÓGICO DE HIDRÁULICA	
POSTOS PLUVIOMÉTRICOS PUBLICADOS		
BOLETIM Nº14		
5ª ZONA HIDROGRÁFICA	300/74	Nº DO DESENHO

